

令和 7 年度第 7 回小金井市廃棄物減量等推進審議会 次第

令和 8 年 3 月 4 日（水）

午後 2 時から午後 3 時 3 0 分まで

小金井市野川クリーンセンター 研修室

1 開 会

2 議 題

(1) 小金井市一般廃棄物処理基本計画等について

資料 1 小金井市一般廃棄物処理基本計画（案）本編・資料編

資料 2 小金井市食品ロス削減推進計画（案）本編・資料編

資料 3 小金井市災害廃棄物処理計画（案）本編・巻末資料

(2) 令和 8 年度一般廃棄物処理計画について

資料 4 令和 8 年度一般廃棄物処理計画（案）

(3) その他

小金井市一般廃棄物処理基本計画 案

令和 2 年3月
(令和 8 年 3 月改定)
小金井市

目 次

第 1 部 一般廃棄物(ごみ)処理基本計画	1
第 1 章 計画の基本的事項	2
第 1 節 計画の位置づけと対象期間	2
第 2 節 国の動向	4
第 2 章 本市の現状と課題	6
第 1 節 人口動態	6
第 2 節 ごみ処理の状況	7
第 3 節 前計画における目標値と実績	27
第 4 節 本市の抱える主な課題	29
第 3 章 基本方針	53
第 1 節 これまでの経緯	53
第 2 節 基本理念	54
第 3 節 基本方針	55
第 4 節 目標の設定	56
第 4 章 施策の展開	57
第 1 節 計画の体系	57
第 2 節 発生抑制を最優先とした 3R の推進	59
第 3 節 各段階における安全・安心・安定的な体制確立の推進	67
第 5 章 計画の推進体制及び進行管理	70
第 2 部 生活排水処理基本計画	71
第 1 章 生活排水処理の現状	72
第 1 節 収集運搬・処理の状況	72
第 2 節 し尿及び浄化槽汚泥の処理量	72
第 2 章 今後の取組	73
第 1 節 本市における取組	73
第 2 節 災害時の対応	73

用語、数値の取扱い及び表記方法は、特に断りのない限り、次のとおりとします。

1. 数値の端数処理

- 数値は原則として四捨五入により端数処理を行っているため、図表中の内訳の合計と総数が一致しない場合があります。

2. 期間の表示

- 年度は、元号表記を併記「和暦〇〇年(西暦〇〇〇〇年)度」で表示します。

3. 資料の出典

- 特に出典を明示していない数値は、小金井市の統計資料または関係部局の集計によるものです。
- 他機関の統計や資料を引用する場合は、原則として出典を明記しています。

4. その他

- 掲載されているデータや図表は、計画策定時点の情報に基づくものであり、最新の状況とは異なる場合があります。

第1部 一般廃棄物（ごみ）処理基本計画

第1章 計画の基本的事項

第1節 計画の位置づけと対象期間

1. 一般廃棄物処理基本計画の位置づけ

「小金井市一般廃棄物処理基本計画」（以下「本計画」という。）は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条第1項に基づき策定するもので、一般廃棄物の処理に関する中長期的な基本方針を定めるものです。策定に当たっては、上位計画である「小金井市基本構想・基本計画」や「小金井市環境基本計画」、国や東京都（以下「都」という。）の策定する計画とも整合を図り、長期的・総合的な視点から一般廃棄物の処理に関する基本的な方向性や目標達成のための施策について定めています。なお、本計画を推進するための年度ごとの具体的な取組については、毎年度策定する実施計画「小金井市一般廃棄物処理計画」で定めるものとします。また、「小金井市災害廃棄物処理計画」や「小金井市食品ロス削減推進計画」との整合を図るものとします。



図 1-1 一般廃棄物処理基本計画の位置づけ

2. 計画対象期間

本計画は、令和元年（2019年）度に策定した小金井市一般廃棄物処理基本計画（以下「前計画」という。）の後期計画期間である令和8年（2026年）度から令和12年（2030年）度までの5年を計画期間とします。

なお、計画期間中であっても社会情勢の大きな変化、法制度の改正など計画の前提となる諸条件に大きな変動があった場合などは、必要に応じて本計画の見直しを行うものとします。

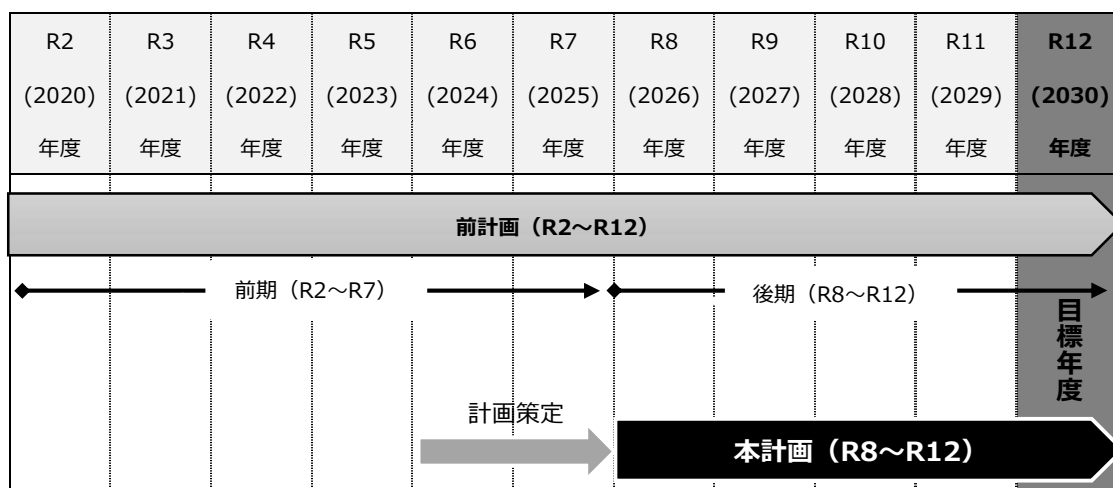


図 1-2 計画対象期間

第2節 国の動向

(1)SDGsの実現に向けた動き

平成27年（2015年）9月に国連サミットにて「誰一人取り残さない」持続可能で多様性と包括性のある社会の実現のため、令和12年（2030年）を年限とする17の国際目標、169のターゲットが掲げられました。また、平成27年（2015年）12月に国連気候変動枠組条約第21回締約国会議（COP21）にて2020年以降の温室効果ガス削減等のための新たな国際枠組みであるパリ協定が採択されました。令和5年（2023年）11月開催された国連気候変動枠組条約第29回締約国会議（COP29）では、国際的に協力して温室効果ガス削減・除去対策を実施するパリ協定第6条の詳細ルールが決定、完全運用化が実現しました。令和7年（2025年）にも国連気候変動枠組条約第30回締約国会議（COP30）が開かれ、パリ協定実施加速のため国際協力をしていくことが求められています。ごみ処理分野においてもSDGsの実現に向けて、積極的に取り組む必要があります。¹

小金井市（以下「本市」という。）においても、こがねい環境フォーラムや野川環境フィールドワークを開催するなど、環境教育、啓発活動を実施し、SDGsの実現に向けて積極的に取組を進めています。



出典：国際連合広報センターHP

図 1-3 SDGsの17の国際目標

(2)循環型社会の実現に向けた動き

国では令和6年（2024年）度に第五次循環型社会形成推進基本計画（以下「第五次基本計画」という。）が閣議決定され、循環型社会の形成に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための方向性が示されました。循環型社会の形成に向けて資源生産性・循環利用率を高める取組を一段と強化するために、国、地方公共団体、市民、事業者が互いに連携・協働して、大量生産・大量消費・大量廃棄型の経済・社会様式につながる一方通行型の線形経済から、持続可能な形で資源を効率的・循環的に有効利用する循環経済（サーキュラーエコノミー）への移行を推進することが求められています。

1 出典：環境省 HP

本市においては、ごみを出さないライフスタイルを推進し、「リユース活動の促進に向けた連携及び協力に関する協定」、「マイボトル利用環境の整備促進に関する協定」を締結し、不用品を捨てず再利用、再生利用する仕組みを構築するなど、廃棄物の発生抑制と循環型社会の形成に向けて積極的に取り組んでいます。

(3)脱炭素に向けた動き

国では2050年カーボンニュートラル、脱炭素社会の実現に向けて、令和7年（2025年）4月より改正地球温暖化対策推進法が施行されました。その中で、これまでの新たな地域の創造、国民のライフスタイルの転換などの推進に加え、二国間クレジット制度（JCM）の実施体制を強化したほか、地域共生型再生可能エネルギーの導入拡大に向け、令和3年（2021年）に創設された地域脱炭素化促進事業制度の活用を一層促進するための制度拡充等の措置を講じるとしています。ごみ処理の分野では、令和5年（2023年）6月に閣議決定された廃棄物処理施設整備計画において、基本的理念の1つに「脱炭素化の推進と地域循環共生圏の構築に向けた取組」を掲げています。また、第五次基本計画においては、製品等のライフサイクル全体における温室効果ガスの低減に貢献することを目指しており、ごみ処理分野においても脱炭素化に向けての取組が重要です。

本市においても令和4年（2022年）1月に「小金井市気候非常事態宣言」において令和32年（2050年）までに二酸化炭素排出実質ゼロとするゼロカーボンシティの実現を目指すことを表明しました。また、令和6年（2024年）7月には「カーボンニュートラルのまちづくりに向けた包括連携協定」を締結し、目標実現に向けて、地球温暖化の防止及び防災力の強化に貢献するとともに、持続可能なまちづくりの実現を目指しています。

(4)デジタル技術の進展

「誰一人取り残されない、人に優しいデジタル化を」をミッションに掲げ、令和3年（2021年）9月、日本のデジタル社会実現の司令塔としてデジタル庁が発足しました。デジタル庁は、この国で暮らす一人ひとりの幸福を何よりも優先に考え、国や地方公共団体、民間事業者など関係者の方々と連携して、社会全体のデジタル化を推進する取組を牽引していくため、その羅針盤となる重点計画を整理しています。

本市においても、令和4年（2022年）10月に「小金井市DX推進全体方針」を策定し、DX推進の3本の柱として「デジタル技術を活用した業務効率化の推進」を掲げています。ごみ処理分野においても、本市ではごみ分別アプリの利用や使用済小型家電・パソコンの宅配便回収のインターネット申込の実施、インターネットを活用したリユース事業の展開などを進めています。今後少子高齢化の進行により、中長期的には行政機能・公共施設における人手不足に伴い、ごみ処理等における担い手不足も想定されることから、デジタル技術の活用による効率的なごみ処理行政の推進が重要な視点の1つとなってきています。

第2章 本市の現状と課題

第1節 人口動態

本市の人口実績²は、平成27年（2015年）度から令和6年（2024年）度にかけて増加傾向にあります。

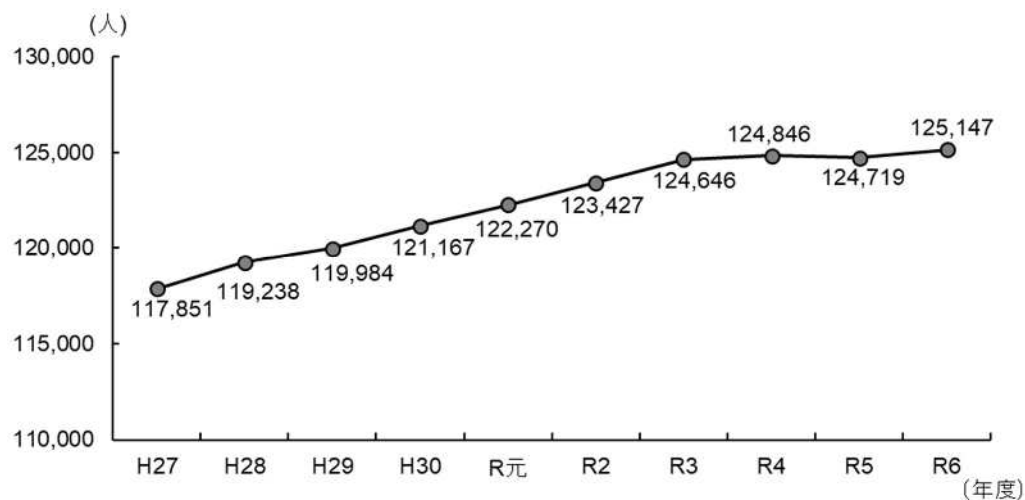
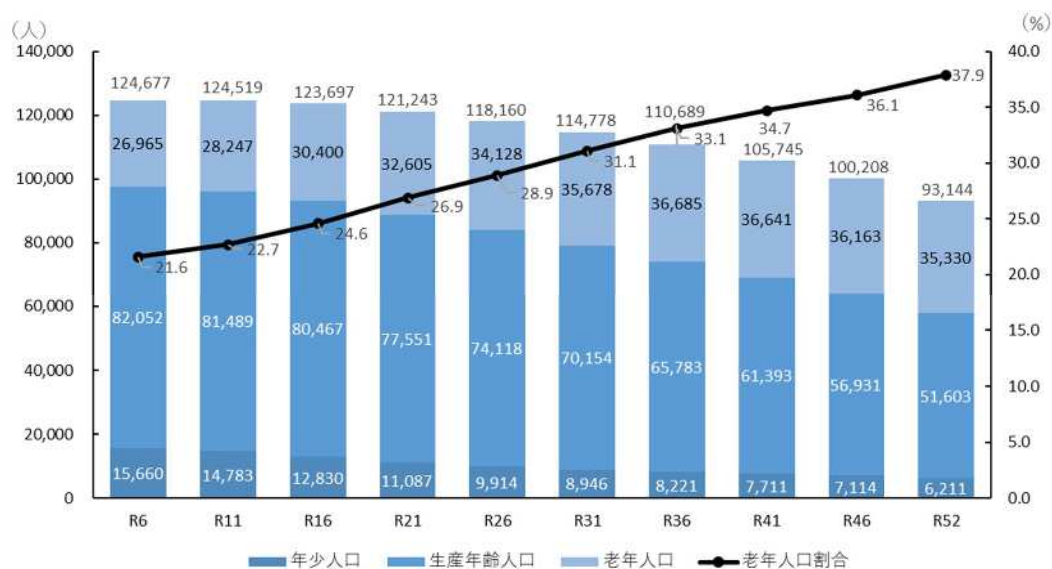


図 1-4 人口実績の推移

本市の将来人口³は減少に転じる一方、老年人口割合（高齢化率）は更に上昇していくことが予想されています。



出典：市HP「小金井市人口ビジョン」

図 1-5 将来人口の推移

² 人口：毎年度の住民基本台帳（10月1日時点）

³ 令和6年（2024年）人口は4月1日時点

第2節 ごみ処理の状況

1. ごみ処理体制

(1) 家庭系一般廃棄物

家庭系一般廃棄物を、「燃やすごみ」、「燃やさないごみ」、「プラスチックごみ」、「粗大ごみ」、「有害ごみ」、「資源物」の区分に分類しています。分別区分のうち「燃やすごみ」、「燃やさないごみ」、「プラスチックごみ」は家庭用指定収集袋を使用して排出することとし、「粗大ごみ」は粗大ごみ処理券を品目ごとに貼って排出することとしています。また、分別区分ごとに排出された一般廃棄物は、戸別収集（回収）しています。戸建て住宅では道路に面した建物敷地内の収集しやすい場所に、集合住宅では敷地内の専用ごみ集積所に、朝8時30分までに排出されたものを収集（回収）しています。家庭系一般廃棄物の戸別収集（回収）の分別区分、排出方法などは、以下のとおりです。

表 1-1 戸別収集（回収）

分別区分		内容	回数/体制	排出方法
燃やすごみ		生ごみ・衛生上燃やすもの・特殊な紙など	週2回/委託	指定収集袋（黄）
燃やさないごみ		ゴム製品・ガラス・せともの、複合品など	2週に1回/委託	指定収集袋（青）
プラスチックごみ		プラマークの有無に関わらず材質が100%プラスチック製品のもの	週1回/委託	指定収集袋（青）
粗大ごみ		家具・収納用品・自転車・ふとん・ベッド・敷物など	随時/委託	< 申込制 > 粗大ごみ処理券
有害ごみ		電池類・蛍光管（電球型を含む。）・水銀体温計・ライター類・電池が取り外せないもの（充電式を含む。） 注	2週に1回/委託	透明又は半透明の袋
資源物	びん	飲料用・食料品用ガラスびん、化粧びん	2週に1回/委託	かごなどに入れる。
	スプレー缶	スプレー缶・エアゾール缶・卓上カセットボンベ	2週に1回/委託	かごなどに入れる。
	空き缶	アルミ缶・スチール缶（飲料缶・菓子缶・茶缶など）	2週に1回/委託	かごなどに入れる。
	金属	鍋・やかん・フライパンなど	2週に1回/委託	かごなどに入れる。

分別区分		内容	回数/体制	排出方法
	ペットボトル	飲料用・酒類用・調味料用（しょうゆ・みりんなど）	2週に1回/委託	かごなどに入れる。
	古紙 布	雑誌・本	週1回/委託	紙ひもで縛る。
		ざつがみ	週1回/委託	雑誌の間に挟み込むか、紙袋などにまとめて入れる。
		新聞	週1回/委託	紙ひもで縛る。
		段ボール	週1回/委託	紙ひもで縛る。
		紙パック	週1回/委託	紙ひもで縛る。
		シュレッター紙	週1回/委託	透明又は半透明の袋
		布	週1回/委託	透明又は半透明の袋
	枝木 雑草類 落ち葉	枝木（長さ1m以内・1本の太さ15cm以内・束の直径30cm以内）・雑草類・落ち葉	2週に1回/委託	枝木 ひもで縛る。 雑草類・落ち葉 45リットル以内の透明又は半透明の袋に入れるか、かごなどに入れる。
	生ごみ 乾燥物	家庭用生ごみ減量化処理機器（乾燥型）から生成されたもの	週1回/直営	<申込制> 市指定の専用容器に入れる。（一部対象外あり）

注 充電式電池（リチウムイオン電池など）が使用されている電化製品は収集車両、処理施設での火災の原因となります。充電が切れていたり、使用できない状態でも発火や爆発のおそれがありますので、外側がプラスチックの場合でも、必ず「有害ごみ」として排出しなければなりません。

※ 家庭生ごみ資源化（堆肥化）モデル事業を令和7年（2025年）5月1日から実施しています（週1回/委託）。

※ 指定収集袋：化石資源の保護及び温室効果ガスの一つである二酸化炭素（CO₂）の増加を抑制して環境負荷の低減を図るため、令和5年（2023年）度からバイオマス素材を原材料とした家庭系指定収集袋を導入しています。

家庭から排出される資源物の一部については、分別区分ごとに拠点回収場所へ排出された資源物を回収する拠点回収も実施しています。

拠点回収を実施している資源物の分別区分などは、以下のとおりです。

表 1-2 拠点回収

分別区分		内容	回数/体制
資源物	食品トレイ	発泡スチロール製トレイ	随時/委託
	紙パック	紙パック（内側が白いもののみ）	随時/委託
	難再生古紙	防水加工された紙・感熱紙・写真・紙製緩衝材・アルミ付紙パックなど	随時/委託・直営
	ペットボトル	飲料用・酒類用・調味料用（しょうゆ・みりんなど）	随時/委託
		飲料用	随時/セブン・イレブン店頭回収
	ペットボトルキャップ	ペットボトルのキャップ	随時/直営
	生ごみ乾燥物	家庭用生ごみ減量化処理機器（乾燥型）から生成されたものなど	随時/直営
	くつ・かばん類	くつ類（左右ペア）・かばん類・ベルト・ぬいぐるみ	月 1 回/直営
	ステンレス製ボトル	ステンレス製ボトル（水筒）	随時/直営
	コンタクトレンズ空ケース	使い捨てコンタクトレンズ空ケース	随時/直営

※ 家庭生ごみ資源化（堆肥化）モデル事業を令和 7 年（2025 年）5 月 1 日から実施しています（週 1 回/直営・委託）。

※ 上記のほかに地域の実情に合わせて、地域住民などの管理の下、拠点回収を実施している場合があります。

※ 市内の拠点回収場所は、小金井市ホームページのほか、小金井市ごみ・リサイクルカレンダーに掲載しています。

※ 膨張変形したリチウムイオン電池製品については、小金井市野川クリーンセンター及びメタウォーターサステナブルパークこがねいで回収しています。

(2)事業系一般廃棄物

事業所から排出される一般廃棄物については、事業者自らの責任において、自己処理することが原則となります。法令を遵守して、独自に又は他の事業者と共同して適正に処理しなければなりません。

ただし、1日平均10kg未満又は臨時に100kg未満の量を排出する事業所は、事業用指定収集袋を使用して事業系一般廃棄物を排出することができます。粗大ごみについては市では収集していません。

なお、資源物のうち古紙、枝木・雑草類・落ち葉については、少量の場合に限り、無料で排出することができます。また、排出された事業系一般廃棄物は家庭系一般廃棄物と併せて収集（回収）していることから、家庭系一般廃棄物に準じて適正処理を行っています。

(3)ごみ処理の流れ

家庭系一般廃棄物の戸別収集後の処理の流れと各施設の詳細は以下のとおりです。

1 可燃ごみ処理施設（浅川清流環境組合可燃ごみ処理施設）

令和2年（2020年）4月より稼働し、市内から出る燃やすごみの処理を行っています。

2 不燃・粗大ごみ積替え・保管施設（小金井市野川クリーンセンター）

令和4年（2022年）8月より稼働し、燃やさないごみ、粗大ごみ、布、ペットボトルキャップ等の積替・選別等を行っています。

3 資源物処理施設（メタウォーターサステナブルパークこがねい）

令和7年（2025年）3月より稼働し、プラスチックごみ、有害ごみ、空き缶、びん、スプレー缶、ペットボトル、金属等の積替・選別・中間処理（破碎・プレス・バール化）等を行っています。

4 最終処分場（東京たま広域資源循環組合東京たまエコセメント化施設・二ツ塚廃棄物広域処分場）

1にて焼却処理した際に発生する焼却灰は、本市を含む25市1町で構成される東京たま広域資源循環組合が運営する東京たまエコセメント化施設で、エコセメント原料としてリサイクルされています。なお、現在、二ツ塚廃棄物広域処分場での埋立処分は行っていません。

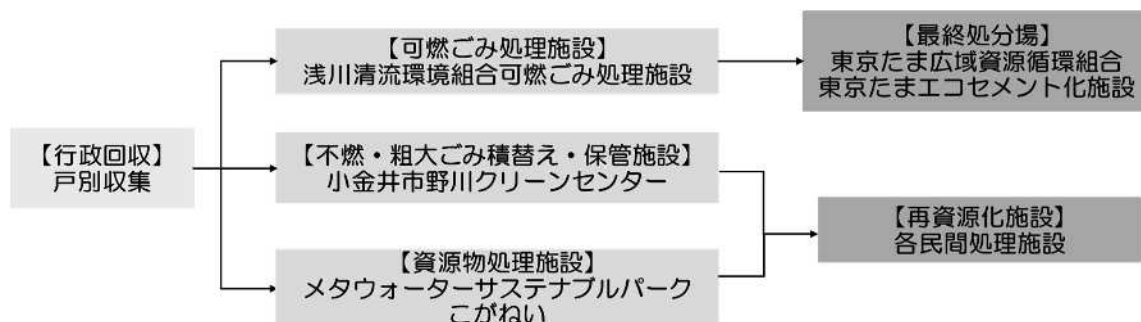


図 1-6 ごみ処理の流れ

2. ごみ排出量

(1)ごみ排出量

ごみ排出量は、平成27年（2015年）度から令和元年（2019年）度までほぼ横ばいの傾向にありました。

令和元年（2019年）度から令和2年（2020年）度における家庭系一般廃棄物の増加は、新型コロナウイルス感染症の拡大による緊急事態宣言の発令や在宅ワーク、外出自粛等によるものであると考えられます。

令和2年（2020年）度以降、事業系一般廃棄物は増加傾向であるものの、家庭系一般廃棄物は減少傾向であるため、ごみ排出量は減少していましたが、令和6年（2024年）度は事業系一般廃棄物の増加によりごみ排出量が増加傾向に転じています。

事業系一般廃棄物増加の要因は、令和2年（2020年）度より浅川清流環境組合可燃ごみ処理施設が稼働したことで、それまで民間処理施設で処理されていた事業系一般廃棄物が、同組合の施設で処理することが可能となったことに加え、コロナ禍後の事業活動の再開や、市内のまちづくりの進展によるものと考えられます。

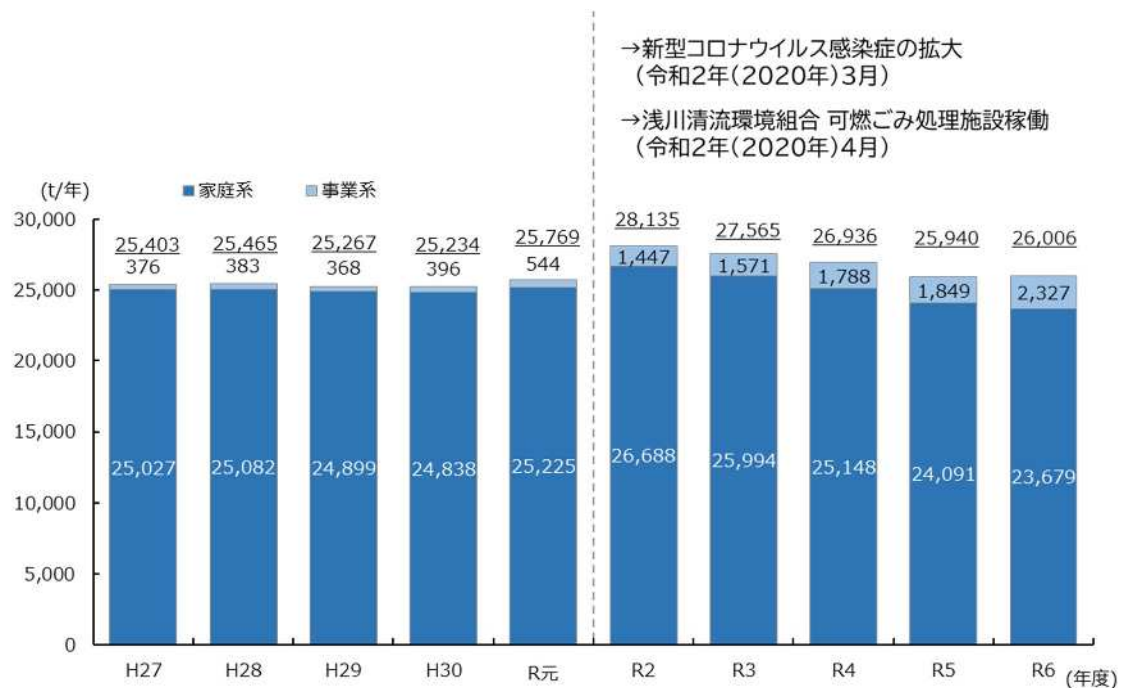


図 1-7 ごみ排出量の推移

(2)ごみ排出量(家庭系・項目別)

家庭系一般廃棄物を項目別に分類したものを以下に示します。

令和元年（2019年）度から令和2年（2020年）度にかけて、家庭系一般廃棄物の全ての品目は増加傾向ですが、令和2年（2020年）度以降は、全ての品目において減少傾向であり、令和4年（2022年）度には新型コロナウイルス感染症の拡大前と同等の水準まで減少しています。

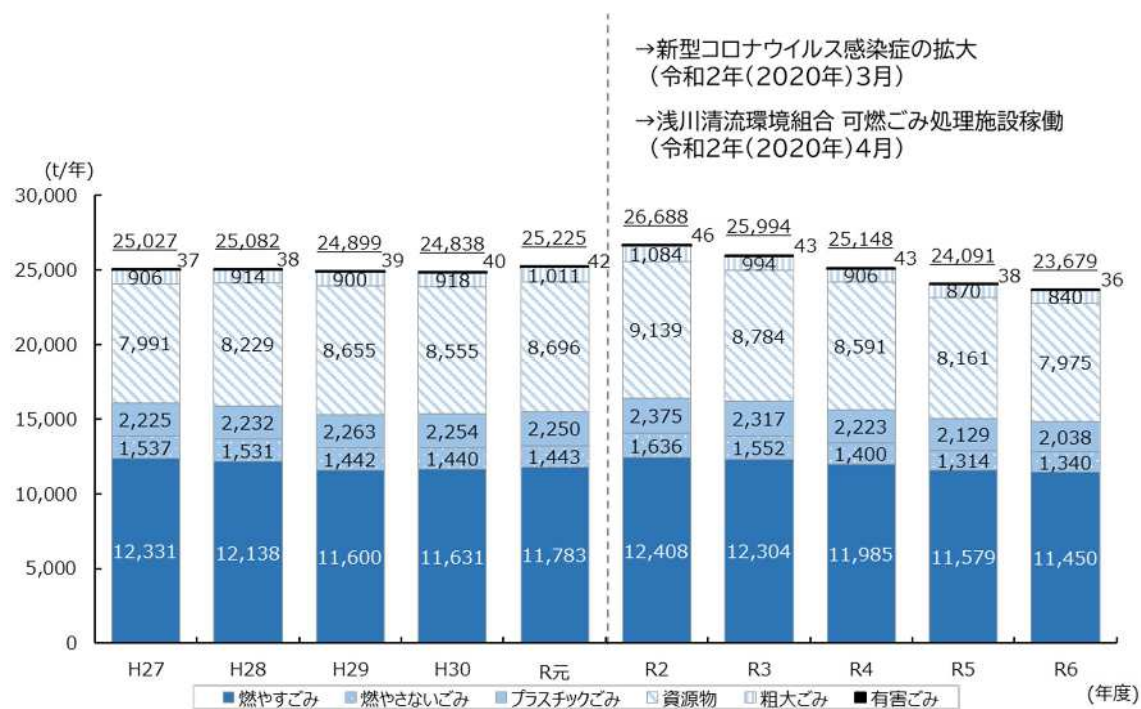


図 1-8 ごみ排出量（家庭系・項目別）の推移

3. 市民1人1日当たりのごみ排出量

(1) 市民1人1日当たりのごみ排出量

平成27年（2015年）度から平成30年（2018年）度における市民1人1日当たりのごみ排出量は、家庭系一般廃棄物は減少傾向にあり、事業系一般廃棄物はほぼ横ばいで推移しています。

令和元年（2019年）度から令和2年（2020年）度にかけての家庭系一般廃棄物の増加、令和2年（2020年）度以降の事業系一般廃棄物の増加傾向は、「2. （1）ごみ排出量」における家庭系一般廃棄物・事業系一般廃棄物の増加と同じ要因によるものと考えられます。

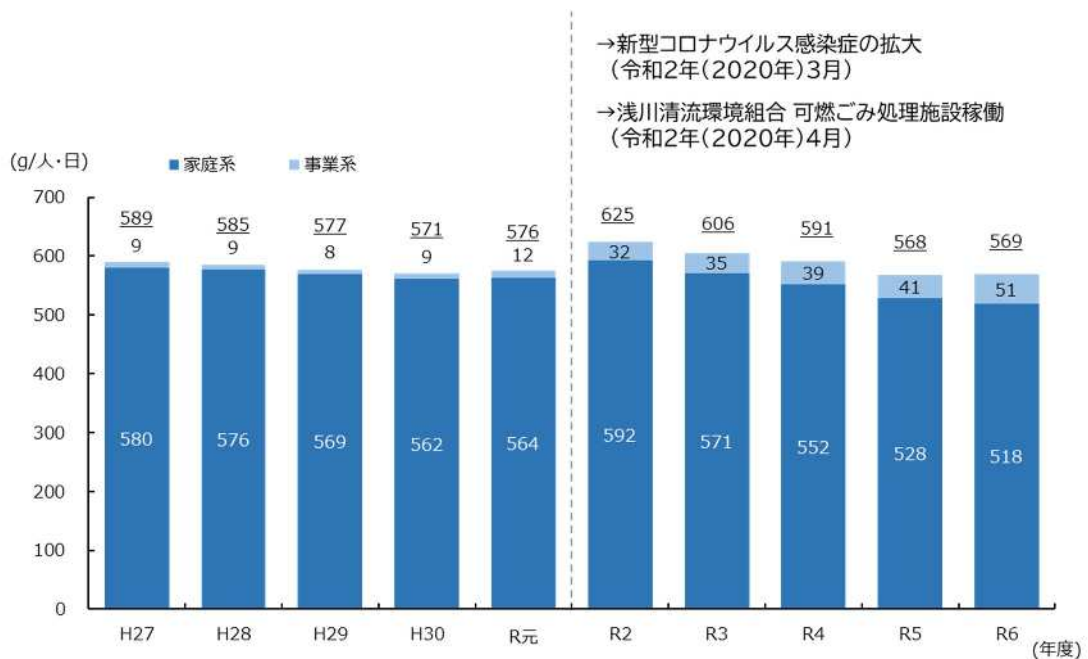


図 1-9 市民1人1日当たりのごみ排出量の推移⁴

⁴ 人口は各年10月1日現在（以下同様）

(2)市民1人1日当たりのごみ排出量(家庭系・項目別)の推移

市民1人1日当たりの家庭系一般廃棄物を項目別に分類したものを以下に示します。

令和元年（2019年）度から令和2年（2020年）度にかけて、家庭系一般廃棄物の全ての品目は増加傾向ですが、令和2年（2020年）度以降は、全ての品目において減少傾向であり、令和4年（2022年）度には新型コロナウイルス感染症の拡大前と同等の水準まで減少しています。

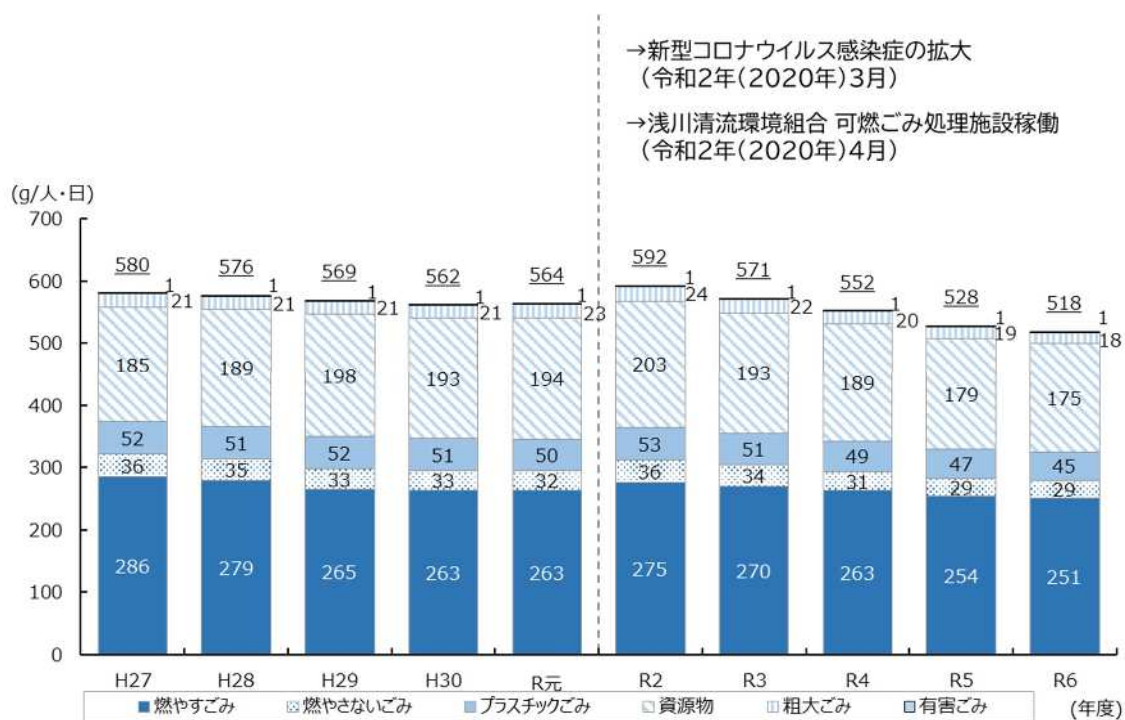


図 1-10 市民1人1日当たりのごみ排出量（家庭系・項目別）の推移

4. 燃やすごみの焼却処理量及び不燃・粗大ごみの中間処理量

(1) 燃やすごみの焼却処理量

燃やすごみの焼却処理量の傾向は、「2. (1) ごみ排出量」にて示したものと同様です。

令和6年（2024年）度にかけて家庭系燃やすごみの焼却処理量は減少傾向ですが、事業系燃やすごみの焼却処理量は増加傾向となりました。特に令和5年（2023年）度から令和6年（2024年）度にかけての事業系燃やすごみの焼却処理量が大きく増加したため、全体としての燃やすごみの焼却処理量は増加しています。

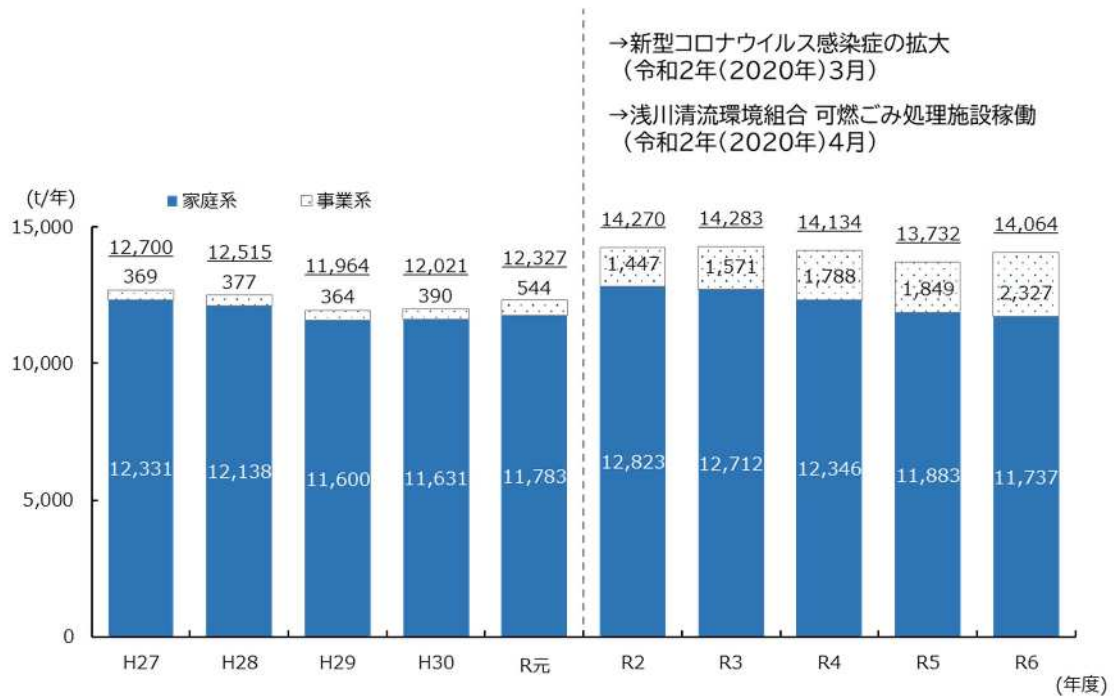


図 1-11 燃やすごみの焼却処理量の推移⁵

⁵ ここでの家庭系燃やすごみの焼却処理量には、中間処理後の可燃性残さ、令和2年（2020年）度からは布団を含む。

(2)不燃・粗大ごみの中間処理量(項目別)

不燃・粗大ごみの中間処理量は、平成27年（2015年）度から令和元年（2019年）度まで、ほぼ横ばいで推移しています。

令和元年（2019年）度から令和2年（2020年）度における燃やさないごみ、プラスチックごみ、不燃系粗大ごみの増加は、新型コロナウイルス感染症の拡大による緊急事態宣言の発令や在宅ワーク、外出自粛等によるものであると考えられます。

また、令和2年（2020年）度から令和6年（2024年）度にかけては減少傾向となっています。



図 1-12 不燃・粗大ごみの中間処理量（項目別）の推移

5. 総資源化量・総資源化率

(1) 総資源化量・総資源化率

総資源化量及び総資源化率は、平成27年（2015年）度から平成29年（2017年）度まで増加傾向にありましたが、平成29年（2017年）度から令和6年（2024年）度にかけて減少傾向にあります。特に、令和元年（2019年）度から令和2年（2020年）度にかけては、新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受け、戸別回収分（資源物）の資源化量は増加しているものの、集団回収（資源物）が年々減少していることに加え、家庭系一般廃棄物・事業系一般廃棄物の排出量が、戸別回収分（資源物）の資源化量よりも増加していることにより、総資源化率は大きく減少しています。

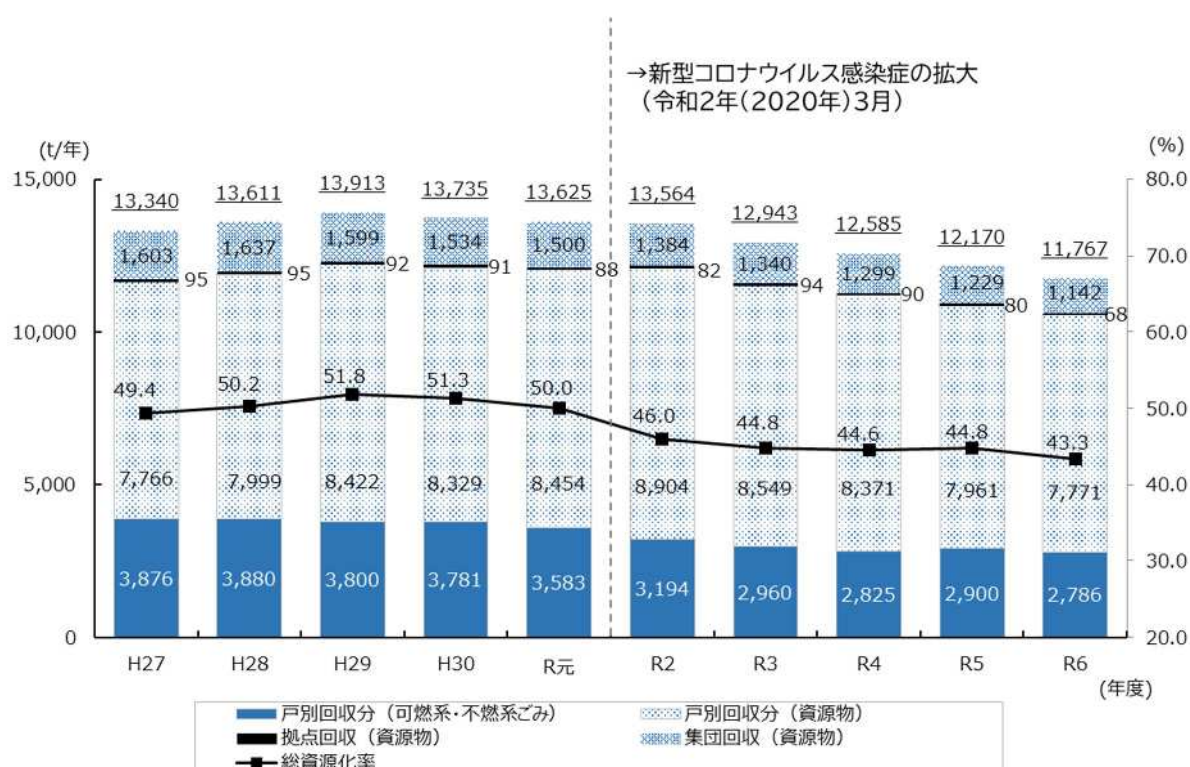


図 1-13 総資源化量・総資源化率⁶の推移

⁶ 総資源化率＝総資源化量（集団回収を含む）÷{ごみ排出量（家庭系＋事業系）＋集団回収}

(2) 戸別回収分(可燃系・不燃系ごみ)の資源化量の内訳

不燃物を除いた資源化量は、平成27年（2015年）度から令和4年（2022年）度にかけて減少傾向にあります。不燃物も令和3年（2021年）度までは減少傾向にありましたが、令和3年（2021年）度から令和5年（2023年）度にかけて増加傾向を示しています。これは令和4年（2022年）度からの小金井市野川クリーンセンターの稼働に伴う、民間施設への搬出先の変更によるものと考えられます。なお、令和6年（2024年）度の不燃物は前年度に比べ減少しています。

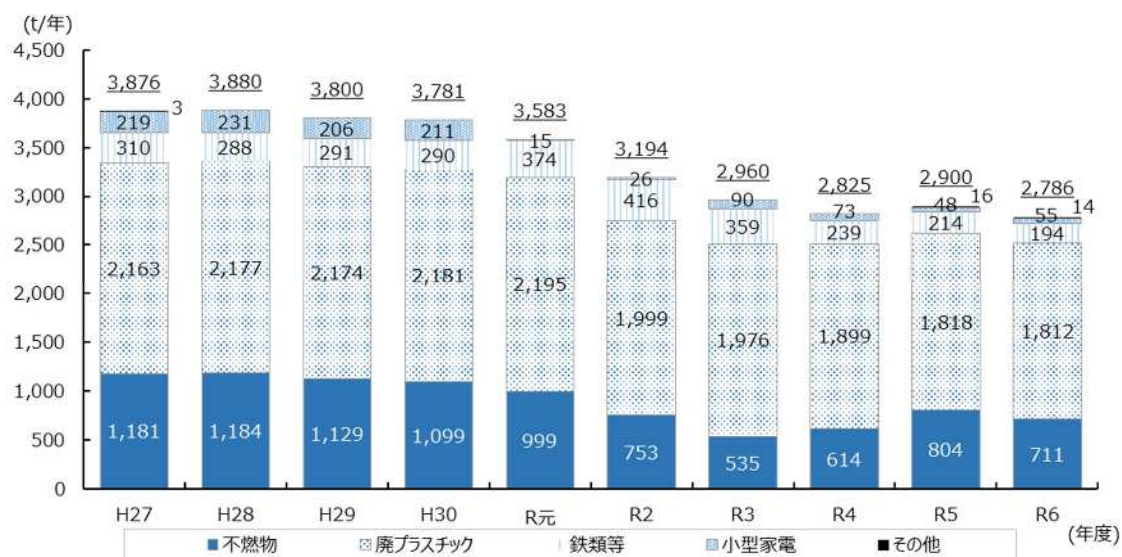


図 1-14 戸別回収分（可燃系・不燃系ごみ）の資源化量の内訳の推移

(3) 戸別回収分(資源物)の資源化量の内訳

「5. (1) 総資源化量・総資源化率」で示したとおり、戸別回収分(資源物)の資源化量は、平成27年(2015年)度から令和2年(2020年)度にかけて増加傾向にあります。

特に、令和元年(2019年)度から令和2年(2020年)度にかけては、新型コロナウイルス感染症拡大の影響も受け、新聞や雑誌等は減少し、段ボール、布、缶類、金属、びん類、ペットボトル、剪定枝が増加しています。令和2年(2020年)度以降は減少傾向にあります。

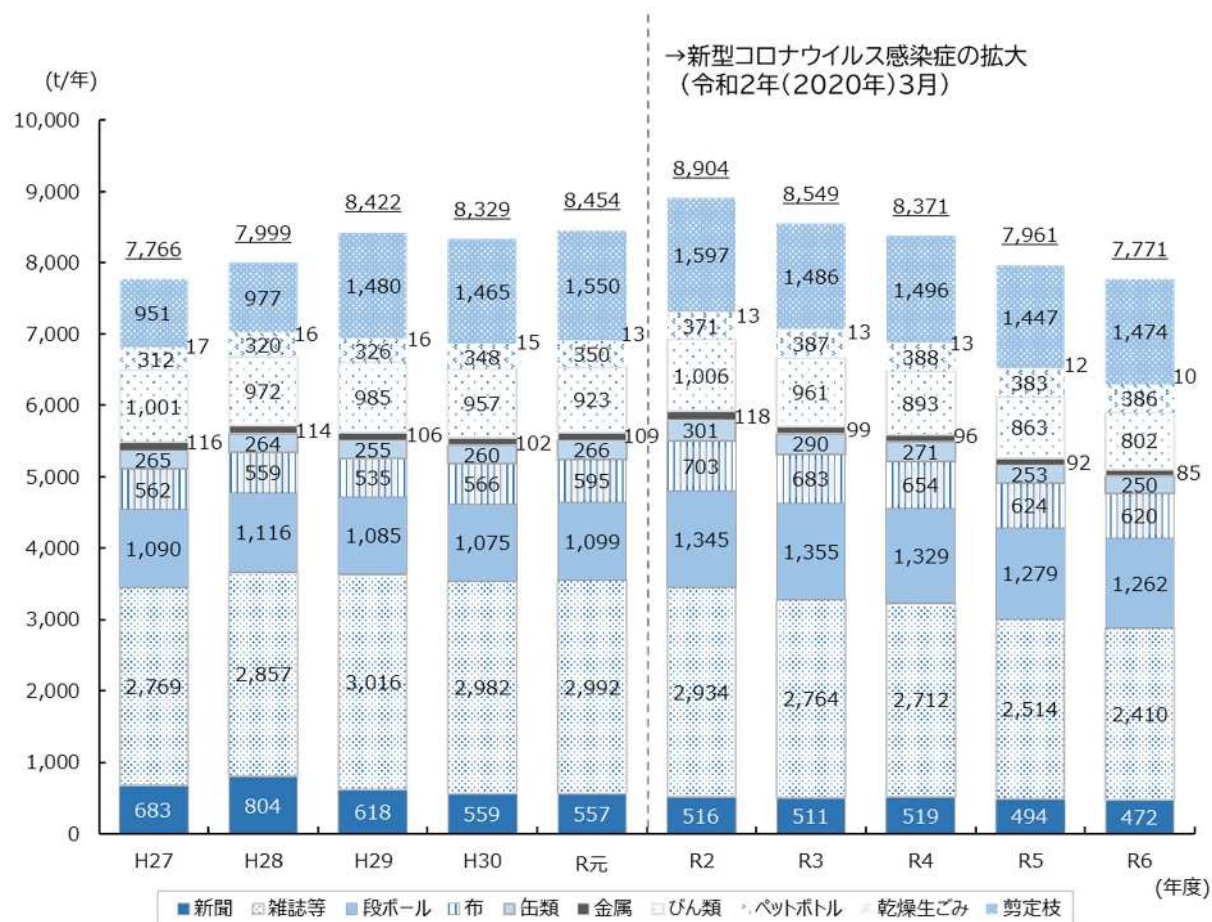


図 1-15 戸別回収分(資源物)の資源化量の内訳の推移

(4) 集団回収量の内訳

集団回収量は平成28年（2016年）度から令和6年（2024年）度にかけて減少傾向にあります。
平成27年（2015年）度から令和6年（2024年）度にかけて新聞は半分以下に減少しています。

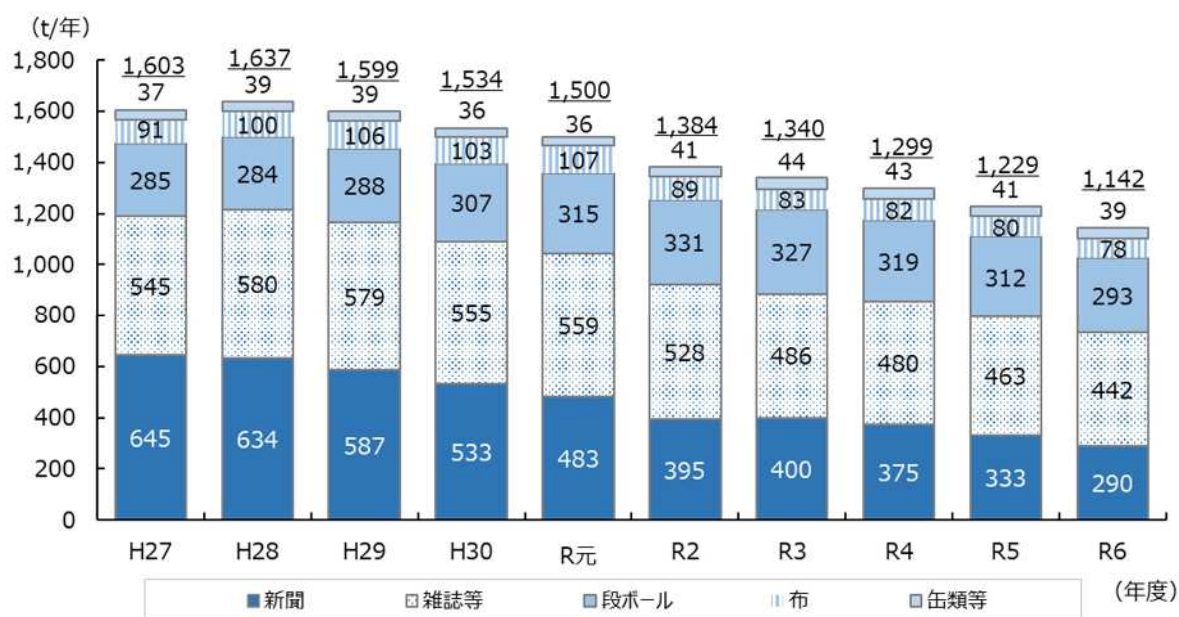


図 1-16 集団回収量の内訳の推移

6. 集団回収の実施団体登録数

集団回収の実施団体登録者数は、町会・自治会の存続や廃止等により入れ替わりがあるものの、平成27年（2015年）度から令和6年（2024年）度にかけてほぼ横ばいで推移しています。

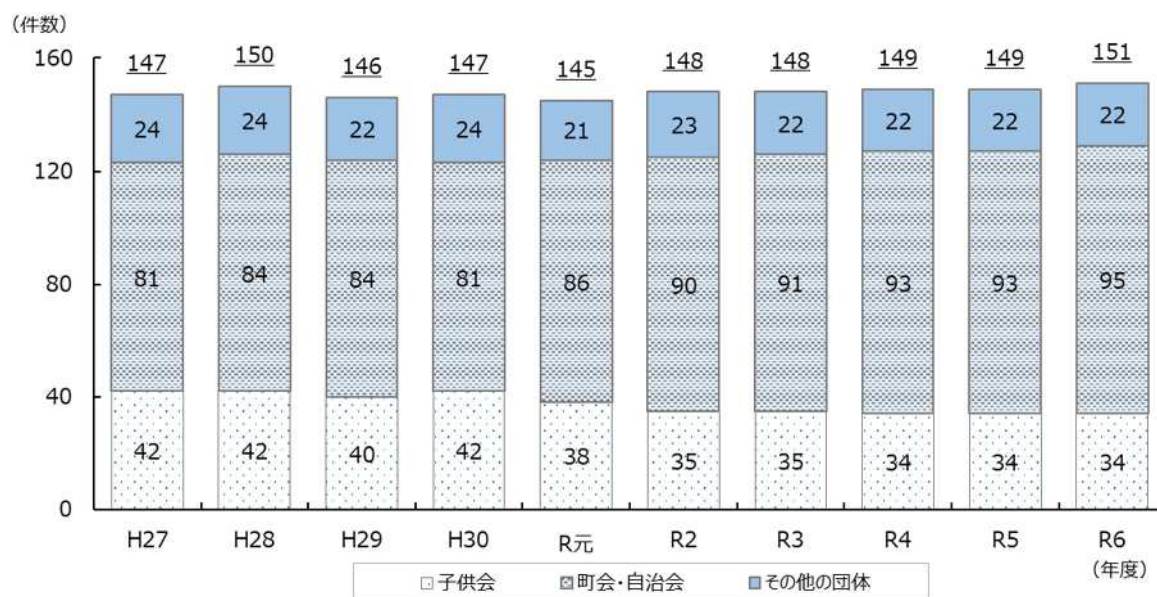


図 1-17 集団回収の実施団体登録数の推移

7. 埋立処分量・焼却灰発生量

発生した焼却灰は、平成18年（2006年）度から稼働している東京たま広域資源循環組合エコセメント化施設で全量をリサイクルしていること、不燃残さについても民間の資源化施設でリサイクルを開始したことから、埋立処分量は平成28年（2016年）度以降ゼロとなっています。

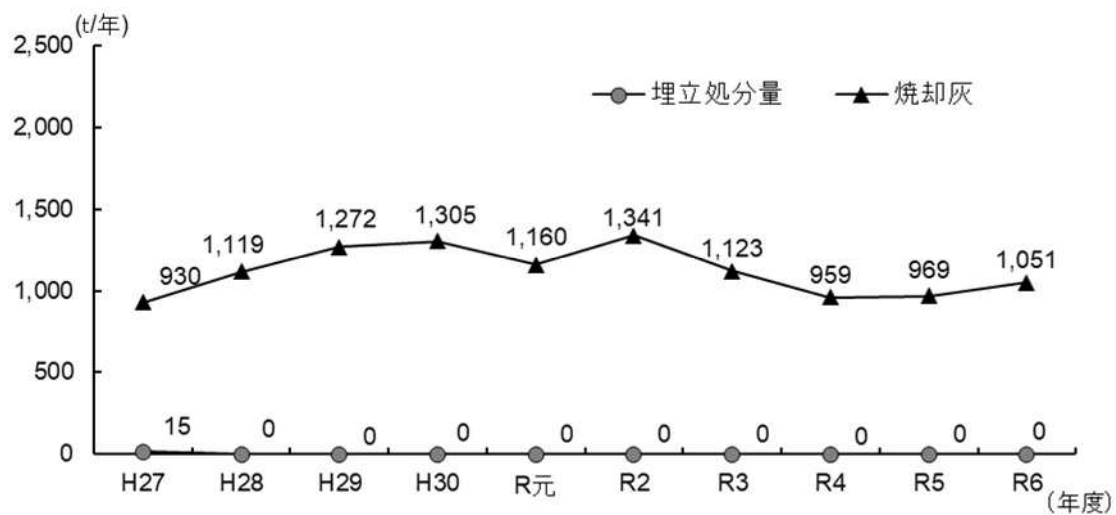


図 1-18 埋立処分量・焼却灰発生量の推移

8. ごみ処理施設の状況

地域内のごみ処理施設の現況を以下に示します。令和2年（2020年）3月、浅川清流環境組合可燃ごみ処理施設が竣工し、日野市・国分寺市と本市の可燃ごみの共同処理が開始しました。また、小金井市野川クリーンセンターが令和4年（2022年）7月に竣工し、令和7年（2025年）3月にはメタウォーターサステナブルパークこがねいも竣工しました。

前計画策定時
（令和2年3月時点）



現在
（令和8年3月時点）

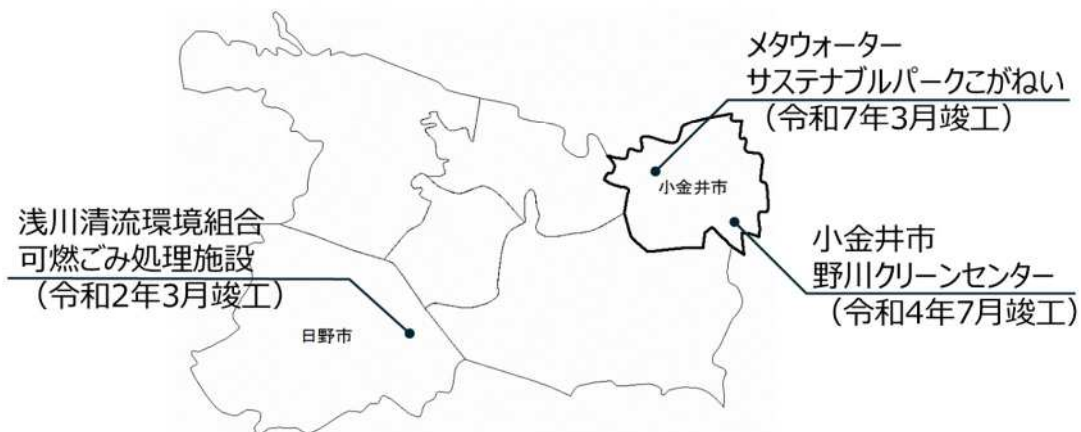


図 1-19 地域内の施設の現況

9. その他

(1)一般廃棄物処理実態調査

環境省「一般廃棄物処理実態調査（令和5年（2023年）度調査結果）」によると、本市の1人1日当たりのごみ排出量（集団回収を含む）は595.2gであり、人口10万人以上50万人未満の市町村において第3位という結果となっています。また、リサイクル率（集団回収を含む）は44.8%であり、同市町村において第4位という結果となっています。

(2)ごみ処理経費

本市のごみ処理経費は、浅川清流環境組合可燃ごみ処理施設が稼働を開始した令和2年（2020年）度は可燃ごみ処理に係る費用の低減を受けて低下しましたが、令和3年（2021年）度以降は市内清掃関連施設整備事業に要する支出増に伴い、再び上昇しました。継続的に多摩地域の平均値を上回っており、高い水準となっています。

表 1-3 年間ごみ処理経費の推移

			H27	H28	H29	H30	R元	R2	R3	R4	R5
小金井市	清掃費	千円	3,200,678	3,255,726	3,120,194	3,151,684	3,387,073	2,673,512	3,210,330	3,403,138	3,897,901
	年間ごみ処理経費（1人当たり）	円/人・年	27,159	27,304	26,005	26,011	27,702	21,661	25,756	27,259	31,253
	年間ごみ処理経費（1t当たり）	円/t・年	118,517	120,129	116,139	117,741	124,210	90,569	111,065	120,529	143,469
多摩地域	清掃費	千円	77,686,044	77,954,304	74,442,170	81,689,150	82,500,384	84,339,142	99,479,095	85,718,186	79,887,658
	年間ごみ処理経費（1人当たり）	円/人・年	18,579	18,559	17,661	19,323	19,462	19,871	23,406	20,163	18,810
	年間ごみ処理経費（1t当たり）	円/t・年	66,355	68,032	66,015	72,912	73,223	73,791	88,988	78,531	75,741

出典：清掃費 各年の総務省地方財政状況調査
多摩地域のごみ処理経費：各年の「多摩地域ごみ実態調査」のごみ量・人口を用いて算出

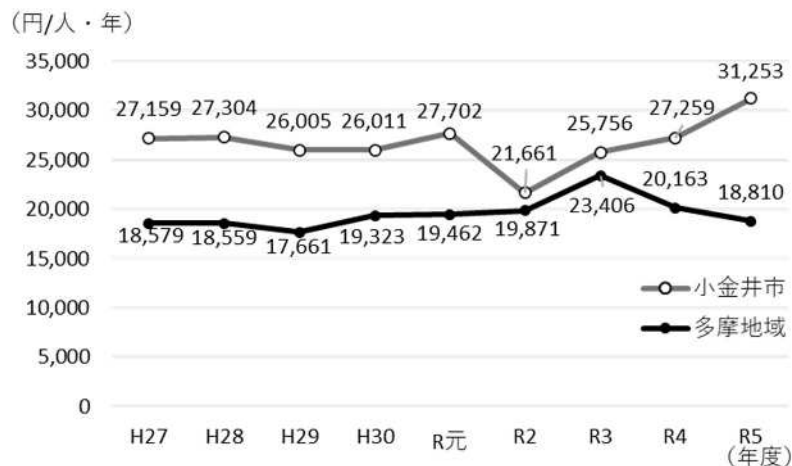


図 1-20 年間ごみ処理経費（1人当たり）の推移

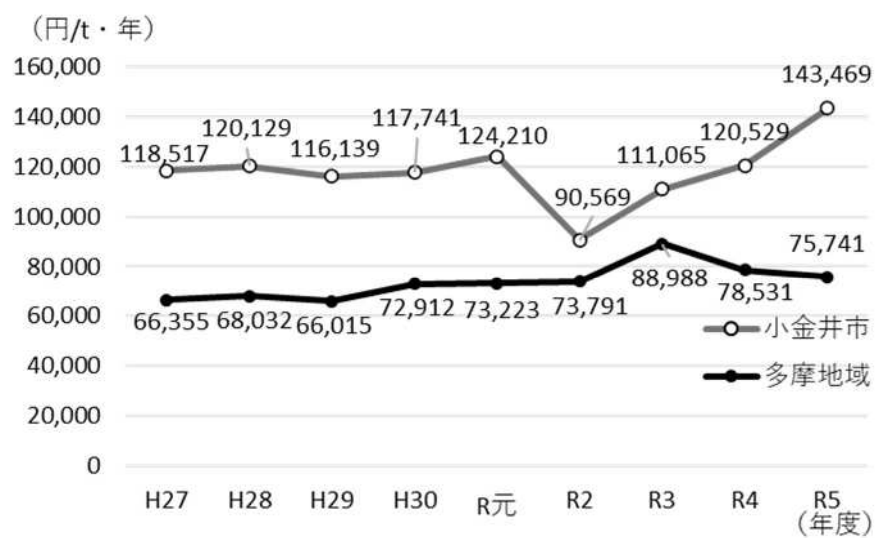


図 1-21 年間ごみ処理経費（1t 当たり）の推移

(3)国・都の目標値との比較

1)1人1日当たりの家庭系ごみ排出量(国の目標値との比較)

廃棄物処理基本方針における1人1日当たりの家庭系ごみ排出量の令和12年（2030年）度目標値は約478g/人・日です。それに対し本市の令和6年（2024年）度実績値は344g/人・日⁷であり、令和6年（2024年）度において目標値を達成しています。

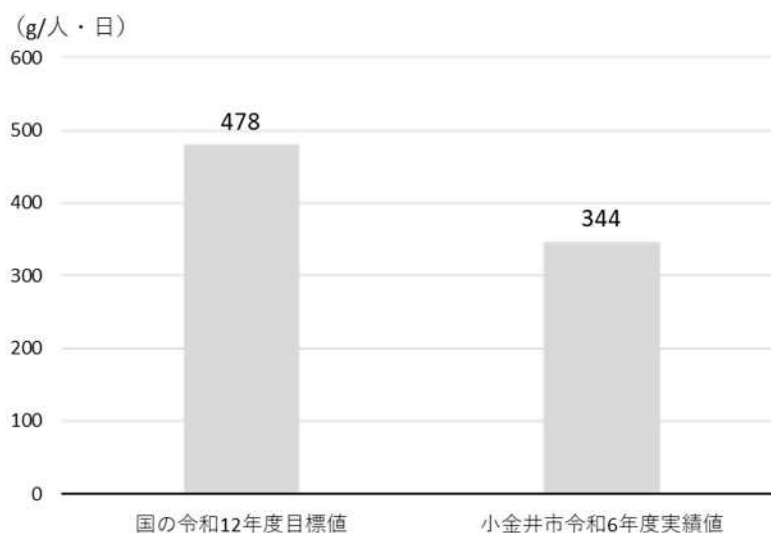


図 1-22 1人1日当たりの家庭系ごみ排出量の比較

2)1人1日当たりのごみ焼却量(国の目標値との比較)

第五次基本計画における1人1日当たりごみ焼却量の令和12年（2030年）度目標値は約580gです。それに対し本市の令和6年（2024年）度実績値は302gであり、令和6年（2024年）度において目標値を達成しています。

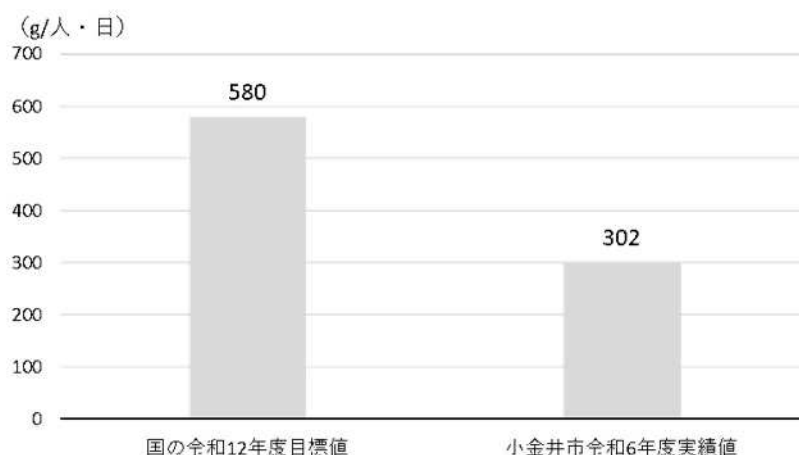


図 1-23 1人1日当たりのごみ焼却量の比較

⁷ 資源物を除く1人1日当たりのごみ排出量

3)一般廃棄物の総資源化率(国・都の目標値との比較)

廃棄物処理基本方針における一般廃棄物の出口側循環利用率（＝総資源化率）の令和12年（2030年）度目標値（国の目標値）は約26.0%です。それに対し本市の総資源化率の令和6年（2024年）度実績値は43.3%であり、令和6年（2024年）度において目標値を達成しています。

東京都資源循環・廃棄物処理計画における一般廃棄物の再生利用率（＝総資源化率）の令和12年（2030年）度目標値（都の目標値）は37.0%です。それに対し本市の総資源化率の令和6年（2024年）度実績値は43.3%であり、令和6年（2024年）度において目標値を達成しています。

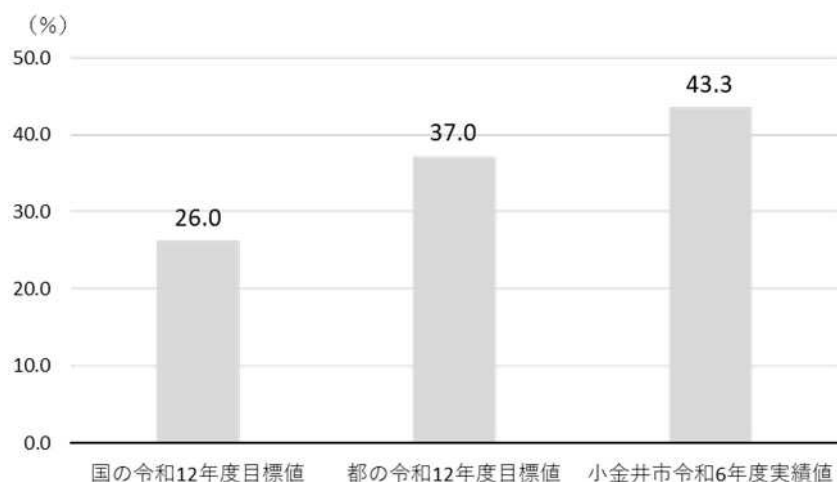


図 1-24 一般廃棄物の総資源化率の比較

第3節 前計画における目標値と実績

1. 市民1人1日当たりの家庭系一般廃棄物排出量

市民1人1日当たりの家庭系一般廃棄物排出量は、前計画における令和6年（2024年）度の目標値が356g/人・日であるのに対し、令和6年（2024年）度実績値が344g/人・日であり、目標値を達成しています。

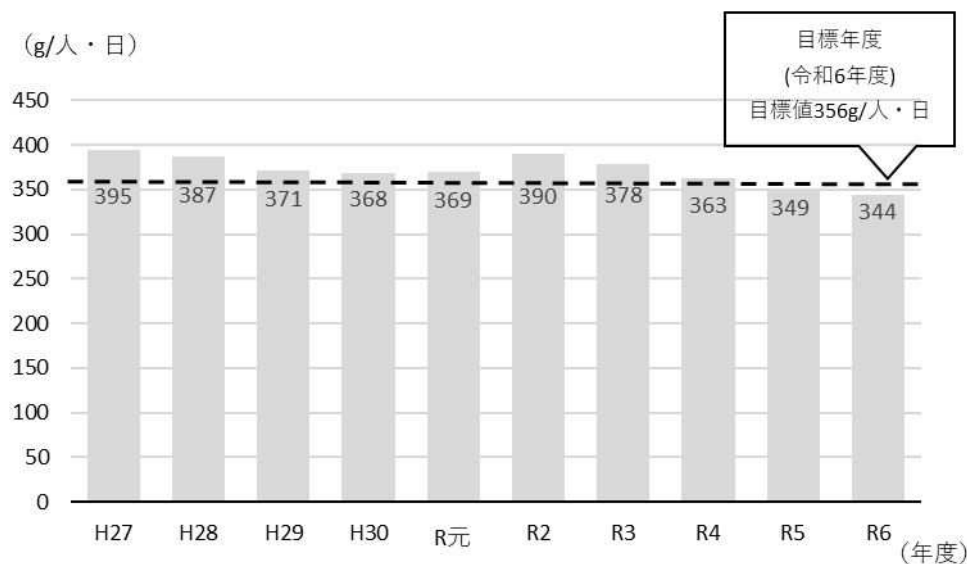


図 1-25 市民1人1日当たりの家庭系一般廃棄物排出量の目標値と実績値の推移

※ここでの家庭系一般廃棄物排出量とは、燃やすごみ、燃やさないごみ、プラスチックごみ、粗大ごみ、有害ごみを合わせたごみ排出量です。

2. 埋立処分量

埋立処分量は、平成28年（2016年）度以降、ゼロを継続しており目標を達成しています。

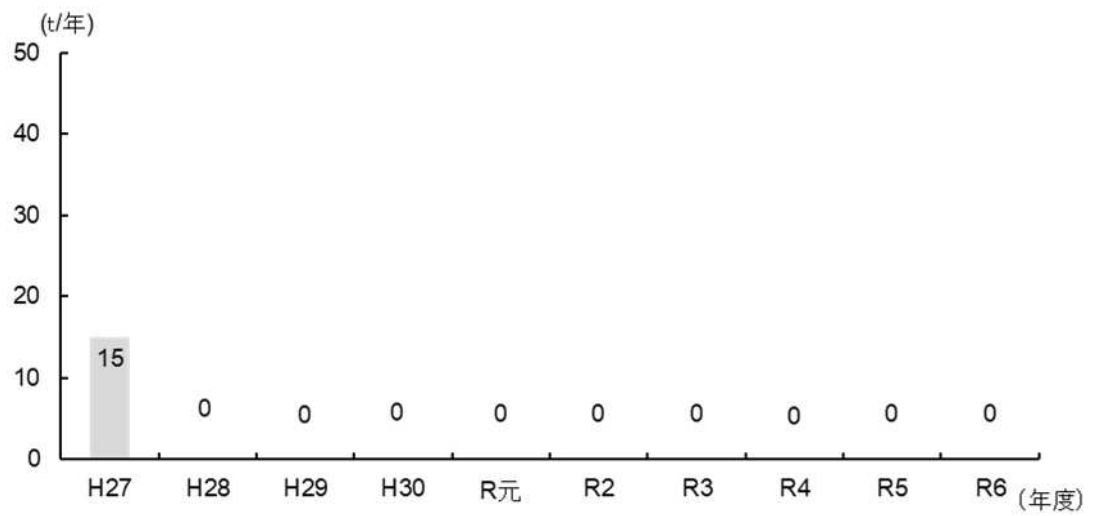


図 1-26 埋立処分量の推移

第4節 本市の抱える主な課題

1. ごみ量実績・処理経費から抽出された課題

(1) 家庭系一般廃棄物の削減

家庭系一般廃棄物については、令和元年（2019年）度から令和2年（2020年）度にかけて新型コロナウイルス感染症の拡大による緊急事態宣言の発令や在宅ワーク、外出自粛等により増加しましたが、直近では令和元年（2019年）度の水準以下に戻っています。家庭系一般廃棄物の排出量、1人1日当たりの排出量はともに減少傾向ではありますが、新たに、食品ロスの削減の推進に関する法律やプラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律が施行されたことも鑑み、更なるごみ減量に取り組む必要があります。

(2) 事業系一般廃棄物の削減

事業系一般廃棄物については、排出量が増加してきています。事業所におけるごみの発生抑制と資源化の推進により、燃やすごみとして処理される量の削減を図る必要があります。

(3) 処理経費を考慮した取組の推進

本市の年間ごみ処理経費（1人当たり及び1 t 当たり）は、多摩地域の平均値を上回っていることから、費用対効果も踏まえた上で取組を実施していく必要があります。

2. アンケート調査結果から抽出された課題

(1) ごみについての関心度・分別の徹底状況

ごみについての関心は、どの年代においても高い傾向にあり、特に「ごみの分別の種類や出し方」、「ごみの3R（リデュース、リユース、リサイクル）」についての関心が高い傾向にあります。

また、徹底している人又は徹底を心掛けている人の割合の合計は9割以上であることから、ごみの分別に対する意識は高いと捉えられる一方、徹底を心掛けているが分からないものは混ぜて出している人の割合が4割程度であるため、分別の種類についての周知が十分でない可能性があります。ごみの分別を徹底している人の割合が、居住年数5年未満ではやや低い状況であるため、転入者への分別方法の周知等、啓発の強化が必要です。

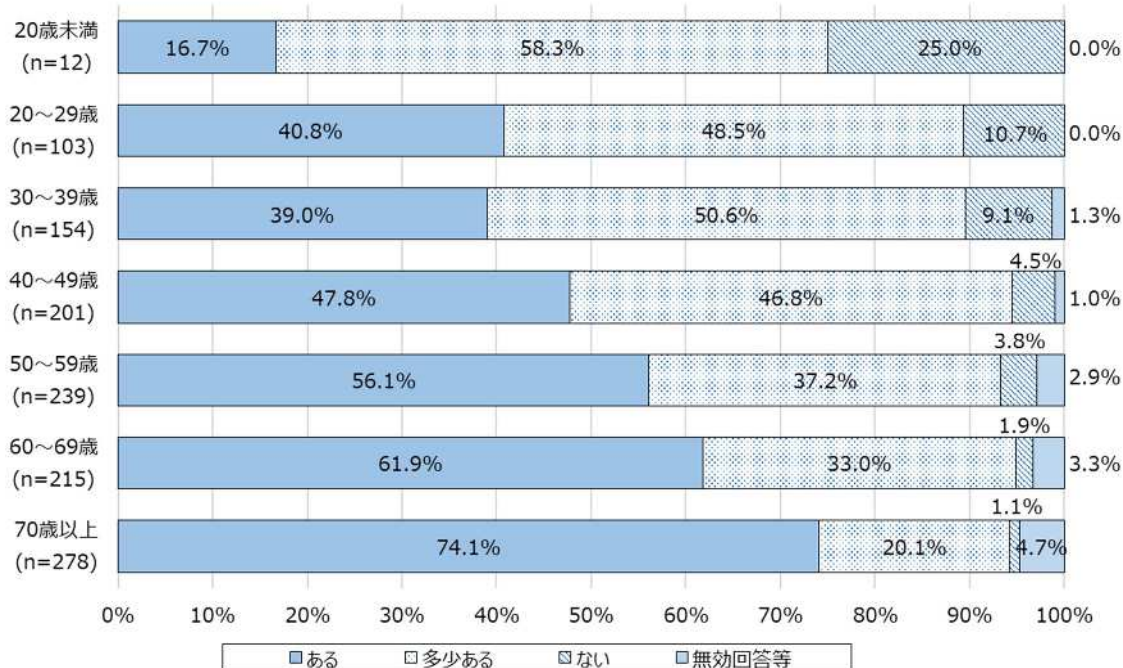


図 1-27 ごみに関する関心の有無【市民・年齢別】（単一回答）

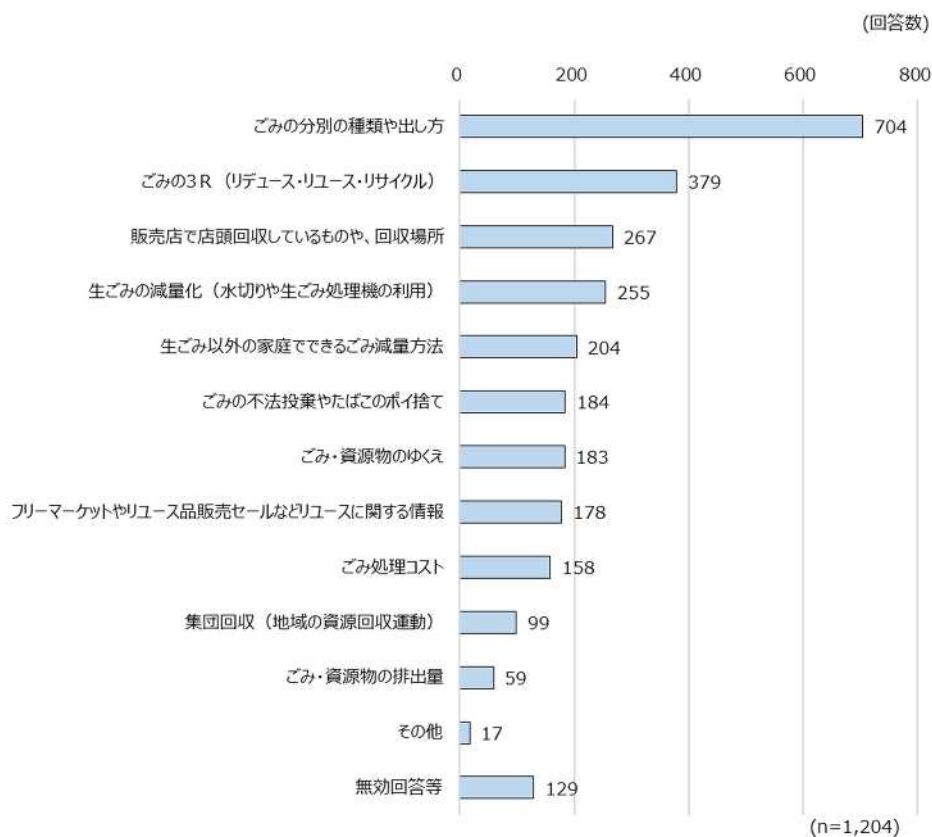


図 1-28 ごみに関する興味内容【市民】（複数回答可）

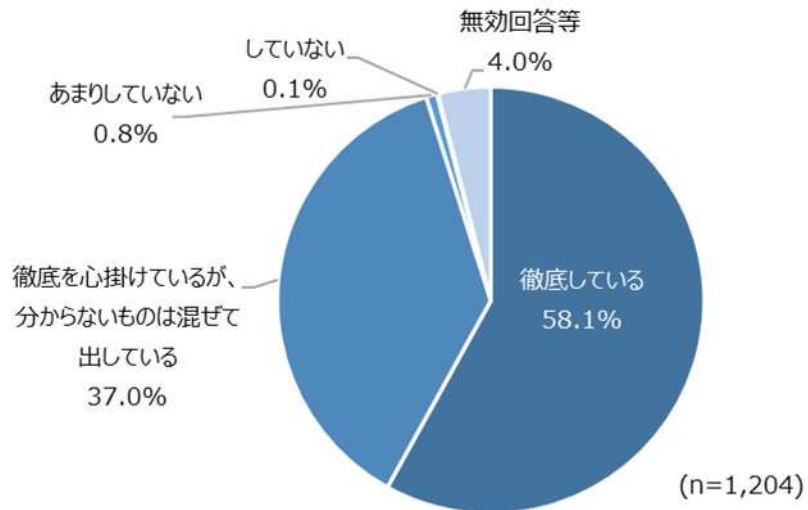


図 1-29 分別実施状況【市民】（単一回答）

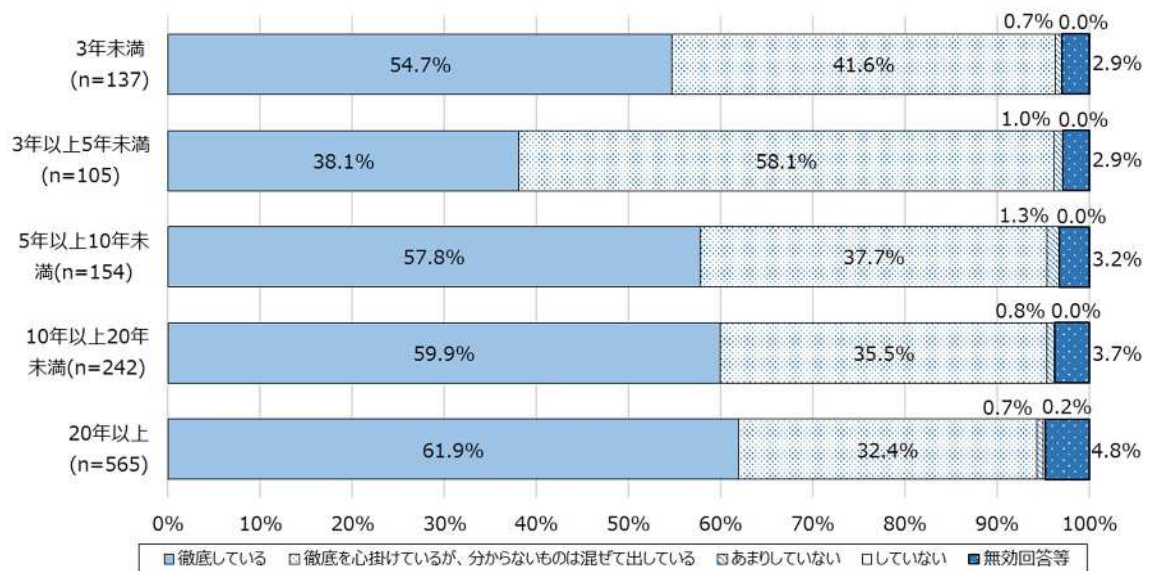


図 1-30 分別実施状況【市民・居住年数別】（単一回答）

(2)情報源・市民や事業者が求める施策

大半の市民及び事業所が市発行のごみ・リサイクルカレンダー、ごみ分別の手引きからごみに関する情報を得ている状況です。市報やごみ分別アプリ、ホームページを活用している市民も一定数いる状況であり、居住年数別にみると、ごみ分別アプリは居住年数が比較的短い市民の利用率が高い傾向にあります。DX化、ペーパーレス化等の観点からは、ごみ分別アプリやホームページの情報を拡充することが必要ですが、比較的年齢の低い市民に多く利用されているこれらの情報媒体のみならず、年齢が高いほど利用率が高い傾向にあるごみ分別の手引きや市報、全世代に行き届きやすい市発行のごみ・リサイクルカレンダーでの分別周知徹底も必要です。

なお、市民からは、ごみの分別を更に徹底するための啓発、ごみを更に減量するための啓発、ごみやリサイクルに関する情報発信の充実を求める声が多いため、市のごみに関する情報（周知・広報したい情報）をごみ・リサイクルカレンダーに集約することで、情報を広く浸透させることができる可能性があります。

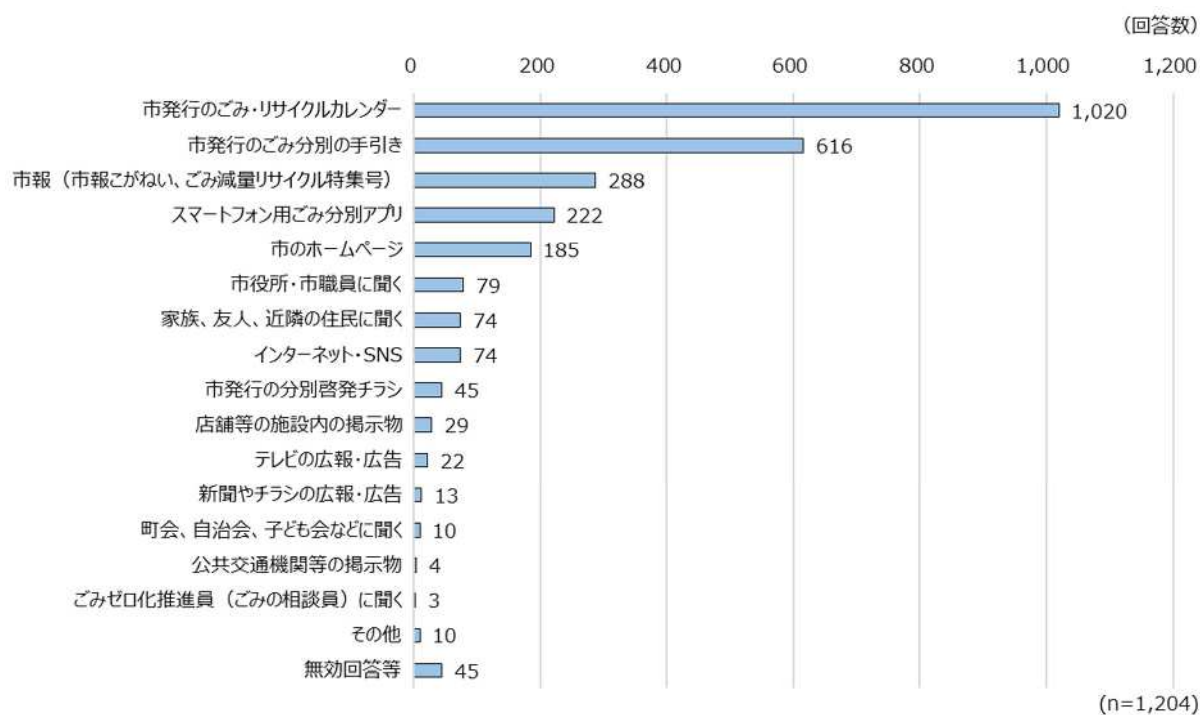


図 1-31 ごみに関する情報源【市民】（複数回答可）

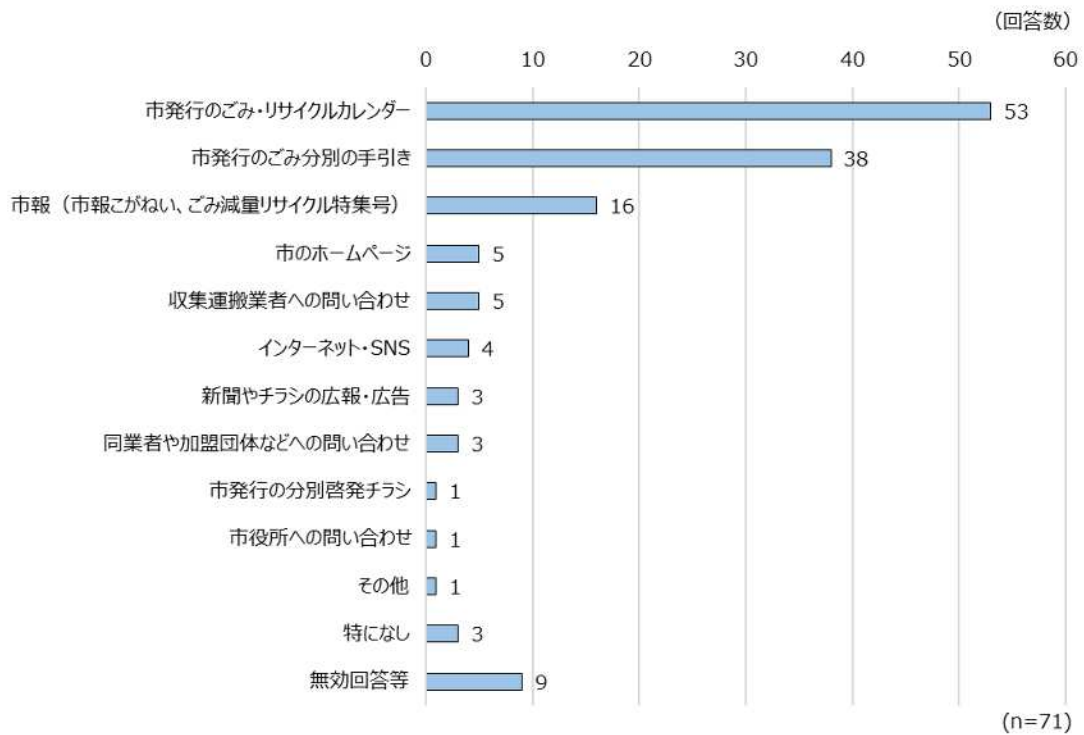


図 1-32 ごみに関する情報源【事業所】（複数回答可）

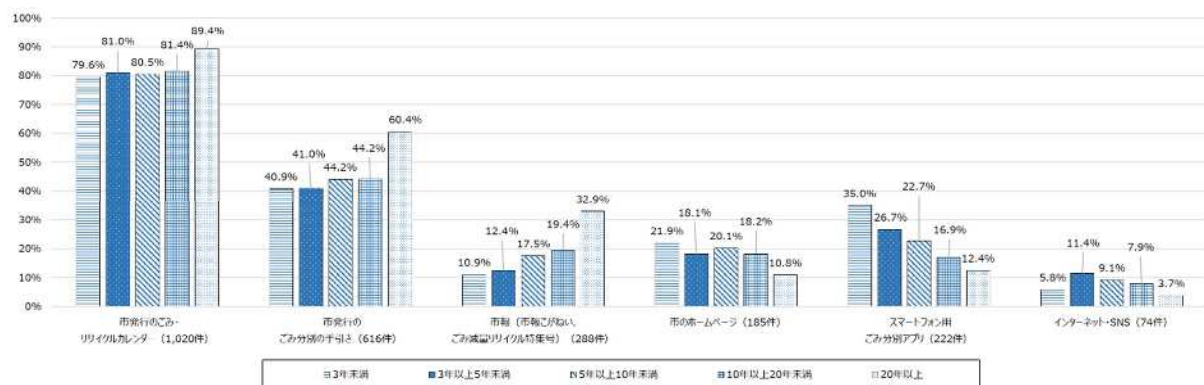


図 1-33 ごみに関する情報源【市民・居住年数別】（複数回答可）

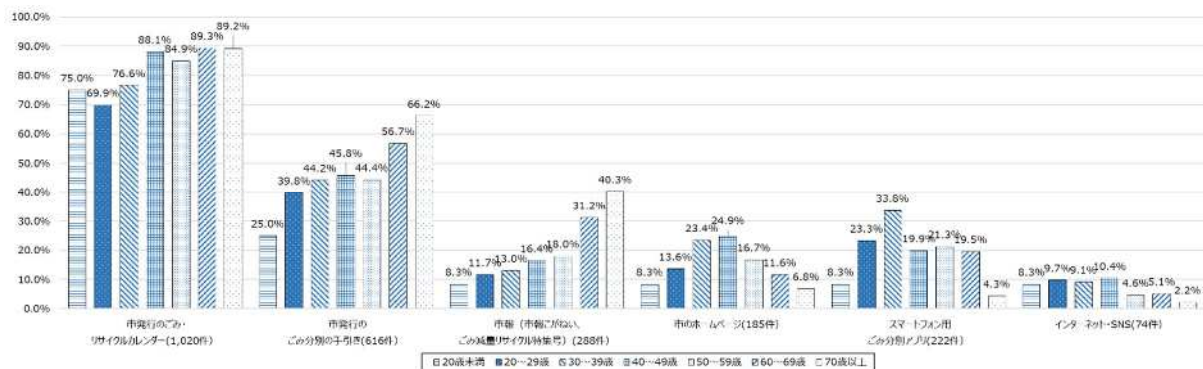


図 1-34 ごみに関する情報源【市民・年齢別】（複数回答可）

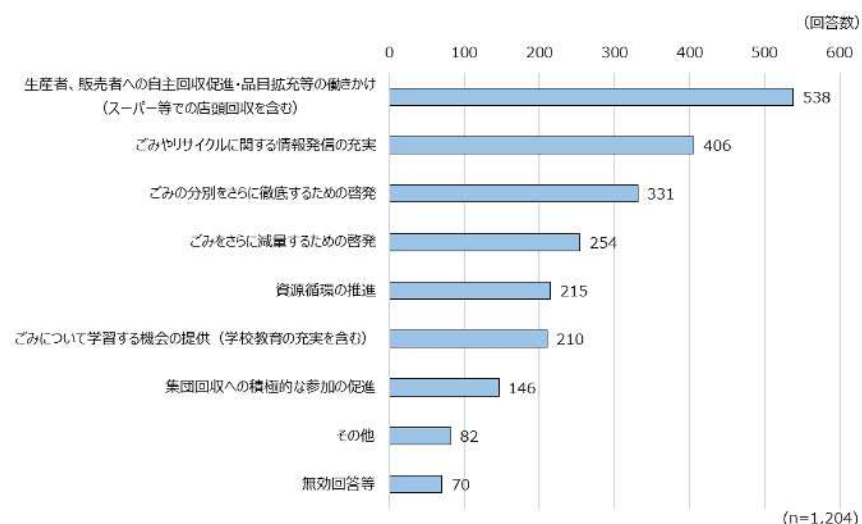


図 1-35 市民が求めている施策【市民】（複数回答可）

(3) 施策・取組の認知度

市の取組の認知度・利用度については、ごみ・リサイクルカレンダー、ごみ分別の手引き等、紙媒体の情報共有については高いものの、マイボトル専用給水機の設置、小金井市が行っているリユース事業（ゆづる輪）、ごみゼロ化推進員制度、希望者への講習会開催、ごみ減量啓発アニメーション制作・公開等については、低い状況です。そのため、効果的でありPRしていくべき取組については、更なる周知徹底を図る必要があります。

資源物の集団回収について世帯構成別では、単身世帯・若年層の認知度が低い傾向です。拠点回収については、世帯によっては発生しないことも考えられますが、コンタクトレンズの空ケースや使用済みステンレス製ボトル、生ごみ乾燥物、廃食油を活用したことがない市民が特に多い状況です。また、食品トレイ、紙パック、ペットボトルについては活用したことがある市民が多いですが、世帯構成別にみると単身世帯ではその割合が低く、代わりに知っているが利用・活用したことがない割合が多い状況です。更に、年齢別にみると食品トレイについて、若年層で割合が低い状況です。これらは生活スタイルの違いに起因する可能性があります、特に若年層や単身世帯向けの利用しやすさを向上させる取組が必要です。

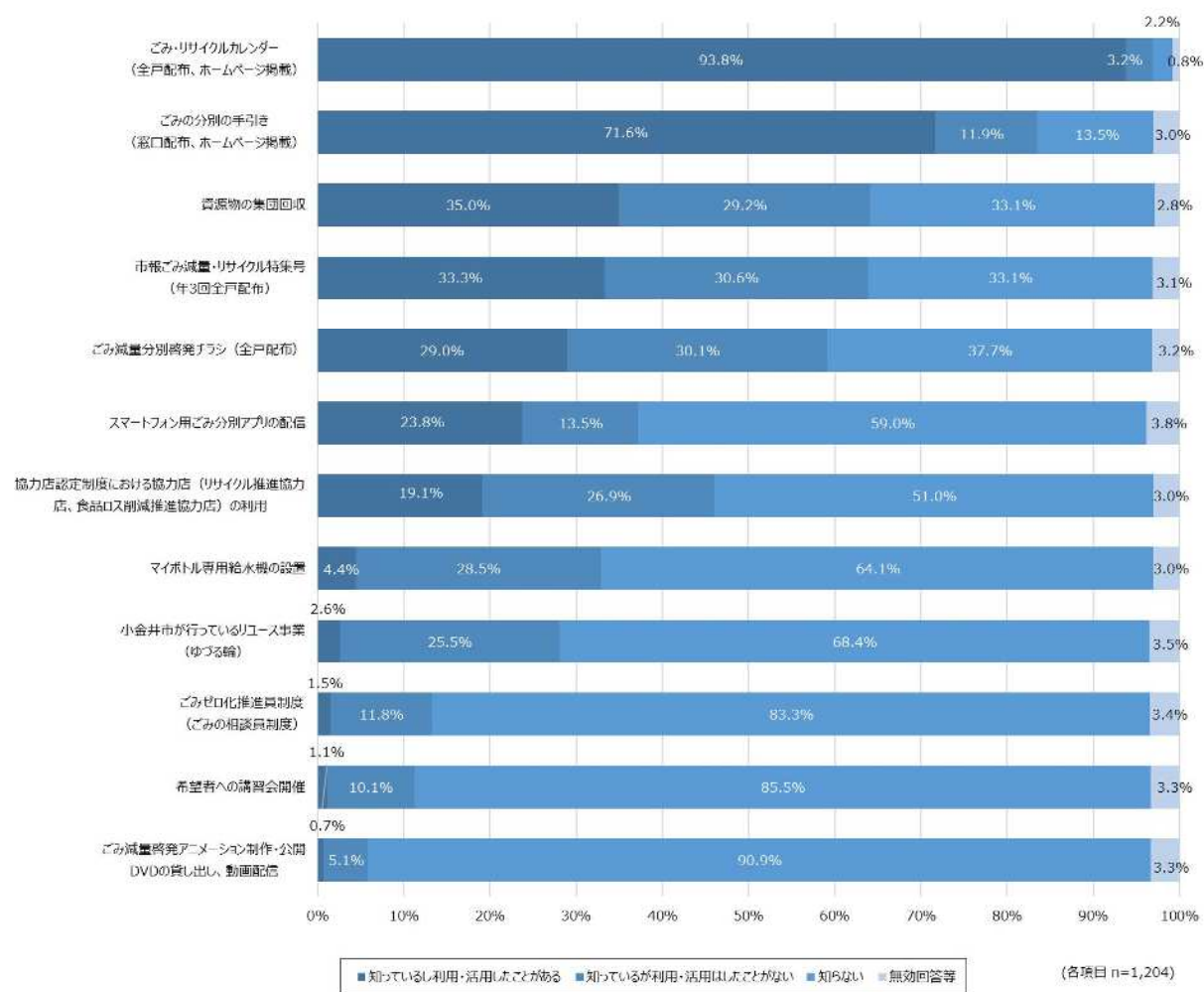


図 1-36 市の取組の認知度・利用度【市民】(単一回答)

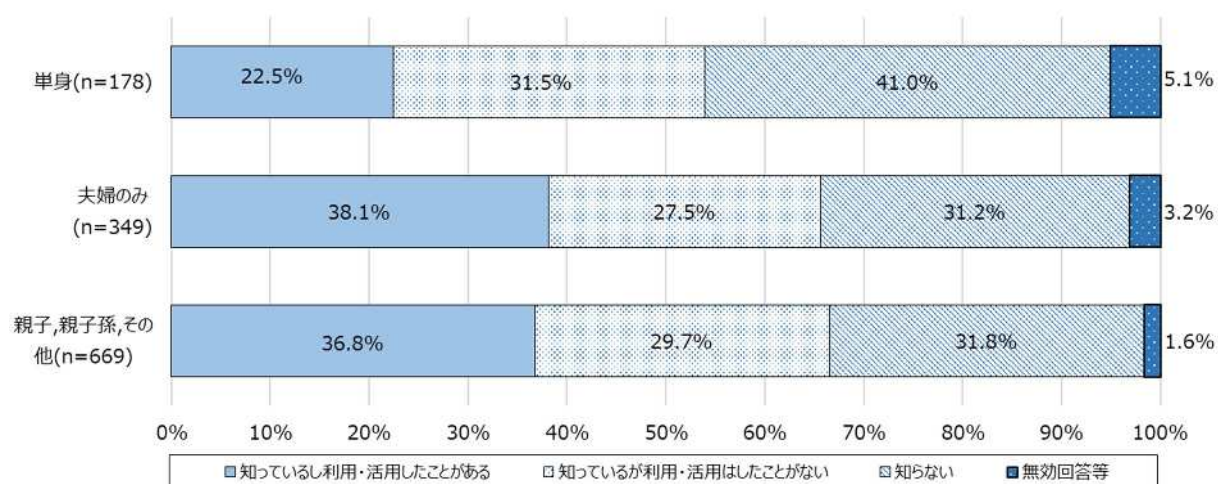


図 1-37 資源物の集団回収の認知度【市民・世帯構成別】（単一回答）

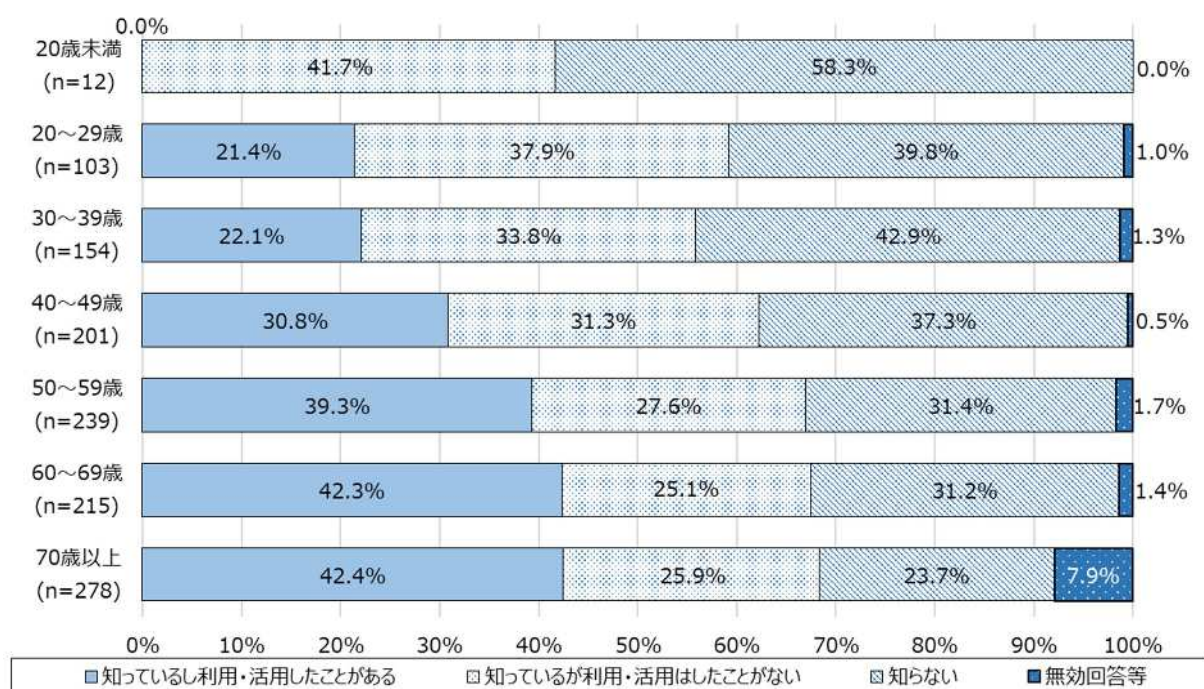


図 1-38 資源物の集団回収の認知度【市民・年齢別】（単一回答）

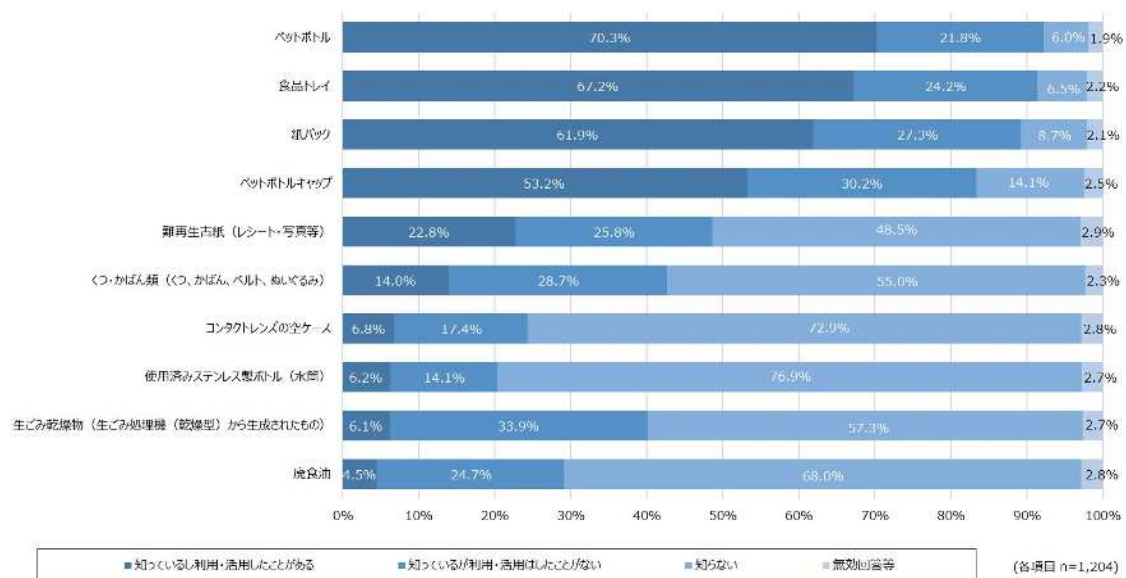


図 1-39 拠点回収の認知度【市民】(単一回答)

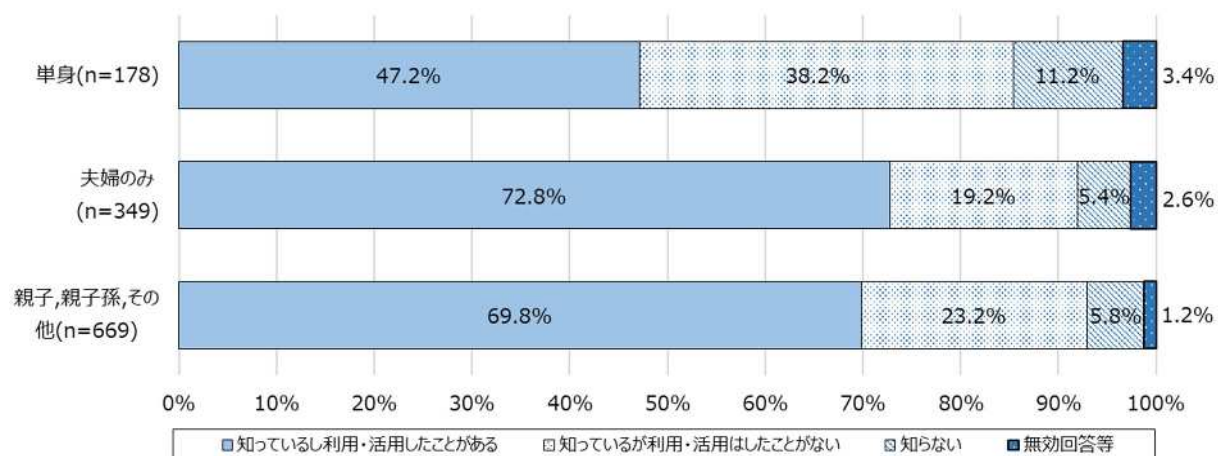


図 1-40 拠点回収の認知度 (食品トレイ)【市民・世帯構成別】(単一回答)

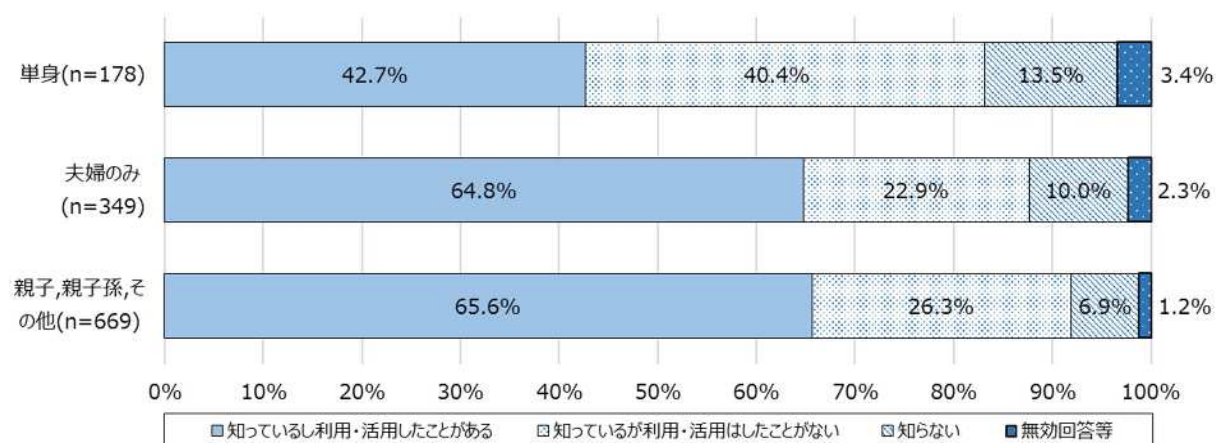


図 1-41 拠点回収の認知度 (紙パック)【市民・世帯構成別】(単一回答)

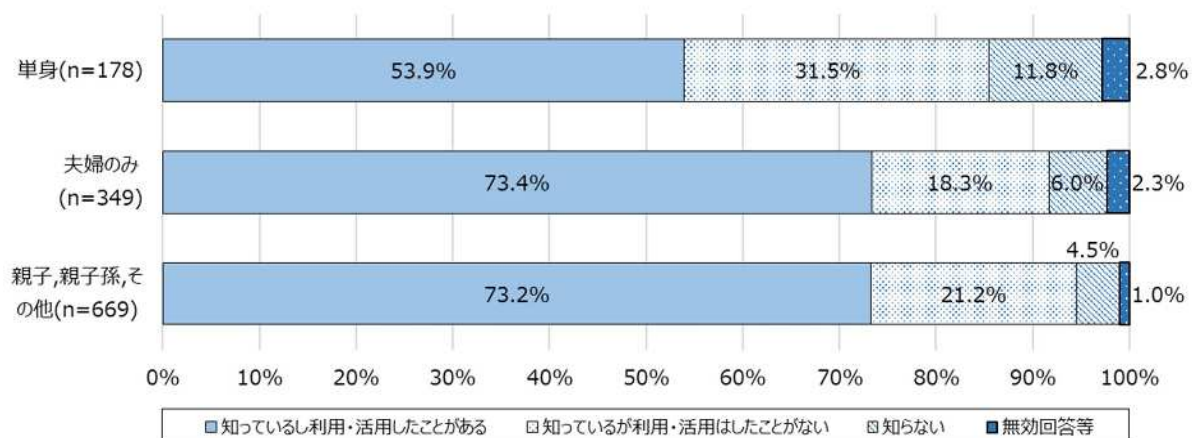


図 1-42 拠点回収の認知度（ペットボトル）【市民・世帯構成別】（単一回答）

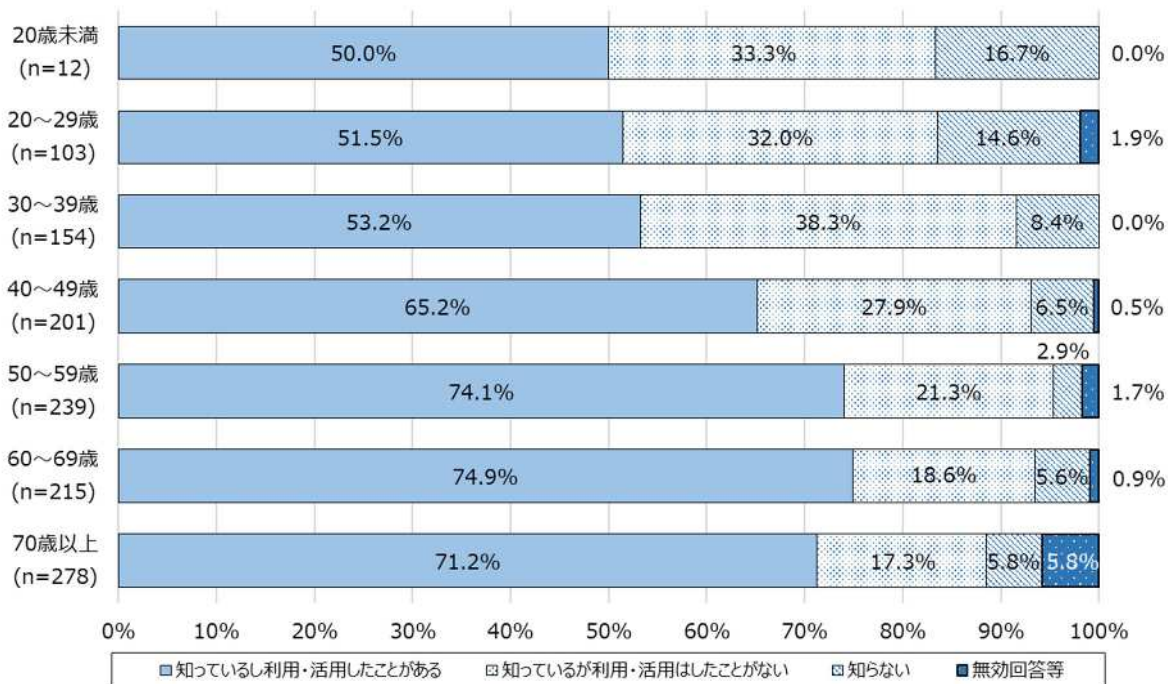


図 1-43 拠点回収の認知度（食品トレイ）【市民・年齢別】（単一回答）

(4)生ごみ・食品ロス

生ごみ、食品ロスに関する市が行っている取組についての認知度は、全体的に低い傾向にあります。また、生ごみ減量化処理機器購入費補助制度の認知度は6割程度であるのに対し、生ごみ減量化処理機器購入費補助制度を利用・活用したことがある人の割合は1割程度に留まっており、補助制度の在り方について検討が必要です。

普段捨てていると思う「食品ロス」については、消費期限（安全に食べることができる期限）が切れてしまった食品が最も多く、使い残した野菜・青果、鮮魚・鮮肉などの食材、食べ残したおかず・そうざいなどを合わせると7割以上に及びます。市民から事業者に対しては、賞味期限が近い商品を購入することの特典や、必要量だけの販売・提供（少量パック、量り売り、小盛など）を望む割合が多いことや、事業者から市に対しては、飲食店と連携したキャンペーンの実施を求められていることから、事業者も含めた食品ロスの削減に向けた取組が必要です。

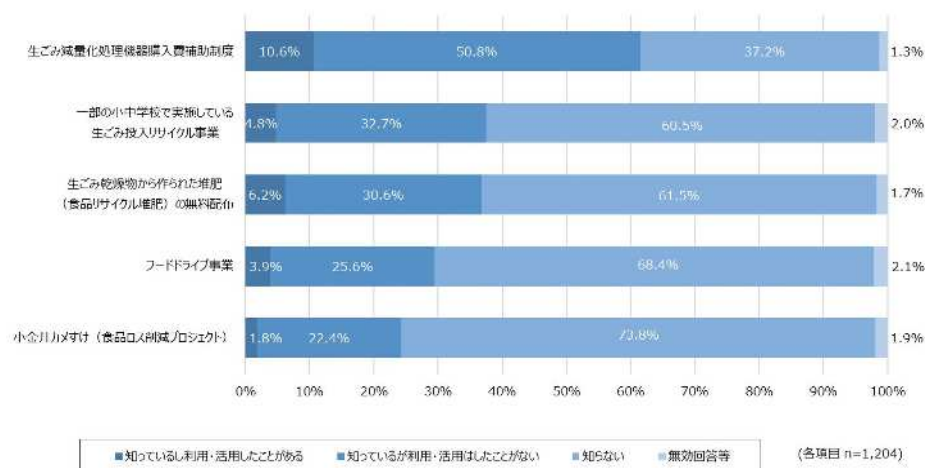


図 1-44 食品ロスに関する取組の認知度【市民】（単一回答）

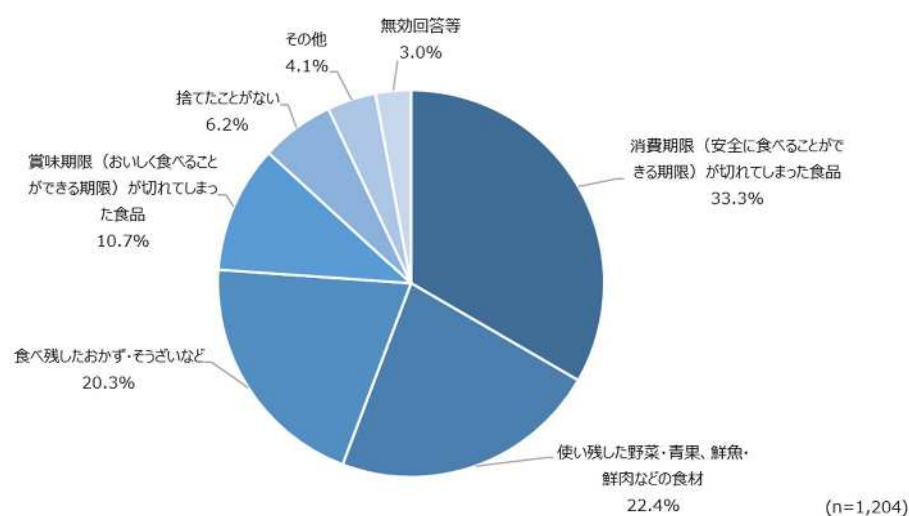


図 1-45 食品ロスに関する排出状況【市民】⁸（複数回答可）

⁸ 全回答数に対する各選択肢の回答数の割合を表示（複数回答可）

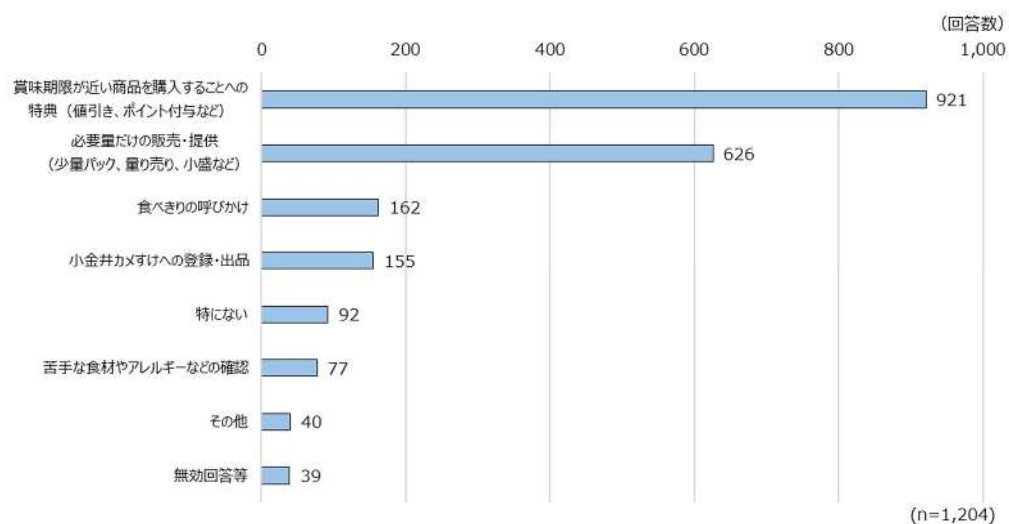


図 1-46 食品ロス削減のために事業者を実施してほしい取組【市民】（複数回答可）

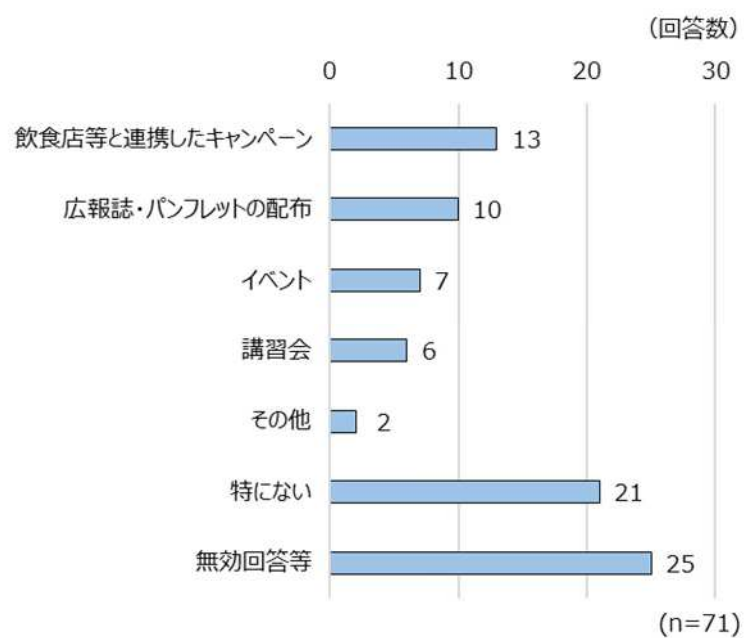


図 1-47 食品ロス削減のために市に実施してほしい取組【事業所】（複数回答可）

(5)プラスチック・充電式電池

プラスチック製容器包装とプラスチックだけでできている製品について、汚れていないものはプラスチックごみの日に出している人の割合が9割を超えています。汚れのついたものについては、7割程度が汚れを落とし適正に排出している一方、1割程度が汚れを気にせず排出している、又は燃やすごみの日に排出しており、更なる分別徹底が必要な状況です。

充電式電池については、7割以上が正しい方法で捨てていますが、正しい方法で捨てていない、（正しい排出方法が）分からない、または捨てたことがないという回答が2割以上を占めていることから、安全面を考慮した正しい排出方法の周知徹底が必要です。

また、市民が市に求める施策として、「生産者、販売者への自主回収促進・品目拡充等の働きかけ」、「ごみやリサイクルに関する情報発信の充実」が必要との回答が多いことから（図 1-35）、適正排出に向けて、情報発信の充実や事業者を含めた施策の展開が必要です。

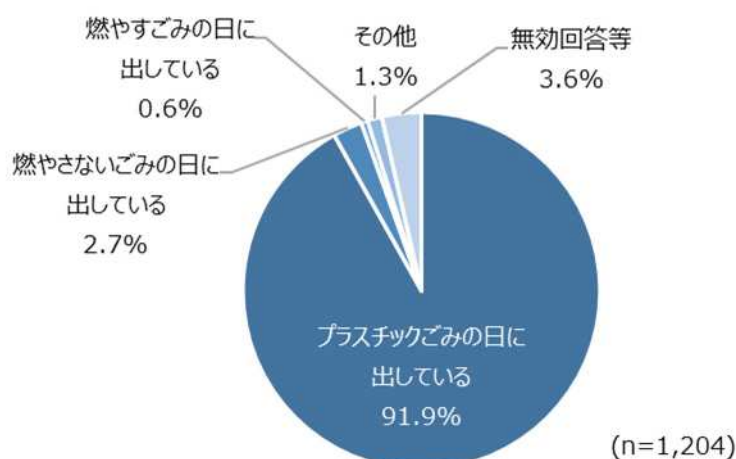


図 1-48 汚れていないプラスチックごみの排出状況【市民】（単一回答）

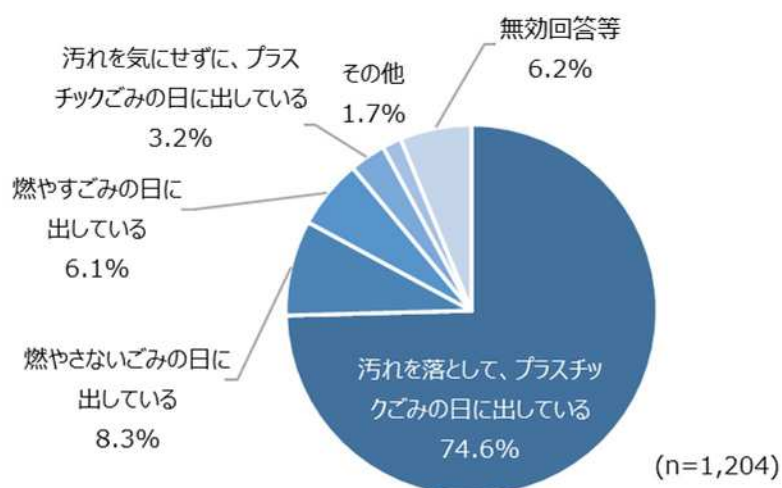


図 1-49 汚れたプラスチックごみの排出状況【市民】（単一回答）

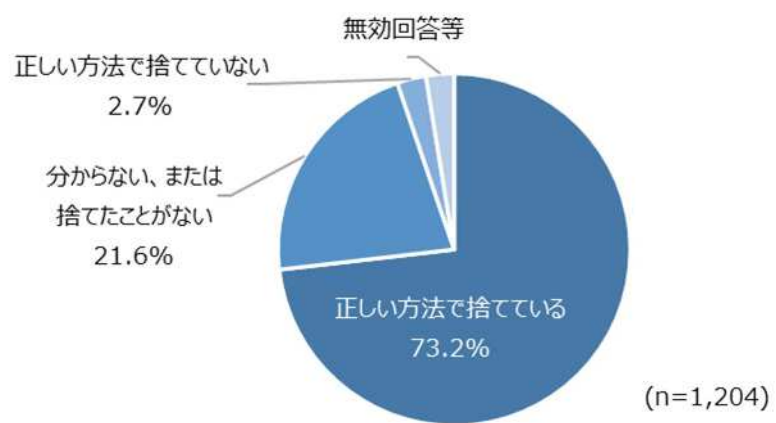


図 1-50 充電式電池が内蔵されている製品の排出状況【市民】（単一回答）

(6)リユース事業の利用状況

リユース事業の利用状況については、リユースショップの買取サービス、フリマアプリが多い一方、利用したことがないと回答した割合も多い結果となっています。また、これらのサービスを過去に利用したことがあるだけであり、継続的に利用していないことも考えられます。

年齢別では、70歳以上の市民ではリユース事業を利用したことがない割合が、回答者数が少ない20歳未満を除くと最も多く、更に世帯構成別では単身世帯が同様の結果となっていることから、高齢層や単身世帯へも効果的に情報が届くような周知方法の見直し、サービス・事業の利用しやすさを向上させるような取組が必要です。

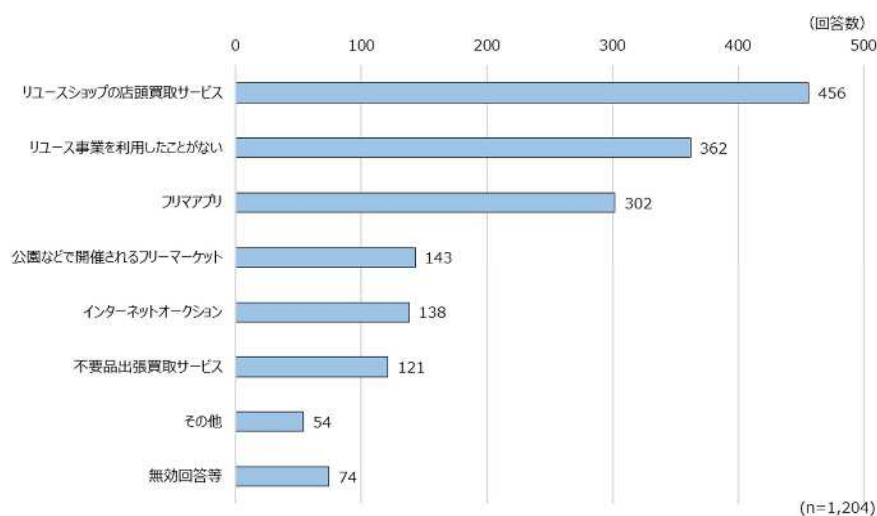


図 1-51 リユース事業の利用状況【市民】（複数回答可）

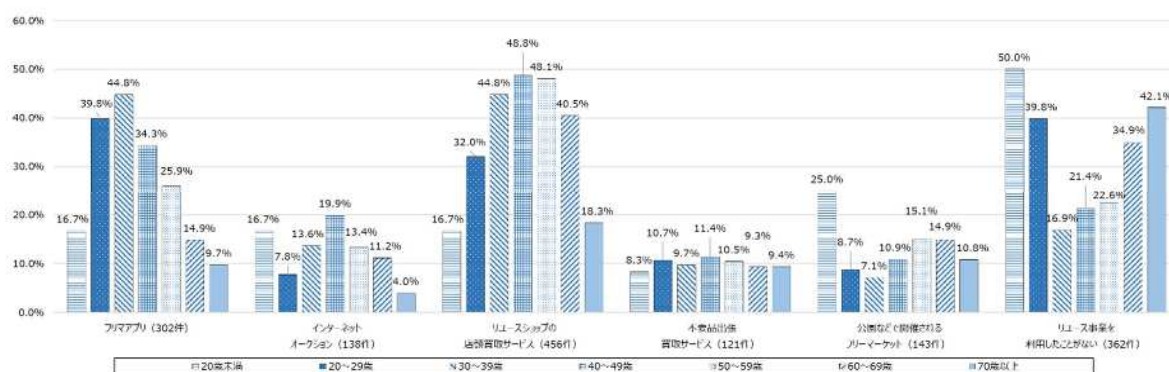


図 1-52 リユース事業の利用状況【市民・年齢別】（複数回答可）

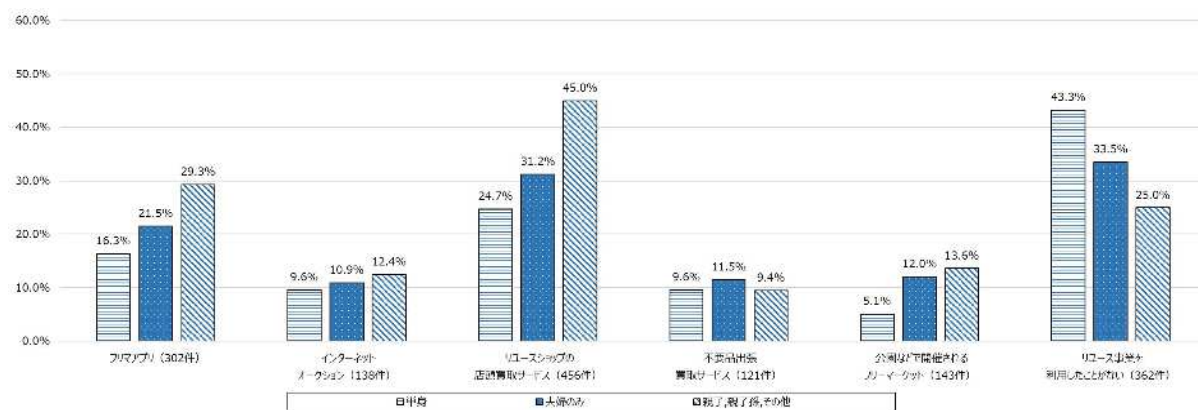


図 1-53 リユース事業の利用状況【市民・世帯構成別】（複数回答可）

(7)事業所の取組状況

ごみ減量・リサイクルに関する事業所の取組状況については、書類のペーパーレス化に努めている、再生紙など再生用品の使用に努めているとの回答が多い一方、リサイクル推進協力店の認定や、出張講座を活用した講演会の実施についての回答はゼロであり、市の実施する施策を積極的に活用している事業所が少ないことから、施策の周知徹底を図る必要があります。

なお、ごみ減量・リサイクルに取り組む主な理由を見ると、ごみ処理コスト削減につながる施策の実施が3R促進に寄与する可能性があり、そのような視点での取組が必要です。

また、事業所から排出される食用廃油、ペットボトル、プラスチック類、缶類、びんの産業廃棄物を一般廃棄物として排出しているという回答があったことから、事業所に向けた一般廃棄物・産業廃棄物の違いや許可業者との契約実態等に関する正しい認識の周知徹底と、適正排出の指導を行う必要があります。

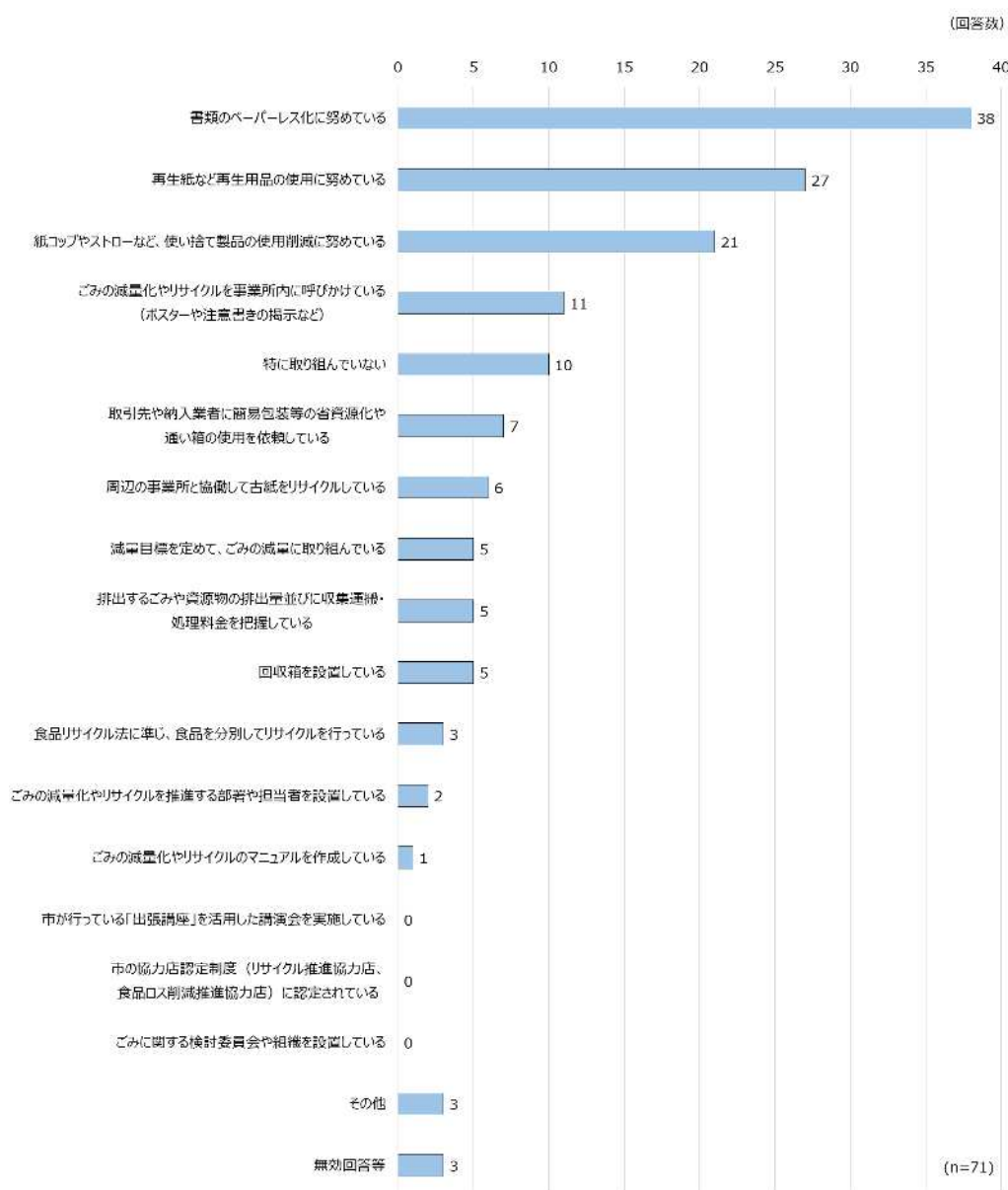


図 1-54 ごみ減量・リサイクルに関する取組状況【事業所】（複数回答可）

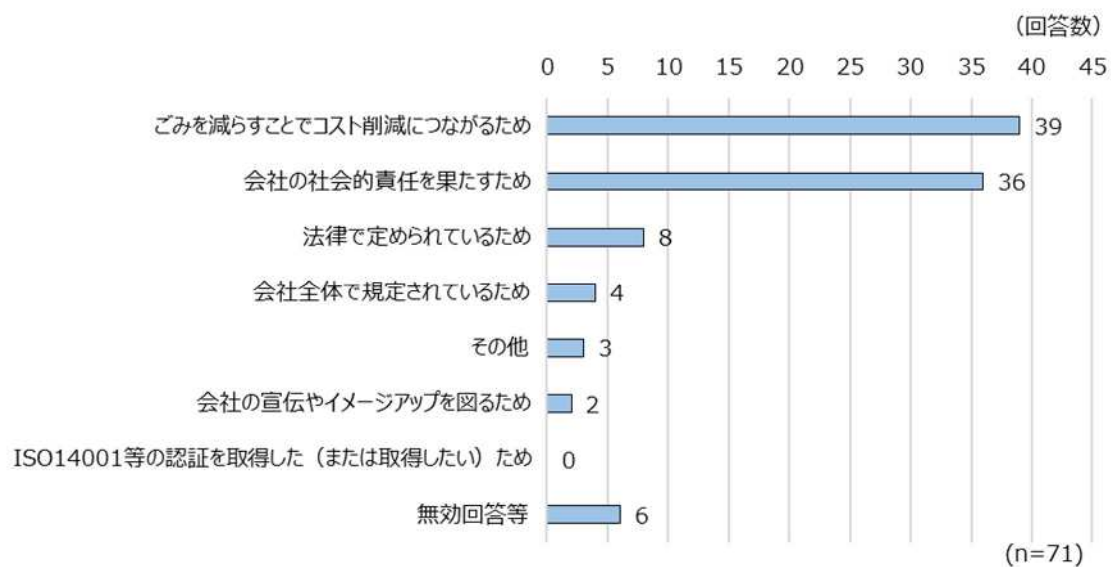


図 1-55 ごみ減量・リサイクルに取り組む主な理由【事業所】（複数回答可）

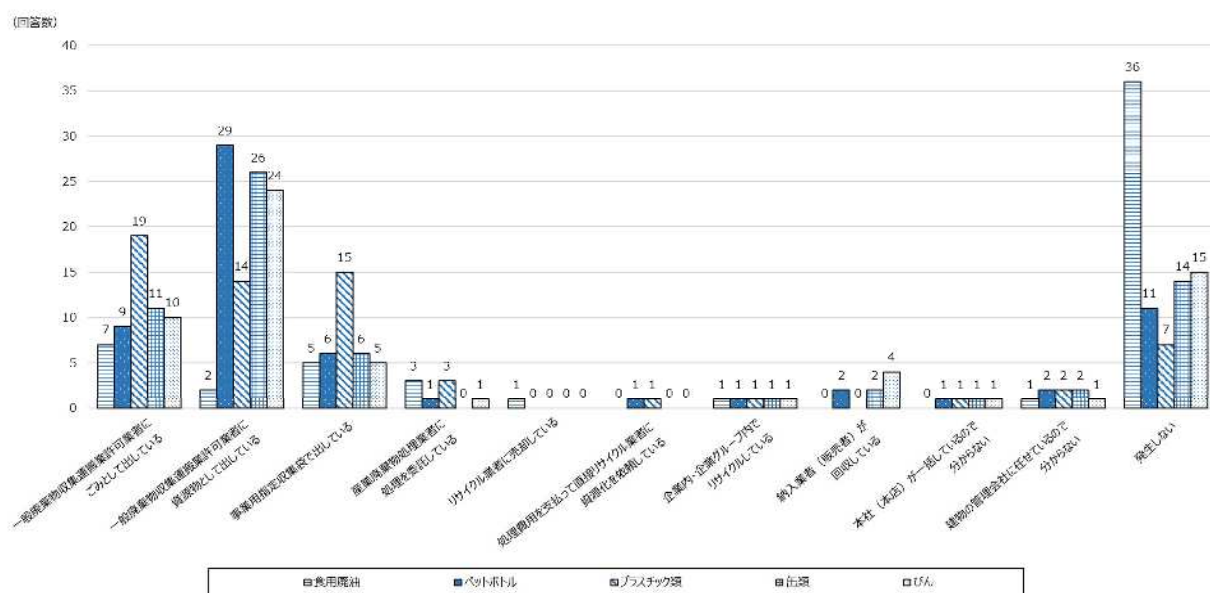


図 1-56 ごみや資源物の分別・処理方法【事業所】（単一回答）

3. ごみ組成調査から抽出された課題

(1) 燃やすごみの課題

厨芥類は単身集合住宅からの排出は比較的少なく、戸建て住宅及びファミリー向け集合住宅からの排出が多いほか、事業所からの排出も多い状況であるため、減量のための取組が必要です。

資源となる紙は単身集合住宅、事業所、プラスチック類は単身集合住宅からの排出が多く、戸建て住宅、ファミリー向け集合住宅からの排出も確認されている状況です。

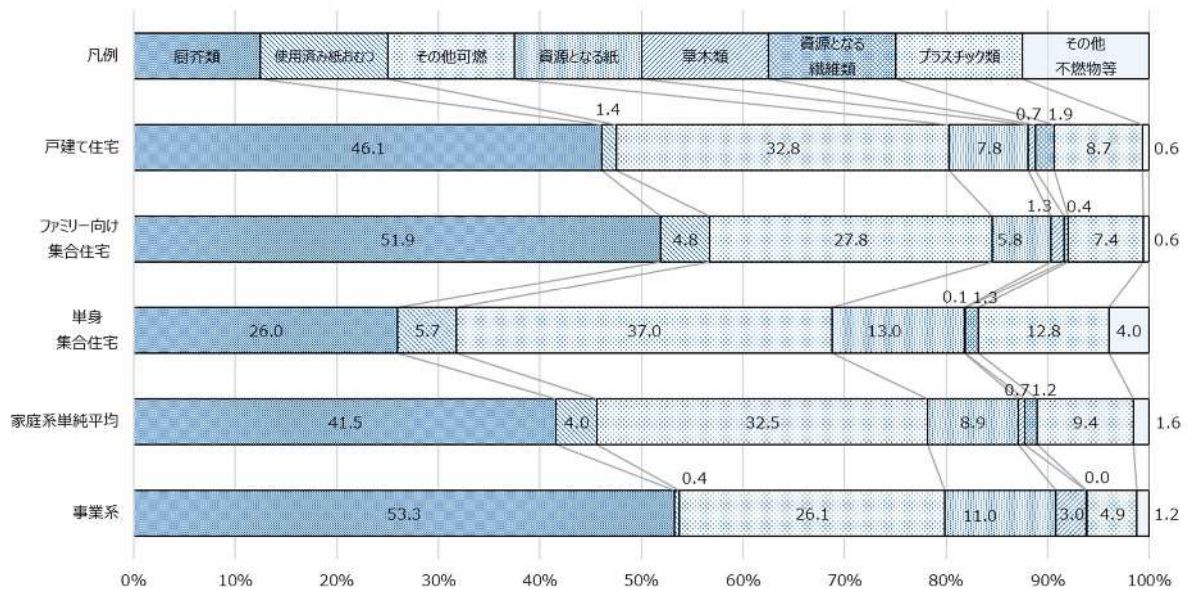


図 1-57 燃やすごみの組成調査結果^{9・10}の内訳

⁹ ごみ組成調査はパッカー車で収集したごみを湿ベース重量で調査

家庭系：収集された燃やすごみが調査対象

事業系：許可業者が収集した事業系燃やすごみが調査対象

¹⁰ 平均値は、戸建て住宅、ファミリー向け集合住宅、単身集合住宅の単純平均。

燃やすごみの組成調査結果から適正・不適正排出状況を整理すると、家庭系は8割程度が適正排出されており、2割程度が不適正排出されています。不適正排出の中では、プラスチック類、紙類の割合が高い結果となっていることから、特にこれらの適正排出に関する周知徹底が必要です。

事業系も8割程度が適正排出されており、2割程度が不適正排出されています。不適正排出の中では、家庭系と同様紙類、プラスチック類の割合が高いほか、草木類の割合も高い結果となっており、特にこれらの適正排出に関する周知徹底が必要です。

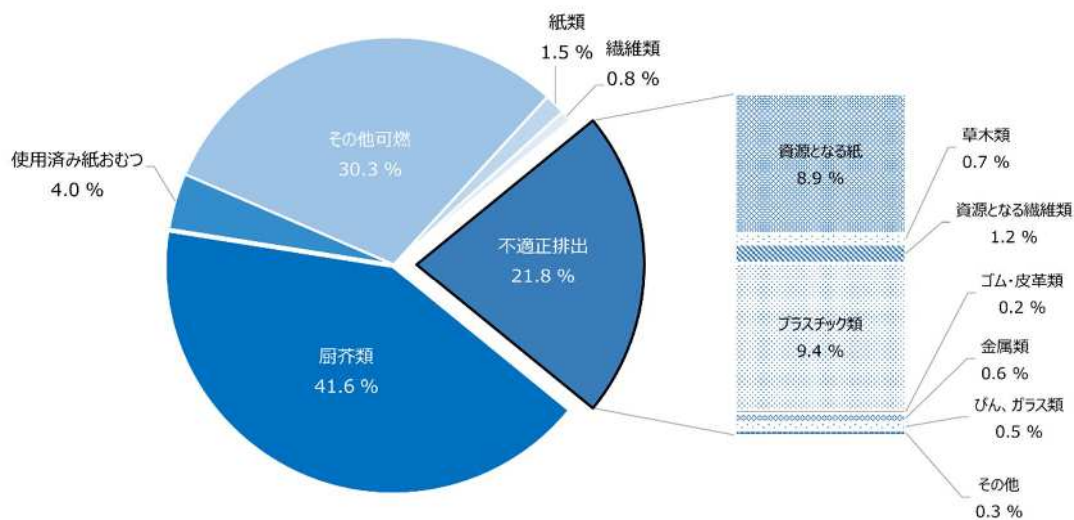


図 1-58 燃やすごみ排出状況（家庭系）

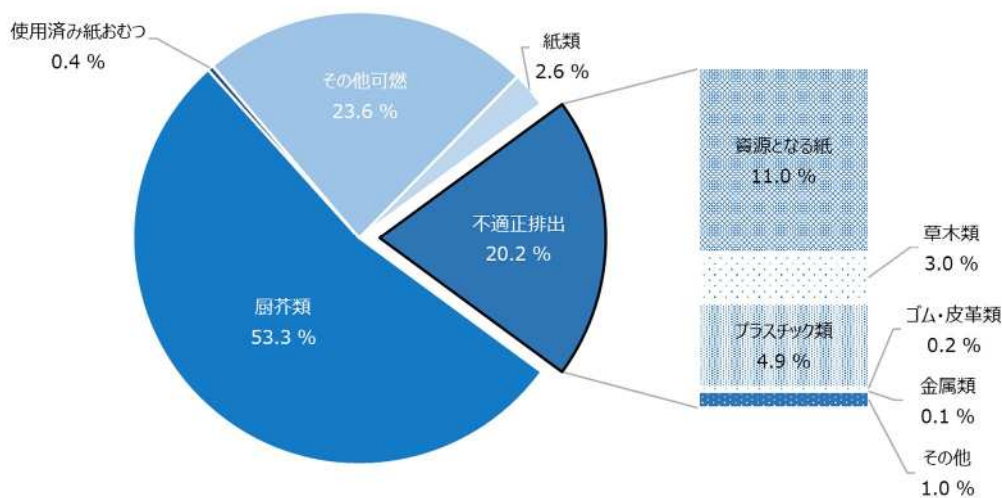


図 1-59 燃やすごみ排出状況（事業系）

(2) 燃やさないごみの課題

単身集合住宅から排出されるくつ・かばん・ベルトが多く、容器包装プラスチックの排出も戸建て住宅、ファミリー向け集合住宅と比較すると多い状況です。くつ・かばん・ベルトは市で拠点回収を行っているため、利用促進を図る必要があります。また、収集エリアにかかわらず瀬戸物・ガラス・不燃物¹¹の排出が多い状況です。

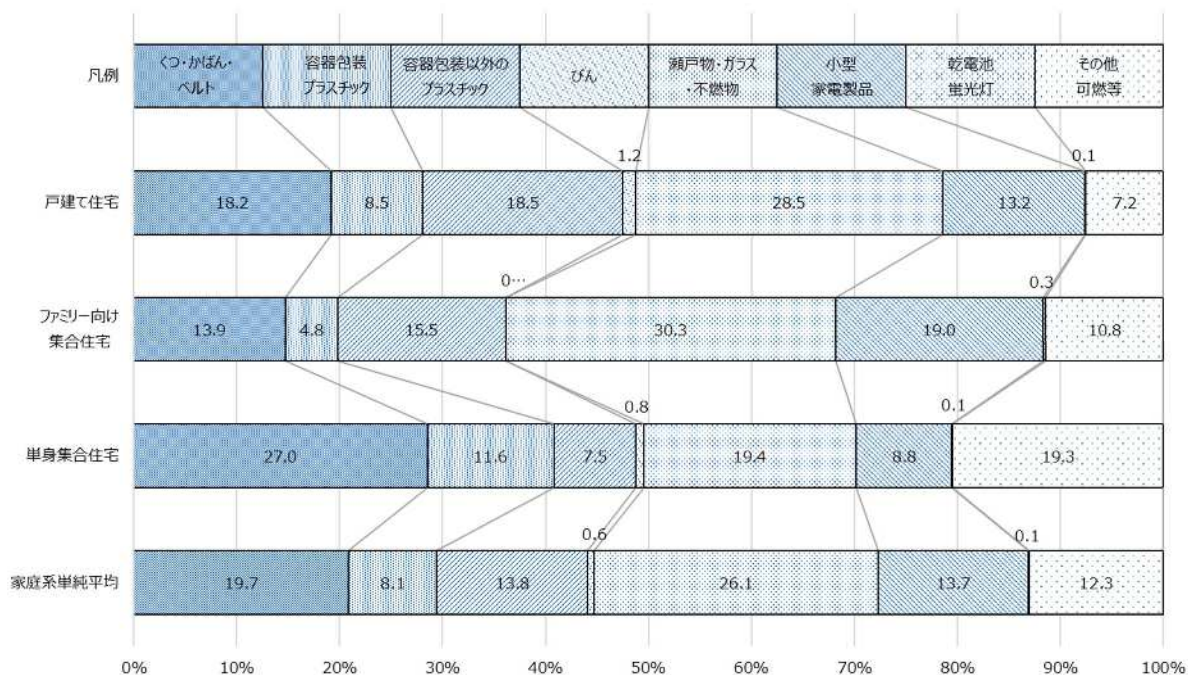


図 1-60 燃やさないごみの組成調査結果の内訳

¹¹ 陶磁器・石類、ガラス製品、複合製品、リユースができない布類などを含む。

燃やさないごみの組成調査結果から適正・不適正排出状況を整理すると、7割程度が適正排出されており、3割程度が不適正排出されています。燃やすごみよりも不適正排出の割合が高く、不適正排出の中では、プラスチック類が最も多く、金属類も多い結果となっていることから、特にこれらの適正排出に関する周知徹底が必要です。

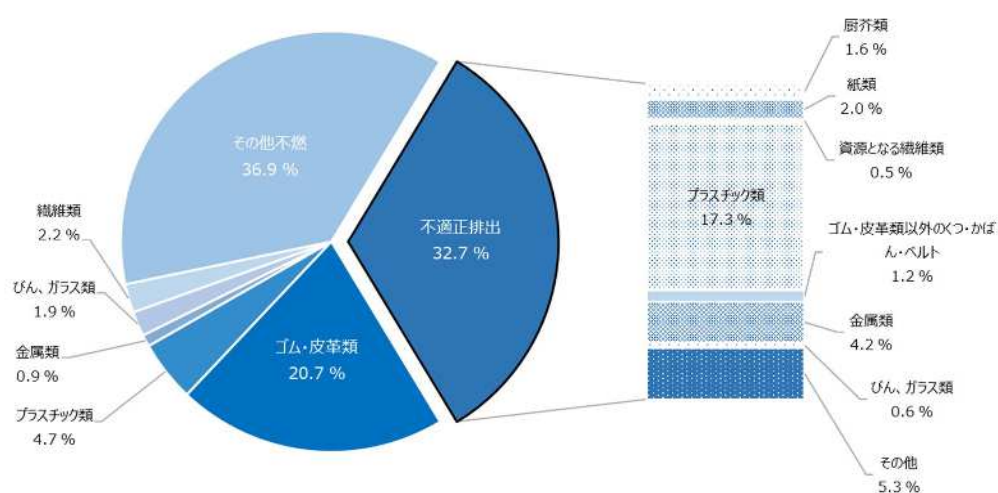


図 1-61 燃やさないごみ排出状況（家庭系）

4. 国の動向・人口動態からの課題

国の動向を踏まえた取組の推進が必要であるほか、今後、少子高齢化の進行やデジタル技術の進展等による社会構造の変化や様々な生活スタイルの出現により、ごみ処理に関する様々なニーズや課題が発生することが見込まれます。

(1)SDGsや脱炭素社会・循環型社会の実現に向けた取組の必要性

以下の図で示す日本全体の人口動態や本市の人口動態から、外国人人口が増加傾向にあることが確認されたため、外国人に対して適正排出に向けた啓発が必要です。また、次項でも言及している高齢者への対応を含め、SDGsの実現に向けて、全ての市民がごみの排出に困らず安心して暮らせるように、「誰一人取り残さない」ごみ処理の在り方を改めて検討する必要があります。

左軸単位 | 本市（全体）：人、日本（全体）：千人

右軸単位 | 本市（外国人）：人、日本（外国人）：千人

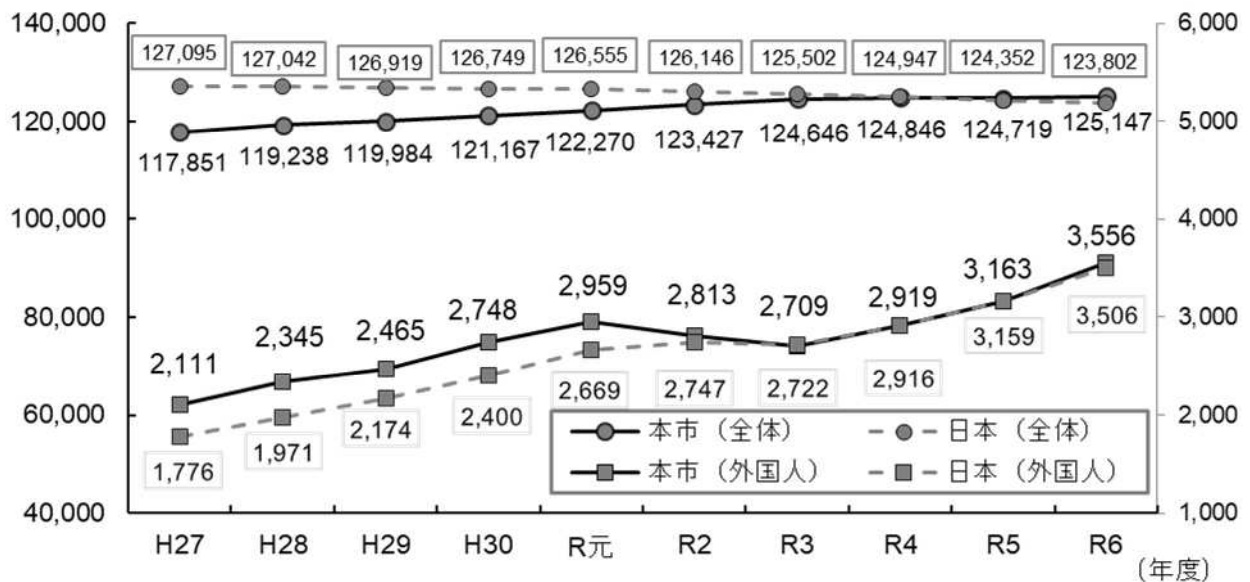


図 1-62 日本と本市の人口動態比較

更に、脱炭素社会の実現に向けて、環境負荷の低減や効率的な処理・資源化の推進に重きを置いて取組を進めるほか、持続可能な形で資源を効率的・循環的に有効利用する循環経済（サーキュラーエコノミー）への移行が求められていることも踏まえ、リユースや再生材の利用に関する取組を強化しつつ、循環型社会の実現を目指す必要があります。

(2) 少子高齢化を踏まえた取組の必要性

少子高齢化の進行により高齢者が増加し、排出されるごみの質が変化することが想定されるほか（例：大人用紙おむつの増加、（惣菜等の消費増加による）容器包装プラスチック類の増加、体力的に分別が負担になることによる適正排出度合いの変化）、ごみの排出が困難な市民も増加することが想定されます。関連する庁内部署とも連携しつつ、このような変化も考慮した取組を検討する必要があります。また、取組全般においては、高齢者の増加を踏まえたデジタルデバインド（情報格差）の問題についても考慮する必要があります。

また、人手の面に着目すると、地域コミュニティの変化や「ごみゼロ化推進員制度」等のごみ処理の支援団体の担い手不足が生じる可能性があるほか、行政機能・公共施設においても、ごみ処理に関わる人員が不足する可能性があります。更に、税収減に伴う清掃予算費の確保・保持が困難となることが見込まれ、処理の効率化はもちろんのこと、「第2章 第4節 1. （3）処理経費を考慮した取組の推進」とも関連しますが、費用対効果も踏まえた上で取組を実施していく必要があります。

上記に対しては、デジタル技術の活用により既存のごみ処理システムの変革や効率化を図ることも方法の1つとして期待されますが、本市でのごみ処理に係るデジタル技術の導入状況や導入による効果も把握し、今後更なる導入促進等の検討が必要です。

第3章 基本方針

第1節 これまでの経緯

本市では、平成18年（2006年）にごみ非常事態を宣言し、平成19年（2007年）4月以降、可燃ごみの処理については、広域支援により多摩地域の自治体及び一部事務組合にお願いしてまいりました。令和2年（2020年）4月からは、日野市、国分寺市とともに設立した浅川清流環境組合可燃ごみ処理施設において、共同処理を行っています。また、可燃ごみを焼却処理した後に発生する焼却灰は、本市を含む25市1町で構成される東京たま広域資源循環組合が運営する東京たまエコセメント化施設にて、エコセメントの原料としてリサイクル処理されています。これまで本市の可燃ごみの処理をお願いしてまいりました多摩地域の自治体及び一部事務組合の各施設の周辺住民及び関係者並びに東京たま広域資源循環組合の所在する日の出町の住民及び関係者に厚く御礼申し上げます。

一方で、不燃・粗大ごみ、資源物の処理については、平成30年（2018年）3月に策定した「小金井市清掃関連施設整備基本計画」に基づく施設整備を進めてまいりました。令和4年（2022年）8月から不燃・粗大ごみの積替え・保管施設である「小金井市野川クリーンセンター」が稼働し、令和7年（2025年）3月からはプラスチックごみ・ペットボトル・空き缶・びん等の資源物処理施設である「メタウォーターサステナブルパークこがねい」が稼働し、市内における循環型社会形成に資する施設の再配置を完了しました。

このことをもって、本市のごみ処理行政が転換点を迎えたことから、今後、各施設での適正処理の徹底を図るとともに、基本理念である「循環型都市『ごみゼロタウン小金井』～ごみを出さないライフスタイルへ～」の実現に向け、「ごみの発生抑制」を最優先とした更なるごみの減量及び資源化に向けた施策を展開してまいります。

第2節 基本理念

前計画では、目指す将来像として「循環型都市『ごみゼロタウン小金井』」を掲げ、持続可能な循環型社会の形成を目指してきました。

本計画においても、引き続きごみを出さないライフスタイルの推進を図り、環境への負荷の少ない持続可能な循環型社会の形成を目指すとともに、良好な環境を未来へ引き継ぐため、美しいまちづくりの推進を図っていきます。また、安定的な適正処理の推進のため、市民、事業者、行政が一体となって、発生抑制に最優先で取り組むことが重要であるという考えの下、基本方針を定めます。

基本理念

循環型都市『ごみゼロタウン小金井』

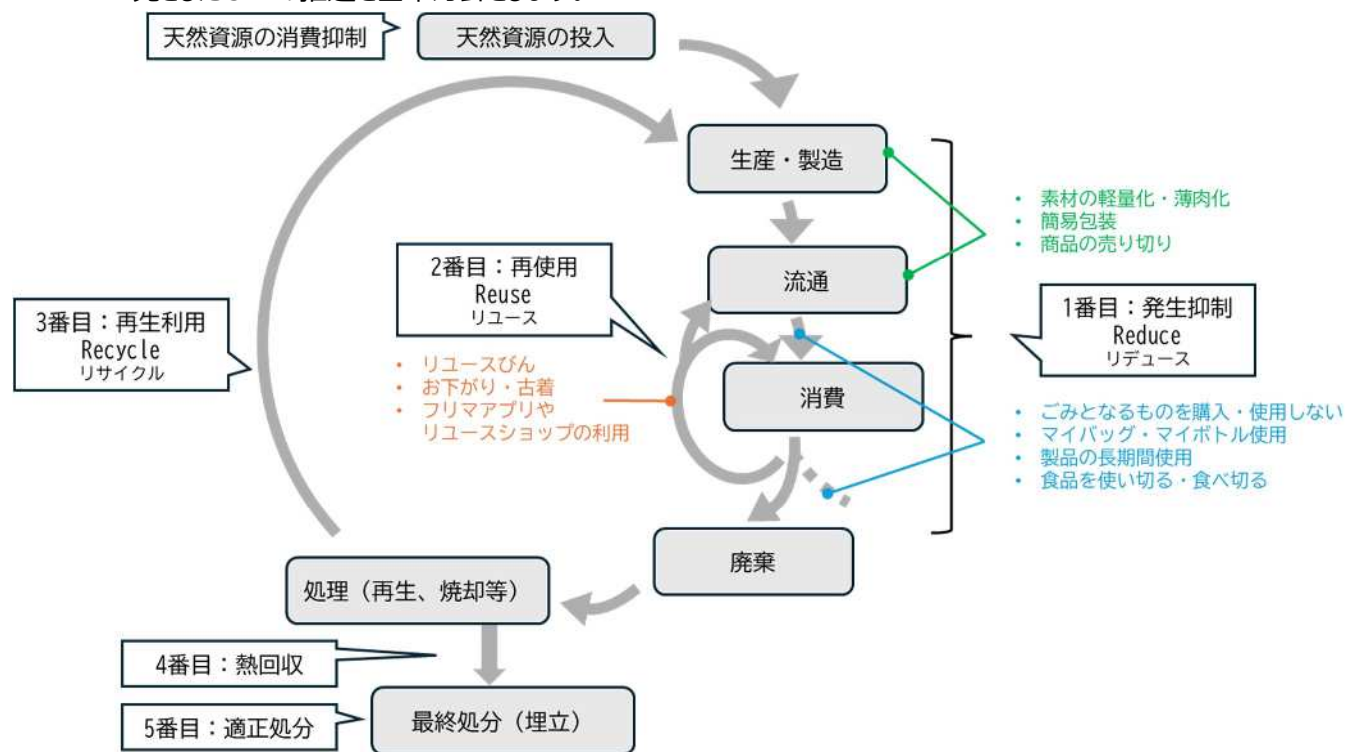
～ごみを出さないライフスタイルへ～

第3節 基本方針

基本方針については、3 Rの優先順位（図 1-63参照）も踏まえ引き続き発生抑制を最優先に取り組むべきであること、ごみ非常事態宣言を経験した本市にとって安定的な適正処理体制の構築は重要な事項であることを踏まえ、前計画と同様、発生抑制を最優先とした3 R、適正処理についての基本方針を掲げます。

1. 発生抑制を最優先とした3Rの推進

基本理念の実現に向けては、行政のみならず、市民、事業者が一体となって3 Rの取組を実践することが重要です。3 Rの中でも特にリデュース（発生抑制）の取組が最も重要であることから、市民一人ひとりが自らのライフスタイルを見直し、3 Rに取り組むことが求められます。そこで、本計画では、発生抑制を最優先とした3 Rの推進を基本方針とします。



参考：環境省資料を加工

図 1-63 3 Rの流れと優先順位

2. 各段階における安全・安心・安定的な体制確立の推進

基本理念の実現に向けては、収集運搬、中間処理、最終処分の各段階において円滑な廃棄物処理が行われること、廃棄物処理を支える体制の確立が重要です。そこで、本計画では、各段階における安全・安心・安定的な体制確立の推進を基本方針とします。

第4節 目標の設定

本計画では、基本理念及び基本方針の実現に向けて、以下に示す目標値の達成を目指します。

【1人1日当たりのごみ排出量（集団回収を含む）】

令和12年度までに **584g/人・日**以下

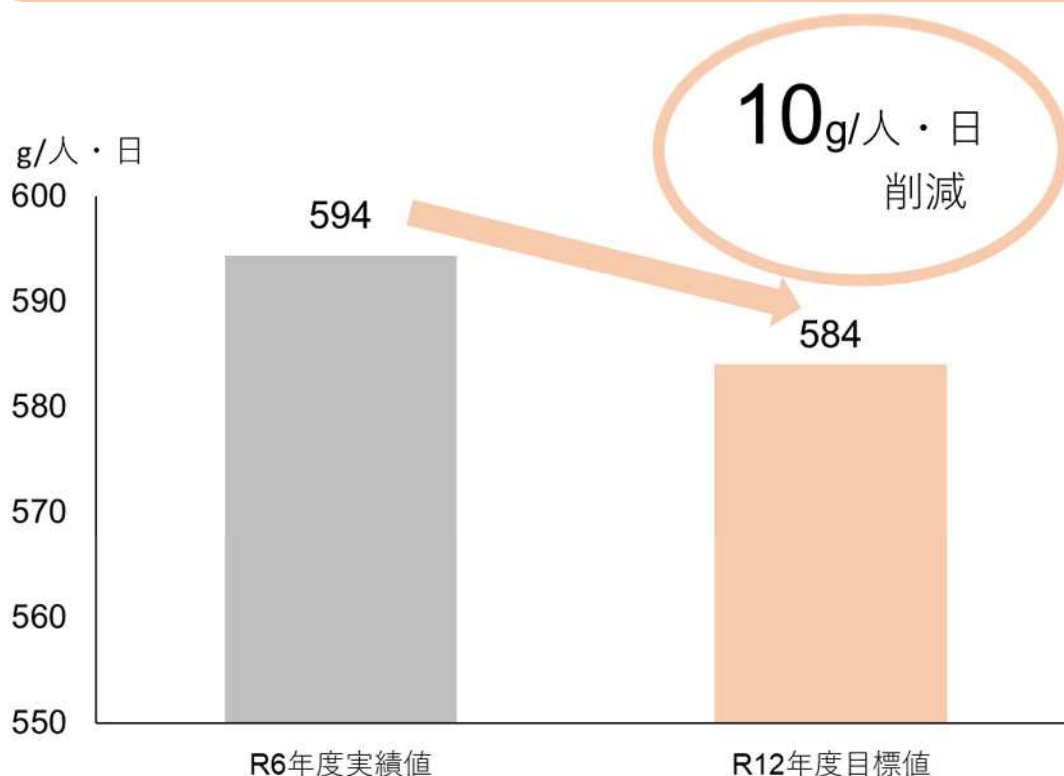


図 1-64 目標値（1人1日当たりのごみ排出量（集団回収を含む）（g/人・日））

【目標設定の考え方】

食品ロス削減推進計画を策定し、食品ロスの削減に力を入れていくタイミングであることに加え、近年、市内のまちづくりの進展に併せて事業系一般廃棄物が増加していることを鑑み、家庭系・事業系一般廃棄物を合わせた市民1人1日当たりのごみ排出量（集団回収を含む。）を目標値として設定します。基本方針、基本理念実現のため、発生抑制を最優先に取り組み、新たな施策の展開、既存の取組の充実を図ることで、令和12年（2030年）度目標値として584g/人・日以下を目指します。

第4章 施策の展開

第1節 計画の体系

本計画の計画体系は以下のとおりです。本計画では、2つの基本方針に基づく11の計画項目を掲げ、更に各計画項目に取組内容（施策）を定め、展開していきます。

基本方針	計 画 項 目	取 組 内 容
発生抑制を最優先とした3Rの推進	① ごみを出さないライフスタイルの推進（リデュース）	(1) 食品ロス削減の推進 (2) 生ごみ水切り及び自家処理の推進 (3) マイバッグ・マイボトル・マイはしの使用促進 (4) ごみを出さないライフスタイルを推進するための啓発
	② 再使用の促進（リユース）	(1) くつ・かばん類の有効活用の推進 (2) 民間リユース事業との連携 (3) リユース食器の有効活用 (4) リユース活動を推進するための周知・啓発
	③ 資源循環システムの構築（リサイクル）	(1) リサイクルルートの構築と円滑な運用・利用しやすさ向上の推進 (2) 生ごみ資源化施策の推進 (3) 生ごみ減量化処理機器購入費補助制度の継続
	④ 分別・啓発活動の強化	(1) 正しい分別方法の周知と徹底 (2) 転入者を対象とした情報提供の強化 (3) 清掃指導員による分別指導の徹底 (4) わかりやすさを重視した情報提供の強化 (5) 施策や取組の「見える化」の強化
	⑤ 環境教育・環境学習の推進	(1) 小・中学生を対象とした環境教育の推進 (2) 町会・自治会・子供会などの団体への環境学習の支援と推進
	⑥ 市民、事業者との協働による3Rの推進	(1) ごみゼロ化推進員の活動の支援と推進 (2) 集団回収事業の支援と周知 (3) 商工会及び包括連携協定締結団体などとの連携の強化
	⑦ 事業活動における3Rの推進	(1) 事業者自らの責任による法令を遵守した適正処理の支援と推進 (2) 事業系一般廃棄物の発生抑制の推進 (3) 中小規模事業者に対する分別指導の実施 (4) 事業用大規模建築物の所有者に対する立入指導の実施 (5) 認定事業所の周知と拡大 (6) 店頭回収・自主回収等の推進
	⑧ 行政における3Rの推進	(1) 市職員に対するごみ減量・分別の周知徹底 (2) 効果的な3Rを推進するための組成分析及び調査・研究の実施 (3) 環境負荷低減の推進
		重点 : 重点的に取り組む項目 強化 : 既存の枠組みの拡大を伴う具体的な施策 充実 : 既存の枠組みの向上を伴う施策

基本方針	計 画 項 目	取 組 内 容
各段階における 安全・安心・安定的な 体制確立の推進	① 安全・安心・安定的な 収集・運搬体制の推進	(1) 安全・安心・安定的な収集・運搬体制の確保 (2) ふれあい収集の推進
	② 安全・安心・安定的な 処理・処分の推進	(1) 安全・安心・安定的な処理・処分体制の確保 (2) 中間処理量の削減・埋立ゼロの継続 (3) 市が収集・処理していない廃棄物への対応 (4) 不法投棄防止体制の確立 (5) 施設の維持・管理のための組成分析の実施
	③ 廃棄物処理を支える 体制の強化	(1) 浅川清流環境組合及び構成市との連携 (2) 多摩地域の自治体・一部事務組合及び国・都との連携 (3) 市民、事業者、行政の連携体制の強化 (4) 災害廃棄物処理計画に基づく体制の整備 (5) 一般廃棄物処理事業に係るコスト管理と情報公開 (6) 環境基金の有効活用
		重点 : 重点的に取り組む項目 強化 : 既存の枠組みの拡大を伴う具体的な施策 充実 : 既存の枠組みの向上を伴う施策

本ページ以降の施策の位置づけ

- 重点** : 本計画において、強化の中でもより重点的に取り組む施策
強化 : 本計画において、既存の枠組みの拡大を伴う具体的な施策
充実 : 本計画において、既存の枠組みの中での向上を伴う施策

第2節 発生抑制を最優先とした3Rの推進

1. ごみを出さないライフスタイルの推進(リデュース)

ごみの減量に向けて最も重要なのは、リデュースの意識を日常生活に根付かせることです。食品ロスの削減、生ごみの水切り及び自家処理、マイバッグ・マイボトル・マイはしの使用促進など、市民一人ひとりが環境への関心を持ち、実践することが求められます。そこで、小金井市食品ロス削減推進計画との整合を図り、生活習慣の見直しとライフスタイル変革を支援し、無理なく取り組める施策を展開します。更に、啓発活動として広報媒体やキャンペーン、イベント、環境教育を通じて情報発信を行い、ごみを出さない暮らしの定着を目指します。

各取組内容における具体的な取組例

(1) 食品ロス削減の推進【重点】

- 各種広報媒体※、キャンペーン、イベント及び環境教育・環境学習などを通じた市民への周知徹底
- 環境イベントや民間企業等と連携したフードドライブの実施
- 食品ロス削減推進協力店の普及拡大
- 食品ロス削減マッチングサービス「小金井カメすけ」の普及拡大
- 組成分析調査の実施による食品ロス排出状況の実態把握

※市報等紙媒体のほか、SNS（公式X・Instagramなど）やYouTubeを含む。以下同様。

(2) 生ごみ水切り及び自家処理の推進【充実】

- 生ごみの水切りの推進
- 生ごみ減量化処理機器・生ごみ堆肥化容器の活用による自家処理の推進

(3) マイバッグ・マイボトル・マイはしの使用促進【充実】

- 各種広報媒体を活用した啓発活動の実施
- 公共施設へのマイボトル専用給水機の設置の継続

(4) ごみを出さないライフスタイルを推進するための啓発【充実】

- 各種広報媒体を活用した啓発活動の実施
- レンタル・シェアリングの意識浸透に係る啓発

2. 再使用の促進(リユース)

リデュースの次に重要なのは、使えるものを繰り返し使うリユースです。不用品を譲渡したり、修理して再利用したりするなど、ものを大切にする行動を日常的に実践することが求められます。今後は、くつ・かばん類やリユース食器の有効活用を更に推進するとともに、民間リユース事業との連携を図り、リユースルートの構築と円滑な運用を進めます。また、リユース活動の定着に向けて、周知・啓発を強化し、市民一人ひとりがリユースを意識したライフスタイルを実践できるよう支援していきます。

各取組内容における具体的な取組例

(1) くつ・かばん類の有効活用の推進【強化】

- 拠点回収の実施
- 拠点回収実施に関する広報の実施
- 拠点回収実施頻度・回収場所の拡充の検討

(2) 民間リユース事業との連携【充実】

- 小金井市野川クリーンセンターにおけるリユース事業「ゆづる輪」の普及拡大
- 買取価格比較サービス「おいくら」、個人間での不用品取引サイト利用の推進
- 各民間リユース事業の利用方法の紹介
- 各種広報媒体を活用した啓発活動の実施

(3) リユース食器の有効活用【充実】

- リユース食器の無料貸し出しの実施
- イベント時等におけるリユース食器活用の呼びかけ

(4) リユース活動を推進するための周知・啓発【充実】

- リユースショップ活用促進のための広報の実施
- 各種広報媒体を活用した啓発活動の実施
- 高齢層・単身世帯などへの効果的な周知・啓発の検討

3. 資源循環システムの構築(リサイクル)

リデュース、リユースに続く取組として、資源を再生利用するリサイクルの推進が重要です。資源としての品質を確保するため、分別ルールの徹底を図るとともに、利用しやすいリサイクルルートの構築と円滑な運用を進めます。小金井市食品ロス削減推進計画との整合を図り、特に生ごみについては、生ごみ減量化処理機器購入費補助制度の見直しの検討を進めるとともに、家庭生ごみ資源化（堆肥化）事業への移行を推進し、引き続き家庭での取組を支援します。循環型社会の形成に向けて、持続可能な資源循環システムの整備と、更なる資源循環ルートの構築に向けた調査・研究を進めていきます。

各取組内容における具体的な取組例
(1) <u>リサイクルルートの構築と円滑な運用・利用しやすさ向上の推進【強化】</u> ■ 各種広報媒体を活用した啓発活動の実施 ■ 使い捨てコンタクトレンズ空ケース、使用済みステンレス製ボトルの拠点回収の実施 ■ 若年層・単身世帯など、様々な市民が参加しやすいような、拠点回収品目・回収場所の拡充の検討 ■ 既存資源化品目のより効率的な資源化ルートの調査・研究 ■ 紙おむつを含めた新規資源化ルートの調査・研究 (2) <u>生ごみ資源化施策の推進【強化】</u> ■ 家庭生ごみ資源化（堆肥化）モデル事業の評価とその結果を踏まえた事業の推進 ■ 学校給食調理くずの資源化の継続 (3) <u>生ごみ減量化処理機器購入費補助制度の継続【充実】</u> ■ 生ごみ減量化に向けた、生ごみ減量化処理機器購入費補助制度から家庭生ごみ資源化（堆肥化）事業への移行の推進 ■ 生ごみ減量化処理機器購入費補助制度の見直しの検討

4. 分別・啓発活動の強化

資源を効率的・効果的にリサイクルするためには、正しい分別ルール of 徹底と資源品質の確保が不可欠です。3 R の推進には、市民の理解と協力が重要であり、特に近年増加している転入者に対しては重点的な情報提供を行います。清掃指導員による分別指導の強化や、わかりやすさを重視した広報媒体の作成、キャンペーン・イベント等を通じた情報提供、啓発活動を展開します。更に、施策や取組の「見える化」により、分別・排出の徹底と市民の意識向上を図り、持続可能な資源循環社会の形成を目指します。

各取組内容における具体的な取組例
(1) <u>正しい分別方法の周知と徹底</u> 【重点】 ■ ごみ・リサイクルカレンダー、ごみ分別アプリ、各種広報媒体の活用 ■ 居住形態別の分別方法の周知の検討 ■ 啓発物の多言語対応 ■ 啓発チラシの配布等による、プラスチックごみやリチウムイオン電池を含む充電式電池の正しい分別方法の周知徹底 (2) <u>転入者を対象とした情報提供の強化</u> 【強化】 ■ ごみ・リサイクルカレンダーやごみ分別アプリ利用方法チラシの配布、各種広報媒体を活用したごみ減量・分別の周知徹底 ■ 不動産会社との連携による啓発 (3) <u>清掃指導員による分別指導の徹底</u> 【充実】 ■ 清掃指導員と連携した、戸別訪問による分別指導の実施 (4) <u>わかりやすさを重視した情報提供の強化</u> 【充実】 ■ ごみ減量キャラクターなどの効果的な活用 ■ キャンペーン、イベントを活用した3 R推進の呼びかけ ■ SNS（公式X・Instagramなど）やYouTubeを活用した情報提供 ■ ナッジ¹²を活用した啓発方法の検討

¹² 行動科学の知見（行動インサイト）の活用により、「人々が自分自身にとってより良い選択を自発的に取れるように手助けする政策手法」（環境省 HP より引用）

(5) 施策や取組の「見える化」の強化【充実】

- 各種広報媒体を活用した市の実施施策・取組内容や実施状況のPR
- キャンペーン、イベントを活用した効果的な啓発
- ワークショップ、講演会の開催

5. 環境教育・環境学習の推進

市民一人ひとりがごみや環境への関心を深め、3 Rの理念に基づいた行動が広がることで、持続可能な社会の担い手が育成されます。そのために、小・中学校での環境教育を充実させるとともに、町会・自治会・子供会など地域団体への環境学習支援を強化します。世代を超えて学び合える機会を提供し、地域ぐるみで環境意識を高めることで、日常生活の中で自然に3 Rを実践できる人材の育成を目指します。

各取組内容における具体的な取組例

(1) 小・中学生を対象とした環境教育の推進【充実】

- ワークショップの開催
- 学校などでの環境教育の実施
- 清掃関連施設（小金井市野川クリーンセンター、メタウォーターサステナブルパークこがねい、浅川清流環境組合の処理施設、東京たま広域資源循環組合の処理施設など）の見学の推進
- SNS（公式X、Instagramなど）やYouTubeを活用した子ども向け啓発コンテンツの作成

(2) 町会・自治会・子供会などの団体への環境学習の支援と推進【充実】

- 出張講座、講演会の実施
- 清掃関連施設の見学の推進
- ごみゼロ化推進員との連携による情報提供

6. 市民、事業者との協働による3Rの推進

ごみの発生抑制を最優先とする3Rの推進には、市民、事業者、行政がそれぞれの役割を理解し、地域全体で協働することが不可欠です。町会・自治会・事業者等から推薦された市民によるごみゼロ化推進員の活動を支援し、認知度向上と活動の支援、推進を図ります。更に、集団回収事業の支援・周知を行うとともに、商工会や包括連携協定を締結する団体との連携を強化し、地域ぐるみで資源循環型社会の形成に向けた取組を推進します。

各取組内容における具体的な取組例

(1) ごみゼロ化推進員の活動の支援と推進【強化】

- ごみゼロ化推進員との更なる連携に向けた仕組みの見直しの検討、公募の強化
- イベントでのごみゼロ化推進員に関する周知
- ごみゼロ化推進員と連携した各種取組の継続（ごみ相談員制度、路上禁煙地区清掃活動等）
- ごみゼロ化推進会議の開催支援

(2) 集団回収事業の支援と周知【充実】

- 町会・自治会・子ども会などの集団回収事業実施団体への支援の実施
- 各種広報媒体を活用した啓発活動の実施
- 若年層・単身世帯などへの効果的な周知・啓発の検討

(3) 商工会及び包括連携協定締結団体などとの連携の強化【充実】

- 包括連携協定締結団体などが行う活動に合わせた、出張講座など学習機会の提供やキャンペーン活動の実施
- 市内大学との連携による若者世代への啓発活動の実施
- スーパー・コンビニエンスストアと連携したペットボトル自動回収機の設置

7. 事業活動における3Rの推進

事業活動に伴う一般廃棄物は、事業者自らが法令を遵守し、責任を持って適正に処理することが原則です。ごみの発生抑制を最優先とした3Rの推進に向けて、事業系一般廃棄物の削減を促進するとともに、中小規模事業者への分別指導や大規模建築物所有者への立入指導を実施します。更に、認定事業所の周知と拡大を図り、店頭回収・自主回収の取組を支援することで、事業者の主体的な取組を促し、地域全体での資源循環の強化を目指します。

各取組内容における具体的な取組例

(1) 事業者自らの責任による法令を遵守した適正処理の支援と推進 【強化】

- 搬入物抜き打ち検査の実施による排出状況の確認、適正排出の指導
- 廃棄物の減量及び再利用に関する計画書兼実績報告書を活用した、事業者への適正排出の個別指導の実施
- 市報や市ホームページ、ごみ分別アプリ、SNS（公式X・Instagramなど）を活用した啓発

(2) 事業系一般廃棄物の排出抑制の推進 【重点】

- 廃棄物の減量及び再利用に関する計画書兼実績報告書を活用した、事業者へのごみ減量・分別徹底の個別指導の実施
- 市報や市ホームページ、ごみ分別アプリ、SNS（公式X・Instagramなど）を活用した啓発
- 事業系一般廃棄物処理手数料の見直しの検討
- 優良事例紹介の実施

(3) 中小規模事業者に対する分別指導の実施 【充実】

- 事業者への個別指導の実施
- 市報や市ホームページ、ごみ分別アプリ、SNS（公式X・Instagramなど）を活用した啓発

(4) 事業用大規模建築物の所有者に対する立入指導の実施 【充実】

- 事業用大規模建築物の所有者に対する、ごみ減量・分別徹底・適正排出に係る立入指導の実施
- 排出実態・傾向の整理と、それを活用した啓発、指導の実施

(5) 認定事業所の周知と拡大 【充実】

- 市報や市ホームページ等での制度の広報、周知
- 食品ロス削減推進協力店（又は事業所）認定制度における認定店（又は事業所）の拡大

(6) 店頭回収・自主回収等の推進【充実】

- 市民の積極的な利用の推進に向けた、実施事業者との連携と、市報や市ホームページ、ごみ分別アプリ、各種イベント・キャンペーン等での広報・周知
- スーパー・コンビニエンスストアと連携したペットボトル自動回収機の設置

8. 行政における3Rの推進

市の施設においては、市職員自らがごみ排出の当事者であることを認識し、発生抑制を最優先とした3Rの推進に積極的に取り組むことが求められます。市職員に対しては、ごみ減量・分別の重要性について周知徹底を図るとともに、効果的な3Rの実践に向けて、組成分析や調査・研究を継続的に実施します。更に、施設運営における環境負荷の低減を目指し、日常業務の中で環境配慮型の行動が定着するよう取組を進めていきます。

各取組内容における具体的な取組例

(1) 市職員に対するごみ減量・分別の周知徹底【充実】

- 小金井市施設ごみゼロ化行動基本計画に基づく小金井市施設ごみゼロ化行動実施計画の策定
- 庁舎内廃棄物の実態調査の実施及び実績報告

(2) 効果的な3Rを推進するための組成分析及び調査・研究の実施【充実】

- 組成調査の実施によるごみ排出状況の把握

(3) 環境負荷低減の推進【充実】

- SDGsや脱炭素社会・循環型社会の実現、循環経済（サーキュラーエコノミー）への移行に向けた、国・都の動向注視と施策展開の検討
- カーボンニュートラル、脱炭素に向けた環境配慮型の収集運搬車両導入に向けた調査・検討
- グリーン購入の推進

第3節 各段階における安全・安心・安定的な体制確立の推進

1. 安全・安心・安定的な収集・運搬体制の推進

日常生活で排出されるごみを、生活環境に支障なく適切に処理するためには、安全・安心・安定的な収集・運搬体制の確保が不可欠です。市では、収集業務の質の向上とともに、市民との信頼関係を築くふれあい収集の推進にも取り組みます。高齢者や障がいのある方など多様な市民のニーズに対応し、誰もが安心してごみを排出できる環境づくりを目指して、地域に根ざした収集体制の整備と運用を進めていきます。

各取組内容における具体的な取組例

(1) 安全・安心・安定的な収集・運搬体制の確保 【充実】

- 収集運搬体制の確保、情報連携
- 危険物収集における収集作業員への安全作業指導の実施
- デジタル技術を用いた収集運搬体制の効率化の検討

(2) ふれあい収集の推進 【充実】

- 高齢者や障がいのある方など多様な市民のニーズに対応し、利用者に寄り添ったふれあい収集の実施

2. 安全・安心・安定的な処理・処分の推進

日常生活で排出されるごみを、生活環境に支障なく処理・処分するため、安全・安心・安定的な処理・処分体制の確保に努めます。中間処理量の削減や埋立ゼロの継続を目指すとともに、市が収集・処理していない廃棄物への対応や不法投棄防止体制の確立にも取り組みます。更に、施設の維持・管理の質を高めるため、組成分析を実施し、処理・処分の効率化と環境負荷の低減を図ります。

各取組内容における具体的な取組例

(1) 安全・安心・安定的な処理・処分体制の確保 【充実】

- 現行の処理・処分体制の維持・継続
- 危険物処理における処理作業員への安全作業指導の実施

(2) 中間処理量の削減・埋立ゼロの継続 【充実】

- 東京たま広域資源循環組合東京たまエコセメント化施設での灰の資源化の継続
- 不燃残さの資源化の継続

(3) 市が収集・処理していない廃棄物への対応 【充実】

- 各種広報媒体を活用した啓発活動の実施、周知徹底、最新情報の提供
- 関係機関、事業者との連携、情報交換を通じた受入体制の整備
- 事業者との連携による使用済小型家電の宅配便回収、家電4品目の自宅回収サービスの実施

(4) 不法投棄防止体制の確立 【充実】

- 啓発看板の配布、設置
- ごみゼロ化推進員によるパトロールの実施
- 環境美化サポーター制度の周知徹底、活用

(5) 施設の維持・管理のための組成分析の実施 【充実】

- 組成分析の実施による排出状況の確認

3. 廃棄物処理を支える体制の強化

発生抑制を最優先とした３Ｒの推進に加え、安全・安心・安定的な適正処理の実現に向けて、浅川清流環境組合や構成市、多摩地域の自治体・国・都との連携を強化します。また、市民、事業者、行政が一体となった連携体制を構築するとともに、災害廃棄物処理計画に基づく体制整備を進めます。更に、一般廃棄物処理事業に係るコスト管理と情報公開を徹底し、環境基金の有効活用を図ることで、持続可能な廃棄物処理体制の確立を目指します。

各取組内容における具体的な取組例
(1) <u>浅川清流環境組合及び構成市との連携【強化】</u> ■ ３市ごみ減量推進市民会議への参画 ■ 新可燃ごみ施設整備及び運営に関する覚書に基づく、次期ごみ処理施設についての検討 (2) <u>多摩地域の自治体・一部事務組合及び国・都との連携【強化】</u> ■ 多摩地域の自治体・一部事務組合及び国・都との連携強化、情報の共有 (3) <u>市民、事業者、行政の連携体制の強化【充実】</u> ■ 地域包括連携協定事業者との連携 (4) <u>災害廃棄物処理計画に基づく体制の整備【強化】</u> ■ 災害発生時の体制の整備 ■ ごみゼロ化推進員との連携体制の構築 (5) <u>一般廃棄物処理事業に係るコスト管理と情報公開【充実】</u> ■ 適正なコスト管理の徹底 ■ 情報公開によるコストの透明化 (6) <u>環境基金の有効活用【充実】</u> ■ 小金井市環境基金条例に基づく、環境基金の有効活用

第5章 計画の推進体制及び進行管理

PDCAサイクルに基づき、Plan（計画・施策の立案、目標の設定）、Do（計画に沿った施策の実施）、Check（市民、事業者、行政それぞれの取組状況、施策の進捗状況、目標達成状況などについて3者の連携の中で点検・評価）、Action（点検・評価に基づき必要に応じて、施策の改善を検討、目標達成に向けた計画の見直し）を行っていきます。更に、関係法令の改正や社会状況の変化などに柔軟に対応していきます。

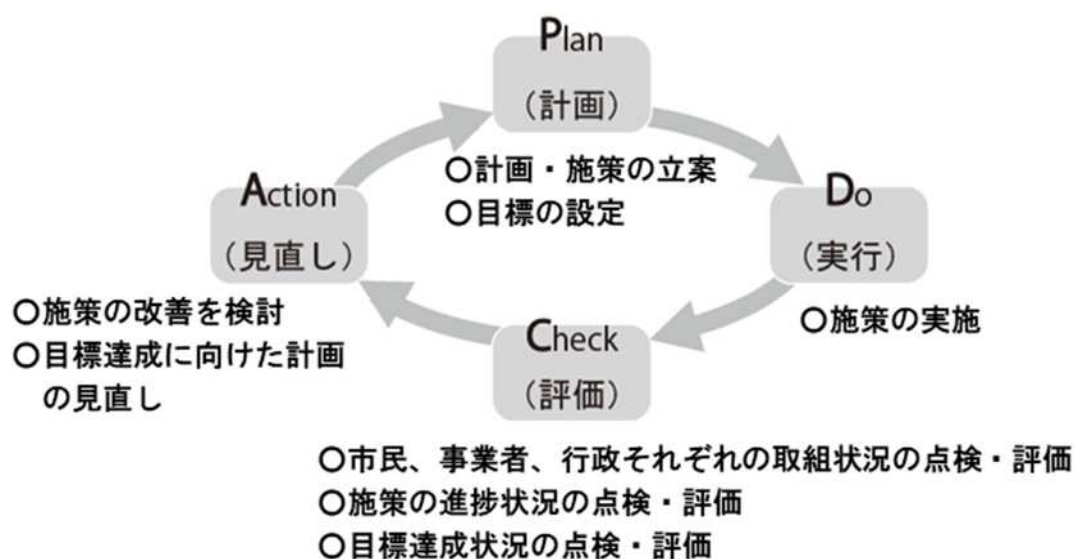


図 1-65 PDCA サイクル

第2部 生活排水処理基本計画

第1章 生活排水処理の現状

第1節 収集運搬・処理の状況

1. 収集運搬

し尿及び浄化槽汚泥の収集運搬を民間委託により行っています。

2. 処理

本市で発生する生活排水（し尿及び浄化槽汚泥）は、立川市、武蔵野市、小平市、国分寺市、東大和市、武蔵村山市及び本市の7市で構成する一部事務組合（湖南衛生組合）で共同処理しています。令和5年（2023年）4月1日より、湖南衛生組合の構成市が増加したこと等によって、湖南衛生組合し尿処理施設へのし尿搬入量は増加傾向です。処理水は、混合水槽内で希釈し公共下水道に放流しています。

表 2-1 生活排水処理施設の概要

施設名称	湖南衛生組合下水投入施設
所在地	武蔵村山市大南 5 - 1
処理能力	7.0 kL/日
処理方式	前処理希釈方式

第2節 し尿及び浄化槽汚泥の処理量

本市におけるし尿及び浄化槽汚泥の処理量の推移は、以下のとおりです。令和6年（2024年）度のし尿処理量は78.1kL、浄化槽汚泥処理量は12.7kLとなっています。

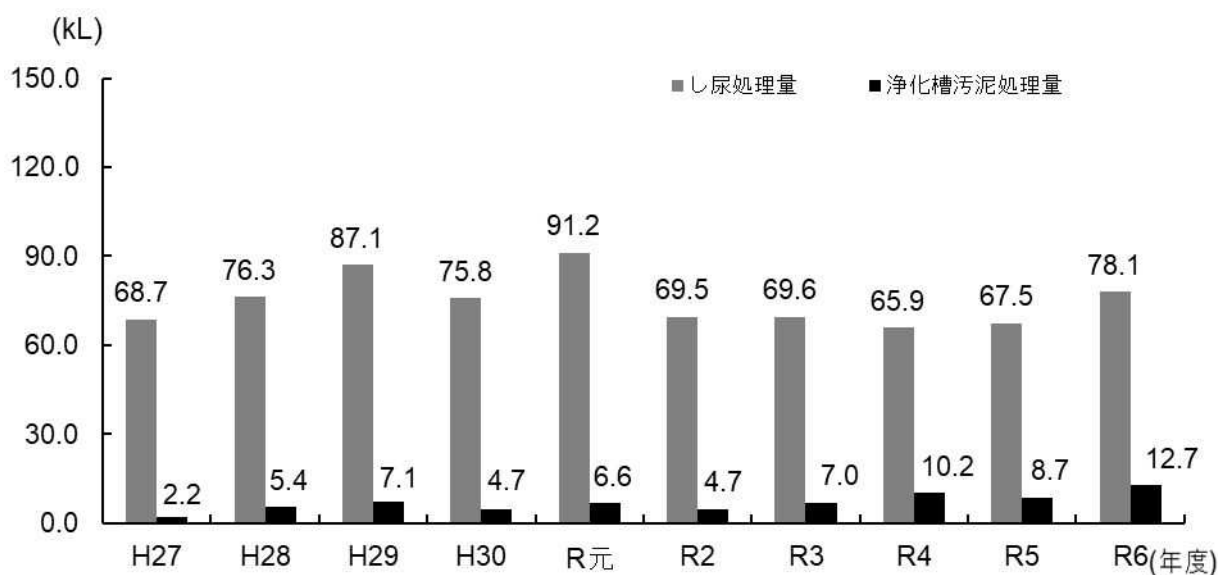


図 2-1 し尿及び浄化槽汚泥処理量の推移

第2章 今後の取組

第1節 本市における取組

本市では公共下水道の整備が完了していることから、仮設トイレを除いた全ての生活排水について、下水道で処理することを目標とします。本市の人口は微増傾向が続いていますが、一般世帯からのし尿及び浄化槽汚泥処理量には影響がないものと予測しています。ただし、今後も排出が見込まれる工事現場の仮設トイレなどについては、適正な収集運搬及び処理ができるように体制を維持していきます。

第2節 災害時の対応

災害時における公衆衛生や環境保全を速やかに確保するため、都及び近隣市町村や事業者などとの相互応援体制を整備し、迅速に、し尿処理体制を確立していきます。災害発生時には、「小金井市地域防災計画」及び「小金井市災害廃棄物処理計画」に基づいて、本市環境部清掃班は、災害時に発生するし尿量を概算し、それらを適正に処理するためにし尿収集・処理計画を策定します。災害時においても、可能な限り、公共下水道、一部事務組合のし尿処理施設で処理を行いますが、公共下水道やし尿処理施設が被災した場合は「災害時におけるし尿の収集及び運搬に関する協定書」及び「災害時における水再生センターへのし尿搬入及び受入れに関する覚書」に基づき、し尿収集運搬業者に協力を要請し、都が指定する北多摩一号水再生センターで処理を行います。

資料編

第1章 本市の現状	1
第1節 地域概況	1
第2節 清掃事業の概要	4
第3節 ごみ処理フロー	16
第4節 本計画とSDGsとの関係	19
第2章 ごみ組成調査結果(概要)	20
第1節 調査の概要	20
第2節 ごみの種類組成別分析結果	22
第3章 市民アンケート・事業所アンケート調査結果(概要)	25
第1節 調査の概要	25
第2節 市民アンケート	26
第3節 事業所アンケート	45
第4章 ワークショップ開催結果	61
第1節 大人向けワークショップ	61
第2節 子ども向けワークショップ	64
第5章 目標達成時の排出量	69
第6章 計画策定過程	72
第1節 小金井市廃棄物減量等推進審議会	72
第2節 パブリックコメント概要	74
第7章 用語解説	100

資料編

第1章 本市の現状

第1節 地域概況

1. 地理的・地形的特性

小金井市（以下「本市」という。）本市は、東京都のほぼ中央にあり、都心から約25km西方に位置しています。また、武蔵野台地の南西部にあり、おおむね4km四方とコンパクトな地形で、面積は11.30km²となっています。市の中央部を東西方向にＪＲ中央線が、東南部を西武多摩川線が南北に通っています。主要道路としては、市の中央部を小金井街道が南北に、北部を五日市街道が東西に通っています。



図 1-1 本市の位置

2. 人口及び世帯数

令和6年（2024年）10月1日現在の本市の外国人住民を含む人口は125,147人、世帯数は63,454世帯です。人口及び世帯数ともに微増傾向が続いていますが、1世帯当たりの平均人数は減少傾向にあります。また、年間転入者数は7,600～9,200人程度となっています。

表 1-1 人口・世帯数・平均世帯人数の推移

年度	人口 (人)	世帯数 (世帯)	平均世帯人数 (人/世帯)	転入者数 (人)
H27	117,851	57,908	2.04	8,149
H28	119,238	58,828	2.03	8,381
H29	119,984	59,392	2.02	8,152
H30	121,167	60,247	2.01	8,708
R元	122,270	61,056	2.00	8,447
R2	123,427	61,738	2.00	9,238
R3	124,646	62,394	2.00	8,581
R4	124,846	62,816	1.99	7,757
R5	124,719	62,895	1.98	7,573
R6	125,147	63,454	1.97	7,820

出典：清掃事業概要、東京都住民基本台帳人口移動報告

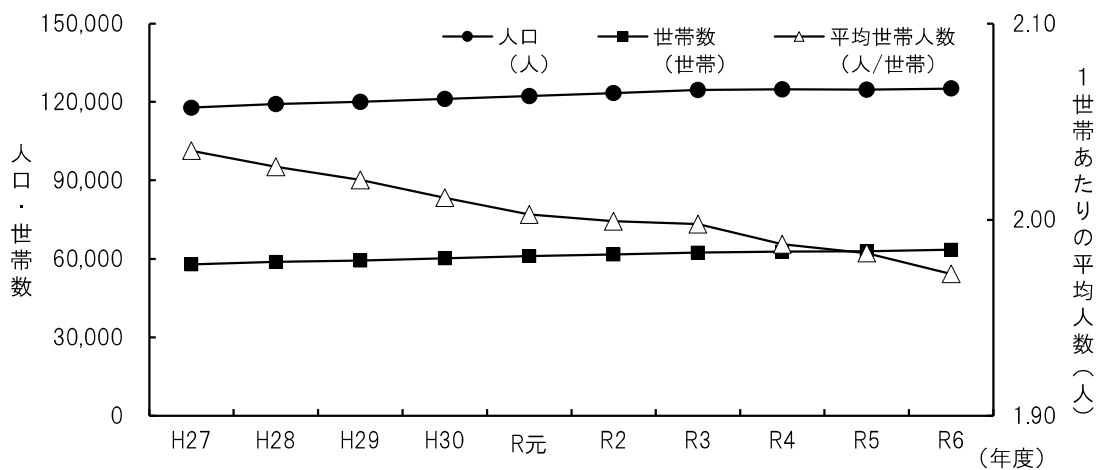


図 1-2 人口・世帯数・平均世帯人数の推移

3. 産業の概要

令和3年（2021年）経済センサスによると、本市内の事業所数は2,912事業所、従業者数は30,055人です。

表 1-2 産業別事業所数及び従事者数

産業大分類		事業所数	従業者数
A～B	農林漁業	4	23
C	鉱業、採石業、砂利採取業	-	-
D	建設業	177	1,171
E	製造業	77	761
F	電気・ガス・熱供給・水道業	3	110
G	情報通信業	57	467
H	運輸業、郵便業	26	856
I	卸売業、小売業	614	6,146
J	金融業、保険業	42	414
K	不動産業、物品賃貸業	332	1,113
L	学術研究、専門・技術サービス業	196	1,593
M	宿泊業、飲食サービス業	368	3,289
N	生活関連サービス業、娯楽業	268	1,134
O	教育、学習支援業	168	5,291
P	医療、福祉	437	6,617
Q	複合サービス事業	12	269
R	サービス業(他に分類されないもの)	131	801
合 計		2,912	30,055

第2節 清掃事業の概要

1. 経緯

清掃事業に関する主な経緯は、以下に示すとおりです。

表 1-3 清掃事業に関する主な経緯

年	月	主な出来事
昭和33	4	二枚橋焼却場でごみ焼却開始
46	9	廃棄物の処理及び清掃に関する法律（廃棄物処理法）の施行
47	7	小金井市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の制定
55	11	羽村処分場搬入開始
	12	不燃物の分別収集開始
58	12	有害ごみの分別収集開始
59	4	集団回収奨励金制度開始
	5	日の出町谷戸沢廃棄物広域処分場搬入開始
61	12	小金井市中間処理場稼働 びんの分別回収開始
62	9	生ごみ堆肥化容器購入費補助制度開始
63	11	資源物回収開始（古紙等の日曜日回収＝資源の日） ごみ減量対策協力交付金交付制度開始
平成元	7	簡易焼却炉購入費補助制度開始
2	4	防鳥ネット貸出し開始
3	3	中間処理場にプラスチック系廃棄物固化設備設置
	9	紙パック拠点回収開始
4	12	粗大ごみのリサイクル開始（リサイクル事業所の開設）
5	7	ペットボトル・トレイの拠点回収開始
6	4	小金井市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例の施行（小金井市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の全部改正） 廃棄物減量等推進員制度を新設（小金井の街をきれいにする推進委員制度の廃止）
	6	ごみ袋の透明、半透明化の実施
	7	小金井市廃棄物減量等推進審議会発足
	8	中間処理場火災
	12	中間処理場復旧改修工事完了 一般廃棄物処理手数料の改正 事業系ごみ全面有料化（市指定袋収集開始） 一般家庭し尿有料化
7	4	粗大ごみの有料化（品目別手数料制、シール制）
	10	廃プラスチック資源化開始
8	4	小金井市簡易焼却炉購入費補助制度廃止
	9	空缶・古紙等処理場整備（空き缶プレス機設置） 古紙等平日回収開始（隔週）

年	月	主な出来事
9	4	空き缶分別回収開始（隔週） 容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（容器包装リサイクル法）の一部施行 ごみ減量対策協力交付金交付制度の廃止 清掃指導員制度開始 可燃ごみの収集業務委託開始
	8	ペットボトル処理施設整備（ペットボトル減容機設置）
	9	ペットボトル分別回収開始（隔週）
10	1	日の出町ニツ塚廃棄物広域処分場への搬入開始
	4	日の出町谷戸沢廃棄物広域処分場への搬入終了 小金井市まちをきれいにする条例の施行
	5	古紙・布回収業務委託開始
11	7	生ごみ処理機の堆肥化（実験）事業開始
12	4	容器包装リサイクル法の完全施行
	6	循環型社会形成推進基本法の施行
	11	リサイクルフェスティバル小金井の実施（エコネット多摩統一キャンペーン）
13	4	組織改正で環境部ごみ対策課に変更 特定家庭用機器再商品化法（家電リサイクル法）の施行 家電リサイクル法対象品目の収集は東京方式（許可業者収集）で開始 資源の有効な利用の促進に関する法律（資源有効利用促進法）の施行
14	4	可燃ごみの週2回収集を開始 古紙・布の毎週回収を開始
	7	生ごみ減量化処理機器購入費補助制度の開始（生ごみ堆肥化容器購入費補助制度の全部改正）
	12	低公害塵芥車（天然ガス車）導入開始
15	7	事業系ごみ処理手数料改正
	10	資源有効利用促進法に基づく家庭系パソコンのリサイクル開始
	11	粗大ごみ処理手数料改正
16	3	小金井市廃棄物減量等推進審議会から一般家庭ごみの有料化答申
	4	びん・スプレー缶回収業務委託開始
	5	国分寺市へ燃やすごみの共同処理を申入れ
17	4	戸別収集の開始（市内4地区に分け順次実施。7月から全市域で実施） 空き缶・ペットボトル回収業務委託開始 家庭用生ごみ減量化処理機器購入費補助制度の変更（補助率と上限額） リサイクル推進協力店認定制度開始
	8	家庭ごみの一部有料化開始 小金井市環境基金条例施行
18	4	燃やさないごみの3分別収集開始 有害ごみの収集業務委託開始
	10	ごみ非常事態を宣言 ごみゼロ化推進会議発足（廃棄物減量等推進員制度廃止）

年	月	主な出来事
19		生ごみ乾燥物堆肥化実験施設設置
	11	小金井市焼却施設問題等検討委員会を設置
	1	新ごみ処理施設の建設候補地としてジャノメミシン跡地及び二枚橋焼却場用地を選定
	3	中間処理場工場棟大規模改修工事竣工 二枚橋焼却場の全炉停止
	4	燃やすごみの全量の処理を、多摩地域の自治体・一部事務組合へ広域支援要請 家庭用生ごみ減量化処理機器購入費補助制度の変更（補助率と上限額） 剪定枝等の一部資源化開始 シュレッダーごみ（事業所を除く）の資源化開始
	6	新焼却施設建設場所選定等市民検討委員会を設置し、新ごみ処理施設の建設場所の選定について諮問
	10	事業系可燃ごみ（持込分）処理手数料の改定
20	4	生ごみ乾燥物の拠点回収開始 プラスチックごみ収集業務委託開始 一般家庭の枝木・雑草類・落ち葉の一部資源化開始（10月から全市域） 中間処理場事務所棟新築
	6	新焼却施設建設場所選定等市民検討委員会において、二枚橋焼却場用地を新ごみ処理施設の建設場所として答申
	7	二枚橋焼却場用地の利用について、調布市・府中市に対して協議の申入れ
	9	ふれあい収集の開始
	10	ざつがみリサイクル袋使用によるざつがみの資源化推進事業開始
	12	事業系可燃ごみ処理手数料の改定
21	2	ペットボトルキャップの拠点回収開始
	4	事業用生ごみ減量化処理機器購入費補助制度開始
22	2	生ごみ乾燥物の戸別回収を一部地域で開始（9月から全市域）
	3	二枚橋衛生組合解散 新ごみ処理施設の建設場所を二枚橋焼却場用地に行政決定
	4	燃やさないごみ収集業務委託開始 生ごみ堆肥化容器及び発酵堆肥化促進資材配布制度開始
	7	ごみ対策課清掃分室の移転
23	3	旧二枚橋衛生組合施設解体等工事開始
	4	粗大ごみ収集業務委託開始 枝木・雑草類・枝木の回収方法の変更（資源化の拡大） 「小金井市施設ごみゼロ化行動基本計画」の策定
24	2	二枚橋焼却場跡地の利用について、調布市から、同市所有分は、独自にリサイクルセンターとして利用したいとする旨の回答が示される
	4	日野市へ可燃ごみの共同処理の申入れ くつ・かばん類の拠点回収開始 布の回収品目追加
25	3	旧二枚橋衛生組合施設解体等工事完了 日野市、国分寺市及び小金井市で可燃ごみの広域化について基本合意

年	月	主な出来事
26	4	ごみ減量啓発アニメーションDVD貸出しを開始
	7	リユース食器の貸出しを開始
	1	国分寺市との燃やすごみの共同処理を解消し、新ごみ処理施設の建設場所を二枚橋焼却場跡地とする行政決定を取消 日野市、国分寺市及び小金井市で新可燃ごみ処理施設の整備によるごみ処理の広域化について基本合意
27	4	大型生ごみ減量化処理機器購入費補助制度開始
	7	難再生古紙の拠点回収開始
	3	浅川清流環境組合の設立許可 生ごみ乾燥物肥料化実験施設閉鎖 ごみ対策課清掃分室の移転
28	4	「小金井市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例の一部を改正する条例」の施行（古紙などの資源物の持ち去りを禁止）
	6	スマートフォン用ごみ分別アプリ配信開始
	7	浅川清流環境組合の設立
29	10	全国おいしい食べきり運動ネットワーク協議会参加 フードドライブ事業（試行）の開始
30	3	ごみ減量啓発グッズ（エコバッグ）販売開始
	4	枝木・雑草類・落ち葉の戸別回収を開始し、全量を資源化
	8	フードドライブ事業の拠点回収開始
31 令和元	3	清掃関連施設整備基本計画策定
	4	日野市、国分寺市及び小金井市で、「（仮称）3市ごみ減量推進市民会議設置に関する協定書」を締結
	7	「3市ごみ減量推進市民会議」発足
2	3	災害廃棄物処理計画策定
	5	「食品ロスの削減の推進に関する法律」の公布（食品ロス削減推進法）
	6	小型家電リサイクル法の認定事業者であるリネットジャパンリサイクル株式会社と協定を締結し、使用済み小型家電やパソコンの宅配便回収を開始
3	10	食品ロス削減推進法の施行
	12	浅川清流環境組合新可燃ごみ処理施設の試運転に伴う可燃ごみの搬入開始
	2	「小金井市食品ロス削減推進協力店・事業所認定制度実施要綱」の施行 浅川清流環境組合新可燃ごみ処理施設竣工
3	4	浅川清流環境組合可燃ごみ処理施設本格稼働開始
	8	新庁舎建設工事の進捗状況に伴い、リサイクル事業所営業終了 HOYA株式会社アイケアカンパニーと協定を締結し、コンタクトレンズ空ケースの拠点回収開始
	4	「ごみ非常事態宣言」に代わる新たなスローガン「循環型都市『ごみゼロタウン小金井』～ごみを出さないライフスタイルへ～」を設定 ボタン電池、リチウムイオン電池、モバイルバッテリー、電池の取れない小型家電などを有害ごみの品目に追加
	6	株式会社ジモティーとリユース活動促進に向けた連携及び協力に関する協定を締結 「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」の公布（プラスチック資源循環促進法）

年	月	主な出来事
4	4	プラスチック資源循環促進法の施行
	7	小金井市野川クリーンセンター竣工
	8	小金井市野川クリーンセンター本格稼働開始 市役所第二庁舎を含む13市施設にマイボトル専用給水機を設置
5	10	野川クリーンセンターに搬入された粗大ごみから再生可能な家具類の補修等を行ったあと「ジモティー」に掲載して市民に無償譲渡するリユース事業「ゆづる輪」を開始（試行実施） 市内の飲食店等の消費（賞味）期限が迫った食品等を安価で購入することができる食品ロス削減推進マッチングサービス「小金井カメすけ」を開始（施行実施）
	3	リサイクル推進協力店に新規で1店舗認定 食品ロス削減推進協力店に新規で2店舗認定
	4	市内セブソーイレブン13店舗の店頭でのペットボトル回収事業開始
	5	第二庁舎1階入り口に使用済みステンレス製ボトルの回収ボックスを設置及び拠点回収開始
	7	「小金井カメすけ」の本格実施開始
	10	バイオマスプラスチックを使用した家庭系一般廃棄物指定収集袋の導入
	12	株式会社マーケットエンタープライズと協定を締結しリユースプラットホーム「おいくら」による不用品の一括買取査定サービスの推奨開始
	6	7 衣装ケースとゴルフクラブの資源化開始
	7	1 リネットジャパンリサイクル株式会社及びSGムービング株式会社と協定を締結し、家電4品目の自宅回収サービスを開始
	3	メタウォーターサステナブルパークこがねい（小金井市資源物処理施設）竣工及び本格稼働開始

出典：清掃事業概要を一部加工

2. 一般廃棄物処理手数料

一般廃棄物処理手数料は以下に示すとおりです。

表 1-4 一般廃棄物処理手数料

区 分			手数料（円）		
家庭系一般廃棄物 （小金井市廃棄物の処理及び再使用の促進に関する条例第 31 条の 2 第 1 項の規定によるもの）			可燃ごみ	特小袋 1 袋につき	10
				小袋 1 袋につき	20
				中袋 1 袋につき	40
				大袋 1 袋につき	80
			不燃ごみ	特小袋 1 袋につき	10
				小袋 1 袋につき	20
				中袋 1 袋につき	40
				大袋 1 袋につき	80
事業系一般廃棄物等 （小金井市廃棄物の処理及び再使用の促進に関する条例第 31 条の 2 第 2 項の規定によるもの）			可燃ごみ	小袋 1 袋につき	88
				中袋 1 袋につき	176
				大袋 1 袋につき	352
			不燃ごみ	小袋 1 袋につき	86
				中袋 1 袋につき	172
				大袋 1 袋につき	344
家庭系一般廃棄物又は事業系一般廃棄物等 （小金井市廃棄物の処理及び再使用の促進に関する条例第 31 条の 2 第 3 項の規定によるもの）	市が収集、運搬及び処分したもの	可燃ごみ	1 kg につき	53	
		不燃ごみ	1 kg につき	43	
	市長の指定した場所に搬入したもの	可燃ごみ	1 kg につき	42	
		不燃ごみ	1 kg につき	36	
し尿等	一般家庭の便所から排出したもの		月額	1,500	
	仮設便所から排出したもの		1 L につき	58	
水洗式し尿	2,000L まで（2,000L を超える場合は、1,000L まで増すごとに 7,900 円を加算する。）				15,800
動物の死体			1 体につき	3,050	
浄化槽清掃		腐敗型	一般世帯	8,000～	
			一般世帯以外	19,000～	
		バッキ型	一般世帯	6,500～	
			一般世帯以外	14,400～	
粗大ごみ			品目と大きさなどにより異なる	200～	

3. ごみ処理経費

本市では、平成14年（2002年）度から、廃棄物会計（ごみ処理やリサイクルにかかる費用分析）に取り組み、市報「ごみ減量・リサイクル特集号」及び清掃事業の概要を通じてごみ処理経費を市民に公表しています。近年の廃棄物会計に基づく年間ごみ処理経費は、表 1-5、表 1-6 に示すとおりです。表 1-5と表 1-6 は、ごみ処理やリサイクルに係る項目別の費用分析（廃棄物会計）資料であり、本市の廃棄物会計は、国の一般廃棄物会計基準が規定される前から、独自の手法により算出（し尿処理経費は除く、事務経費などを収集運搬・中間処理・処分の割合に応じて按分してそれぞれに加算など）しています。

なお、本編の「表 1 -4 年間ごみ処理経費の推移」は、総務省地方財政状況調査の清掃費を参考に算出した多摩地域と比較した経費であり、本表（表 1-5、表 1-6 ）と整合が図られるものではありません。

表 1-5 1t 当たりの年間ごみ処理経費（単位：円/t）

項 目	H27	H28	H29	H30	R 元	R2	R3	R4	R5	R6
収集運搬費用	34,249	34,281	30,091	31,229	31,692	31,807	32,067	32,767	34,504	34,882
燃やすごみ	26,222	26,647	19,138	19,160	20,616	22,013	21,723	21,581	22,120	21,450
燃やさないごみ	35,168	35,380	37,760	37,982	38,655	35,247	36,711	40,136	50,343	49,110
粗大ごみ	51,679	51,293	52,304	51,600	43,591	42,022	45,289	62,371	64,905	66,884
プラスチックごみ	43,625	43,550	43,138	43,567	44,332	43,400	43,968	45,203	51,770	53,814
古紙・布	31,421	30,100	24,928	25,426	25,523	25,156	25,727	25,854	27,428	28,129
びん・有害ごみ・スプレー缶	29,165	29,877	29,642	30,728	31,775	33,035	34,373	36,286	37,737	39,965
空き缶・金属	93,480	93,582	97,654	98,198	96,256	89,111	94,979	100,786	107,208	139,104
ペットボトル	167,587	164,304	160,360	150,935	150,435	148,072	140,715	138,418	141,428	137,324
拠点回収	45,962	45,279	46,769	47,628	50,377	56,321	48,575	48,923	52,990	60,719
有機性資源（剪定枝・乾燥生ごみ）	81,793	82,382	63,084	79,778	76,414	75,659	80,135	80,202	81,488	80,387
集団回収	14,988	14,960	15,009	15,475	15,708	19,003	18,845	16,462	13,561	16,570
中間処理費用	65,363	63,226	67,933	69,984	63,668	76,587	77,480	81,847	69,984	60,935
焼却処理	90,910	92,338	97,784	106,091	93,561	27,243	25,474	29,829	51,541	50,003
不燃等処理	90,249	80,493	92,579	81,556	82,622	92,316	104,804	118,910	147,635	138,461
可燃性粗大ごみ									90,487	91,239
不燃性粗大ごみ									119,014	125,840
プラスチックごみ	114,874	96,770	117,685	99,260	88,052	100,332	122,101	123,778	127,869	188,241
有害ごみ	85,590	98,400	103,608	93,760	105,335	167,999	124,772	135,378	151,253	224,026
古紙・布	511	925	1,366	1,580	1,390	2,949	3,544	3,662	3,277	3,321
びん	33,461	36,910	38,831	41,222	39,999	43,418	53,070	59,405	66,969	135,435
スプレー缶									241,010	258,430
空き缶・金属	80,317	81,969	92,732	103,133	96,806	122,769	103,740	102,926	104,870	189,090
ペットボトル	83,080	84,661	98,093	101,342	98,470	130,364	96,867	91,390	90,846	160,274
拠点回収	44,694	44,850	46,365	46,906	50,263	56,060	48,470	48,157	51,844	57,815
可燃系粗大ごみ	56,252	66,431	71,420	70,955	68,919	123,168	162,718	193,417		
有機性資源（剪定枝・乾燥生ごみ）	30,624	30,675	30,986	31,211	31,687	32,845	32,423	31,981	35,814	35,680
処分経費（埋立・エコセメント化）	207,883	196,984	185,847	181,291	193,308	178,486	191,919	229,353	226,610	199,963
総経費（収集運搬+中間処理+処分）	106,886	105,640	106,823	110,050	103,582	76,587	77,480	81,847	96,243	103,557

出典：清掃事業概要

表 1-6 1人当たりの年間ごみ処理経費（単位：円/人）

項 目	H27	H28	H29	H30	R元	R2	R3	R4	R5	R6
収集運搬費用	7,848	7,792	6,738	6,899	7,068	7,607	7,436	7,411	7,516	7,567
燃やすごみ	2,826	2,797	1,908	1,901	2,079	2,471	2,418	2,381	2,382	2,361
燃やさないごみ	461	456	455	453	456	467	457	450	530	526
粗大ごみ	397	393	392	391	360	369	361	453	453	449
プラスチックごみ	824	815	814	810	816	835	817	805	884	876
古紙・布	1,361	1,347	1,092	1,087	1,094	1,121	1,097	1,080	1,080	1,071
びん・有害ごみ・スプレー缶	280	277	277	276	278	309	302	298	298	295
空き缶・金属	315	312	311	310	312	319	312	308	308	393
ペットボトル	472	467	466	465	468	479	468	461	462	458
拠点回収	37	36	36	36	36	37	37	35	34	33
有機性資源（剪定枝・乾燥生ごみ）	672	686	787	974	977	987	964	969	953	953
集団回収	204	205	200	196	193	213	203	171	134	151
中間処理費用	14,978	14,371	15,211	15,461	14,199	8,771	8,802	9,338	11,689	13,218
焼却処理	9,797	9,692	9,750	10,525	9,433	3,150	2,919	3,377	5,675	5,619
不燃等処理	1,889	1,655	1,817	1,560	1,611	1,958	2,040	2,028	1,703	1,578
可燃性粗大ごみ									247	225
不燃性粗大ごみ									476	491
プラスチックごみ	2,108	1,767	2,132	1,787	1,581	1,625	1,936	1,883	1,864	2,726
有害ごみ	27	31	34	31	36	63	43	47	46	64
古紙・布	22	41	60	68	60	131	151	153	129	126
びん	284	301	319	326	302	354	409	425	463	868
スプレー缶									64	66
空き缶・金属	260	260	279	308	297	417	324	303	290	506
ペットボトル	220	227	267	291	282	392	301	284	279	494
拠点回収	36	36	36	35	36	37	37	35	33	31
可燃系粗大ごみ	84	105	132	149	157	216	253	418		
有機性資源（剪定枝・乾燥生ごみ）	252	255	386	381	405	428	390	387	419	423
処分経費（埋立・エコセメント化）	1,667	1,849	1,970	1,953	1,834	1,939	1,729	1,762	1,761	1,679
総経費（収集運搬+中間処理+処分）	24,493	24,011	23,919	24,312	23,101	18,317	17,967	18,510	20,966	22,465

出典：清掃事業概要

4. 中間処理・最終処分

(1)可燃ごみの中間処理

令和2年（2020年）3月、浅川清流環境組合可燃ごみ処理施設が竣工し、日野市、国分寺市と本市の可燃ごみの共同処理が開始しました。

表 1-7 可燃ごみ処理施設の概要

施設名称	浅川清流環境組合 可燃ごみ処理施設
所在地	東京都日野市石田1丁目210番地2号
建築面積	約5,180㎡
延床面積	約14,920㎡
処理能力	228t/日（114t/日×2炉）
処理方式	全連続燃焼式（ストーカ式）
竣工	令和2年3月

(2)その他の中間処理の概要

不燃・粗大ごみ積替え・保管施設（小金井市野川クリーンセンター）は、令和4年（2022年）7月に竣工し、燃やさないごみ、粗大ごみ、布、ペットボトルキャップ等の積替・選別等を行っています。資源物処理施設（メタウォーターサステナブルパークこがねい）は、令和7年（2025年）3月に竣工し、プラスチックごみ、有害ごみ、空き缶、びん、スプレー缶、ペットボトル、金属等の積替・選別・中間処理（破碎・プレス・バール化）等を行っています。不燃・粗大ごみ積替え・保管施設（小金井市野川クリーンセンター）、資源物処理施設（メタウォーターサステナブルパークこがねい）の概要は、以下に示すとおりです。

表 1-8 不燃・粗大ごみ積替え・保管施設の概要

施設名称	小金井市野川クリーンセンター
所在地	東京都小金井市東町一丁目7番19号
建築面積	1,247.46 ㎡
延床面積	1,572.32 ㎡
敷地面積	5,080.27 ㎡
設備方式	貯留・供給設備…貯留ヤード 集じん・脱臭設備…バグフィルタ（集じん装置）・脱臭装置 給水設備…加圧給水方式 排水設備…下水道へ放流 電気設備…高圧1回線受電方式 計装設備…中央監視制御方式
竣工	令和4年7月

表 1-9 資源物処理施設の概要

施設名称	メタウォーターサステナブルパークこがねい
所在地	東京都小金井市貫井北町一丁目 8 番 25 号
敷地面積	5,435.61 m ²
建築面積	2,737.28 m ²
延床面積	7,160.95 m ²
処理能力	プラスチックごみ…12.0t/5h (日) ペットボトル…2.0t/5h (日) 空き缶…1.5t/5h (日) びん…6.1t/5h (日) 金属…3.8t/5h (日)
竣工	令和 7 年 3 月

(3)最終処分場(エコセメント化施設を含む)の概要

本市を含む25市1町で構成される東京たま広域資源循環組合¹が運営する最終処分場である二ツ塚廃棄物広域処分場では、資源化することができない不燃残さの一部の埋立処分を行っていましたが、小金井市中間処理場²で積替や破碎・選別などの工程を経て、民間処理施設で資源化処理に努めた結果、平成27年（2015年）9月以降は、埋立を行っていません。

また、焼却施設で燃やすごみを焼却処理した後に発生する焼却灰は、平成18年（2006年）度から同組合が運営する東京たまエコセメント化施設で、全量をエコセメントの原料としてリサイクルし、最終処分場の延命化を図っています。

最終処分場及びエコセメント化施設の概要は、以下に示すとおりです。

¹ 八王子市、立川市、武蔵野市、三鷹市、青梅市、府中市、昭島市、調布市、町田市、小金井市、小平市、日野市、東村山市、国分寺市、国立市、福生市、狛江市、東大和市、清瀬市、東久留米市、武蔵村山市、多摩市、稲城市、羽村市、西東京市、瑞穂町（25市1町）

² 昭和 61 年 11 月に竣工し、令和 4 年（2022 年）7 月まで不燃・粗大ごみの破碎・選別を行っていた。（現在は跡地にメタウォーターサステナブルパークこがねいの整備が完了している。）

表 1-10 最終処分場の概要

施設名称	東京たま広域資源循環組合 日の出町二ツ塚廃棄物広域処分場
所在地	東京都西多摩郡日の出町大字大久野字玉の内
施設規模	総面積：約59.1ha 用地面積：約59.1ha 開発面積：約33.3ha（埋立地約18.4ha、管理施設等：約14.9ha） 全体埋立容量：約370万m ³ （廃棄物埋立量：約250万m ³ 、覆土容量：約120万m ³ ）
埋立方式	セル方式（即日覆土）
埋立期間	平成9年度～令和9年度（予定）* *この期間は政令に基づく届出の期間であり、実際の埋立完了時期を示すものではない。

表 1-11 エコセメント化施設の概要組合

施設名称	東京たま広域資源循環組合 東京たまエコセメント化施設
所在地	東京都西多摩郡日の出町大字大久野7642番地（二ツ塚処分場内）
面積	施設用地面積 約4.6ha（二ツ塚処分場全体面積 約59.1ha）
施設規模	焼却残さ等の処理量 約300t（日平均）
	エコセメント生産量 約430t（日平均）
施設の稼働	平成18年7月

（4）し尿及び浄化槽汚泥処理施設

本市で発生する生活排水（し尿及び浄化槽汚泥）は、立川市、武蔵野市、小平市、国分寺市、東大和市、武蔵村山市及び本市の7市で構成する一部事務組合（湖南衛生組合）で共同処理しています。令和5年（2023年）4月1日より、湖南衛生組合の構成市が増えたこと等によって、湖南衛生組合し尿処理施設へのし尿搬入量は増加傾向です。処理水は、混合水槽内で希釈し公共下水道に放流しています。

表 1-12 生活排水処理施設の概要

施設名称	湖南衛生組合 下水投入施設
所在地	武蔵村山市大南5丁目1番地
処理能力	7.0 kL/日
処理方式	前処理希釈方式

第3節 ごみ処理フロー

本市のごみ処理の流れは次ページに示すとおりです。



図 1-3 本市のごみ処理の流れ (1/2)



図 1-4 本市のごみ処理の流れ (2/2)

第4節 本計画とSDGsとの関係

本計画に定める施策とSDGsの17のゴールとは、相互に深く関係しています。特に関連が深いゴールと、その実現に向けた本計画における取組例は、以下のとおりです。



環境教育や環境学習を通じ、より多くの人々がごみ問題について学ぶことで、ごみ減量や資源化に対する意識の向上を図ります。



温室効果ガスの排出を抑制するために、ごみの収集車などへの環境配慮型の収集運搬車両の導入や、グリーン購入を推進し、環境負荷低減に努めます。



し尿や浄化槽汚泥を適切に処理することにより、公衆衛生や環境保全の確保を目指します。



発生抑制を最優先とした取組を行い、プラスチックごみなどが海へ流出することを防ぎ、海や海の資源を守ることを目指します。



ごみを焼却した際に発生する熱エネルギーを活用し、発電などを行うことで、限りあるエネルギーの有効活用を推進します。



3Rの取組をはじめ、ペーパーレス化等に積極的に取組むことで、限りある資源を有効に使い、持続可能な社会の推進を目指します。



ごみを適正に収集・処理することで、良好な都市環境を維持し、環境への影響が軽減されるように努めます。



市民、事業者、市が協働し、効果的・効率的に施策を推進することで、ごみ減量や資源化などの目標達成を目指します。



製造から廃棄に至るすべてのプロセスで、市民、事業者がそれぞれの役割の中で責任をもった行動を行い、持続可能な生産・消費の実現を目指します。



出典：国際連合広報センターHP

第2章 ごみ組成調査結果(概要)

第1節 調査の概要

本調査は、一般廃棄物処理基本計画及び食品ロス削減推進計画の策定にあたって、家庭系ごみ（居住形態別）・事業系ごみの排出状況や資源化可能物の混入状況等を確認し、ごみの排出実態の把握・課題抽出に資する情報を得ることを目的として、実施したものです。

1. 実施日及び実施場所

表 2-1 ごみ組成調査の実施日及び実施場所

実施日	実施場所	対象ごみ
令和7年4月15日（火）	浅川清流環境組合 可燃ごみ処理施設	家庭系・事業系燃やすごみ
令和7年4月22日（火）	小金井市野川クリーンセンター	家庭系燃やさないごみ
令和7年5月12日（月）	小金井市野川クリーンセンター	家庭系燃やさないごみ
令和7年5月15日（木）	浅川清流環境組合 可燃ごみ処理施設	家庭系燃やすごみ

2. 対象

(1)対象としたごみ

家庭系及び事業系の燃やすごみ

家庭系燃やさないごみ

(2)調査対象地域及び調査対象試料

家庭系は居住形態を「戸建て住宅」、「ファミリー向け集合住宅」、「単身向け集合住宅」、事業系は「事業所」と定め、家庭系はそれぞれ2地域ずつ選び、各地域から燃やすごみは200kg以上（袋数で約80～100袋）、燃やさないごみは約100kg以上（袋数で約40～50袋）を目安に試料を調達しました。事業系燃やすごみも家庭系と同じく200kg以上（袋数で約80～100袋）を目安に試料を調達しました。

3. 調査内容

収集した試料の組成ごとに分類（70分類）を行い、組成別に重量割合（湿ベース）を算出しました。この結果から、家庭系は居住形態別の燃やすごみ及び燃やさないごみの組成を、事業系は燃やすごみの組成をまとめています。

第2節 ごみの種類組成別分析結果

1. 燃やすごみ

表 2-2 に燃やすごみの全分類項目の組成分析結果を示します。

家庭系燃やすごみの居住形態別に特徴を見ると、ファミリー向け集合住宅では、厨芥類が半分を占めており、戸建て住宅でも半分近くの割合を占めています。その一方で、単身集合住宅から排出される厨芥類はファミリー向け集合住宅の約半分の割合となっています。また、居住形態によらず、厨芥類の中では、非可食（調理くず・非可食）が特に多く、次いで物理的可食（潜在可食）が多い状況であり、社会的に大きな課題となっている未開封食品、未利用食品、食べ残しといった食品ロスの混入も見られます。紙類の容器包装やプラスチック類の容器包装などリサイクル可能なものも排出されている状況であり、特に単身集合住宅で多く見られます。

事業系では、家庭系と同様、厨芥類の占める割合が多く、特に食品ロスである食べ残しが多く排出されています。プラスチック類では製品プラスチック（市の「プラスチックごみ」の対象）の割合が家庭系よりも多い状況です。

2. 燃やさないごみ

表 2-3に燃やさないごみの全分類項目の組成分析結果を示します。

燃やさないごみの特徴を見ると、居住形態によらず、プラスチック類、ゴム・皮革類のくつ・かばん・ベルトが多く排出されており、容器包装プラスチック類やゴム・皮革類のくつ・かばん・ベルトは、特に単身集合住宅から多く排出されています。一方で、プラスチック類では製品プラスチック（市の「プラスチックごみ」の対象）が戸建て住宅、ファミリー向け集合住宅から特に多く排出されています。

戸建て住宅、単身集合住宅からは、びん、ガラス類がファミリー向け集合住宅に比べ多く排出されており、金属類はどの居住形態からも多く排出されています。

表 2-2 燃やすごみの組成分析結果（重量割合％）

分類項目			No.	①戸建て住宅	②ファミリー向け 集合住宅	③単身集合住宅	①②③単純平均	事業系	
厨芥類	未開封食品	素材 ※前回の項目名は丸ごとと素材	1	2.57	0.86	0.78	1.40	0.50	
		調理済み食品	2	1.22	1.09	2.35	1.60	2.14	
		飲料 ※前回は未利用食品に分類	3	0.00	0.00	0.69	0.20	0.00	
	未利用食品	素材	4	2.63	0.40	0.03	1.00	2.60	
		自家製農作物 ※前回は未開封食品に分類	5	0.00	0.95	0.00	0.30	0.00	
		一部の素材 ※前回は未開封食品に分類	6	1.41	2.01	0.94	1.50	4.05	
		調理済み食品	7	0.76	0.52	0.43	0.60	0.18	53.28
	食べ残し	食べ残し	8	5.82	4.24	7.20	5.80	28.33	
		飲み残し	9	0.00	0.00	0.85	0.30	0.00	
	非可食部・ 調理くず	物理的可食（潜在可食）	10	13.49	14.04	3.02	10.20	13.72	
		非可食（調理くず・非可食）	11	18.18	27.79	9.71	18.70	1.76	
	生ごみ処理乾燥物		12	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	
		分類不能	13	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	
紙類	容器包装	紙バック	14	0.42	0.46	0.87	0.60	0.14	
		段ボール	15	0.25	0.25	1.40	0.60	0.64	
		その他容器包装	16	3.19	1.55	5.97	3.60	3.90	
	古紙 （容器包装 以外）	新聞	17	0.73	0.93	0.61	0.80	1.72	
		雑誌・本	18	0.30	0.20	0.19	0.20	0.00	13.50
		チラシ	19	0.48	0.95	1.22	0.90	0.38	
		OA用紙	20	0.65	0.25	0.18	0.40	0.97	
		難再生古紙	21	1.06	1.98	1.52	1.50	2.55	
		シュレッダー紙	22	0.00	0.03	0.00	0.00	0.67	
		その他紙類	23	1.74	1.16	2.55	1.80	2.53	
草木類	枝木、雑草、剪定枝など	24	0.55	0.75	0.08	0.50	1.37		
繊維類	落ち葉	25	0.16	0.54	0.02	0.20	1.63	3.01	
	布類（リユース可） ※前回は布類（リサイクル可）	26	1.86	0.40	1.33	1.20	0.04		
プラスチック類	布類（リユース不可） ※前回は布類（リサイクル不可）		27	0.36	1.18	0.81	0.80	2.00	0.08
			28	0.02	0.01	0.08	0.00	0.00	
	容器包装	白色発泡トレイ	29	0.03	0.00	0.08	0.00	0.00	
		色付き発泡トレイ	30	0.04	0.01	0.08	0.00	0.10	
		未発泡トレイ	31	0.13	0.08	0.78	0.30	0.06	
		その他のボトル	32	1.28	0.53	4.29	2.00	0.34	
		プラスチック容器その他	33	0.05	0.01	0.95	0.30	0.02	
		ペットボトル	34	0.68	0.30	0.89	0.60	0.04	4.94
		レジ袋	35	1.00	1.47	0.52	1.00	0.04	
		レジ袋以外の店頭で無料配布される袋	36	4.03	3.59	3.53	3.70	1.64	
		袋・ラップ・フィルム	37	0.01	0.01	0.05	0.00	0.02	
		梱包材 ※前回は容器包装以外に分類	38	1.38	1.34	1.38	1.40	2.63	
	容器包装以外	製品（市の「プラスチックごみ」の対象）	39	0.08	0.07	0.15	0.10	0.02	
		製品（市の「プラスチックごみ」の対象以外）	40	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	
容器包装以外その他		41	0.16	0.00	0.00	0.10	0.00		
くつ・かばん・ベルト		42	0.11	0.02	0.08	0.10	0.20	0.20	
ゴム・皮革類	その他	43	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	
ゴム・皮革類以外	くつ・かばん・ベルト	44	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	
金属類	容器包装	アルミ缶	45	0.03	0.04	0.03	0.00	0.00	
		スチール缶	46	0.00	0.00	0.01	0.00	0.00	
		その他金属製缶類	47	0.00	0.02	1.56	0.50	0.00	0.05
	容器包装以外	金属製の家庭用品（鉄・ステンレス・アルミ・銅など）	48	0.02	0.00	0.03	0.00	0.01	
		その他鉄類	49	0.19	0.13	0.11	0.10	0.04	
		その他非鉄類	50	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	
びん、 ガラス類	容器包装	リターナブルびん	51	0.00	0.00	0.66	0.20	0.00	
		白色びん	52	0.00	0.00	0.11	0.00	0.50	0.00
		茶色びん	53	0.00	0.00	0.47	0.20	0.00	
		その他雑びん	54	0.00	0.03	0.17	0.10	0.00	
	容器包装以外	ガラス製品など	55	1.43	1.43	4.81	4.81	5.75	4.00 4.00 0.43 0.43
使用済紙おむつ			56	0.00	0.00	0.04	0.04	0.00	0.00 0.00 0.00 0.00
陶磁器、石類			57	0.00	0.00	0.00	0.00	0.04	0.04 0.00 0.00 0.00
乾電池（使い捨て）			58	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00 0.00 0.00 0.00
充電電池			59	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00 0.01 0.01 0.01
蛍光灯等			60	0.00	0.00	0.00	0.00	0.02	0.02 0.00 0.00 0.00
小型家電製品（コード有り）			61	0.00	0.00	0.00	0.13	0.13	0.00 0.00 0.00 0.00
小型家電製品（コード無し/電池あり）			62	0.00	0.00	0.00	0.03	0.03	0.00 0.00 0.00 0.00
小型家電製品（コード無し/電池なし）			63	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00 0.00 0.00 0.00
電子たばこ・加熱式たばこ			64	0.15	0.15	0.10	0.25	0.25	0.20 0.20 0.22 0.22
複合製品			65	30.69	30.69	24.07	24.07	33.46	33.46 29.50 29.40 23.56 23.56
その他可燃（衛生上燃やすもの、わた入りの製品等）			66	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00 0.00 0.00 0.00
その他不燃（電球、汚れが落ちないプラスチック類・容器等）			67	0.00	0.00	0.10	0.10	0.01	0.01 0.00 0.00 0.00
小型家電製品を除く粗大ごみ			68	0.67	0.67	0.56	1.23	1.23	0.80 0.80 0.00 0.00
指定袋			69	0.00	0.00	0.11	0.11	0.22	0.22 0.10 0.10 0.72 0.72
廃食油			70	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00 0.00 0.00 0.00
全分類に含まれていないもの			70	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00 0.00 0.00 0.00
合計				100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00 100.00

表 2-3 燃やさないごみの組成分析結果（重量割合％）

分類項目			No.	①戸建て住宅	②ファミリー向け 集合住宅	③単身集合住宅	①②③単純平均	
厨芥類	未開封食品	素材 ※前回の項目名は丸ごと素材	1	0.00	0.18	0.08	0.10	1.60
		調理済み食品	2	0.25	0.88	1.91	1.00	
		飲料 ※前回は未利用食品に分類	3	0.00	0.00	0.00	0.00	
	未利用食品	素材	4	0.00	0.00	0.08	0.00	
		自家製農作物 ※前回は未開封食品に分類	5	0.00	0.00	0.00	0.00	
		一部の素材 ※前回は未開封食品に分類	6	0.00	0.03	0.00	0.00	
		調理済み食品	7	0.02	0.04	0.27	0.10	
	食べ残し	食べ残し	8	0.00	0.00	0.46	0.20	
		飲み残し	9	0.00	0.00	0.00	0.00	
	非可食部・ 調理くず	物理的可食（潜在可食）	10	0.00	0.00	0.02	0.00	
		非可食（調理くず・非可食）	11	0.01	0.60	0.00	0.20	
	生ごみ処理乾燥物		12	0.00	0.00	0.00	0.00	
	分類不能		13	0.00	0.00	0.00	0.00	
紙類	容器包装	紙パック	14	0.03	0.00	0.00	0.00	
		段ボール	15	0.14	0.00	0.07	0.10	
		その他容器包装	16	0.31	0.66	0.80	0.60	
	古紙 （容器包装 以外）	新聞	17	0.16	0.00	0.10	0.10	
		雑誌・本	18	1.07	0.40	0.00	0.50	
		チラシ	19	0.07	0.03	0.02	0.00	
		OA用紙	20	0.00	0.03	0.00	0.00	
		難再生古紙	21	0.12	0.17	0.44	0.20	
		シュレッダー紙	22	0.00	0.00	0.00	0.00	
		その他紙類	23	0.57	0.77	0.16	0.50	
草木類	枝木、雑草、剪定枝など		24	0.00	0.00	0.00	0.00	
	落ち葉		25	0.03	0.00	0.00	0.00	
繊維類	布類（リユース可） ※前回は布類（リサイクル可）		26	0.56	0.27	0.75	0.50	
	布類（リユース不可） ※前回は布類（リサイクル不可）		27	2.71	2.16	1.58	2.20	
プラスチック類	容器包装	白色発泡トレイ	28	0.02	0.01	0.11	0.00	
		色付き発泡トレイ	29	0.01	0.01	0.05	0.00	
		未発泡トレイ	30	0.07	0.04	0.00	0.00	
		その他のボトル	31	2.37	1.41	2.36	2.00	
		プラスチック容器その他	32	2.98	1.99	5.42	3.50	
		ペットボトル	33	0.19	0.08	0.05	0.10	
		レジ袋	34	0.28	0.25	0.46	0.30	
		レジ袋以外の店頭で無料配布される袋	35	0.14	0.06	0.09	0.10	
		袋・ラップ・フィルム	36	2.43	0.93	2.98	2.10	
		梱包材 ※前回は容器包装以外に分類	37	0.02	0.02	0.08	0.00	
	容器包装以外	製品（市の「プラスチックごみ」の対象）	38	13.16	9.54	4.64	9.20	
		製品（市の「プラスチックごみ」の対象以外）	39	5.36	5.92	2.88	4.70	
		容器包装以外その他	40	0.00	0.00	0.00	0.00	
ゴム・皮革類		くつ・かばん・ベルト	41	16.10	12.88	26.63	18.60	
		その他	42	3.58	0.26	2.38	2.10	
ゴム・皮革類以外		くつ・かばん・ベルト	43	2.14	2.14	1.05	0.35	
金属類	容器包装	アルミ缶	44	0.00	0.00	0.00	0.00	
		スチール缶	45	0.06	0.15	0.73	0.30	
		その他金属製缶類	46	0.33	0.01	0.00	0.10	
	容器包装以外	金属製の家庭用品（鉄・ステンレス・アルミ・銅など）	47	2.88	5.05	3.36	3.80	
		その他鉄類	48	0.57	0.00	1.02	0.50	
		その他非鉄類	49	0.85	0.14	0.35	0.40	
びん、 ガラス類	容器包装	リターナブルびん	50	0.00	0.00	0.00	0.00	
		白色びん	51	1.00	0.00	0.55	0.50	
		茶色びん	52	0.08	0.00	0.24	0.10	
		その他雑びん	53	0.10	0.00	0.00	0.00	
	容器包装以外	ガラス製品など	54	1.73	0.99	3.03	1.90	
使用済紙おむつ		55	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	
陶磁器、石類		56	8.21	8.21	16.20	2.66	9.10	
乾電池（使い捨て）		57	0.02	0.02	0.25	0.08	0.10	
充電電池		58	0.03	0.03	0.00	0.00	0.00	
蛍光灯等		59	0.00	0.00	0.03	0.00	0.00	
小型家電製品（コード有り） ※前回は小型家電製品に分類		60	11.79	11.79	16.83	6.16	11.70	
小型家電製品（コード無し/電池あり） ※前回は小型家電製品に分類		61	0.02	0.02	0.66	0.43	0.40	
小型家電製品（コード無し/電池なし） ※前回は小型家電製品に分類		62	1.35	1.35	1.55	2.23	1.70	
電子たばこ・加熱式たばこ		63	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	
複合製品		64	11.33	11.33	10.16	8.53	10.10	
その他可燃（衛生上燃やすもの、わた入りの製品等）		65	3.19	3.19	4.29	7.01	4.80	
その他不燃（電球、汚れが落ちないプラスチック類・容器等）		66	0.09	0.09	0.00	0.13	0.10	
小型家電製品を除く粗大ごみ		67	0.64	0.64	2.46	7.14	3.40	
指定袋		68	0.81	0.81	0.57	1.14	0.80	
廃食油		69	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	
全分類に含まれていないもの		70	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	
合計			100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	

第3章 市民アンケート・事業所アンケート調査結果(概要)

第1節 調査の概要

本調査は、市民及び事業所を対象に、ごみの減量及び資源化の推進に向けた取組の実態や傾向を的確に把握し、本計画の策定に資する重要な基礎資料を得るために実施したものです。

1. 調査期間

令和7年1月14日～2月16日

2. 調査対象及び調査方法

以下の条件により調査対象を決定し、郵送による送付を行いました。回答は、郵送、インターネット、FAXによるものとしました。

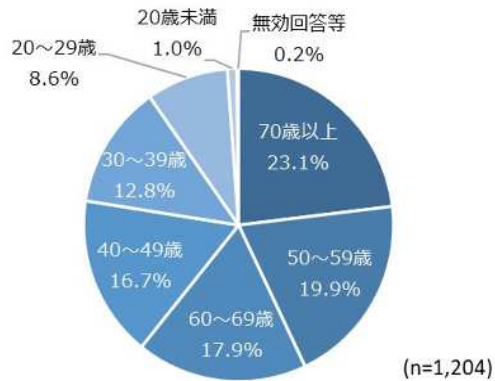
表 3-1 アンケート実施概要

対象	抽出条件	発送数	回収数	回収率
市民	小金井市民の満 18 歳以上を 住民基本台帳より無作為抽出	3,080	1,204	39.1%
(日本人)		3,000	1,106	36.9%
(外国人)		80	16	20.0%
(無記載等により不明)		—	82	—
事業所	市内事業所を産業分類別に無 作為抽出	200	71	35.5%

第2節 市民アンケート

1. 回答者属性

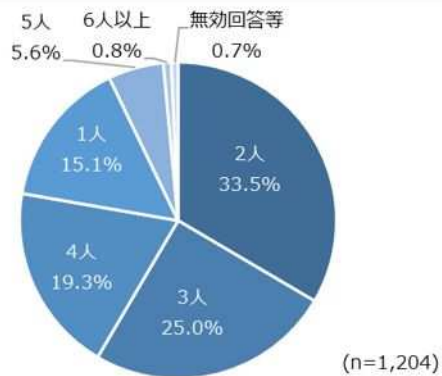
(1) 年齢



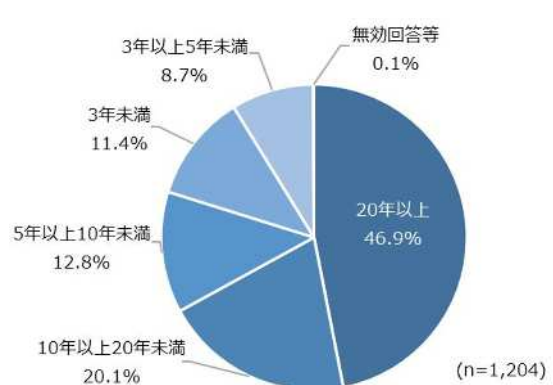
(2) 世帯構成



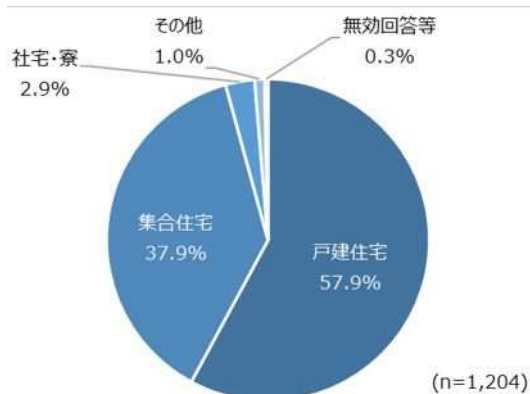
(3) 世帯人数



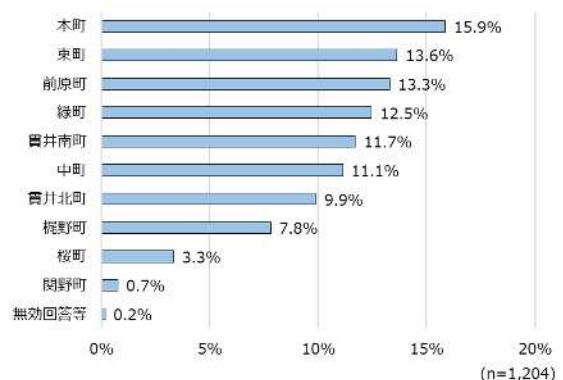
(4) 居住年数



(5) 居住形態



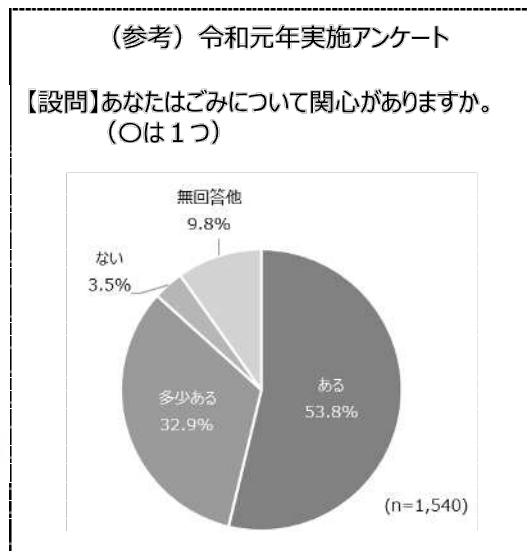
(6) 居住地区



※端数処理のため合計が100%にならない場合もある（以下同様）。

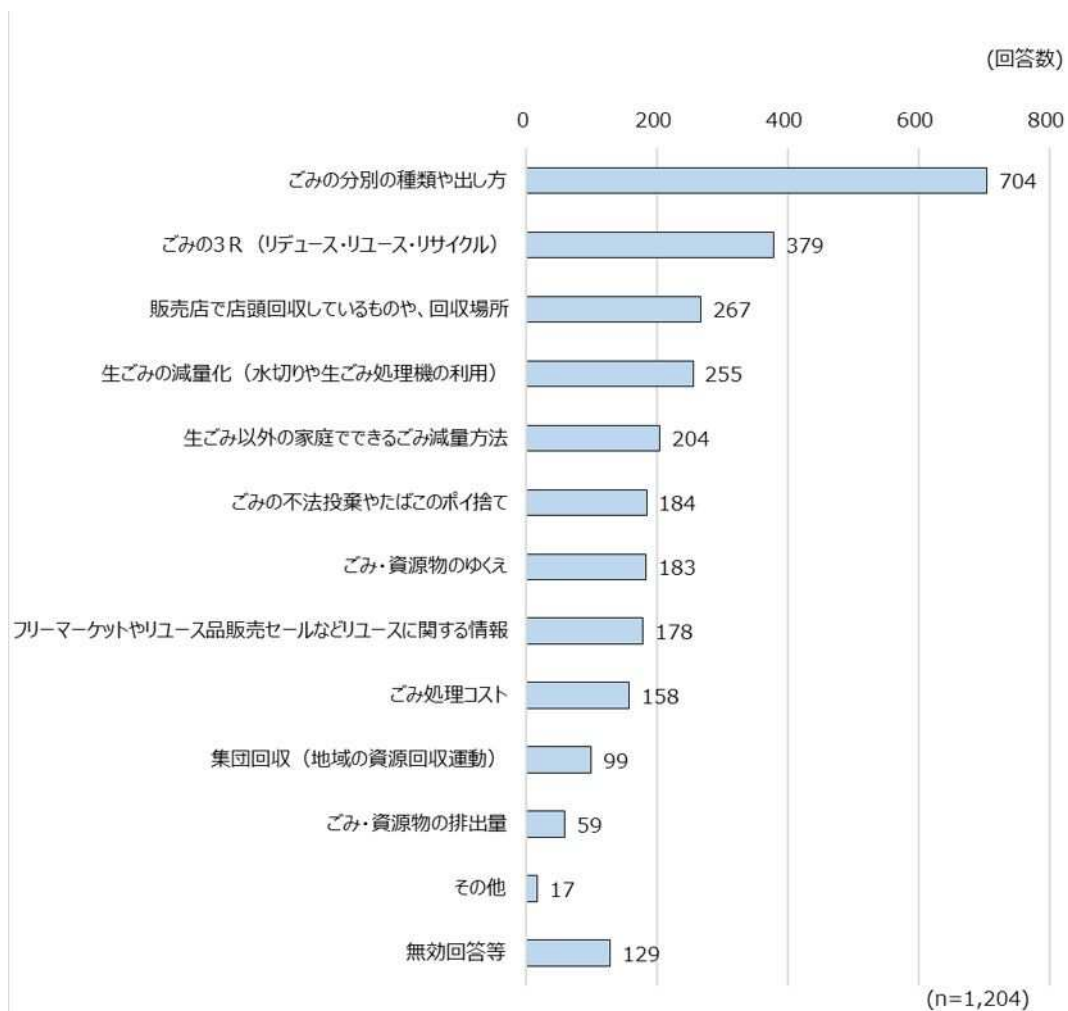
2. 設問別結果

Q 1 あなたはごみの減量や分別、リサイクルについて関心がありますか。(○は1つ)

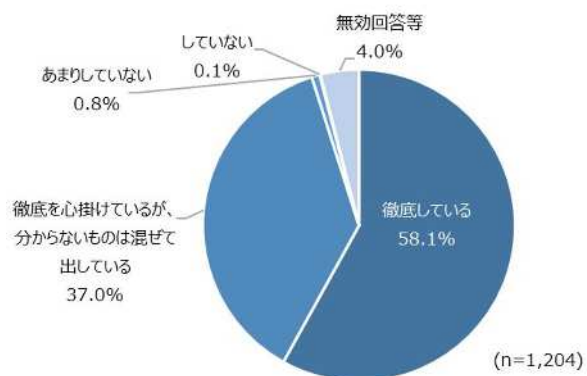


Q2 ごみの減量や分別、リサイクルについてどのような内容に関心がありますか。(〇は3つまで)

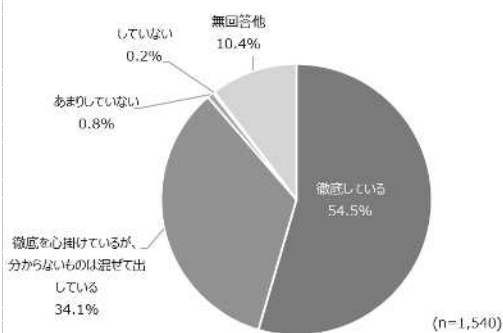
※Q1で「1.ある」又は「2.多少ある」と答えた回答者が対象



Q3 ごみの分別はどの程度行っていますか。(〇は1つ)

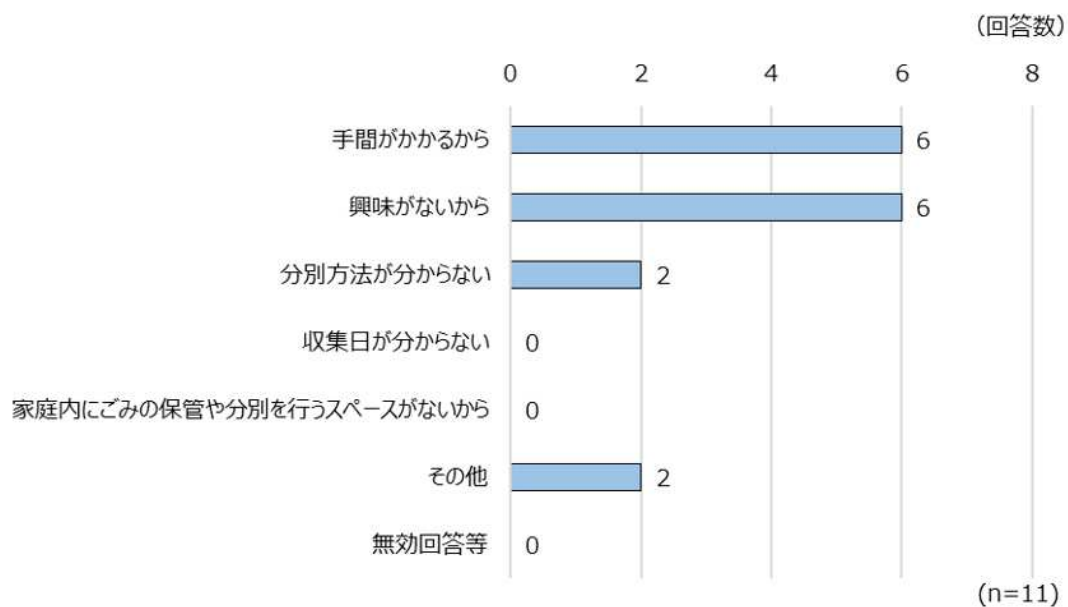


(参考) 令和元年実施アンケート
【設問】ごみの分別はどの程度行っていますか。
(〇は1つ)



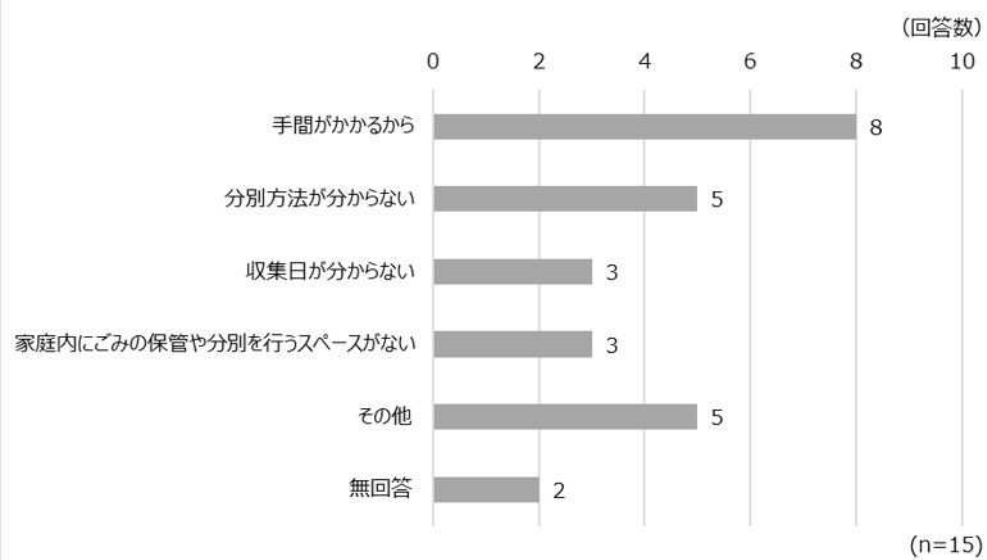
Q 4 ごみの分別を行わない理由は次のうちどれですか。(〇はいくつでも)

※Q 3 で「 3 .あまりしていない」又は「 4 .していない」と答えた回答者が対象

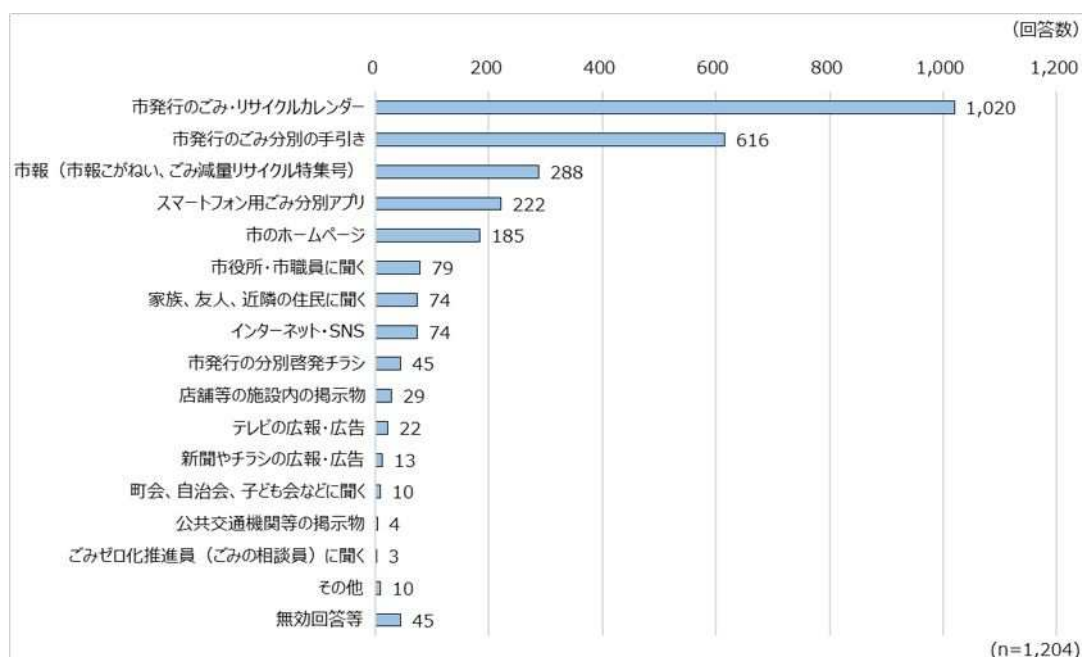


(参考) 令和元年度アンケート

【設問】あまりしていない理由は、次のどれですか。(〇はいくつでも)

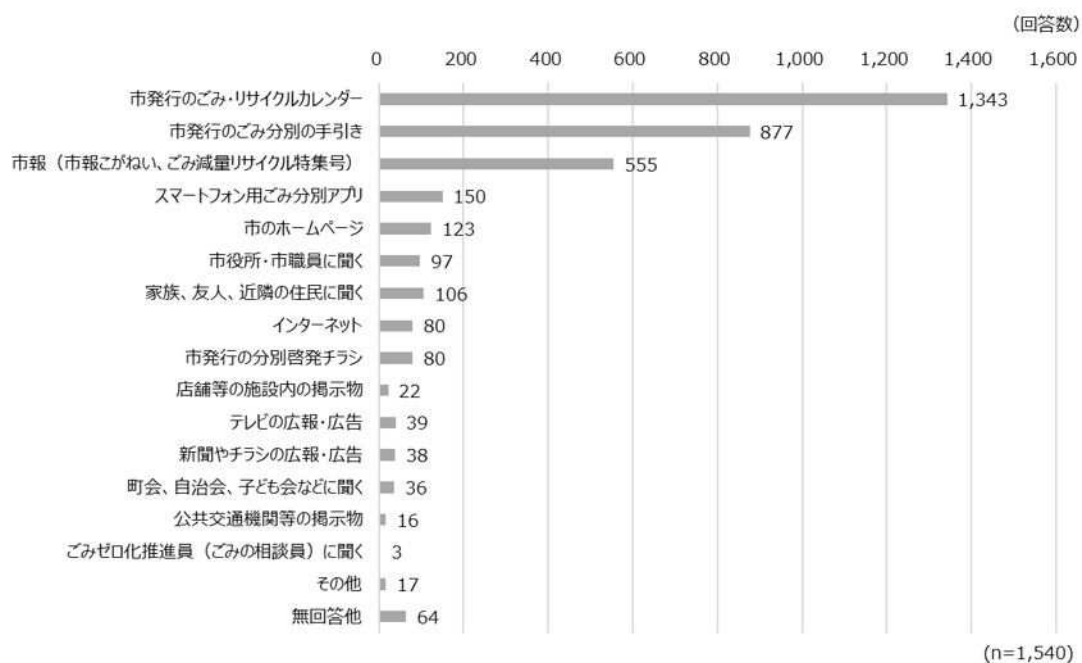


Q 5 ごみに関して、目ごろ目にしたり、聞いたりしている情報源はどのようなものですか。(〇は3つまで)

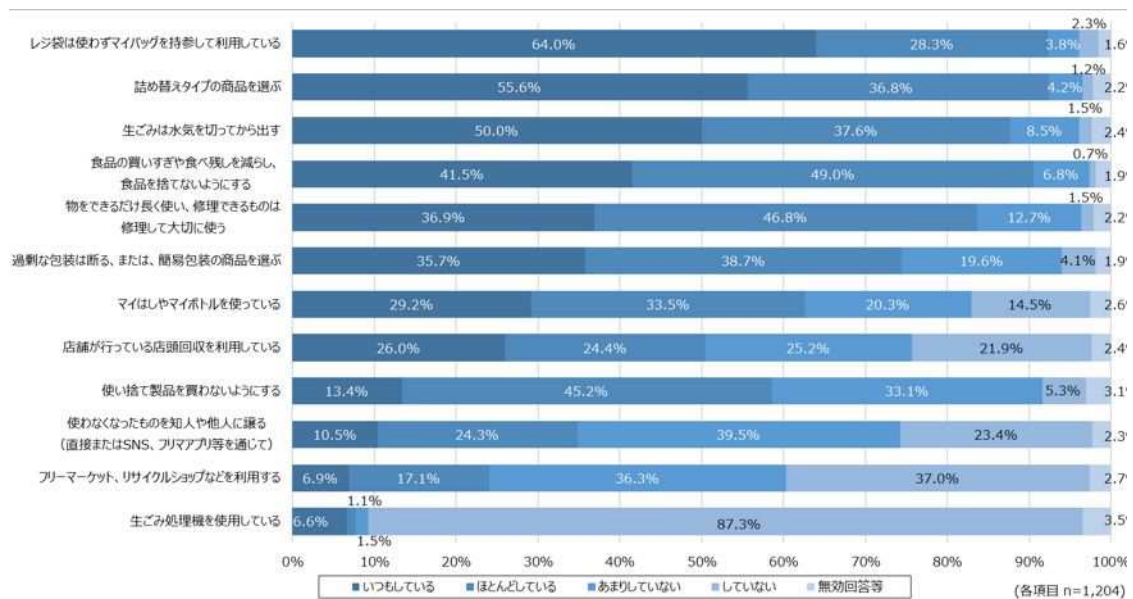


(参考) 令和元年度アンケート

【設問】目ごろごみに関して目にしたり、聞いたりしている情報源はどのようなものですか。(〇は3つまで)

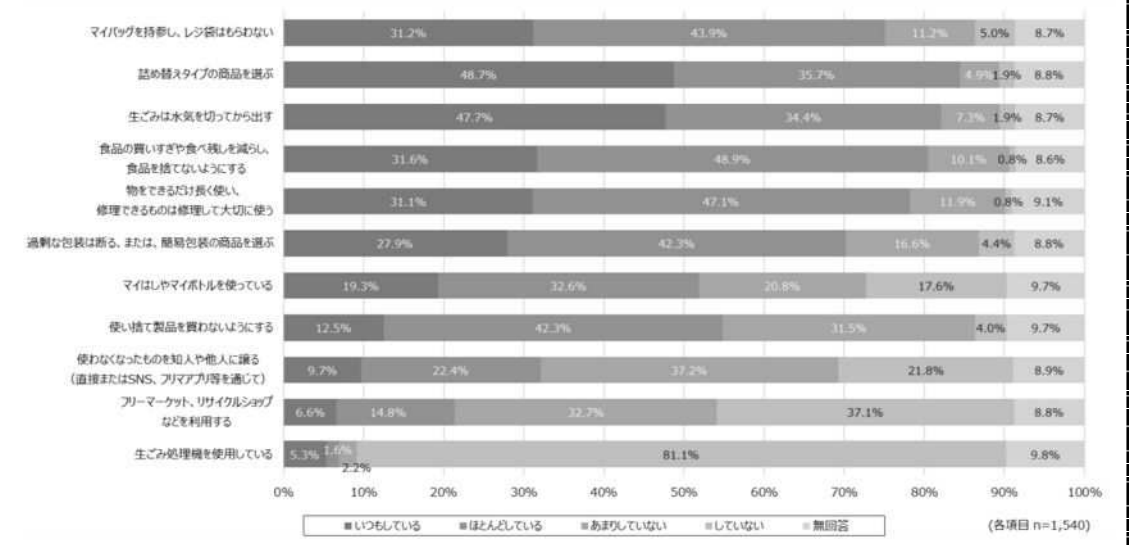


Q 6 ごみの減量やリサイクルについて、現在どのようなことに、どの程度取り組んでいますか。

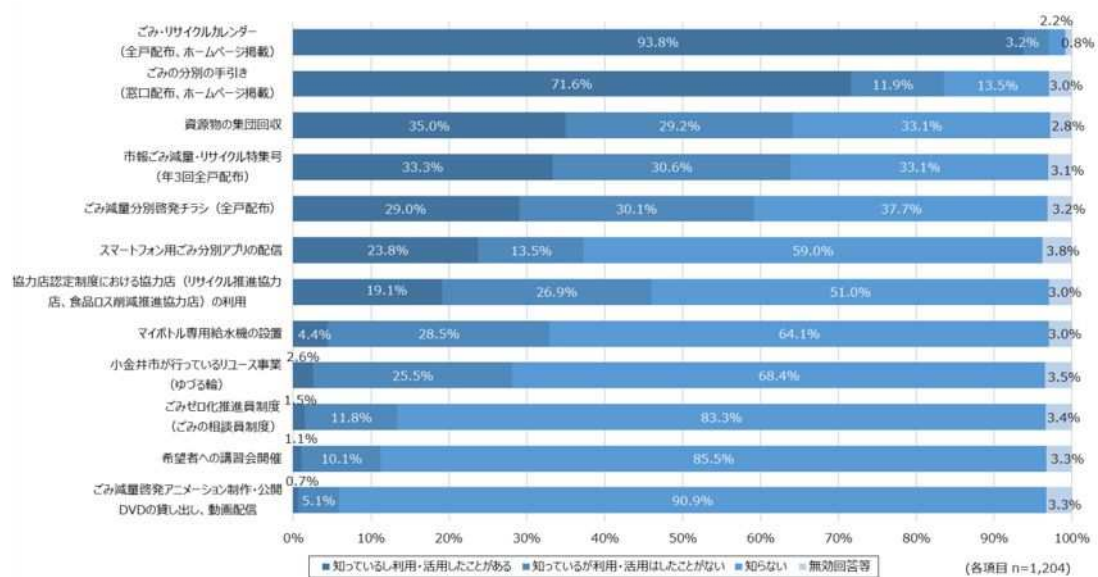


(参考) 令和元年度アンケート

【設問】ごみの減量やリサイクルについて、現在どのようなことに、どの程度取り組んでいますか。

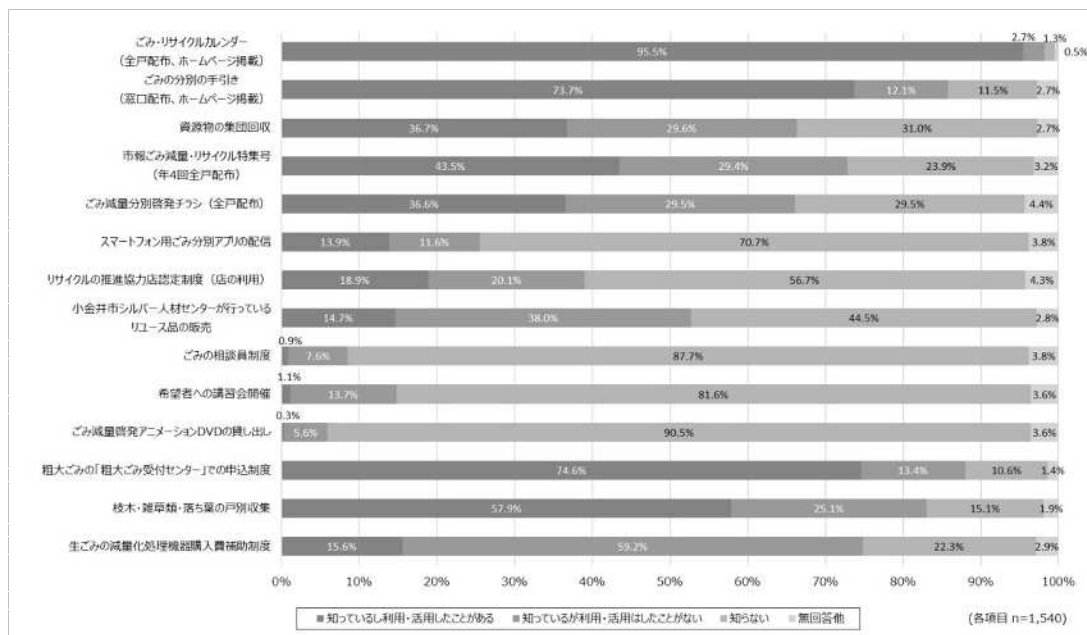


Q7 以下の市が行っている取組をご存知ですか。また利用したことがありますか。

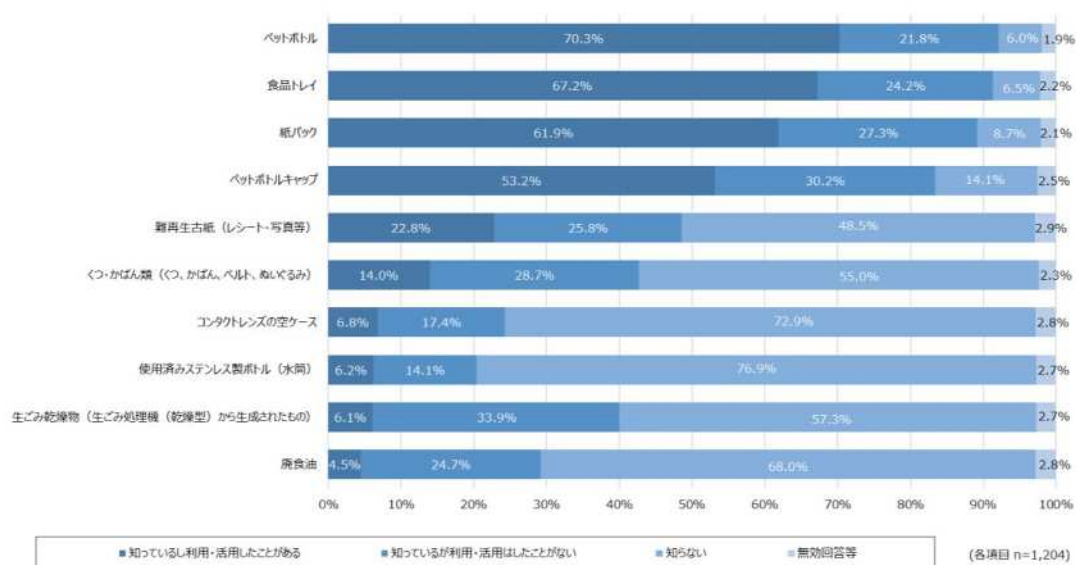


(参考) 令和元年実施アンケート

【設問】市が行っている取組みはご存知ですか？

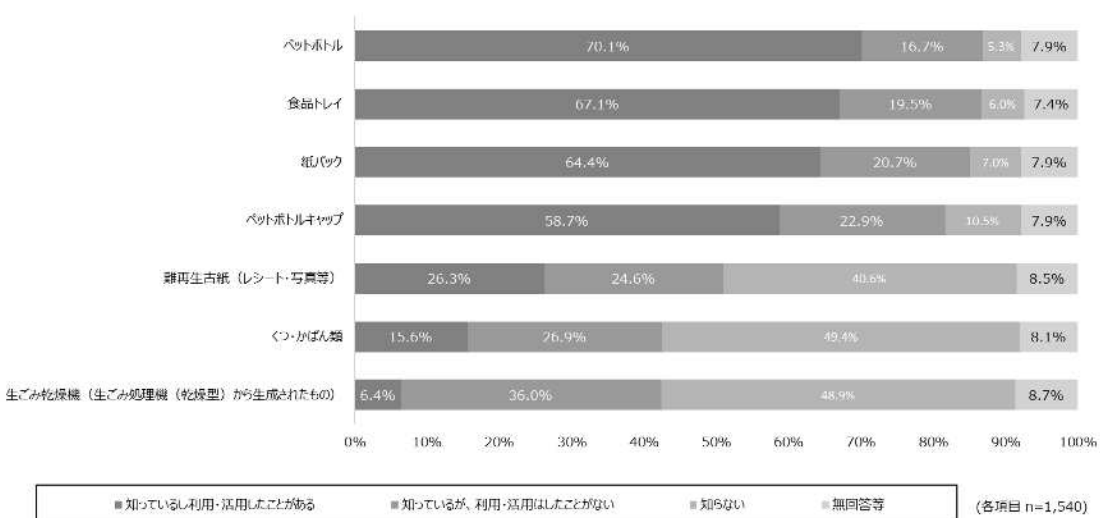


Q 8 市や店舗等が行っている拠点回収（無料）はご存知ですか。



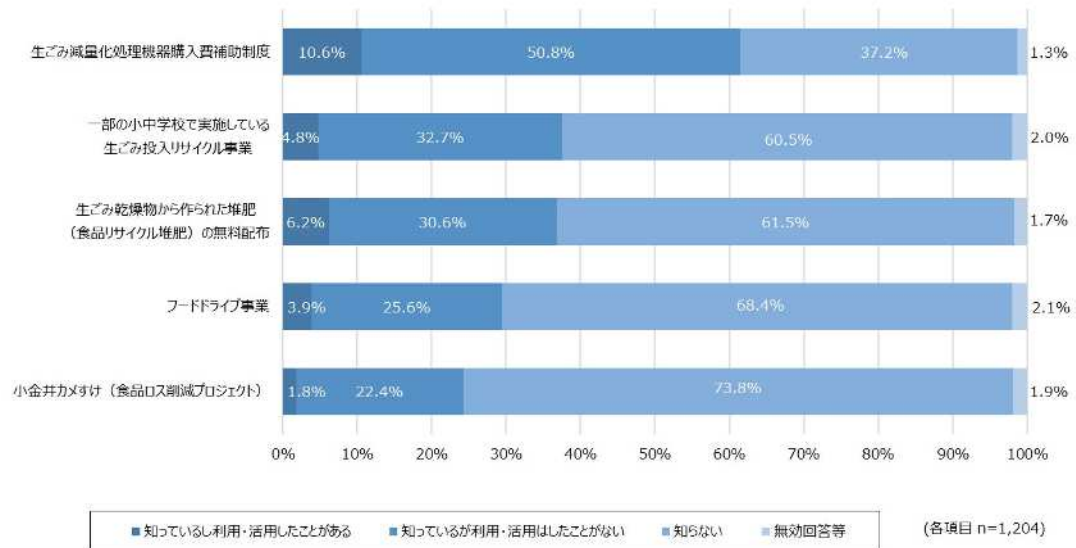
（参考）令和元年実施アンケート

【設問】市や店舗等が行っている拠点回収（無料）はご存知ですか？



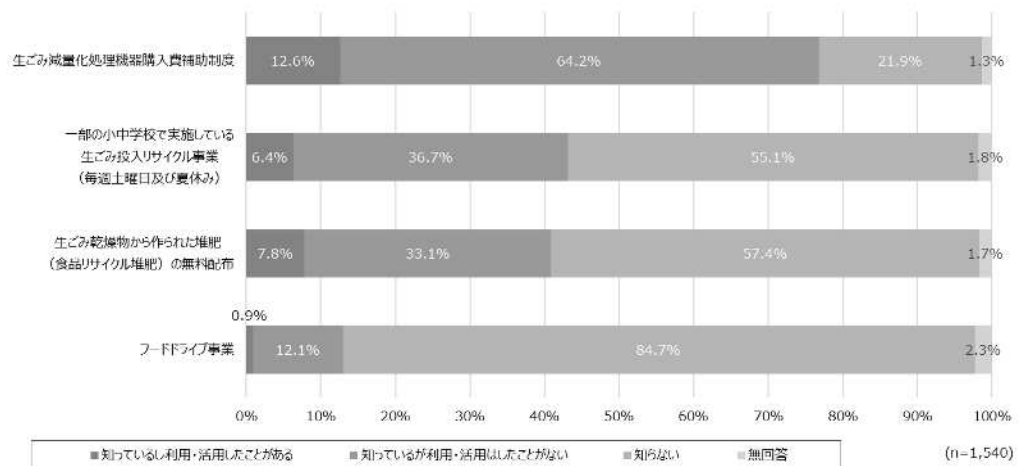
Q9 「生ごみ」や「食品ロス」に関する①～⑤の設問について、当てはまるものを選んでください。

- ① 市が行っている生ごみや食品ロスに関する取組はご存知ですか。それぞれの取組について、項目ごとに当てはまる番号を1つ選んでください。

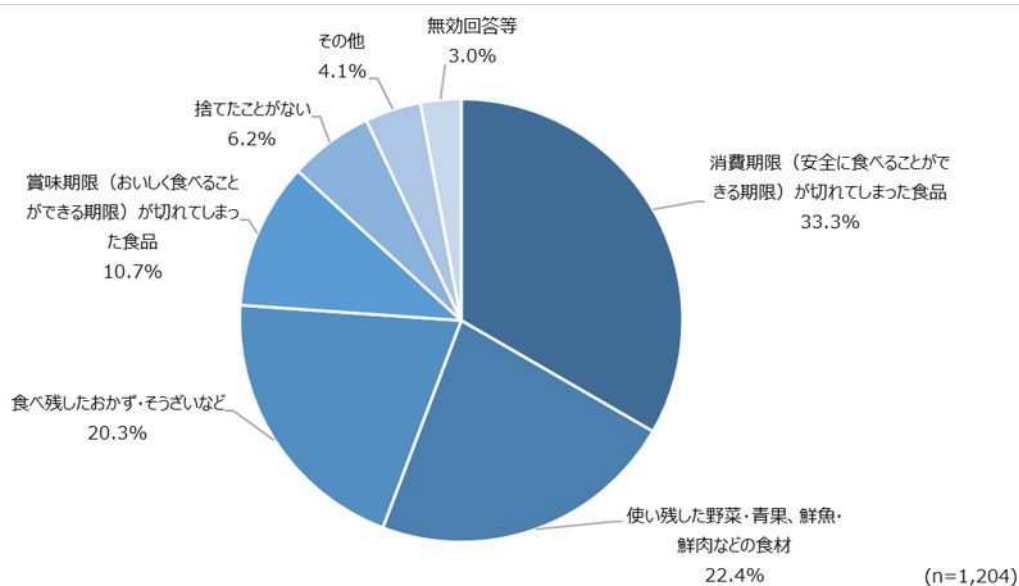


（参考）令和元年実施アンケート

【設問】市が行っている生ごみに関する取り組みはご存じですか？それぞれの取り組みについて、項目ごとに当てはまる番号を1つ選んでください。

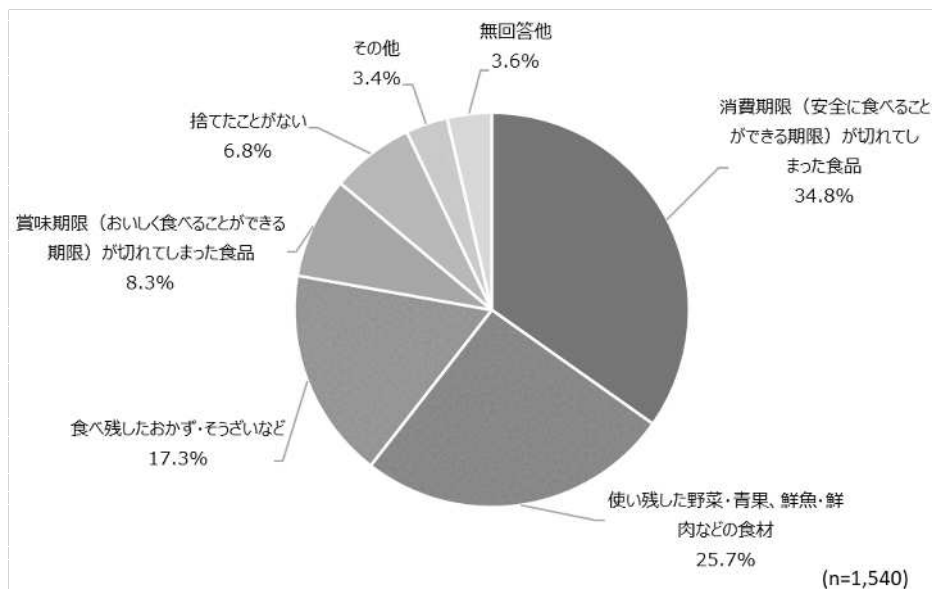


② 普段あなたが捨てていると思う「食品ロス」はどれですか。（○は多いものを3つまで）

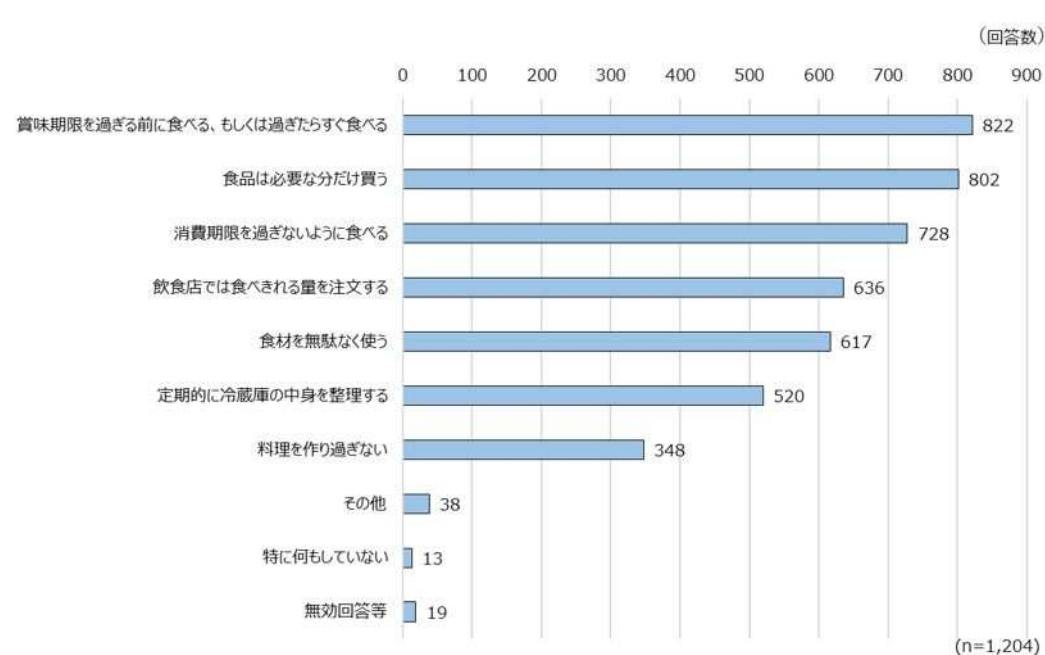


（参考）令和元年実施アンケート

【設問】あなたがこれまでに最も捨てた量が多いと思う「食品ロス」はどれですか？（○は1つ）

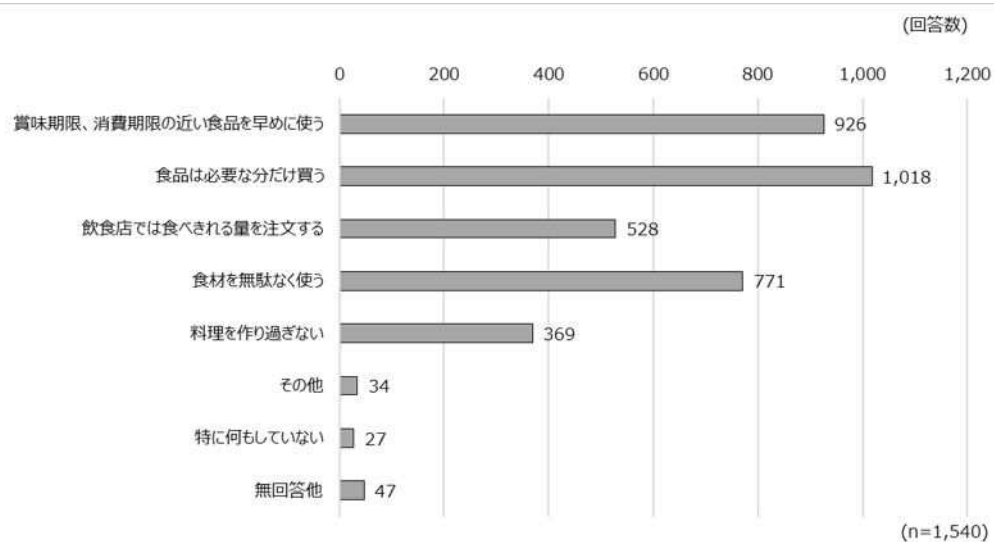


③ 食品ロスを出さないために、日頃の生活の中で行っていることはありますか。（〇はいくつでも）

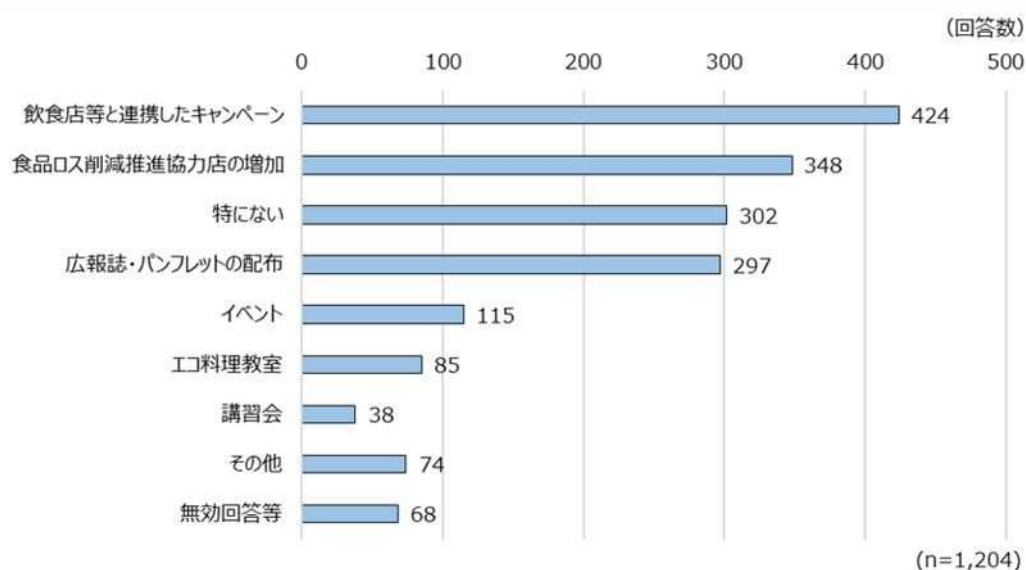


(参考) 令和元年実施アンケート

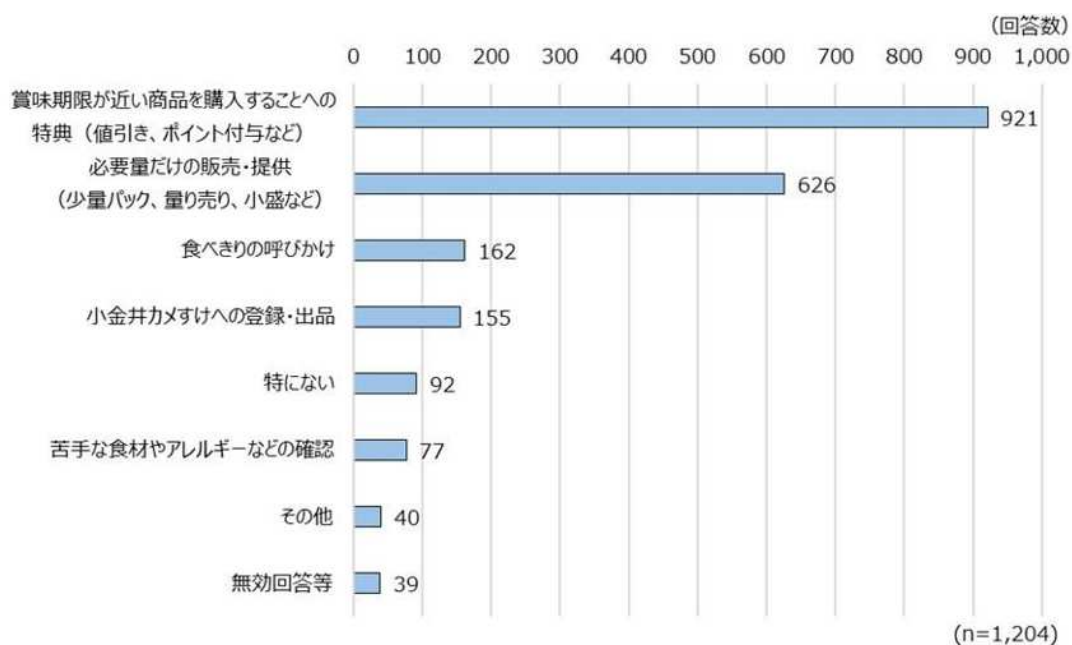
【設問】「食品ロス」を出さないために、心がけていることはありますか？（〇は3つまで）



④ 食品ロス削減のための取組として、市に実施してほしいものは何ですか。（〇は3つまで）

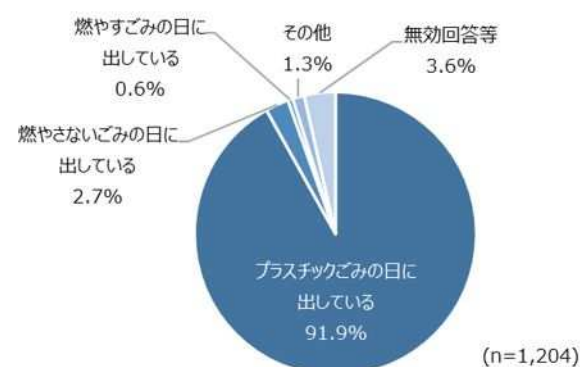


⑤ 食品ロスを減らすために、事業者（小売店・メーカー等）に取り組んでほしいことはありますか。（〇はいくつでも）



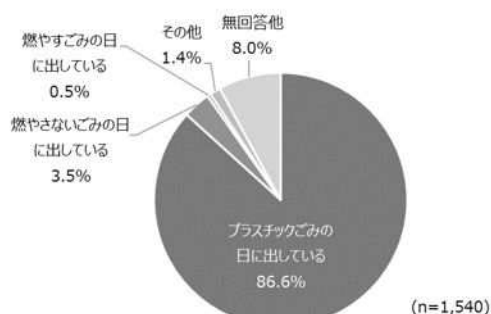
Q10 プラスチックごみや燃やさないごみ等の出し方について、①～③の出し方で当てはまるものを1つずつ選んでください。

- ① プラスチック製容器包装とプラスチックだけでできている製品で、汚れのないものはどのごみの日に出していますか。

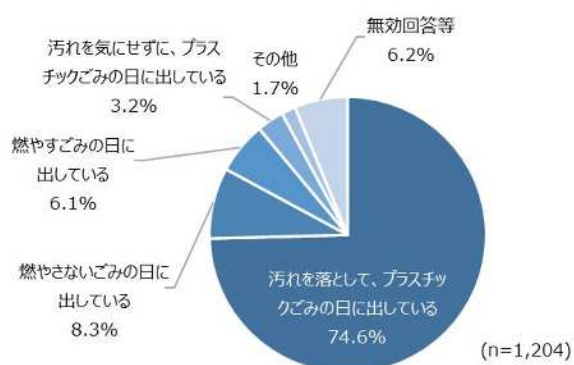


(参考) 令和元年実施アンケート

【設問】プラスチック製容器包装とプラスチックだけでできている製品で、汚れのないものはどのごみの日に出していますか？

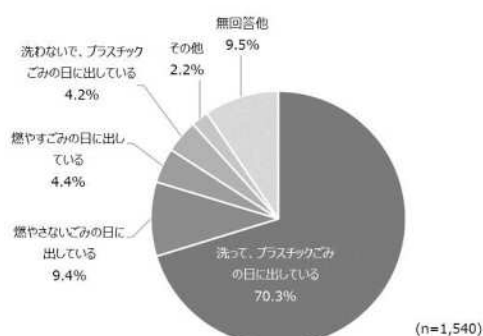


- ② プラスチック製容器包装とプラスチックだけでできている製品で、汚れのついたものはどのごみの日に出していますか。

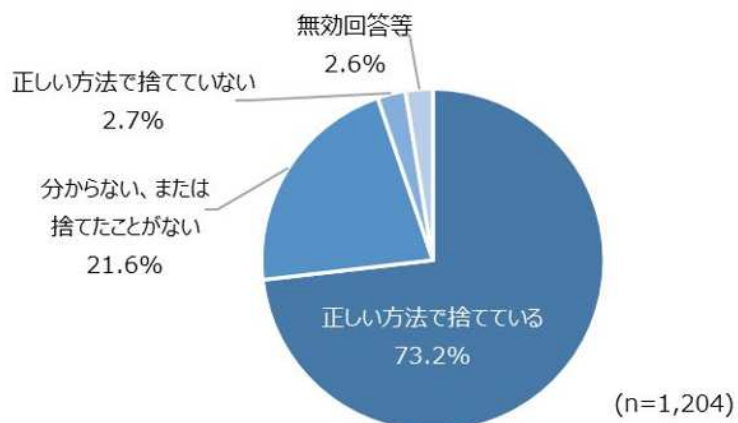


(参考) 令和元年実施アンケート

【設問】プラスチック製容器包装とプラスチックだけでできている製品のうち、汚れのついたものはどのごみの日に出していますか？

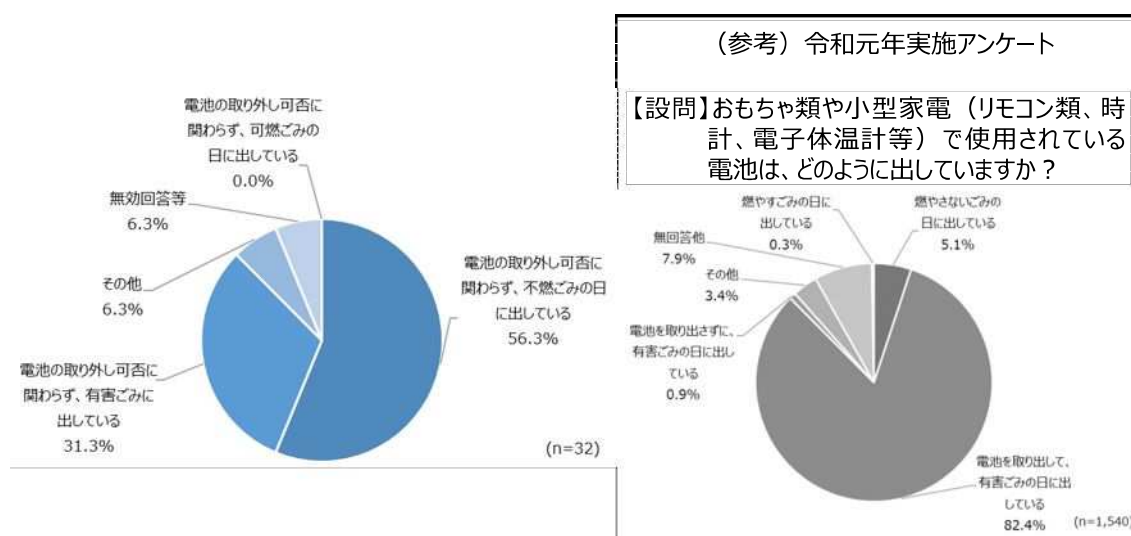


③- 1 充電式電池が内蔵されている製品（モバイルバッテリー、ハンディファン、電子タバコ、充電式掃除機等）を捨てる時、正しい方法で捨てていますか。

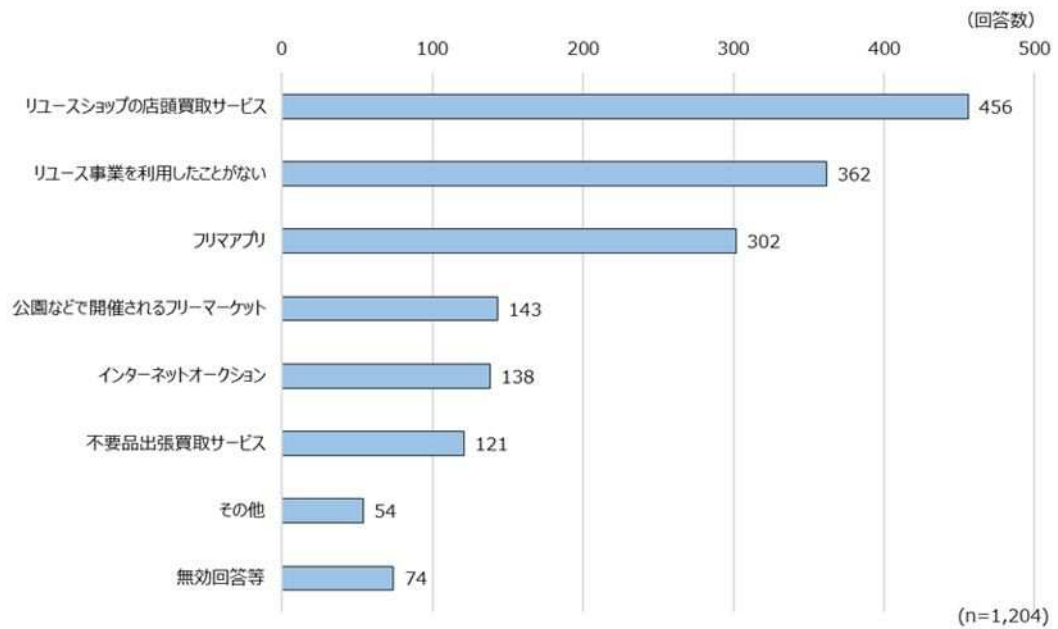


③- 2 充電式電池が内蔵されている製品を捨てる時、どのように捨てていますか。

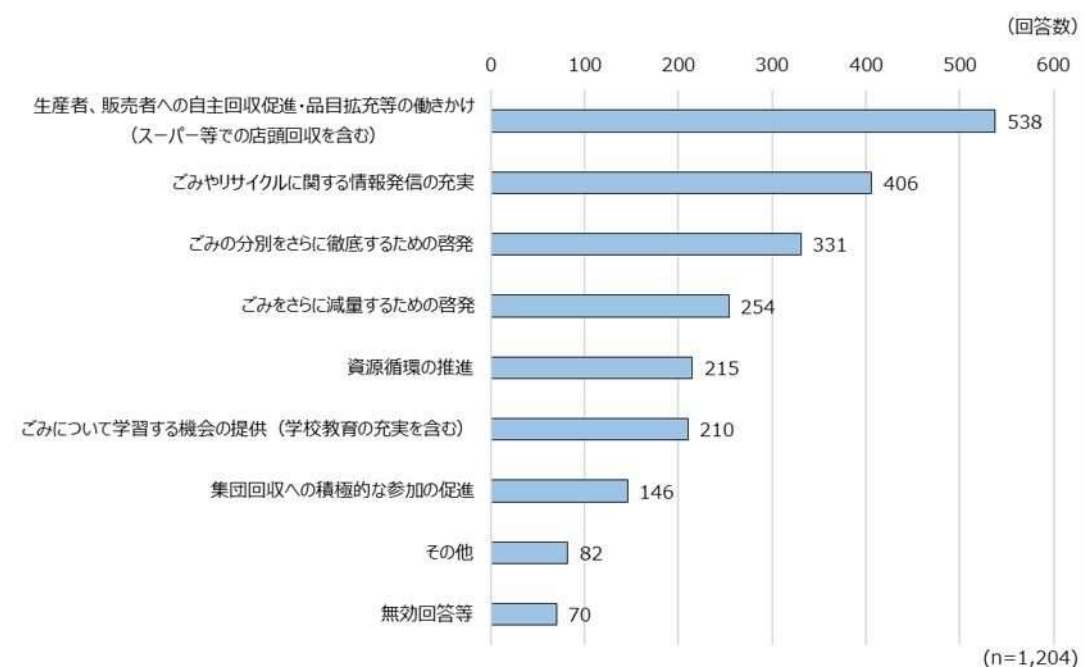
※Q10 ③- 1 で 2「正しい方法で捨てていない」と答えた回答者が対象



Q11 家庭で不要になったものをごみとして捨てるのではなく、再使用するリユースについては、インターネットやスマートフォンの普及に伴い、民間事業者を中心に様々な取組が進んでいますが、どのようなリユース事業を利用したことがありますか。（〇はいくつでも）

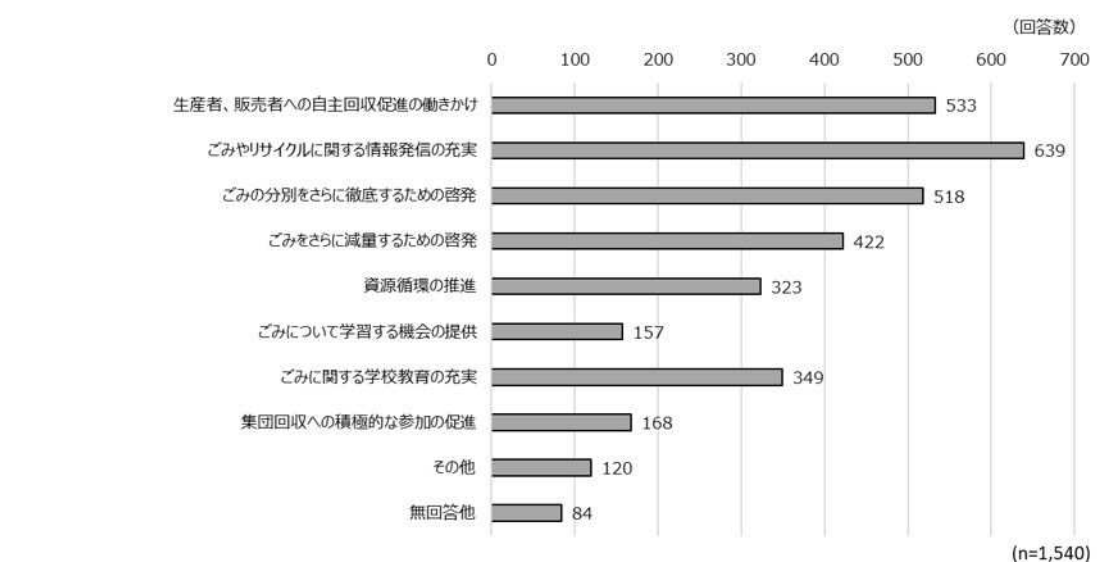


Q12 さらにごみの減量や分別、リサイクルを進めていくためには、どのような市の施策が必要だと思いますか。（〇は3つまで）



（参考）令和元年度実施アンケート

【設問】さらにごみの減量や分別、リサイクルを進めていくためには、どのような市の施策が必要だと思いますか。（〇は3つまで）



ごみ減量や分別、リサイクルについてのご意見などを自由にお書きください。

(1) 発生抑制 (19 件)

発生抑制については「ごみを減らすと何か特典があれば、関心のない人も取り組む」など発生抑制に取り組むインセンティブを求める意見や、「まだ食べられるものを、安く売るようにしてほしい」など事業者による発生抑制の取り組みを期待する意見が得られました。

(2) リユースの推進 (19 件)

リユースの推進については「市のリユースに関する情報がもっと知りたい」、「フリーマーケットの会場を増やしてほしい」などリユースを行う機会の増加を求める要望がありました。

(3) リサイクルの推進 (38 件)

リサイクルの推進についてはプラスチックの分別に関する多くの意見がありました。特に「プラスチック容器に貼られているシール」や「プラスチックと金属」など、プラスチック以外のものが付随している場合の分別や排出方法に関する意見がありました。

(4) 啓発活動の充実 (73 件)

啓発活動の充実については「市のごみ問題を具体的に知りたい」や「分別したごみがどのように処理あるいはリサイクルされるのか知りたい」など、市のごみ減量・リサイクルに関する取組についてより詳しく知りたいという意見がありました。また、「学校等での教育」など次世代への啓発を求める意見もありました。

(5) 事業者への働きかけ (27 件)

事業者への働きかけについては「容器回収をもっと積極的にやってほしい」という要望が多くあげられました。その他、商品の包装について「捨てる際に分別しやすい包装にしてほしい」という意見もありました。

(6) 中間処理施設の整備 (10 件)

中間処理施設の整備については「小金井市自前の焼却施設を設置してほしい」、「小金井市で焼却施設を持つことでごみ減量につながるのでは」などの焼却処理施設の設置に関する意見がありました。

(7) 回収拠点の充実 (12 件)

回収拠点の充実については「くつ・かばん」、「難再生古紙」などを回収する拠点数、回収日数を増やしてほしい」という要望がありました。その他、フードドライブについても回収日数を増やしてほ

しいという意見もありました。

(8) その他〈収集区分・方法、料金〉(56 件)

ごみ袋の料金値下げや、可燃ごみ・不燃ごみ・プラスチックごみの袋がすべて同じ値段であることへの意見がありました。また、分別区分に関する意見や、分別方法の相談先に関する要望もありました。

(9) その他〈不法投棄、ポイ捨て〉(9 件)

集合住宅の排出場所への不適切な排出を防止するために「防犯カメラ設置の促進（助成）」を求める意見や「路上喫煙禁止区域でもタバコのポイ捨てが多く困っている」といった回答がありました。

(10) その他〈指定袋〉(5 件)

「ごみ袋を耐性のあるものに改善してほしい」という意見や「袋に大きく 20L など印刷してほしい」という意見がありました。

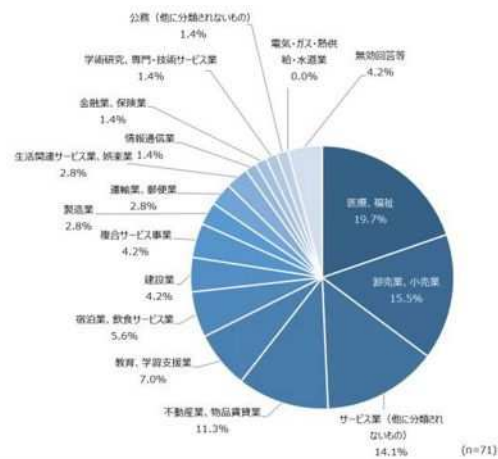
(11) その他(76 件)

その他の主な意見として「拠点回収」や「アンケートに対する意見」、「行政の計画、施策」に関する意見がありました。

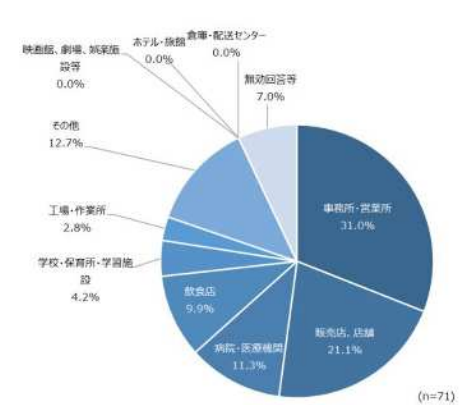
第3節 事業所アンケート

1. 回答者属性

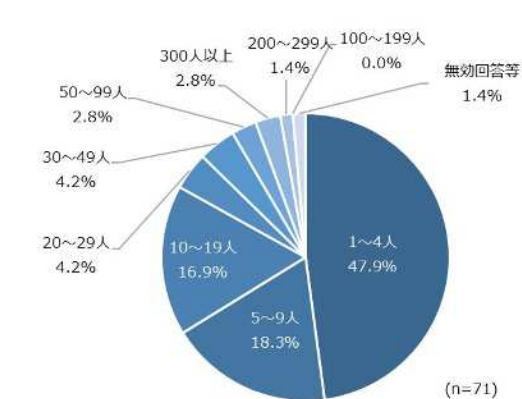
(1) 業種



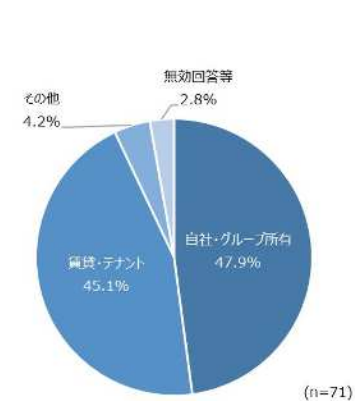
(2) 事業形態



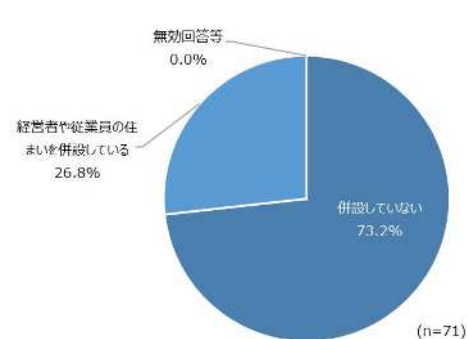
(3) 従業員数



(4) 事業所の所有形態



(5) 住宅併設



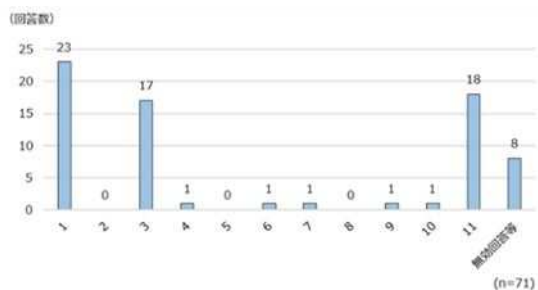
2. 設問別結果

Q1 貴事業所では、事業活動に伴い発生するごみや資源物について、どのように分別・処理していますか。
(○は1つ)

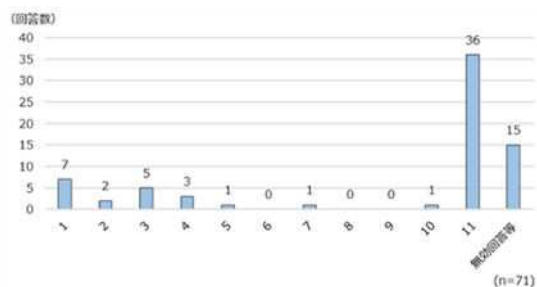
【選択肢】

1. 一般廃棄物収集運搬業許可業者にごみとして出している
2. 一般廃棄物収集運搬業許可業者に資源物として出している
3. 事業用指定収集袋で出している
4. 産業廃棄物処理業者に処理を委託している
5. リサイクル業者に売却している
6. 処理費用を支払って直接リサイクル業者に資源化を依頼している
7. 企業内・企業グループ内でリサイクルしている
8. 納入業者（販売者）が回収している
9. 本社（本店）が一括しているので分からない
10. 建物の管理会社に任せているので分からない
11. 発生しない

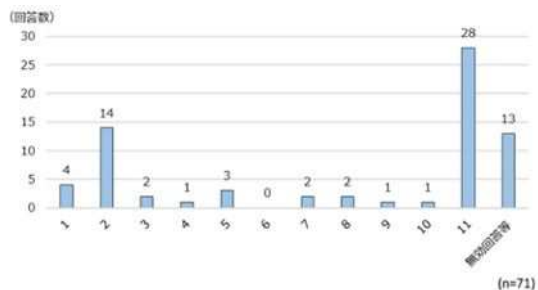
① 生ごみ・食品廃棄物



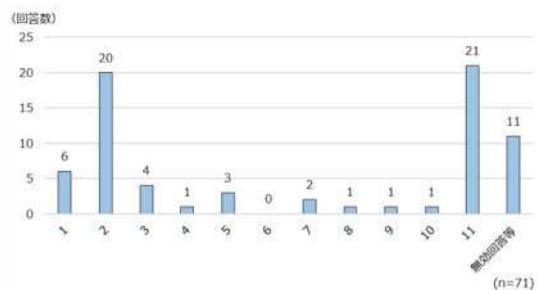
② 食用廃油



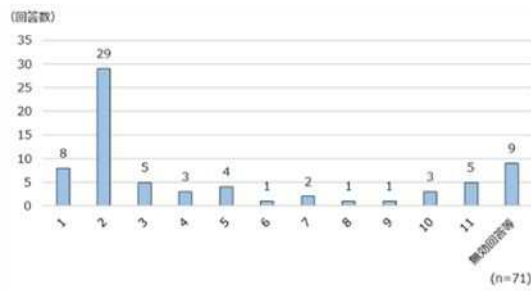
③ 新聞



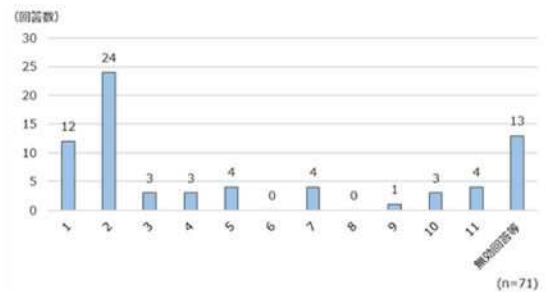
④ 雑誌



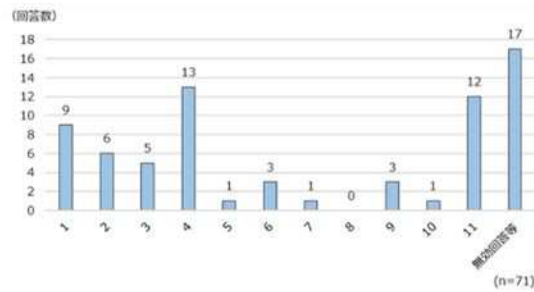
⑤ ダンボール



⑥ コピー用紙、OA 用紙

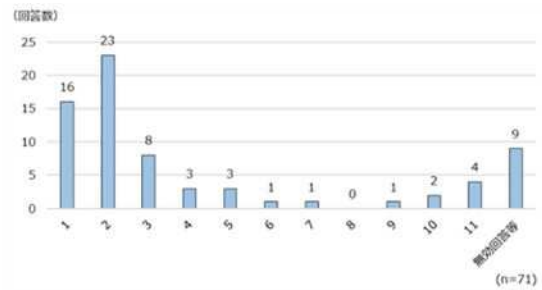


⑦ 機密文書

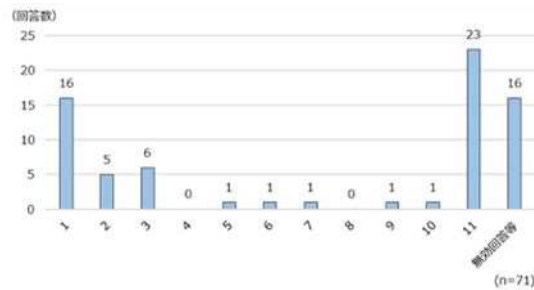


⑧ ざつがみ

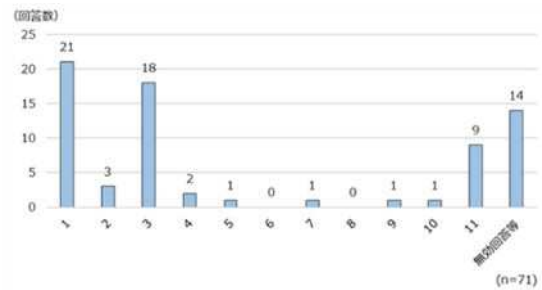
(メモ用紙、伝票、封筒、空き箱、シュレッダーくず)



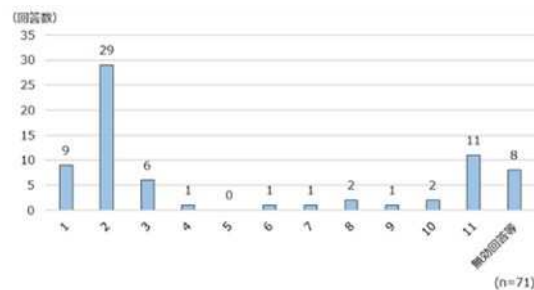
⑨ 落ち葉、剪定枝



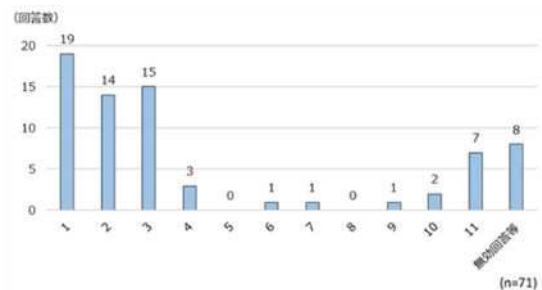
⑩ その他可燃物



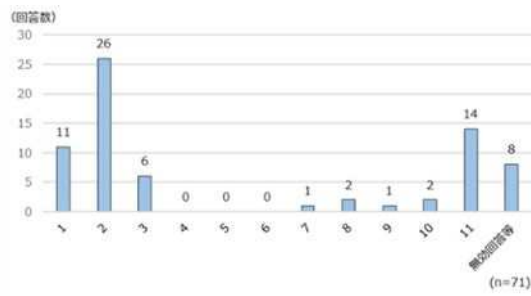
⑪ ペットボトル



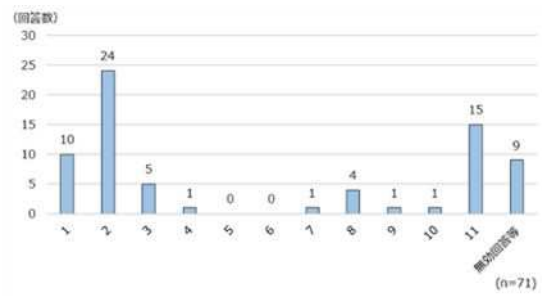
⑫ プラスチック類



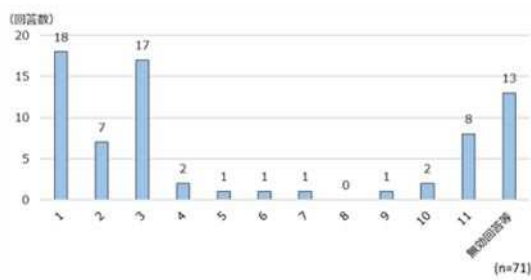
⑬ 缶類



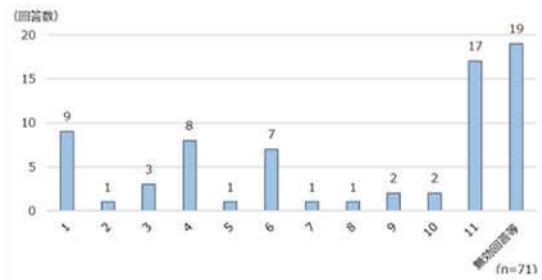
⑭ びん



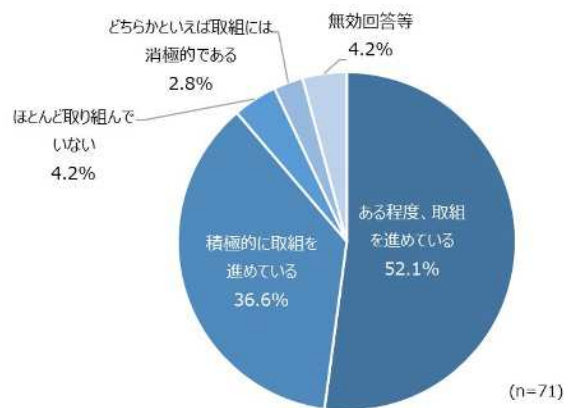
⑮ その他不燃物



⑯ 粗大ごみ

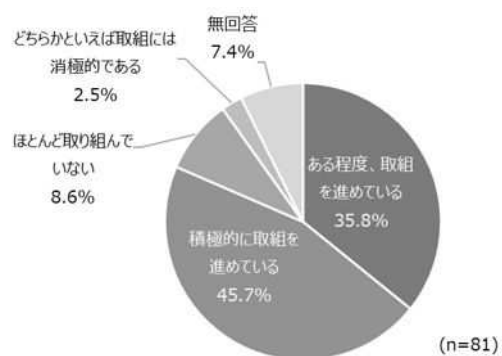


Q2 貴事業所のごみ減量・リサイクルに関する取組状況はどの程度でしょうか。(〇は1つ)

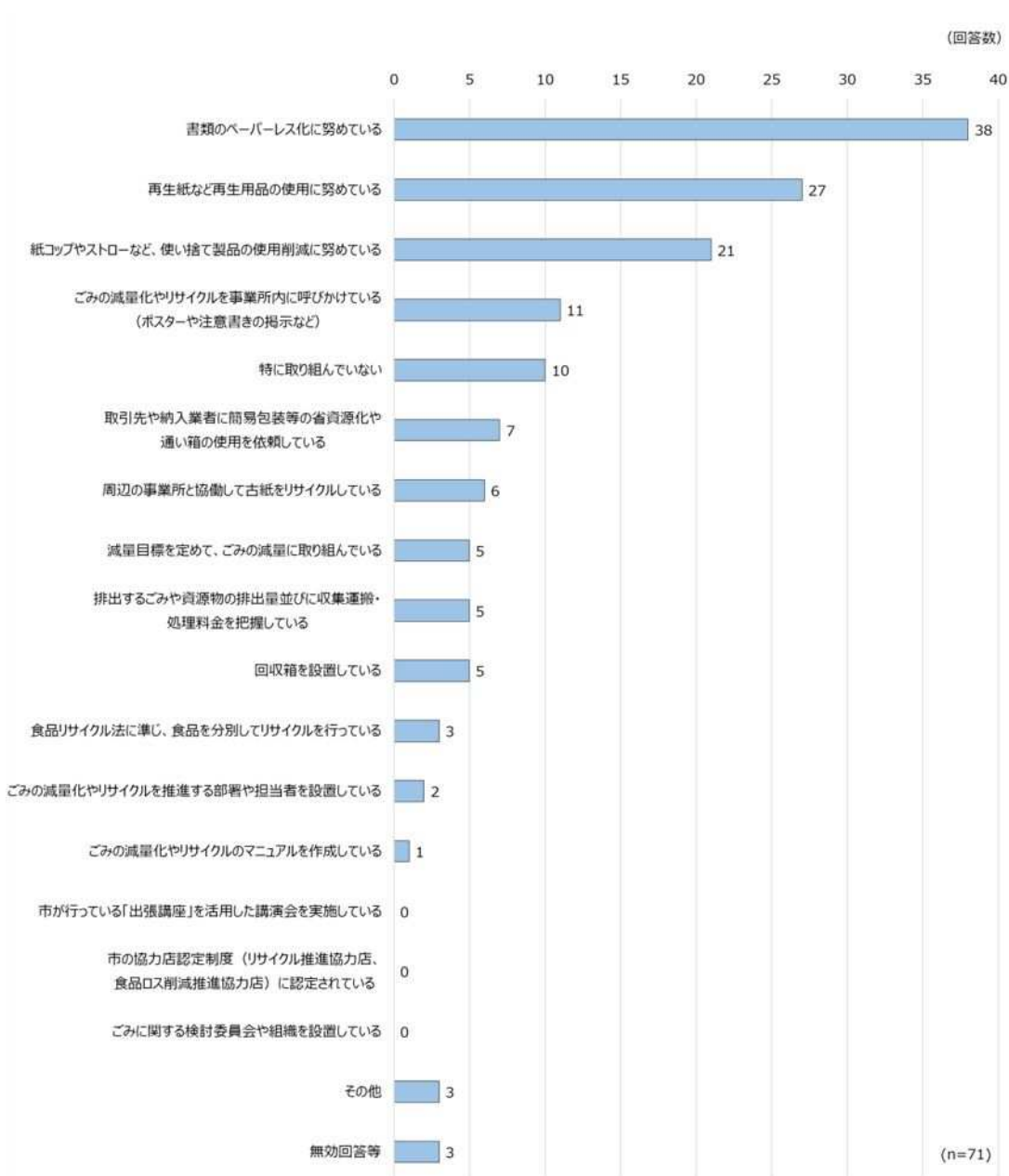


(参考) 令和元年実施アンケート

【設問】貴事業所のごみ減量・リサイクルに関する取組についてお聞きます。(〇は1つ)



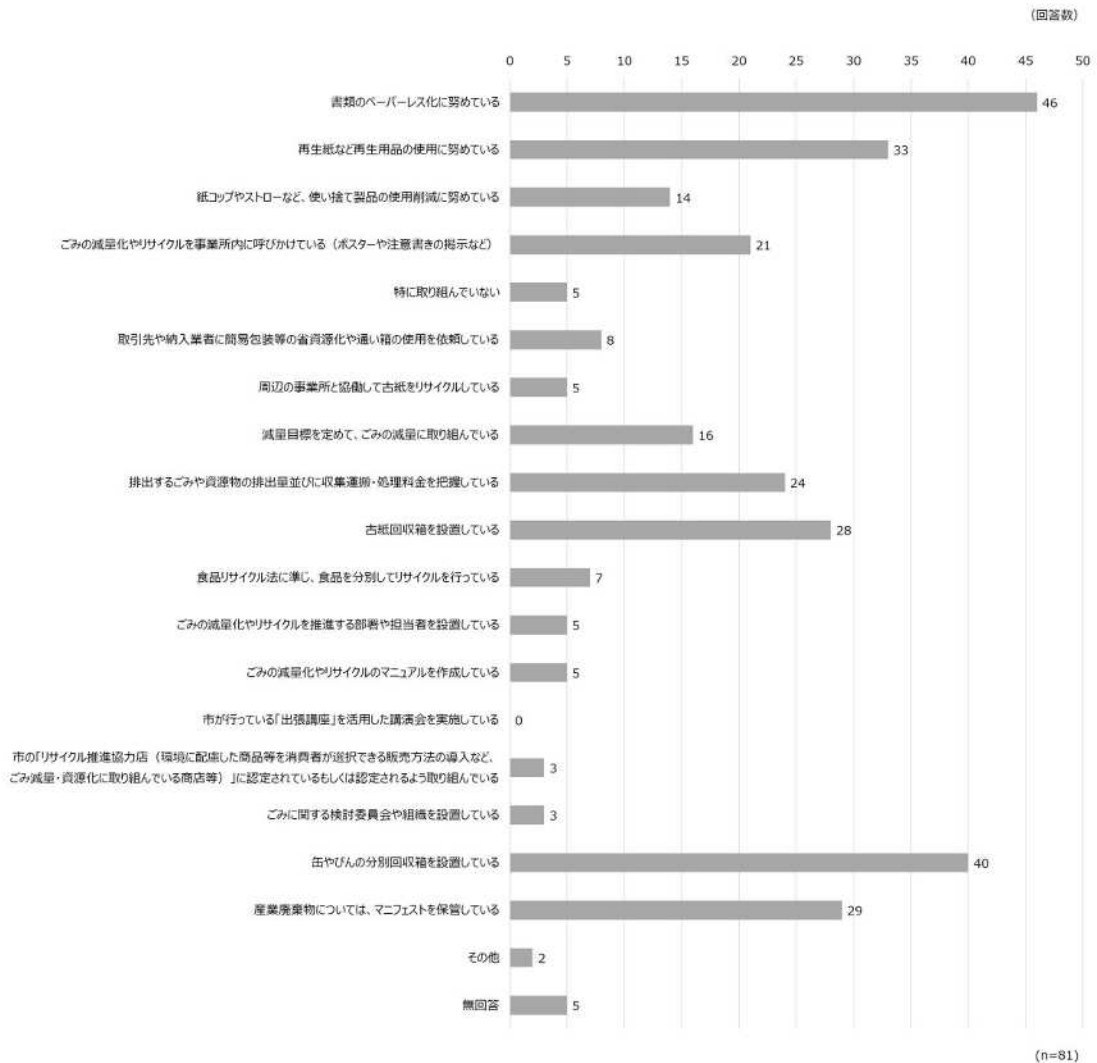
Q3 貴事業所では、ごみ減量・リサイクルに関してどのような取組を行っていますか。（〇はいくつでも）



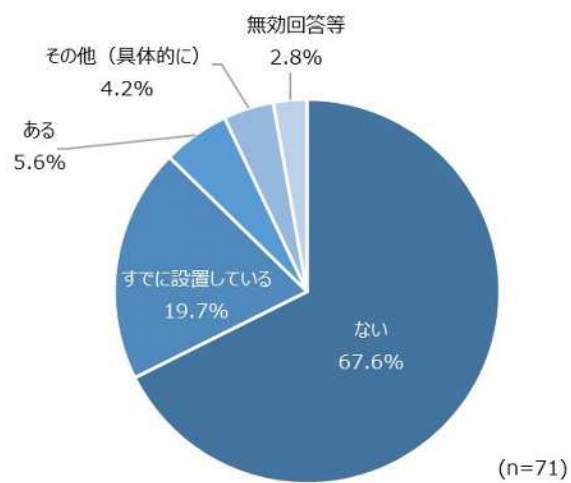
(参考) 令和元年実施アンケート

【設問】貴事業所では、ごみ減量・リサイクルに関してどのような取組を行っていますか。

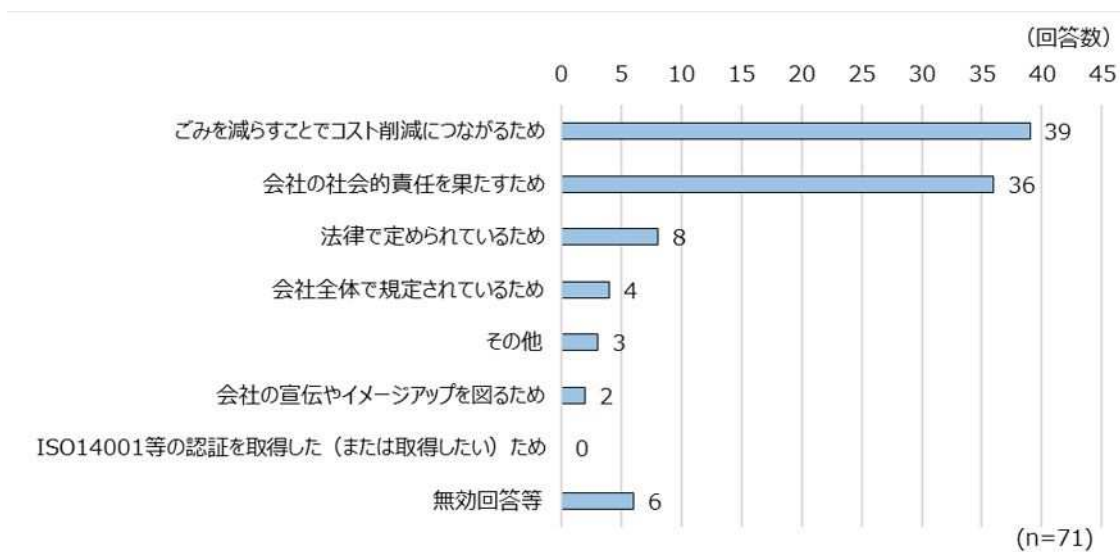
(〇はいくつでも)



Q 4 貴事業所では、ペットボトルごみ削減に向けてウォーターサーバーを設置する予定はありますか。
(○は1つ)

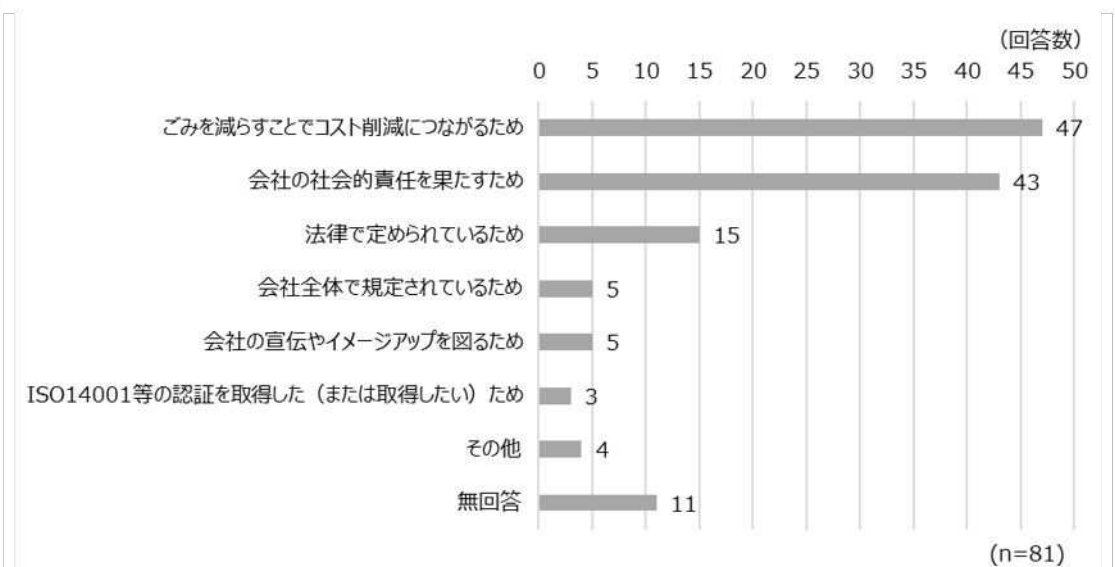


Q 5 貴事業所で、ごみ減量・リサイクルに取り組む主な理由は何ですか。（〇はいくつでも）

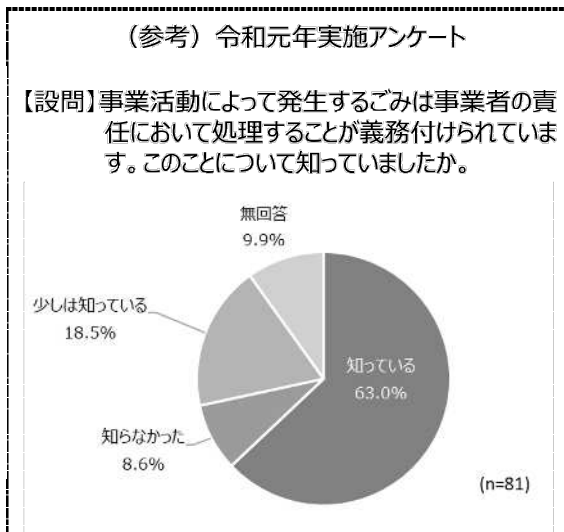
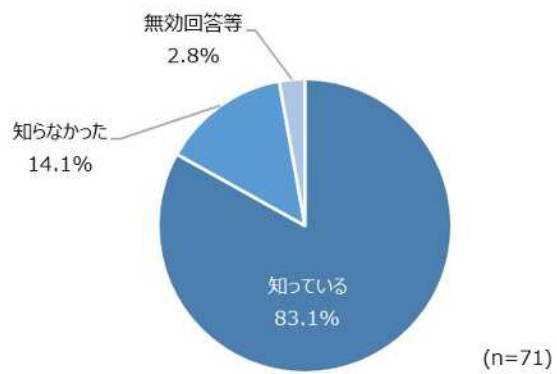


（参考）令和元年実施アンケート

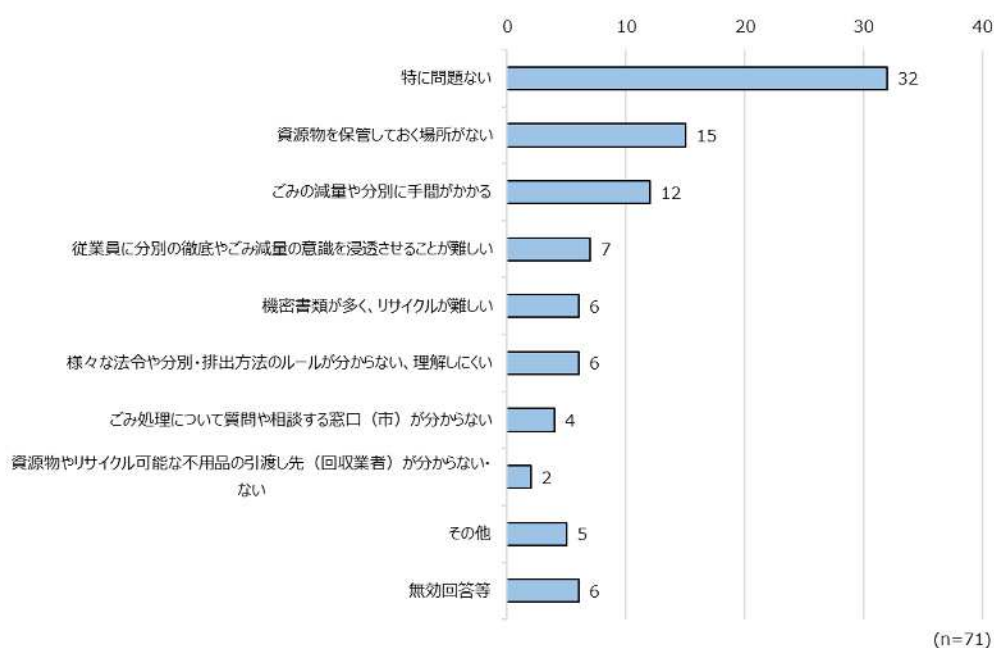
【設問】貴事業所で、ごみ減量・リサイクルに取り組む主な理由は何ですか。（〇はいくつでも）



Q 6 事業活動によって発生するごみは、事業者の責任において処理することが義務付けられています。
このことについて知っていますか。（〇は1つ）



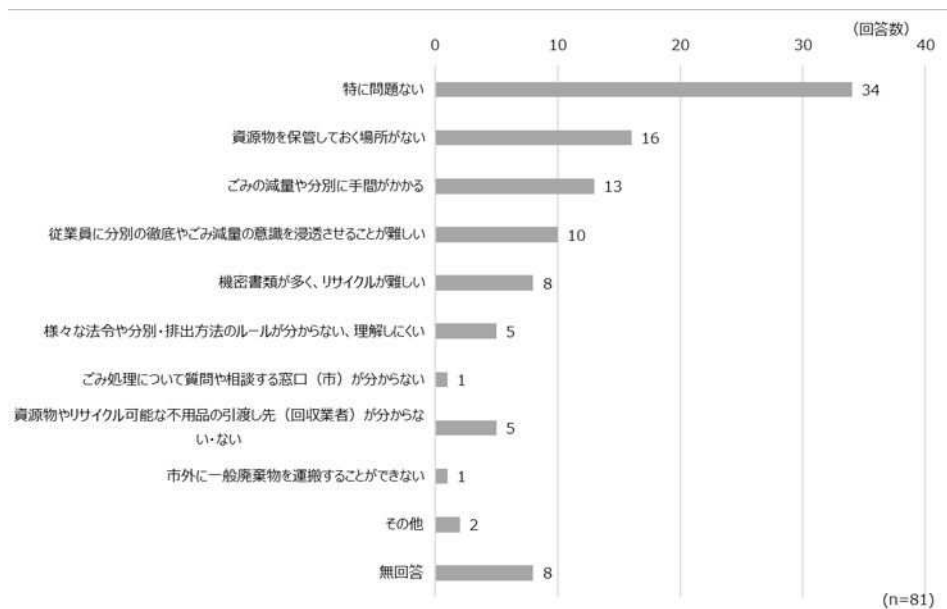
Q7 貴事業所で、ごみ減量・リサイクルを進めていくうえでの主な問題点は何ですか。（〇はいくつでも）



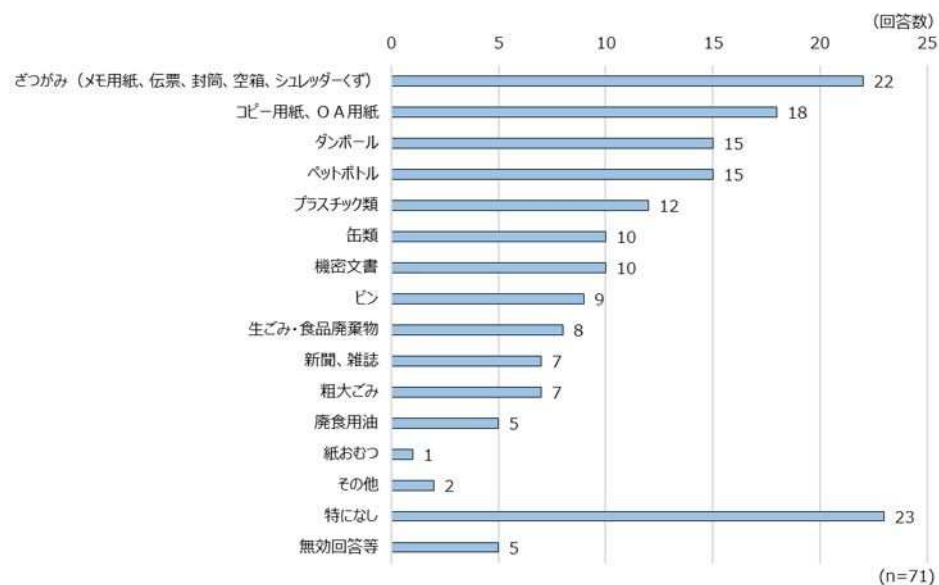
（参考）令和元年実施アンケート

【設問】貴事業所で、ごみ減量・リサイクルを進めていくうえでの主な問題点は何ですか。

（〇はいくつでも）

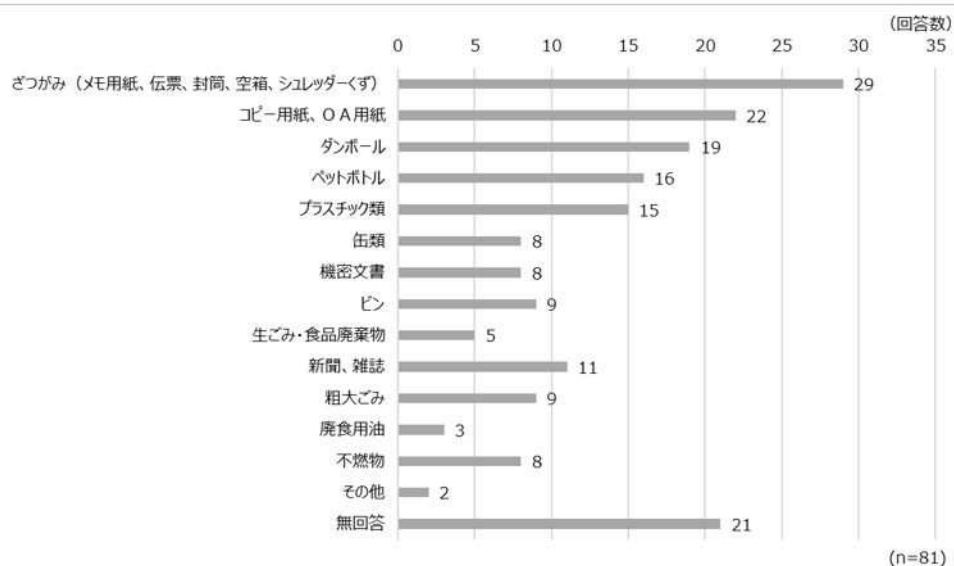


Q 8 貴事業所で、今後排出量を減らしたり、リサイクルに回したいと考えている品目はありますか。
(〇はいくつでも)

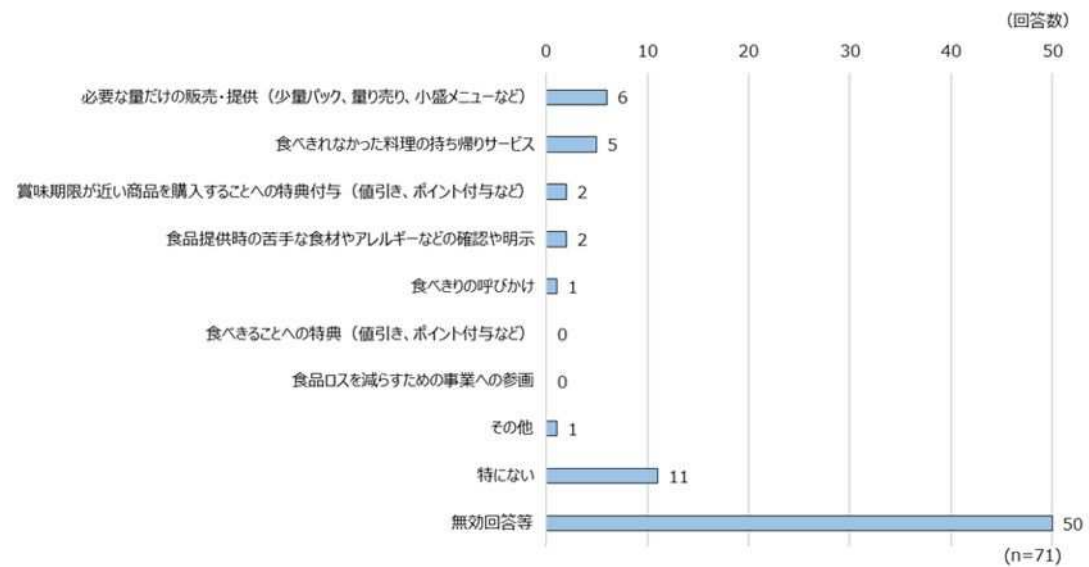


(参考) 令和元年実施アンケート

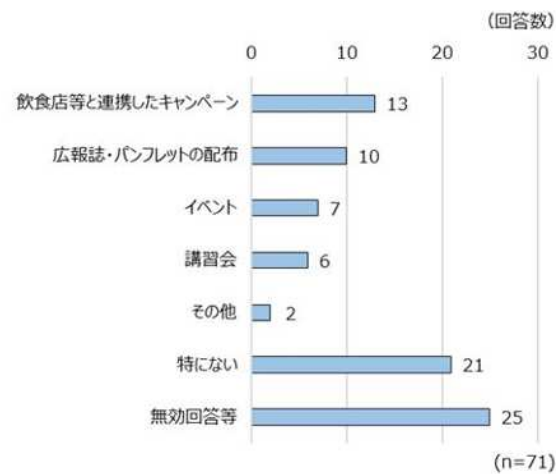
【設問】貴事業所で、今後排出量を減らしたり、リサイクルに回したいと考えている品目はありますか。
(〇はいくつでも)



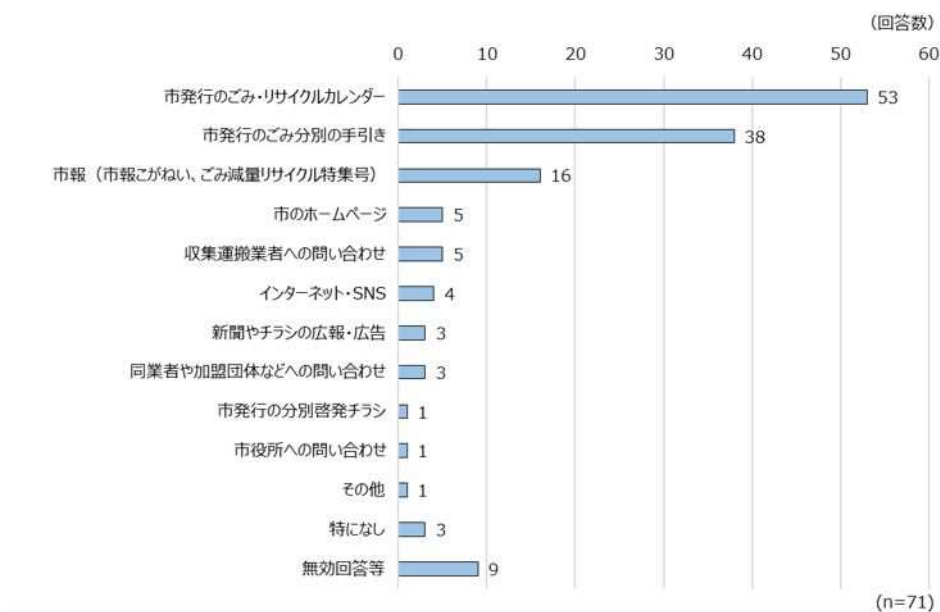
Q9 食品を提供している事業所（小売店・飲食店・メーカー等）の方にお聞きます。食品ロスを減らすために取り組んでいることはありますか。（〇はいくつでも）



Q10 食品ロス削減のための取組として市に実施してほしいものは何ですか。（〇はいくつでも）

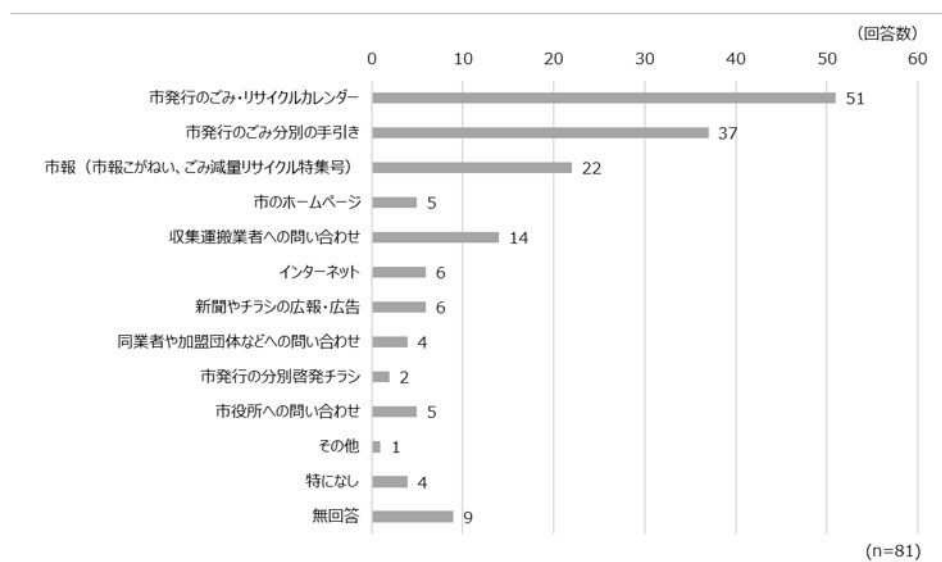


Q11 あなたが日ごろ、ごみに関して目にしたり、聞いたりしている情報源はどのようなものですか。
(〇は3つまで)

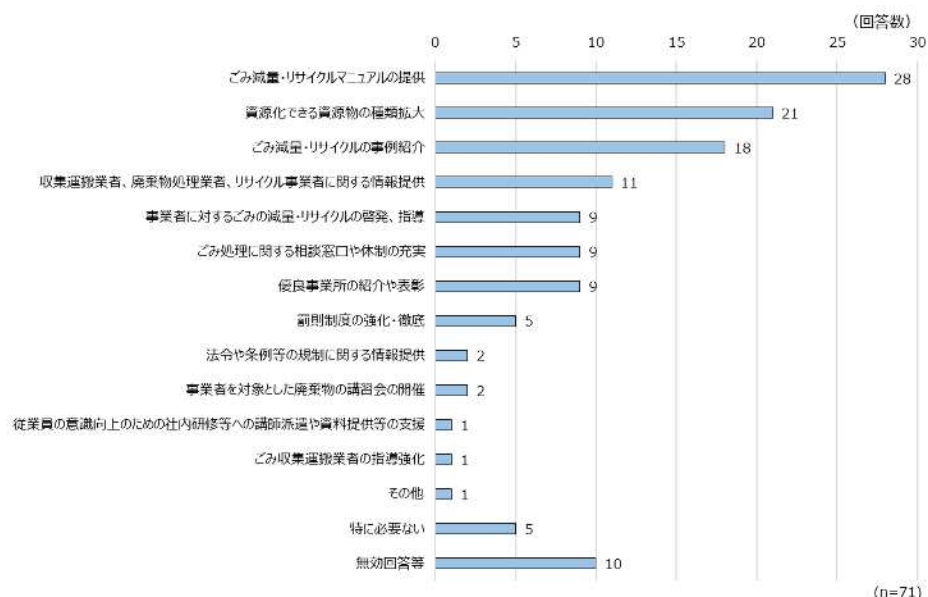


(参考) 令和元年実施アンケート

【設問】あなたが日ごろ、ごみに関して目にしたり、聞いたりしている情報源はどのようなものですか。
(〇は3つまで)

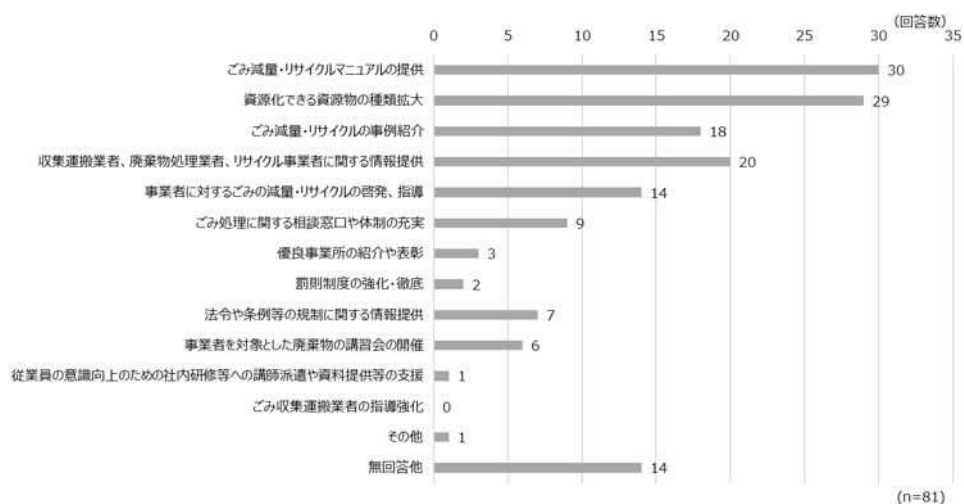


Q12 さらなる市のごみ減量・リサイクルを進めていくうえで、取組を促進するためにはどのような市の施策が必要だと思いますか。（〇は3つまで）



（参考）令和元年実施アンケート

【設問】さらなる市のごみ減量・リサイクルを進めていくうえで、取組を促進するためにはどのような市の施策が必要だと思いますか。（〇は3つまで）



ごみ減量や分別、リサイクルについてのご意見などを自由にお書きください。

【主な意見】

- ・リサイクル品の展示即売所がほしい。インターネットでは買いにくい。
- ・まだ十分に使えるものでも粗大ごみに出すことがあります。安全なリサイクル業者を紹介していただけたら助かります。
- ・不特定多数の来館があるため分別にご協力いただけない方も一部いらっしゃいます。企業、事業所に関わらず、一般市民に向けた啓蒙のイベント等の働きかけにさらに力を入れてほしい。

第4章 ワークショップ開催結果

第1節 大人向けワークショップ

1. 目的

参加者が自ら考え、想像し、最終的な結果をグループで振り返ることで、当事者意識を醸成し、新たな気付きを得るきっかけづくりの場とすることを目指すとともに、今後の市の廃棄物処理施策への理解を深めることを目的として実施しました。

2. 日時・参加者について

- 開催日時：令和7年（2025年）8月2日（土）14時～16時30分
- 開催場所：メタウォーターサステナブルパークこがねい
- 参加者：8人



3. 概要

○グループワークの実施

参加者が仮想のまちの運営委員会となり、「どのようなごみ処理体制にするか」を話し合っ決定するカードゲームを実施しました。組み合わせた行動（施策）によって、「ごみ処理経費」、「環境負荷」、「市民満足度」のスコアが変動します。限られた予算内で理想の“まちの方針”を組み立てるものです。

4. ワークショップで出された意見

表 4-1 ワークショップ振り返り意見

振り返りでの主な意見
行政の担当の方々のご苦勞がよくわかりました。まずは分別だけでもきっちりがんばります。
たくさんの要素の中でごみ行政が成り立っていることを改めて感じることができました。
ごみ行政を考える機会になった。
実際の行政では、より複雑なトレードオフを考慮しながら政策決定をしていると思います。市民としても決められたことを見ているだけでなく、主体的に情報を収集して、様々な課題に対して考えを持つ必要があると感じました。
実際の政策を実行するのは大変そうと感じた。予算の制約や周辺自治体との関係性もふまえる必要があるという点が大変そうなポイント。

5. 大人向けワークショップ開催の総括

振り返りでの主な意見より、行政担当者への理解に関する意見や行政政策に関する学び及び市民としての意識の向上に関する意見が挙がり、当事者意識の醸成、新たな気づきを得るきっかけづくりの場となったと考えています。ゲーム形式で参加いただくことで、楽しみながらごみ処理行政の多面性をご理解いただくことができました。

6. 大人向けワークショップで使用したカード



第2節 子ども向けワークショップ

1. 目的

家庭へ情報を持ち帰ってもらい、家族全員への普及啓発につなげるとともに、体験し、自分で感じて気づきを得てもらうことで、効果を高めることを目的として実施しました。

2. 日時・参加者について

- 開催日時：令和7年（2025年）8月7日（木）
 - 【午前の部】10時～12時
 - 【午後の部】14時～16時
- 開催場所：メタウォーターサステナブルパークこがねい
- 参加者： 34人

3. 概要

3人から6人程度の班に分かれ、ごみ分別ゲーム、ごみ収集・運搬ゲームを実施しました。

4. ワークショップで出された意見

班	ゲームの振り返り意見							班	ゲームの振り返り意見								
1	点数	分別ゲーム			収集・運搬ゲーム				2	点数	分別ゲーム			収集・運搬ゲーム			
		正解 23 枚	不正解 4 枚	わからない 1 枚	1ターン 8 点	2ターン 16 点	3ターン 18 点	4ターン 16 点			正解 22 枚	不正解 6 枚	わからない 0 枚	1ターン 8 点	2ターン 16 点	3ターン 18 点	4ターン 16 点
		19 点			合計 58 点						16 点			合計 58 点			
	ふりかえり	・ グローブがむずかった。 ・ 輪ゴムがむずかしかった。 ・ くつがむずかしかった。 ・ べんとうようきがむずかしかった。			・ けっか、うまくいかなかった。 ・ かいしゅうルートとかが近いごみをとったら、まあまあうまくいった。 ・ 最短ルートでいっぱいごみをとれるルートをせんたくしたら、18点とれてうまくいった。 ・ まあまあ、うまくいった。					ふりかえり	・ 楽しかったです。 ・ おれたラケットは、メルカリ（しゅうりも）などにだせばよかった～（と思いました）。 ・ つかわなくなったくつは、メルカリでうればよかったと思う。 ・ マスクはもやそう。 ・ わからないがなかった。 ・ ベットかそざいゴムに出すのを初めて知った。			・ 道を考えるのがむずかしかった。 ・ 一番最後に分別を間違えてしまっって残念だった。 ・ 分別むずかしかった。泣 ・ とく点を 1 個10点にしてほしい。 ・ 意外と点数が少なくなりました。 ・ ぶんべつは大切だと思った。 ・ ぶんべつ大事！！			
3	点数	分別ゲーム			収集・運搬ゲーム				4	点数	分別ゲーム			収集・運搬ゲーム			
		正解 25 枚	不正解 3 枚	わからない 0 枚	1ターン 16 点	2ターン 18 点	3ターン 20 点	4ターン 20 点			正解 23 枚	不正解 5 枚	わからない 0 枚	1ターン 16 点	2ターン 12 点	3ターン 20 点	4ターン 14 点
		22 点			合計 74 点						18 点			合計 62 点			
	ふりかえり	・ グローブがむずかしかった。（ラケットも）			・ （ ）がおなじところをとりました。全部5枚取った。					ふりかえり	・ 燃やさないごみがむずかしかった。とくに、ラケットがむずかしかった。ふだん、すてなかったから、あまりわからなかった。 ・ ゴムとアルミホイルがすてる場所がちがった。 ・ 有害ごみのけいこうかんの場所がわかりにくかった。			・ こうりつよく進んだけれど、思ったよりも難しかった。 ・ 通る道が決まっていたから遠回りになった。 ・ 最初どこに行くか決めてから、ごみを集めたら良かった。			

5	<table><tr><td rowspan="3">点数</td><td>分別ゲーム</td><td>収集・運搬ゲーム</td></tr><tr><td><table><tr><td>正解</td><td>不正解</td><td>わからない</td></tr><tr><td>27 枚</td><td>1 枚</td><td>0 枚</td></tr></table> 26 点 </td><td><table><tr><td>1ターン</td><td>2ターン</td><td>3ターン</td><td>4ターン</td></tr><tr><td>18 点</td><td>9 点</td><td>17 点</td><td>19 点</td></tr></table> 合計 63 点 </td></tr><tr><td>ふりかえり</td><td> - 食品トレイがもやすごみではなく、プラスチックごみということをはじめてした。 - ごみのことが、あんまりしなかったけど、ちょっとわかってきた。 </td><td> - むずかしいし、ややこしかった。 </td></tr></table>	点数	分別ゲーム	収集・運搬ゲーム	<table><tr><td>正解</td><td>不正解</td><td>わからない</td></tr><tr><td>27 枚</td><td>1 枚</td><td>0 枚</td></tr></table> 26 点	正解	不正解	わからない	27 枚	1 枚	0 枚	<table><tr><td>1ターン</td><td>2ターン</td><td>3ターン</td><td>4ターン</td></tr><tr><td>18 点</td><td>9 点</td><td>17 点</td><td>19 点</td></tr></table> 合計 63 点	1ターン	2ターン	3ターン	4ターン	18 点	9 点	17 点	19 点	ふりかえり	- 食品トレイがもやすごみではなく、プラスチックごみということをはじめてした。 - ごみのことが、あんまりしなかったけど、ちょっとわかってきた。	むずかしいし、ややこしかった。
点数	分別ゲーム		収集・運搬ゲーム																				
	<table><tr><td>正解</td><td>不正解</td><td>わからない</td></tr><tr><td>27 枚</td><td>1 枚</td><td>0 枚</td></tr></table> 26 点		正解	不正解	わからない	27 枚	1 枚	0 枚	<table><tr><td>1ターン</td><td>2ターン</td><td>3ターン</td><td>4ターン</td></tr><tr><td>18 点</td><td>9 点</td><td>17 点</td><td>19 点</td></tr></table> 合計 63 点	1ターン	2ターン	3ターン	4ターン	18 点	9 点	17 点	19 点						
	正解	不正解	わからない																				
27 枚	1 枚	0 枚																					
1ターン	2ターン	3ターン	4ターン																				
18 点	9 点	17 点	19 点																				
ふりかえり	- 食品トレイがもやすごみではなく、プラスチックごみということをはじめてした。 - ごみのことが、あんまりしなかったけど、ちょっとわかってきた。	むずかしいし、ややこしかった。																					
6	<table><tr><td rowspan="3">点数</td><td>分別ゲーム</td><td>収集・運搬ゲーム</td></tr><tr><td><table><tr><td>正解</td><td>不正解</td><td>わからない</td></tr><tr><td>25 枚</td><td>3 枚</td><td>0 枚</td></tr></table> 22 点 </td><td><table><tr><td>1ターン</td><td>2ターン</td><td>3ターン</td><td>4ターン</td></tr><tr><td>15 点</td><td>15 点</td><td>10 点</td><td>16 点</td></tr></table> 合計 56 点 </td></tr><tr><td>ふりかえり</td><td> - むずかしかったのは、野球のグローブです。ふだん、使わないので、むずかしかったです。 </td><td> - ルートを選ぶのが大変だった。 - ごみをどうやってあつめて、どこに運ぶのか考えるのが、むずかしかった。 </td></tr></table>	点数	分別ゲーム	収集・運搬ゲーム	<table><tr><td>正解</td><td>不正解</td><td>わからない</td></tr><tr><td>25 枚</td><td>3 枚</td><td>0 枚</td></tr></table> 22 点	正解	不正解	わからない	25 枚	3 枚	0 枚	<table><tr><td>1ターン</td><td>2ターン</td><td>3ターン</td><td>4ターン</td></tr><tr><td>15 点</td><td>15 点</td><td>10 点</td><td>16 点</td></tr></table> 合計 56 点	1ターン	2ターン	3ターン	4ターン	15 点	15 点	10 点	16 点	ふりかえり	むずかしかったのは、野球のグローブです。ふだん、使わないので、むずかしかったです。	- ルートを選ぶのが大変だった。 - ごみをどうやってあつめて、どこに運ぶのか考えるのが、むずかしかった。
点数	分別ゲーム		収集・運搬ゲーム																				
	<table><tr><td>正解</td><td>不正解</td><td>わからない</td></tr><tr><td>25 枚</td><td>3 枚</td><td>0 枚</td></tr></table> 22 点		正解	不正解	わからない	25 枚	3 枚	0 枚	<table><tr><td>1ターン</td><td>2ターン</td><td>3ターン</td><td>4ターン</td></tr><tr><td>15 点</td><td>15 点</td><td>10 点</td><td>16 点</td></tr></table> 合計 56 点	1ターン	2ターン	3ターン	4ターン	15 点	15 点	10 点	16 点						
	正解	不正解	わからない																				
25 枚	3 枚	0 枚																					
1ターン	2ターン	3ターン	4ターン																				
15 点	15 点	10 点	16 点																				
ふりかえり	むずかしかったのは、野球のグローブです。ふだん、使わないので、むずかしかったです。	- ルートを選ぶのが大変だった。 - ごみをどうやってあつめて、どこに運ぶのか考えるのが、むずかしかった。																					
7	<table><tr><td rowspan="3">点数</td><td>分別ゲーム</td><td>収集・運搬ゲーム</td></tr><tr><td><table><tr><td>正解</td><td>不正解</td><td>わからない</td></tr><tr><td>22 枚</td><td>6 枚</td><td>0 枚</td></tr></table> 16 点 </td><td><table><tr><td>1ターン</td><td>2ターン</td><td>3ターン</td><td>4ターン</td></tr><tr><td>18 点</td><td>18 点</td><td>18 点</td><td>16 点</td></tr></table> 合計 70 点 </td></tr><tr><td>ふりかえり</td><td> - グローブがもえると思った。くつももえると思った。 - 自分は蛍光管が有害ごみだと思っていたのに、グループの二人のせいでまちがえました。 - グローブはぬのだとおもったのに、もえるでもぬのでもなかった。 </td><td> - いかないといけない所がいっぱいあった。 - 同じ種類で分けて、最短で行くのがむずかった。 - マイナスをきいた。 </td></tr></table>	点数	分別ゲーム	収集・運搬ゲーム	<table><tr><td>正解</td><td>不正解</td><td>わからない</td></tr><tr><td>22 枚</td><td>6 枚</td><td>0 枚</td></tr></table> 16 点	正解	不正解	わからない	22 枚	6 枚	0 枚	<table><tr><td>1ターン</td><td>2ターン</td><td>3ターン</td><td>4ターン</td></tr><tr><td>18 点</td><td>18 点</td><td>18 点</td><td>16 点</td></tr></table> 合計 70 点	1ターン	2ターン	3ターン	4ターン	18 点	18 点	18 点	16 点	ふりかえり	- グローブがもえると思った。くつももえると思った。 - 自分は蛍光管が有害ごみだと思っていたのに、グループの二人のせいでまちがえました。 - グローブはぬのだとおもったのに、もえるでもぬのでもなかった。	- いかないといけない所がいっぱいあった。 - 同じ種類で分けて、最短で行くのがむずかった。 - マイナスをきいた。
点数	分別ゲーム		収集・運搬ゲーム																				
	<table><tr><td>正解</td><td>不正解</td><td>わからない</td></tr><tr><td>22 枚</td><td>6 枚</td><td>0 枚</td></tr></table> 16 点		正解	不正解	わからない	22 枚	6 枚	0 枚	<table><tr><td>1ターン</td><td>2ターン</td><td>3ターン</td><td>4ターン</td></tr><tr><td>18 点</td><td>18 点</td><td>18 点</td><td>16 点</td></tr></table> 合計 70 点	1ターン	2ターン	3ターン	4ターン	18 点	18 点	18 点	16 点						
	正解	不正解	わからない																				
22 枚	6 枚	0 枚																					
1ターン	2ターン	3ターン	4ターン																				
18 点	18 点	18 点	16 点																				
ふりかえり	- グローブがもえると思った。くつももえると思った。 - 自分は蛍光管が有害ごみだと思っていたのに、グループの二人のせいでまちがえました。 - グローブはぬのだとおもったのに、もえるでもぬのでもなかった。	- いかないといけない所がいっぱいあった。 - 同じ種類で分けて、最短で行くのがむずかった。 - マイナスをきいた。																					
8	<table><tr><td rowspan="3">点数</td><td>分別ゲーム</td><td>収集・運搬ゲーム</td></tr><tr><td><table><tr><td>正解</td><td>不正解</td><td>わからない</td></tr><tr><td>24 枚</td><td>4 枚</td><td>0 枚</td></tr></table> 20 点 </td><td><table><tr><td>1ターン</td><td>2ターン</td><td>3ターン</td><td>4ターン</td></tr><tr><td>4 点</td><td>18 点</td><td>20 点</td><td>16 点</td></tr></table> 合計 58 点 </td></tr><tr><td>ふりかえり</td><td> - アルミホイルと食品トレイ、輪ゴム、おはしをまちがえた。 </td><td> - いろんなしせつに、いろんなおうちにはこぶ道順がむずかしかった！！ </td></tr></table>	点数	分別ゲーム	収集・運搬ゲーム	<table><tr><td>正解</td><td>不正解</td><td>わからない</td></tr><tr><td>24 枚</td><td>4 枚</td><td>0 枚</td></tr></table> 20 点	正解	不正解	わからない	24 枚	4 枚	0 枚	<table><tr><td>1ターン</td><td>2ターン</td><td>3ターン</td><td>4ターン</td></tr><tr><td>4 点</td><td>18 点</td><td>20 点</td><td>16 点</td></tr></table> 合計 58 点	1ターン	2ターン	3ターン	4ターン	4 点	18 点	20 点	16 点	ふりかえり	アルミホイルと食品トレイ、輪ゴム、おはしをまちがえた。	いろんなしせつに、いろんなおうちにはこぶ道順がむずかしかった！！
点数	分別ゲーム		収集・運搬ゲーム																				
	<table><tr><td>正解</td><td>不正解</td><td>わからない</td></tr><tr><td>24 枚</td><td>4 枚</td><td>0 枚</td></tr></table> 20 点		正解	不正解	わからない	24 枚	4 枚	0 枚	<table><tr><td>1ターン</td><td>2ターン</td><td>3ターン</td><td>4ターン</td></tr><tr><td>4 点</td><td>18 点</td><td>20 点</td><td>16 点</td></tr></table> 合計 58 点	1ターン	2ターン	3ターン	4ターン	4 点	18 点	20 点	16 点						
	正解	不正解	わからない																				
24 枚	4 枚	0 枚																					
1ターン	2ターン	3ターン	4ターン																				
4 点	18 点	20 点	16 点																				
ふりかえり	アルミホイルと食品トレイ、輪ゴム、おはしをまちがえた。	いろんなしせつに、いろんなおうちにはこぶ道順がむずかしかった！！																					

9		分別ゲーム			収集・運搬ゲーム			
	点数	正解	不正解	わからない	1ターン	2ターン	3ターン	4ターン
		25 枚	3 枚	0 枚	13 点	16 点	16 点	18 点
		22 点			合計 63 点			
	ふりかえり	- さんかして、楽しかったです。 - くつなどは、うえの部分とくつぞこの部分で、そざいがちがったから、むずかしかった。			- 計画を上手にたてられた。 2 けんだけ、まったくかいしゅうできなくて、とてもかわいそうだった。			

5. 子ども向けワークショップ開催の総括

分別ゲームでは普段捨てることが少ないごみの正しい捨て方を知ることができたという意見が多く、正しい分別方法を知るきっかけや新たな知識を得る良い機会となったと考えています。収集・運搬ゲームでは、分別ゲームで学んだ正しい分別方法を基に、普段出すごみの正しい運搬先を考えることにより、ごみが出された後の処理について知ると同時に、計画的にごみを収集・運搬することの大変さを感じてもらうことができました。

6. 子ども向けワークショップで使用したカード³



³ カードのイラストは、Microsoft365 Copilot により生成

第5章 目標達成時の排出量

目標達成時におけるごみ排出量は以下に示すとおりです。

表 5-1 目標達成時の一般廃棄物排出量（1/2）

分別区分			年度	単位	実績						
			H27		H28	H29	H30	R1	R2		
人口			人	117,851	119,238	119,984	121,167	122,270	123,427		
排出量	家庭系	燃やすごみ	t/年	12,331	12,138	11,600	11,631	11,783	12,408		
		燃やさないごみ	t/年	1,537	1,531	1,442	1,440	1,443	1,636		
		プラスチックごみ	t/年	2,225	2,232	2,263	2,254	2,250	2,375		
		粗大ごみ	t/年	906	914	900	918	1,011	1,084		
		可燃物	t/年	175	189	221	254	279	216		
		不燃物	t/年	731	725	679	664	732	810		
		有害ごみ	t/年	37	38	39	40	42	46		
		小計A	t/年	17,036	16,853	16,244	16,283	16,529	17,549		
		資源物（戸別）	t/年	7,896	8,134	8,563	8,464	8,608	9,057		
		古紙	t/年	4,542	4,777	4,719	4,616	4,648	4,795		
		布	t/年	562	559	535	566	595	703		
		びん	t/年	1,046	1,019	1,037	1,004	975	1,066		
		スプレー缶	t/年	49	50	45	43	51	42		
		空き缶・金属	t/年	397	397	382	382	396	442		
		ペットボトル	t/年	332	339	349	373	380	399		
		剪定枝	t/年	951	977	1,480	1,465	1,550	1,597		
		乾燥生ごみ	t/年	17	16	16	15	13	13		
		資源物（拠点）	t/年	95	95	92	91	88	82		
		びん	t/年	48	48	47	42	38	38		
		トレイ	t/年	4	5	4	4	4	4		
		乾燥生ごみ	t/年	33	33	32	34	33	28		
		ペットボトルキャップ	t/年	2	2	2	2	2	2		
		くつ・かばん類	t/年	3	3	3	4	3	3		
		難再生古紙	t/年	5	4	4	5	8	7		
		小計B（小計A+資源物）	t/年	25,027	25,082	24,899	24,838	25,225	26,688		
		集団回収	t/年	1,603	1,637	1,599	1,534	1,500	1,384		
		新聞	t/年	645	634	587	533	483	395		
		雑誌	t/年	539	573	573	549	553	523		
		段ボール	t/年	285	284	288	307	315	331		
		紙パック	t/年	6	7	6	6	6	5		
		アルミ缶	t/年	27	28	28	27	26	32		
		非鉄類	t/年	9	10	10	9	10	9		
		布	t/年	91	100	106	103	107	89		
		びん類	t/年	1	1	1	0	0	0		
		家庭系合計（小計B+集団回収）	t/年	26,630	26,719	26,498	26,372	26,725	28,072		
	事業系	燃やすごみ	t/年	369	377	364	390	544	1,447		
		燃やさないごみ	t/年	7	6	4	6	0	0		
		事業系 合計	t/年	376	383	368	396	544	1,447		
	合計（家庭系+事業系）		t/年	27,006	27,102	26,866	26,768	27,269	29,519		
1人1日当たり排出量	家庭系	燃やすごみ	g/人・日	286	279	265	263	263	275		
		燃やさないごみ	g/人・日	36	35	33	33	32	36		
		プラスチックごみ	g/人・日	52	51	52	51	50	53		
		粗大ごみ	g/人・日	21	21	21	21	23	24		
		有害ごみ	g/人・日	1	1	1	1	1	1		
		小計C	g/人・日	395	387	371	368	369	390		
		資源物	g/人・日	185	189	198	193	194	203		
		小計D（小計C+資源物）	g/人・日	580	576	569	562	564	592		
		集団回収	g/人・日	37	38	37	35	34	31		
		小計E（小計D+集団回収）	g/人・日	617	614	605	596	597	623		
		自家搬入ごみ	g/人・日	9	9	8	9	12	32		
		家庭系合計（小計E+自家搬入ごみ）	g/人・日	626	623	613	605	609	655		
		事業系	g/人・日	9	9	8	9	12	32		
	合計（家庭系+事業系）		g/人・日	635	632	622	614	622	687		

※四捨五入により表示をしているため、合計と一致しない場合があります。

※難再生古紙は、平成26年度から回収を開始しています。

表 5-2 目標達成時の一般廃棄物排出量 (2/2)

				推計					
R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12
124,646	124,846	124,719	125,147	125,349	124,957	124,825	124,929	124,519	124,795
12,304	11,985	11,579	11,450	11,437	11,370	11,358	11,306	11,238	11,231
1,552	1,400	1,314	1,340	1,342	1,338	1,340	1,338	1,333	1,336
2,317	2,223	2,129	2,038	2,041	2,035	2,038	2,034	2,028	2,032
994	906	870	840	841	839	840	839	836	838
194	270	325	309	309	309	309	308	307	308
744	585	499	488	489	487	488	487	486	487
43	43	38	36	36	36	36	36	36	36
17,210	16,557	15,930	15,704	15,698	15,618	15,613	15,552	15,470	15,473
8,690	8,501	8,081	7,907	7,920	7,895	7,908	7,893	7,867	7,885
4,630	4,560	4,287	4,144	4,151	4,138	4,145	4,137	4,123	4,132
683	654	624	620	621	619	620	619	617	618
1,021	946	913	856	857	855	856	855	852	854
32	35	33	32	32	32	32	32	32	32
410	381	358	354	355	353	354	353	352	353
415	416	407	417	418	416	417	416	415	416
1,486	1,496	1,447	1,474	1,476	1,472	1,474	1,471	1,467	1,470
13	13	12	10	10	10	10	10	10	10
94	90	80	68	33	33	33	33	33	33
42	27	22	19	19	19	19	19	19	19
4	4	3	4	4	4	4	4	4	4
35	45	43	36	1	1	1	1	1	1
2	2	2	2	2	2	2	2	2	2
2	3	2	2	2	2	2	2	2	2
9	9	8	5	5	5	5	5	5	5
25,994	25,148	24,091	23,679	23,651	23,546	23,554	23,478	23,370	23,391
1,340	1,299	1,229	1,142	1,144	1,140	1,142	1,140	1,136	1,139
400	375	333	290	290	290	290	289	289	289
481	475	458	438	439	437	438	437	436	437
327	319	312	293	293	293	293	292	292	292
5	5	5	4	4	4	4	4	4	4
34	33	31	31	31	31	31	31	31	31
10	10	10	8	8	8	8	8	8	8
83	82	80	78	78	78	78	78	78	78
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
27,334	26,447	25,320	24,821	24,795	24,686	24,696	24,618	24,506	24,530
1,571	1,788	1,849	2,327	2,278	2,230	2,181	2,132	2,084	2,035
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
1,571	1,788	1,849	2,327	2,278	2,230	2,181	2,132	2,084	2,035
28,905	28,235	27,169	27,148	27,073	26,916	26,877	26,751	26,590	26,565
270	263	254	251	250	249	249	248	247	247
34	31	29	29	29	29	29	29	29	29
51	49	47	45	45	45	45	45	45	45
22	20	19	18	18	18	18	18	18	18
1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
378	363	349	344	343	342	342	341	340	340
193	189	179	175	175	175	175	175	175	175
571	552	528	518	518	517	516	516	515	514
29	29	27	25	25	25	25	25	25	25
601	580	555	543	543	542	541	541	540	539
35	39	41	51	50	49	48	47	46	45
635	620	595	594	592	591	589	587	586	584
35	39	41	51	50	49	48	47	46	45
670	659	636	645	642	640	637	634	632	629

第6章 計画策定過程

第1節 小金井市廃棄物減量等推進審議会

1. 委員名簿

表 6-1 小金井市廃棄物減量等推進審議会委員名簿

選出委員	選出区分
◎ 渡辺 浩平	学識経験者
○ 岡山 朋子	
溝入 茂	
岸野 勝利	公募市民
光明 圭介	
中村 光志	
橋爪 文彦	
林 和夫	
平川裕美子	集団回収実践団体代表
多田 典子	
清家 洋子	消費者団体代表
保谷 匠	事業者代表
長友 優佳	
石原 秀一	ごみゼロ化推進員代表
井上真紀子	

◎：会長 ○：副会長

2. 審議過程

表 6-2 小金井市廃棄物減量等推進審議会審議過程

回	開催日	主な内容
第1回	R6.7.4	会長、副会長の選任及び事務局紹介 小金井市廃棄物減量等推進審議会規則の確認 策定スケジュールの説明
第2回	R6.8.23	策定スケジュール及びポイントについて報告
第3回	R6.10.9	市民・事業所向けアンケート調査の内容について審議 小金井市一般廃棄物処理基本計画等について諮問 令和7年度小金井市一般廃棄物処理計画について諮問
第4回	R6.11.13	市民・事業所向けアンケート調査の内容について報告
第5回	R6.12.26	ごみに関するワークショップの企画（案）について審議
第6回	R7.2.13	小金井市一般廃棄物処理基本計画について審議
第7回	R7.4.24	小金井市一般廃棄物処理基本計画について審議 組成分析調査計画書について報告 市民・事業所向けアンケート調査の結果について報告 策定スケジュールについて報告
第8回	R7.6.26	小金井市一般廃棄物処理基本計画について審議 市民・事業所向けアンケート調査の結果について報告 ごみに関するワークショップの企画（案）について審議
第9回	R7.7.30	小金井市一般廃棄物処理基本計画について審議
第10回	R7.9.10	小金井市一般廃棄物処理基本計画について審議 ごみに関するワークショップの実施結果について報告
第11回	R7.10.8	小金井市一般廃棄物処理基本計画について審議
第12回	R8.2.5	パブリックコメントの結果報告 小金井市一般廃棄物処理基本計画について審議
第13回	R8.3.4	小金井市一般廃棄物処理基本計画について答申

第2節 パブリックコメント概要

1. 施策の名称

小金井市一般廃棄物処理基本計画（素案）

2. 対象・実施期間

○対象：市内に在住・在勤・在学する方、市内に事務所や事業所を有する法人又はその他の団体

○実施期間：令和7年11月4日（火）～令和7年12月15日（月）まで

3. 意見の募集方法

本市ホームページ、ごみ対策課（市役所第二庁舎4階）、広報秘書課広聴係（市役所第二庁舎1階）、情報公開コーナー（市役所第二庁舎6階）、メタウォーターサステナブルパークこがねい（資源物処理施設）、野川クリーンセンター、公民館各館、婦人会館、総合体育館、図書館（本館）、保健センター、東小金井駅開設記念会館に素案を公開しました。素案に対する意見は、直接、郵送、FAX又は専用フォームで募集しました。

4. 意見の提出状況

○直接：1名

○FAX：1名

○専用フォーム：4名　計6名

意見総数：30件

5. 提出された意見と検討結果

パブリックコメントの意見及び検討結果は表 6-3に示すとおりです。なお、提出された意見は、原則として全文を原文のままで掲載しています。

表 6-3 パブリックコメントに寄せられた意見及び意見に対する検討結果

番号	項目	寄せられた意見	意見に対する検討結果
1	P2 第1部 第1章 第1節 1.一般廃棄物処理基本計画の位置づけ	前期一般廃棄物処理基本計画では、基本構想＞環境基本計画＞一般廃棄物処理基本計画＞実施計画・災害廃棄物処理計画・清掃関連施設整備計画という位置づけになっていましたが、後期一般廃棄物処理基本計画では、基本計画と食ロス計画と災害廃棄物計画が同位になっています。食ロス計画と災害廃棄物処理計画が、環境基本計画のすぐ下位の計画になったのであれば、前期基本計画との取り扱いの違いについて教えてください？	一般廃棄物処理基本計画、食品ロス削減推進計画及び災害廃棄物処理計画との整合性を確保するものであることを表現した図に変更したもので、前基本計画との取扱いに変更はありません。
2	P3 第1部 第1章 第1節 2.計画対象期間	SDGs のゴールが 2030 年となっています。ちょうどこの計画の完了年度と同じ時期になりますが、そこまで一定の成果を公表されることはありますか。	本計画を踏まえた、ごみ処理に関する取組状況や結果については、毎年度策定する小金井市一般廃棄物処理計画（単年度計画）や年度刊行物である小金井市清掃事業の概要で公表を継続することを予定しています。
3	P4 第1部 第1章 第2節 (2)循環型	「循環経済への移行を推進する」とありますが、「リユース活動の促進に向けた連携及び協力に関する協定」と「マイボトル利用環境の整備促進に関する協定」の締結と、不用品のリユース・リサイクルだけで十分だと思われていますか。	記載している協定の締結による不用品のリユース、リサイクルは循環経済の移行への取組の一つであると考えております。今後も引き続き国の動向を注視し、循環経済への移行に向けて多面的な視点からの取組を検討してまいります。

番号	項目	寄せられた意見	意見に対する検討結果
	社会の実現 に向けた動き		
4	P5 第1部 第1章 第2節 (4)デジタル 技術の進展	確かに国の動向ではありますが、P4 では廃棄物からの観点も加味して記載されているのに対し、ここでは双方にそれがありません。P4 との違いはなんですか。特に、(4)デジタル云々に関しては、なぜここで出てくるのかわからないので、少しでも記載があったほうが良いのではないかと思います。	循環型社会の形成を目指すためには、脱炭素に向けた取組及びデジタル技術の活用は必要不可欠だと考えております。(3)、(4)にはごみ処理に関する内容も追記します。
5	P12、P14 第1部 第2章 第2節 2.(2)ごみ排出量（家庭系・項目別） 3.(2)市民1人1日当たりのごみ排出量（家庭	2.ごみ排出量の(2)以降について、せっかく令和6年度実績までグラフが記載され、かつごみ量が減少傾向にあるにも関わらず、文章上は、令和4年度までのことしか記載されていません。せっかくですので、その後も減少傾向にあることを記載してはいかがでしょうか。3.市民1人1日当たりのごみ排出量の(2)も同様です。	御指摘の令和4年（2022年）度以降の推移については、「令和2年（2020年）度以降は、全ての品目において減少傾向」という表現に包含しています。

番号	項目	寄せられた意見	意見に対する検討結果
	系・項目別)の推移		
6	P25 第1部 第2章 第2節 9.その他 (3)国、都の 目標値との 比較	1人1日当たりの家庭系ごみ排出量、焼却量で、小金井市はすでに国、都の2030年度の目標値を達成（それも大きく）していることがよくわかる。 それは約30年前からの最終処分場がもうできない問題、小金井市の焼却施設がなくなり10数年の間、広域支援に頼った問題によって、市と市民が協力して努力した結果であることもよくわかる。 ただ、これだけ見ると「ここまでやっているのだから現状維持でいいのでは」という気持ちがわきかねないと思う。 実際には浅川清流衛生組合の焼却施設も完成から6年近くが経とうとしていて、寿命から考えれば次の焼却施設（小金井市内？）をどうするのか考え始めなければいけないこと 焼却灰を運び込んでいる二ツ塚のエコセメント工場も余裕があるわけではなく、できたエコセメントの使いみちは限られたものであることも市民にはわかってもらわないといけないと思う。 そうしたことをしっかりと周知した上で、また指定袋の売上金の使い道が適正であること知らせた上で、指定袋の値上げも有効だと思う。	市民の皆様の御理解・御協力の下、本市は国や都の令和12年度目標値を、令和6年度実績値において既に達成をしている状況です。この場をお借りして御礼申し上げます。一方、浅川清流環境組合可燃ごみ処理施設及び東京たま広域資源循環組合が運営するエコセメント化施設並びに施設周辺の負担軽減、持続可能な社会の実現のため、更なるごみ減量に取り組んで行く必要があります。 また、将来に備えるべく一般廃棄物処理手数料の改定を踏まえた施策を展開することも必要との御意見ですが、市としましては持続可能な行政経営を進める中で適切な対応に努めていく考えです。
7	P29 第1部 第2章 第4節	長く保育園でパートをしていて、保育環境を整えることも引き受けているので、保育や介護などの事業所のごみ問題は深刻だと思っている。 給食で出る生ごみを可燃ごみで出していた時代が長く、衛生的にも問題だったが10年ほど前に消滅型生ごみ処理機が導入されて解決した。	事業系一般廃棄物は、事業者自らの責任で処理することが義務付けられています。本市において、近年事業系一般廃棄物が増加していることを踏まえ、立入指導の実施及び店頭回収、自主回

番号	項目	寄せられた意見	意見に対する検討結果
	1. (2) 事業系一般廃棄物の削減	ところが、同じころから感染症が増えてきて、タオルを使用せずに園児もすべて紙タオル使用、おむつ替えや嘔吐処理には使い捨てのかっぽう着、帽子、手袋使用。給食づくり、掃除にも使い捨て手袋使用となり、コロナ騒動以降はさらに拍車がかかって、可燃ごみ（感染防止に使った使い捨てプラ製品は可燃ごみに入れている）は増えるばかり。いま可燃になっているものから何か資源化ができないか考えるが、比較的きれいな紙タオルは紙資源ごみにならないか…くらいしか考えられず、行き詰っている。 生ごみの問題でいえば、福祉施設などの給食残渣は自家処理されていると思うが（それも調査があれば知りたい）小規模の飲食店などから出る生ごみは単に可燃ごみとして出されているのでは？ 家庭系では生ごみ資源回収モデル事業も始まったが、事業所の生ごみについての資源化の取り組みが見えないと感じる。	収等の推進など、事業者のごみ減量に向けた主体的な取組を促してまいります。また、事業系一般廃棄物処理手数料の見直しを含め、事業系一般廃棄物の排出抑制の推進を目指します。なお、事業系食品廃棄物については、全ての食品関連事業者に対し、食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（平成12年法律第116号）の遵守の下、食品廃棄物の排出抑制と再生利用を促してまいります。生ごみの資源化に向けた具体的な取組は、今後検討してまいります。
8	P29 第1部 第2章 第4節 2. (1)ごみについての関心度・分別の徹底状況	P29の2(1)の下段で、「ごみの分別を徹底している人の割合が居住年数5年未満でやや低い状況であるため、」とありますが、読み手が「で」の後に読点を入れてしまうと、内容が異なってしまうので、「徹底している人の割合が、居住年数5年未満ではやや低い状況」としたほうが、わかりやすいのではないのでしょうか。	御指摘を踏まえ修正します。

番号	項目	寄せられた意見	意見に対する検討結果
9	P30 第1部 第2章 第4節 2. (1)ごみについての関心度・分別の徹底状況	図 1-28 以降 どこかに複数回答である旨の記載があったほうが良い気がします。	御指摘を踏まえグラフタイトルに複数回答である旨を追記いたします。事業系一般廃棄物も同様に追記します。
10	P40 第1部 第2章 第4節 2. (5)プラスチック・充電式電池（の分別）	気になるのは「汚れたプラスチック」の分別方法。 小金井市は「燃やさないごみ」として青い指定袋に入れるよう指定されているが、本来は燃やすごみでいいと思う。 浅川清流衛生組合で共同処理しているのに、施設を受け入れている日野市だけが可燃で、小金井市と国分寺市が不燃なのは政治的な問題なのかと思ってしまう。 実際には小金井市も市民は汚れの落ちないプラを 6.1%が可燃に出している（不燃に出すのは 8.3%でさほど変わらない）。 これは市民の判断で（私もそうだが）、手選別をする不燃ごみに食品残渣や臭いがついたプラを入れると作業がきつくなること、不燃物に多く含まれる資源になるものを汚してしまう事、回収が隔週なので虫がわいたりカラスにねらわれたりすること…などの理由で可燃ごみにあえて入れているのだと思う。	本市では、プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律（令和 3 年法律第 60 号）が制定される以前から、他自治体よりも先行してプラスチックごみの分別回収を行ってきています。燃やさないごみとプラスチックごみで排出量や回収頻度が異なることを踏まえ、当初より市民の皆様の経済的負担が軽減できる見込みであること等から燃やさないごみとプラスチックごみの指定収集袋を同一のものとし長らくの間、定着しています。 作業環境に与える影響にも御心配をいただいておりますが、収集された燃やさないごみは手選別を

番号	項目	寄せられた意見	意見に対する検討結果
		3市で協議の上、汚れたプラスチックは可燃ごみに統一するのがいいと思う。 また、小金井市はプラスチックごみ（これも国分寺市のようにごみではなく「プラスチック資源」と呼ぶのが正しいと思う）と不燃ごみの袋が同じ、というのも問題と考える。 分別が面倒と考える人は、不燃ごみもプラごみも同じ袋に入れて出してしまう、ということは考えられる。不燃ごみに入っているプラごみのうち、資源化できる状態のきれいなプラごみがどのくらいなのかは組成分析でも出ていないが。	せず、脱臭集塵装置を備えた小金井市野川クリーンセンターにて保管、積替えの後、民間処理施設に搬出していますが、施設周辺の環境は良好に保たれています。 市では令和7年3月よりプラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律第32条の適用を受ける資源化処理を開始しましたが、長年の市民の皆様の御理解、御協力により処理不適物の混入は少なく、全国的に見ても高い資源化率を達成できています。様々な視点に立った御意見ではありますが、現状、分別区分を変更する必要に迫られている状況にはないと考えています。
11	P50 第1部 第2章 第4節 4. (1)SDGsや脱炭素社会・循環型	P50を見ても、外国人人口の占める割合が2.8%と増加しています。外国語版ごみ分別のチラシが作成されていますが、他に外国人に向けた取組は検討していますか。	国籍ごとの人数把握を進め、対応言語数を増やしてきています。分別することの習慣付けがない方もおられることから、ごみの出し方についての頒布物の作成やごみ分別アプリの対応言語の追加を検討しています。

番号	項目	寄せられた意見	意見に対する検討結果
	社会の実現に向けた取組の必要性		
12	P54-56 第 1 部 第 3 章 第 3 節 基本方針 第 4 節 目標の設定 第 4 章 第 1 節 計画の体系	リユースの取り組みについて （54～56 頁） 小金井市は、ごみの減量のためにリユースを重視するとして、「ゆづる輪」や「おいくら」を進めていますが、まったく不十分です。 市が関与するリユースの拠点、旧リサイクル事業所の再開を求めます。 旧リサイクル事業所には年間のべ 1 万数千人が訪れていました。平成 29 年度（2017 年）12 カ月の実績は 1 万 3876 件の販売、金額は 916 万 3 千円、重量 90 トン 150 キログラムでした。これに比べ、搬入された大型ごみを修繕・再利用する「ゆづる輪」が始まった令和 4 年（2022 年）10 月から令和 6 年度末（2025 年 3 月）までの 30 カ月で、リユースが成立した件数は 519 件、4743 キログラムとわずかです。令和 5 年（2023 年）12 月に市が案内を開始した「おいくら」もあるため、単純比較はできませんが、リサイクル事業所には遠く及ばないと言えるのではないのでしょうか。 実際、リサイクル事業所閉鎖後は、閉鎖前と比べ粗大ごみが増えており、閉鎖の影響と考えられます。この点について市は、転入・転出者が多いことや粗大ごみ回収料が安いことが原因といいましたが、事業所閉鎖後は以前より転入・転出者が減少しており、その主張は成り立ちません。 多摩 26 市で、リサイクル事業所を閉鎖した自治体はありません。大多数の自治体でリサイクル事業やリユースの施設を持っており、多様な形態でリユース事業をすすめています。	市では、粗大ごみから再生可能な家具類の補修等を行い、地域情報サイト「ジモティー」へ出品、希望する市民の皆様へ譲渡するリユース事業「ゆづる輪」を令和 4 年 10 月から開始しています。この取り組みは令和 6 年度末にかけて、着実に成果を伸ばしてきており、成約率（出品数に対する引き取り数）は約 97%となっています。お引き取りに見えられた市民の皆様からは一様に好意的な声を頂戴している状況です。 令和 5 年 12 月、株式会社マーケットエンタープライズと地域社会における課題解決を目的としたリユース事業に関する協定を締結し、連携を開始した「おいくら」の利用状況ですが 1 年間を通して利用いただいた初年度である令和 6 年度では、依頼件数 8,658 件、依頼商品数は 22,513 点と非常に多く御利用いただいています。なお、令和 7 年度は 8 月末までの 5 か月間で依頼件数 6,914 件、

番号	項目	寄せられた意見	意見に対する検討結果
		リユース品は、インターネットで見ただけでなく、実物を見て触って買いたいとは、多くの市民が望んでいることです。 物価高騰が相次いでいる今日、リサイクル・リユース事業を市として力強くすすめることは生活応援にもなるものです。使えるものはリユース・リサイクルで大切に使い、ごみを減らすことは、小金井市が推進する「循環型都市『ごみゼロタウン小金井』」に合致するものです。	依頼商品数 18,256 点と昨年度の約 8 割を占めており、徐々に認知度も高まってきている状況です。 依頼の内訳としては、家具、家電の依頼が多いほか、遺品整理や転居の際に生じる不要品のまとめの片付けも多く御利用いただいています。 本市としましては、このように行政による関与のもと、民間事業で対応可能なことは民間事業を中心に発生抑制を最優先とした 3 R を推進していく考えです。
13	P54-56 第 1 部 第 3 章 第 3 節 基本方針 第 4 節 目標の設定 第 4 章 第 1 節 計	リユースの取り組みを強化する（54～56 ページ） 大切なことは 3 R に中で発生抑制を最優先とし 2 番目にリユース（再使用）、3 番目にリサイクルとしています。しかし市として柱としていたリサイクル事業所閉鎖（2020 年 8 月）以降イベント開催を含め一切行っていません。市議会でのリサイクル事業所再開陳情採択や決議にも応じていません。再使用の促進（56 ページ）では、民間リユース事業との連携や「くつかばん類の有効利用」「リユース食器の有効利用」と啓発活動だけになっています。リユース取扱数量は平成 29 年度のリサイクル事業所の実績 1/65、取り扱い重量は 1/42 です。現在のリユース事業はリサイクル事業所の実績には到底及びません。リサイクル事業所の再開を求めます。またリサイクル事業所再開までの間「くつ・かばんの定期的回収」のようにリユース品の定期的回収、イベント回収を求めます。	本市ではリユース事業の一つとして「ゆづる輪」、「おいくら」の展開をしており、No.12 の回答のとおり好意的な声をお寄せいただくとともに多くの利用をいただいています。 御提案の定期的又はイベント回収ですが、回収物の引受先等との調整が伴うものであり市単独で実施できるものではありません。他自治体の動向等を注視しつつ、検討してまいります。

番号	項目	寄せられた意見	意見に対する検討結果																												
	画の体系	リサイクル事業所（平成 29 年度）と 令和 5 年度リユース事業実績（清掃事業の概要） <table><tr><td>リユース事業</td><td>数量</td><td>重量（kg）</td><td>金額（販売）</td></tr><tr><td>リサイクル事業所</td><td>13,786 件</td><td>90,150</td><td>916 万 3 千円</td></tr><tr><td>リユース事業</td><td>213 件</td><td>2,137</td><td>—</td></tr></table> *リユース事業もう一つの後退から復活へ 平成 30 年度までのごみカレンダーには「再利用可能な家具などはリサイクル事業所」とあり ました。令和元年からはリサイクル可能な家具なども粗大ごみ（受付）としました。再利用 可能な家具などをリサイクル事業所（042－382－7771）に電話するとすぐに受け取りに 来てくれました。再利用可能なものまで粗大ごみとして申し込し込んでみてもすぐには来てくれま せん。その間風雨にさらされ、再利用できるものまでごみになってしまいます。再利用可能なもの の粗大ごみ化とリサイクル事業所の閉鎖（H30 年度）で粗大ごみは増え続けています （下表）。「リユースの取り組みを強化する」というのなら再利用可能なものは粗大ごみにし ない取り組み、「おいくら」や「ジモティー」など民間に任せない取り組みをしてください。 清掃事業の概要 <table><tr><td>年度</td><td>H29</td><td>H30</td><td>R1</td><td>R2</td><td>R3</td><td>R4</td><td>R5</td></tr><tr><td>(t)</td><td>94,799</td><td>99,920</td><td>116,994</td><td>112,471</td><td>113,821</td><td>117,022</td><td>116,508</td></tr></table>	リユース事業	数量	重量（kg）	金額（販売）	リサイクル事業所	13,786 件	90,150	916 万 3 千円	リユース事業	213 件	2,137	—	年度	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	(t)	94,799	99,920	116,994	112,471	113,821	117,022	116,508	
リユース事業	数量	重量（kg）	金額（販売）																												
リサイクル事業所	13,786 件	90,150	916 万 3 千円																												
リユース事業	213 件	2,137	—																												
年度	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5																								
(t)	94,799	99,920	116,994	112,471	113,821	117,022	116,508																								
14	P55	ごみ削減量を 12 g /年とする	目標値は施策の内容や組成分析結果、本計																												

番 号	項目	寄せられた意見	意見に対する検討結果				
	第 1 部 第 3 章 第 4 節 目 標の設定	令和 12 年度までに 10g/年削減（594g/人日から 584g/人日）としていますが、令和 2 年 3 月策定の一般廃棄物処理基本計画（以下前期計画）では家庭系ごみだけで 12g/年削減としています。三市ごみ減量市民会議は「焼却ごみゼロをめざす」提言があり、また事業系ごみ急増する中前回の基本計画より削減量を少なくする理由はありません。前計画と同程度 12 g /年削減計画にすべきです。	画と併せて作成をする食品ロス削減推進計画の削減目標や、本計画に記載した施策による想定効果等の要素を考慮して設定しています。なお、本計画においては、近年事業系ごみが増加していることを鑑みて、事業系一般廃棄物を含めた目標値設定をしています。				
15	P56 第 1 部 第 4 章 第 1 節 計 画の体系	事業系ごみ減量の取り組み強化 事業活動における 3 R の推進（56 ページ）は（ 6 ）の自主回収等の推進だけが新しく入っただけでその他は前期計画と全く同じ文面です。（64 ページ）。取り組み内容における具体的な取り組み例では 13 項目をあげていますがどれも重要で、力の入れ方が問われます。事業系一般廃棄物処理手数料は 55 円/kg を 42 円/kg に下げました。これが事業系急増の原因の一つであるか考えられます。今回見直し検討」は手数料を上げるのでしょうか下げるのでしょうか、下げるとしたら事業系ごみ量増加に追い打ちをかけることになります。分別指導の一環として事業者向け「廃棄物処理の手引き」を発行し減量・資源化・分別指導の一環とすべきです。また立ち入り調査も無通告立ち入り実施を年 1 回以上すべきです。 前期計画と今回素案比較（（ 6 ）以外文面すべて同一） <table><tr><th>前期計画</th><th>今回の素案</th></tr><tr><td>(1)事業者自らの責任による法令を 順守した適正処理の支援と推進 (2)事業系ごみの発生抑制の推進</td><td>(1)事業者自らの責任による法令を 順守した適正処理の支援と推進 (2)事業系ごみの発生抑制の推進</td></tr></table>	前期計画	今回の素案	(1)事業者自らの責任による法令を 順守した適正処理の支援と推進 (2)事業系ごみの発生抑制の推進	(1)事業者自らの責任による法令を 順守した適正処理の支援と推進 (2)事業系ごみの発生抑制の推進	事業系一般廃棄物を対象とした各施策について、御理解賜りありがとうございます。事業系一般廃棄物増加の要因は、計画（案）にも記載の通り、浅川清流環境組合可燃ごみ処理施設が稼働したことで、それまで民間処理施設で処理されていた事業系一般廃棄物が、同組合の施設で処理することが可能となったことに加え、コロナ禍後の事業活動の再開や、市内のまちづくりの進展によるものと考えております。 各施策の推進に当たりましては、いただいた御意見を踏まえた対応に努めてまいります。
前期計画	今回の素案						
(1)事業者自らの責任による法令を 順守した適正処理の支援と推進 (2)事業系ごみの発生抑制の推進	(1)事業者自らの責任による法令を 順守した適正処理の支援と推進 (2)事業系ごみの発生抑制の推進						

番号	項目	寄せられた意見			意見に対する検討結果
		(3)中小規模事業者に対する分別指導の実施 (4)事業用大規模建築物の所有者に対する立入指導の実施 (5)認定事業所に周知と拡大 (6)店頭回収の推進	(3)中小規模事業者に対する分別指導の実施 (4)事業用大規模建築物の所有者に対する立入指導の実施 (5)認定事業所に周知と拡大 (6)店頭回収・自主回収等の推進		
16	P58 第 1 部 第 4 章 第 2 節 1.ごみを出さないライフスタイルの推進 (リデュース)	ごみを出さないライフスタイルを推進するための啓発充実（58 ページ） ①「各種方法媒体を活用した啓発の活動の実施」（同 58 ページ）は「ごみを出さないライフスタイルを推進するための啓発を充実」としていますが、市報で年 4 回出していた「ごみ特集号」を 3 回にして後退させました。毎年 9 月号にはごみ処理経費全体及び各種ごみ処理経費を図表などで分かりやすくしていました。ごみを出さないことは処理削減につながり重要な啓発活動です。市報は最も読まれている広報媒体です。市報ごみ特集を年 4 回の戻してください。 駅前キャンペーンの中止、イベントでのキャンペーンも中止、生ごみ堆肥化教室も中止しています。これらの啓発活動再開してください。最近スマートフォン用ごみ分別アプリ「インスタで情報発信中」を出し、新しい啓発活動の一環と考えます。			御指摘のとおり、発生抑制は処理量削減につながるもので、このことに係る啓発は大変重要と考えています。幅広い世代に周知できるよう、様々な施策・媒体を活用し、情報発信を強化してまいります。
17	P60 第 1 部 第 4 章 第 2 節 3.資源循環システムの構	生ごみ資源化施策の推進（強化）（60 ページ） 具体的な取り組みの中で、「家庭系生ごみ資源化（堆肥化）モデル事業の評価とその結果を踏まえた事業の推進」があります。小中学校の生ごみ処理機をお借りして市民からの生ごみ投入活動を 10 数年続けてきましたが、生ごみ処理機の撤去によって生ごみ投入市民活動中止されました。（市は生ごみ投入事業としていますが市の事業ではありませんでした）。代わって行政による土曜生ごみ参加者のなかで戸建て住宅希望者を限定した生ごみ			生ごみ投入活動に御尽力いただき、ありがとうございました。 家庭生ごみ資源化モデル事業により対象をより拡大していけるよう、課題を整理し、更なる発展につなげてまいります。

番号	項目	寄せられた意見	意見に対する検討結果
	築（リサイクル）	分別が今年 5 月から始まりました。現在 81 世帯と聞いています。マンションやアパートの世帯については今後の課題としていますが、ぜひこれらの世帯にも拡大と拠点回収場所の拡大をお願いいたします。	
18	P60 第 1 部 第 4 章 第 2 節 3.資源循環システムの構築（リサイクル）	廃食油の行政回収について(60 ページ) 資源循環システム構築（リサイクル）の中で、廃食油の行政回収がありません。廃食油の行政回収は平成 30 年度及び平成 31 年度一般廃棄物処理計画の中で「適宜実施する」とありましたが、未だに実施されていません。廃食油は近年航空燃料に活用するなど需要が高まり高値取引争奪戦になっているとの報道があります。西東京市では平成 26 年度から月 1 回の行政回収をし、40～50 t /年回収しています。また国分寺市をはじめ近隣市では行政による拠点回収をしています。家庭で廃食油を燃やすごみに出す場合色々手間がかかり、やってはいけないう下水の流すならば下水道処理に膨大な経費がかかります。廃食油回収をイトーヨーカドーやコスモ石油など民間だけに任せるのではなく行政が資源循環システム構築の一環として市が決めた責任をもつべきです。	廃食用油の行政回収の実施の予定は当面ございません。しかしながら、SDGs の目指す持続可能な社会の実現に向け、事業者との協働による 3R を推進していくことも重要であるとの考えから、本市としては、御意見に記載いただいたイトーヨーカドーやコスモ石油などの事業者による拠点回収の取組を御案内しております。家庭から排出される使用済食用油も持続可能な航空燃料（SAF）の原料として期待されており、環境負荷低減にもつながります。引き続き事業者との連携強化、情報提供・周知を強化してまいります。
19	P60 第 1 部 第 4 章 第 2 節 3.資源循環システムの構築	生ごみ減量化処理機器購入費補助制度の見直しの検討（60 ページ） 生ごみ減量化処理機器購入補助制度の見直しにあたって現在、購入補助（補助限度額と補助率）だけすなわち「お金を補助するだけ」、あとは購入市民に使用等を任せるだけになっています。 生ごみ処理機器教室は中止、市民まつりでの生ごみ処理機器展示やアドバイスも中止 これらを復活してください。生ごみ水切り及び自家処理の推進 充実（58 ページ）では、	本市の人口も他自治体と同様、中長期的に総人口の減少が見込まれており、高齢者人口の増加への対応や少子化対策が求められる一方、生産年齢人口の減少に伴う税収の減少が予想されています。そうした中であっても持続可能な行政サービスを展開できるよう、各施策の実施については

番号	項目	寄せられた意見	意見に対する検討結果
	築（リサイクル）	「生ごみ減量化機器・生ごみ堆肥化容器の活用による自家処理の推進」とあります。初めて生ごみ処理機器・堆肥化容器を使用する方は、知識・経験もないため失敗し生ごみ処理機器や堆肥化容器を使わなくなります。「生ごみコンポスト」は虫の発生や臭い等の問題でやめてしまう方がいます。これらの対策のため「生ごみアドバイザー制度」を創設してください。購入後使用やトラブルのアドバイスほか、まだ十分使える機器が転出等家庭の事情で中止せざるを得なくなった処理機器を使いたい方への無料転用制度などがあります。これは処理機器が粗大ごみになるのを防ぐ役割もあります。生ごみアドバイザー制度には生ごみ処理機器販売業者も参加させる必要があります。	総合的に勘案し検討を進めていく必要があります。生ごみ減量化に向けては、計画（案）にも記載の通り、生ごみ減量化処理機器購入費補助制度から家庭生ごみ資源化（堆肥化）事業への移行を推進してまいりますが、いただいた御意見につきましては、現在実施している施策の状況、効果等を考慮し、慎重に検討してまいります。
20	P61 第1部 第4章 第2節 4. 分別・啓発活動の強化	居住形態別の分別方法の周知の検討、清掃指導員による分別指導の徹底（61 ページ） ① 部屋別収集の強化 燃やすごみの組成分析をよると、例えば紙類は戸建て住宅 6.1% 単身集合住宅 28.6% となっています。戸建て住宅に比べ 4.7 倍も多く分別が極めて悪い。家主へのお願いや一定の指導を行っていると思いますが、その結果がこれです。西東京市は部屋別収集を徹底して行った結果単身住宅の分別が大幅に改善されたと聞いています。令和 7 年度の一般廃棄物処理計画では集合住宅管理者等への指導について、廃棄物管理の徹底、優良排出管理認定制度があります。これら小金井市も参考にして導入すべきではありませんか。 ② 「清掃指導員による分別指導の徹底」では「戸別訪問による指導の実施」がありますが、働く大部分の方は日中不在です。効果は期待できません。分別指導員が早朝・夜間に指導するのなら別ですが。分別指導員は地区担当配置にし、ごみゼロ化推進員や町会とも	いただいた御意見や他自治体の取組も参考に、人員体制、かかる費用等も勘案しながら本市にて実施可能な方策を検討してまいります。

番 号	項目	寄せられた意見	意見に対する検討結果
		連携して行うことも必要です。	
21	P61 第 1 部 第 4 章 第 2 節 4. 分別・啓 発活動の強 化	転入者対策について 「転入者対策とした情報提供の強化」だけをあげていますが、どの程度強化するのですか。 転入者ごみ窓口を設置するのですか。一般的な情報提供では転入者対策の向上になりません。小金井市は事務報告書記載だけでも年間 9 千人前後の転入者があります。小金井市は例えば都内 23 区に比べ分別の種類が多く厳しいといわれています。転入手続きを取る時、必ずごみ分別のレクチャーを受ける制度を設けるべきです。多摩市はレクチャーを受けなければ転入手続きが受けられない制度と聞いています。また転入手続きをしない学生などに対してはごみ・資源カレンダーも受け取っていませんし、ごみ分別の手引きも受け取っていません。家主や大学とも連携して転入者対策をとるべきです。大学にはごみ分別等の説明会を大学で開催など行ってください。	本市は転出入者が多い傾向にあるため、御意見のとおり転入者に対しての情報提供は重要と受け止めています。関係各位の協力が得られる方策を進めてまいります。
22	P61 第 1 部 第 4 章 第 2 節 4. 分別・啓 発活動の強 化	ごみ・リサイクルカレンダー、ごみ分別アプリ、各種方法媒体の活用（61 ページ） ①小金井市は「正しい分別方法の周知と徹底」（61 ページ）主なものは、ごみ・リサイクルカレンダー、ごみ分別の手引き、ごみ分別アプリがあります。ごみ・リサイクルカレンダーは全戸配布ですが、ごみ分別の手引きは希望者のみとなっています。市民のなかにはごみ分別の手引きを知らない方が多くいます。これが分別の徹底ができていない原因でもあります。日野市はごみカレンダー共通冊子と各地区のごみ収集日だけの冊子に分け 2 冊全戸配布しています。小金井市も啓発を中心としたごみリサイクルカレンダーと各地区の収集日を中心としたカレンダー 2 冊を全戸配布します。現在のごみ分別の手引きは分別の品目は 1,220 余りでこ	いただいた御意見も含め、各種媒体の活用を進めてまいります。

番号	項目	寄せられた意見	意見に対する検討結果
		れを記載するにはムリですが、判断が難しい品目を中心に絞って記載する。これにより分別の徹底が促進すると考えます。 ②ごみリサイクルカレンダーには、毎週収集しない日（月 4 日空白）があります。ここに啓発等を記入する。例えばペットボトル・発砲スチロール容器などの店頭回収のすすめ、廃食油の拠点回収場所、リチウムイオン電池などの火災徹底分・爆発の原因となるものの徹底分です。日野市のカレンダーにはペットボトルなどは「買ったお店へ」新聞は「販売店へ」などお願い記事があります。「収集ごみだけ」にするのではなく啓発記事も必要です。また 12 ページには特殊な紙として難再生古紙種類として 8 点ばかりあげられていますが、難再生古紙にもならない紙最近増えているストーンペーパーがあります。 ストーンペーパーについての記入も必要ではないでしょうか。	
23	P63 第 1 部 第 4 章 第 2 節 6. 市民、事業者との協働による 3R の推進	ごみゼロ化推進活動の支援と推進 強化（63 ページ） ごみの発生抑制を最優先とする 3 R の推進には、市民、事業者、行政がそれぞれの役割を理解し、地域全体で協働することが不可欠です（同 63 ページ）とあります。ごみゼロ化推進会議活動の拡充はごみ減量・資源化の促進のために重要です。以下経過と現状についてのべ、対策の一端を述べます。 ① 発足と経過 ごみゼロ化推進会議は 2006 年（平成 18 年）10 月 1 日に発足しました。同年 9 月までは廃棄物減量等推進員という名称で、市内 4 ブロックに分け、町会・自治会の推薦者約 90 人が集まり、活動は主に地域でのごみステーションの管理や美化活動でした。ごみゼロ化推進員への月 3000 円の謝礼がありました。ごみゼロ化推進会議は、二枚橋焼却場停	この場をお借りして、ごみゼロ化推進員の皆様の長年にわたる御尽力に感謝申し上げます。ごみゼロ化推進員の皆様との協議の下、いただいた御意見を含め、施策を進めてまいります。

番号	項目	寄せられた意見	意見に対する検討結果																																	
		止以降、多くの多摩地域のごみ処理疏泄のその処理をお願いする事態になり、ごみ減量に向け更なる活動が必須となりました。ごみゼロ化推進会議は、市内ブロック制ではなく、町会・自治会、事業者の業種別組合、商店会、市民団体（主に環境やまち美化活動）、学校（大学、高校、専門学校の学生を含む）など幅広い構成で構成員の目標は175人としています。 <table><tr><th>年度</th><th>自治会町会</th><th>市民団体</th><th>業種組合</th><th>商店会・学校</th><th>個人応募</th><th>公募合計</th><th>事業所部会</th><th>まち美化部会</th><th>啓発部会</th><th>部会合計</th></tr><tr><td>2006</td><td>67</td><td>5</td><td>4</td><td>9</td><td>25</td><td>110</td><td>34</td><td>46</td><td>29</td><td>109</td></tr><tr><td>2025</td><td>39</td><td>0</td><td>2</td><td>2</td><td>15</td><td>58</td><td>8</td><td>32</td><td>17</td><td>57</td></tr></table> * 発足当初 110 名、2025 年度 58 名、公募合計と部会合計に差があるのは部会希望未申請のため。 構成員は年々減少を続け、2025 年度の構成員は発足当初に比べ約半数になっています。ごみゼロ化推進員の活動の支援と推進（63 ページ）するためにはなぜこれほど構成員の減少があったのか、ごみゼロ化推進会議の目的や活動が知られていないのか、参加への取り組みが弱かったのか、活動の内容（日時等）に問題が無かったのか等具体的に検討する必要があります。組織を変えるだけでは対策になりません。発足当初から業種組合、商店会・学校の参加は少なく 2025 年度に至っては合計 4 名となり、事業所部会メンバーは 34 名	年度	自治会町会	市民団体	業種組合	商店会・学校	個人応募	公募合計	事業所部会	まち美化部会	啓発部会	部会合計	2006	67	5	4	9	25	110	34	46	29	109	2025	39	0	2	2	15	58	8	32	17	57	
年度	自治会町会	市民団体	業種組合	商店会・学校	個人応募	公募合計	事業所部会	まち美化部会	啓発部会	部会合計																										
2006	67	5	4	9	25	110	34	46	29	109																										
2025	39	0	2	2	15	58	8	32	17	57																										

番 号	項目	寄せられた意見	意見に対する検討結果
		から 8 名にまで減少しています。小金井市は食品ロス削減計画が策定し急増する事業系ごみ排出する中、商店会・業種組合への取り組みが重要となっています。紙ベースで応募を呼びかけるだけでなく、直接出向き参加をお願いすることが必要です。また会議等開催日時・時間等進め方にも再検討が必要です。また、事業者への啓発から事業所部会と啓発部会を合併することも考えられます。 ② ごみゼロ化推進会議の主な活動内容 ごみゼロ化推進会議の活動は、令和 5 年度講演会 1 回、施設見学 1 回、定例会は役員会 7 回、ごみゼロ啓発部会 13 回（運営委員会・全体会議）、事業所部会 9 回（運営委員会・全体会議）、まち美化部会ごみキャンペーン 7 回、運営委員会・全体会議 5 回を行っています。いずれも平日午前中会議となっているので現役世代の参加は困難となっています。定例会の他にこれまで、ごみ分別相談、事業所立ち入り調査及びアンケート調査、生ごみ処理機器の手引き（冊子）の作成、市内（駅周辺）の美化活動、市民まつりごみ分別指導及び生ごみ処理機器展示・実演・相談等があります。また、これまでごみ対策課への主な提言として、「生ごみアドバイザー制度及びごみ相談員について」「ごみリサイクルカレンダーの改善」「リサイクル事業所の拡大」「廃食油の行政回収」「転入者対策」「土曜生ごみ投入活動」「生ごみ分別行政回収」「市民まつりの再開」等を行ってきました。各位委員の提案・提言は数十にも及びます。これらの多くが実現されていません。近年、啓発部会は 7 つのプロジェクトチームを編成し、個別の検討をしてきました。コロナ感染初拡大等があり当初の目標は達成されませんでした。例えばプロジェクトチームの一つに「町会・自治会への働きかけがあります。ごみ対策課とごみゼロ推進会議が協働して町会・自治会に説明	

番号	項目	寄せられた意見	意見に対する検討結果				
		会・講演会を行うことが考えられます。					
24	P63 第 1 部 第 4 章 第 2 節 6. 市民、事業者との協働による 3R の推進	集団回収事業の支援と周知（充実） 63 ページ 集団回収量は新聞購読者の減少等によって減少の傾向にあります。集団回収は行政の処理経費の節減 町会・子ども会その他の団体にとって貴重な活動源となっています。小金井市と国分寺市の集団回収実施団体数は、ほぼ同じで奨励金は国分寺市の方が低い、しかし市町村自治調査会 2024 年度統計によると、国分寺市の集団回収量は多摩 26 市の中でトップの 59.2g/人日、小金井市は 25.0g/人日で国分寺市の半分以下です。どこにそのような開きがあるのか具体的に検討し対策を強化すべきです。 集団回収事業の支援と周知（充実）とありますが令和 2 年の一般廃棄物処理基本計画とほとんど変わりがありません。（下記表原文のまま）令和 3 年度の集団回収量実績は約 1,340t、令和 6 年度は約 1,142t、198t（15％）減少しています（事務報告書）。改善に向け PDCA が行われることを望みます。 <table><tr><td>令和 2 年 3 月基本計画 （45 ページ）</td><td>今回の素案 （63 ページ）</td></tr><tr><td>集団回収事業の支援と周知 町会・自治会・子ども会など、集団回収実施団体へ奨励金を交付す</td><td>集団回収の支援と周知（充実） ＊町会・自治会・子ども会などの集団回収事業実施団体への支援の</td></tr></table>	令和 2 年 3 月基本計画 （45 ページ）	今回の素案 （63 ページ）	集団回収事業の支援と周知 町会・自治会・子ども会など、集団回収実施団体へ奨励金を交付す	集団回収の支援と周知（充実） ＊町会・自治会・子ども会などの集団回収事業実施団体への支援の	集団回収の登録団体は横ばいの状況ですが、御指摘のとおり古紙回収量は大きく減少しており、これは全国的にも同様の傾向となっております。古紙は貴重な資源であるため、排出されてしまうものについては可能な限りごみではなく資源として排出していただきたく、集団回収についてはより多くの市民の皆様に参加していただけるよう、支援と周知に努めてまいります。
令和 2 年 3 月基本計画 （45 ページ）	今回の素案 （63 ページ）						
集団回収事業の支援と周知 町会・自治会・子ども会など、集団回収実施団体へ奨励金を交付す	集団回収の支援と周知（充実） ＊町会・自治会・子ども会などの集団回収事業実施団体への支援の						

番 号	項目	寄せられた意見		意見に対する検討結果
		るなど、集団回収事業を支援していきます。さらに広報媒体や環境教育学習などの機会を活用して市民へ周知することで、これまで集団回収を利用していない市民や団体に対する情報提供に努め、より多くの市民に働きかけていきます。	実施 * 各種広報媒体を活用した啓発活動の実施 * 若年層・単身世帯などへの効果的な周知・啓発の検討	
25	P66 第 1 部 第 4 章 第 3 節 1. 安全・安心・安定的な収集・運搬体制の推進	ふれあい収集の推進 充実（66 ページ） ふれあい収集は高齢者や障害のある方などごみ出しが困難な世帯を対象に、市に職員が自宅の玄関先までごみ収集に伺うサービスです。精神障害者や高齢者、認知症の方などが増える中、ごみ出しやごみ分別が困難な世帯（特に一人世帯）への対策が重要になっています。小金井市のふれあい収集は、国分寺市と比べてみると対象者がかなり制限されています。（下表）。 要支援 1 の方や要支援になっていない方でも高齢者などごみ分別が困難になっている現状があります。 日野市では 65 歳以上の高齢者のみの世帯、又は身体障害者手帳 1・2 級を持つ方の世帯では粗大ごみの戸別収集支援や又はンディキャップシール・BOX（決められた曜日以外にごみを出せるように、指定の容器やシールを利用）があります。発生抑制を最優先に掲げる小金井は他市の先進事例を参考に導入の検討をしてください。 ふれあい収集 小金井市と国分寺市との比較		いただいた御意見や他自治体の取組も参考に、人員体制、かかる費用等も勘案しながら本市にて実施可能な方策を検討してまいります。

番号	項目	寄せられた意見		意見に対する検討結果														
		<table><tr><th>小金井市</th><th>国分寺市</th></tr><tr><td>要介護認定で要介護 3 以上の高齢者のみの世帯</td><td>要介護認定を受けている者</td></tr><tr><td>身体障害者手帳 2 級以上の障害のある方のみの世帯</td><td>身体障害者手帳を受けている者</td></tr><tr><td>精神障害者保健福祉手帳 1 級以上の障害のある方のみの世帯</td><td>精神通院医療の係る自立支援医療受給交付を受けている者</td></tr><tr><td>愛の手帳 2 度以上の障害のある方のみの世帯</td><td>愛の手帳の交付を受けている者</td></tr><tr><td>その他市長が必要と認める世帯</td><td>難病医療証の交付を受けている者</td></tr><tr><td></td><td>市長が必要と認める者</td></tr></table>	小金井市	国分寺市	要介護認定で要介護 3 以上の高齢者のみの世帯	要介護認定を受けている者	身体障害者手帳 2 級以上の障害のある方のみの世帯	身体障害者手帳を受けている者	精神障害者保健福祉手帳 1 級以上の障害のある方のみの世帯	精神通院医療の係る自立支援医療受給交付を受けている者	愛の手帳 2 度以上の障害のある方のみの世帯	愛の手帳の交付を受けている者	その他市長が必要と認める世帯	難病医療証の交付を受けている者		市長が必要と認める者		
小金井市	国分寺市																	
要介護認定で要介護 3 以上の高齢者のみの世帯	要介護認定を受けている者																	
身体障害者手帳 2 級以上の障害のある方のみの世帯	身体障害者手帳を受けている者																	
精神障害者保健福祉手帳 1 級以上の障害のある方のみの世帯	精神通院医療の係る自立支援医療受給交付を受けている者																	
愛の手帳 2 度以上の障害のある方のみの世帯	愛の手帳の交付を受けている者																	
その他市長が必要と認める世帯	難病医療証の交付を受けている者																	
	市長が必要と認める者																	
26	P68 第 1 部 第 4 章 第 3 節 3.廃棄物処理を支える体制の強化 (1) 浅川清	3 市ごみ減量推進市民会議への参画 新可燃ごみ施設整備及び運営に関する覚書に基づく、次期ごみ処理施設についての検討 覚書にあるように 30 年後には日野市以外つまり小金井市か国分寺市が可燃ごみ施設整備及び運営に基づく次期ごみ処理施設をの責任を取る必要があり、小金井市の可能性もあるはず。これに備えた具体的な検討をすでに始めていないと間に合わないと思います。このためのプロジェクトチームなどを作って進めることを明記すべきではないでしょうか。小金井市では浅川清流組合にあるようなものを作る場所は今のところあるような気がしません、その為には		浅川清流環境組合可燃ごみ処理施設は、平成 26 年に日野市・国分寺市・本市（以下「3 市」という。）で取り交わした「新可燃ごみ処理施設の整備及び運営に関する覚書」に基づき設置された施設であり、本市のみで行っているものではなく、次期施設建設に向けた検討・協議につきましても 3 市で行うこととしています。														

番 号	項目	寄せられた意見	意見に対する検討結果
	流環境組合 及び構成市 との連携	1. 燃やすごみをどのぐらい減量すれば小金井市或いは国分寺市で建設可能かを検討する。 2. 近隣住民に迷惑のかからない環境にやさしい処理方式を探す。 例えば 生ごみは大量に処理出来るHDM方式を検討する。 その他のごみは炭素化方式で処理する。 上記はほんの1例を挙げただけで、その他に将来可能性のあるものをどん欲に探して検討する。 これら等の事を考慮した文章にすべきだと思います。 この問題は小金井市だけで考えても出来ないことなので、つまり3市で共同して実現しなければならないので、3市ごみ減量市民会議に定期的に提案して3市で検討すべきだと思います。3市で真剣に考えてゆく必要があるので、3市ごみ減量市民会議をもっと実効性のある体制にすることを提案する。或いは3市で具体的な検討が行える組織を新たに提案する。 ここでは ただの＜検討する＞だけでなく、例えば上記のようなことを具体的に検討する体制を小金井市では作り、3市ごみ減量市民会議或いは新組織で検討する体制を提案する などを考慮した文章にしないと、結局何もやらずに終わってしまう可能性があると思います。	
27	その他	この「一般廃棄物処理基本計画」は、「小金井市気候非常事態宣言」に関連した施策であることを知りました。	より多くの市民の皆様にご覧いただけるよう、様々な施策に取り組んでまいります。

番号	項目	寄せられた意見	意見に対する検討結果
		地球温暖化、異常気象を引き起こしている二酸化炭素の排出ゼロを目指して、私たちの生活から出される廃棄物を資源として循環させるという施策を市民が関心を持ち、意識を変えていくことが大事なことと思いました。 そのために以下の 3 点を提案します。 ・「ごみ対策課」という部署の名称を「廃棄物資源循環課」というような名称に変更 ・毎月の市報に廃棄物のコラムを載せる ・ごみゼロ化推進員の啓発活動を活発に進める	
28	その他	焼却ごみをゼロに近づける施策について 小金井市は、二枚橋焼却場老朽化によって、新しい処理施設建設について、浅川清流環境組合稼働まで 30 余年かかっています。この間、2007 年 4 月から可燃ごみ（燃やすごみ）処理を他市・一部事務組合にお願いして 13 年余りようやく広域支援が終了しました。この間多摩地域 25 市・1 町にお世話になりました。このように新しい可燃ごみ処理施設を建設するには極めて厳しく長い検討期間が必要です。浅川清流環境組合の可燃ごみ処理施設は概ね 30 年後に撤退し、続けるとしたら日野市以外の場所で施設を建設するという覚書を締結しています。既に 5 年以上たっています。また三市ごみ減量市民会議では「2050 年までに可燃ごみ焼却をゼロに近づける」ことを目標に掲げ 3 市もこれを認めています。しか未だに具体的な協議が始まっていません。今回の一般廃棄物処理基本計画には、この問題の記述がないのは無責任といわれても仕方ありません。3 市ごみ減量市民会議減量部会の具体的な方策について協議を開始すべきです。小金井市はごみ非常事態宣言解除後、これまで行ってきたごみ減量・資源化の取り組みを後退させます。市報ごみ特	「3 市ごみ減量市民会議減量部会の具体的な方策について協議を開始すべき」との御意見については、No.26 の回答に同じです。 ①No.17 の回答に同じです。

番号	項目	寄せられた意見	意見に対する検討結果
		集号 4 回/年から3 回/年に、生ごみ減量化機器補助額（上限 5 万円）・補助率（上限 80%）をそれぞれ 3 万円、50%にしました。リサイクル事業所を市議会の再開を求める陳情採択や決議を無視して閉鎖しました。ごみ減量と資源化を一層強化すべきところ基本的な施策を後退させました。 ① 生ごみの分別収集・資源化 生ごみの分別収集・資源化は端緒についたばかりですが、平成 18 年 3 月の一般廃棄物処理基本計画「生ごみ肥料化事業の推進 前期一部世帯での導入、後期対象世帯の拡大」（同 36 ページ）とあり、パブリックコメントの市の回答は「一般家庭の生ごみを肥料化する事業は、基本計画においても、重点施策として位置づけたいと考えています。」「10 年間の計画期間内で、全世帯を対象としては困難ですが、1 割以上の世帯を対象とすることを目標とします」（同 111 ページ）とあります。また生ごみ分別収集についての陳情採択、HDM システムによる生ごみ減容・資源化の具体的協議なども行ってきました。これらを踏まえて今回の生ごみ分別回収は「1 割以上の世帯を目標とする」ことを基本計画に盛り込んでください。	
29	その他	②啓発・分別の強化によるごみ減量と資源化 可燃ごみ組成分析（令和元年 6 月～7 月）を見ると、家庭系で約 58%、6,622t、事業家系で約 63%1,472t 合計 8,094t が資源になると考えられます。啓発と分別の取り組みを強化することによって 1/3 を資源化するとすると約 2,700 t になります。 資源になる可能性のある可燃ごみ 組成分析から	新規資源化ルートの調査・研究を進めるとともに、「混ぜればごみ、分ければ資源」という考え方を市民の皆様にも広く御理解・ご認識いただけるよう、引き続き啓発活動に尽力し、資源化率向上に向け取り組んでまいります。

番 号	項目	寄せられた意見						意見に対する検討結果
			家 庭 系 (%)	(t)	事 業 系 (%)	(t)	合計 (t)	
		生ごみ	28.9	3,309	39.5	919	4,228	
		食品ロス	12.9	1,477	7.1	165	1,642	
		紙類	6.1	698	10.2	237	935	
		プラ類	9.8	1,122	6.2	144	1,266	
		金属	0.1	16	0.3	7.0	23	
		合計	57.8	6,622	63.3	1,472	8,094	
		紙おむつの資源化 可燃ごみ組成分析によると紙おむつ等は、戸建て住宅で 6.6%、ファミリー向け集合住宅で 4.2%となっています。紙おむつ使用は高齢化の進行によってさらに増えることが予想されます。 現在燃やすごみの日に燃やすごみと別に分けて収集していますが、すべて焼却されています。 紙オムツの資源化処理は素材分別して資源化する方法、乾燥化させ固形燃料にする方法など一部自治体を取り入れています。市独自実施では困難な面があるとしたら複数の市（日野市、国分寺市など）で共同処理を検討してください。						

番号	項目	寄せられた意見	意見に対する検討結果
30	その他	多摩地域 26 市の中で不燃ごみ最多が続く小金井市について 市町村自治調査会の調査によると、小金井市は家庭系可燃ごみでは排出量の少なさでは常にトップですが、家庭系全般では常に中位クラスです。特に不燃ごみ（燃やさないごみとプラごみ合計）では常に最下位クラスが続いています。燃やさないごみの中の資源物の分別が不徹底なのか（あきる野市は小型家電類として資源物として分別しています）その他の原因なのかわかりません。知りたいところです。なお、小金井市は燃やさないごみ指定袋とプラスチックごみして袋同じで紛らわしい。 多摩地域 26 市の中で燃やさないごみとプラスチックごみを同一にしているのは小金井市だけです。 指定袋の色分けをすべきです。燃やさないごみの組成分析では、汚れが落ちないプラプラスチック類・容器等が家庭系単純平均で 14.9%、資源になるプラスチック類は 26.4%になっています。資源になるプラスチックは指定袋の色分けによって改善されと考えます。実施してください。	燃やさないごみの割合が多い理由としては、市によって詳細な分別区分が異なることのほか、簡易包装や使い捨て製品の利用が多くなる、単身世帯として考えられる世代（20～29 歳）の転入者が多いことが一因として考えられます。 指定収集袋については、No.10 の回答に同じです。

第7章 用語解説

【あ行】

用語	解説
一般廃棄物会計基準	市町村の一般廃棄物処理事業における3R（リデュース・リユース・リサイクル）化を推進するための支援ツールの一つとして、平成19年6月に「市町村の一般廃棄物処理事業3R化ガイドライン」の一環として公表（令和3年5月改訂）されたものです。一般廃棄物処理事業に関する費用分析を行うための財務書類を作成するに当たり、書類作成支援ツールが提供されています。
一般廃棄物収集運搬業許可業者	地方自治体（市町村）の許可を受けて、家庭や事業所から排出される一般廃棄物を適正に収集・運搬する事業者です。
一般廃棄物処理実態調査	一般廃棄物行政の推進に関する基礎資料を得ることを目的として、環境省が全国の市町村及び特別地方公共団体に対して毎年行う一般廃棄物（ごみ・し尿など）の処理状況等を把握するための調査です。
エコセメント	ごみ焼却後に発生する焼却灰を主原料とし、資源循環を目的に製造されるセメントで、日本工業規格（JIS）に適合した土木建築資材です。

【か行】

用語	解説
カーボンニュートラル	脱炭素化を推進する重要な取組の一つであり、地球温暖化の原因となる「温室効果ガス」の排出量を実質ゼロにすることを目指す考え方です。日本では、2050年までにこの目標を達成するため、国や自治体がさまざまな取組を進めています。
拠点回収	市町村や地域団体が設置した専用の回収ボックスに、住民が資源物を持ち込む回収方式です。
グリーン購入	製品やサービスを購入する際に、環境を考慮して、必要性をよく考え、環境への負荷ができるだけ少ないものを選んで購入することです。
戸別収集（回収）	各戸から排出されたごみを、市町村が回収する方法です。
ごみ組成調査分析	ごみの質や分別状況などの把握を目的として、ごみを構成する種類と割合を調査することです。

【さ行】

用語	解説
最終処分	中間処理を行った廃棄物のうち、資源化できないものを埋立処分することです。
自主回収	市が実施している拠点回収とは別に、事業者や店舗が自主的に資源物を回収したり、回収箱を設置して資源物を回収し、資源物回収業者に引き渡す活動のことです。
集団回収	町会・自治会・子供会などの集団回収事業実施団体が、古紙やアルミ缶などの資源物を回収し、資源物回収業者に引き渡す活動のことです。
循環型社会	まずは廃棄物などの発生抑制、次に循環資源の循環的な利用、循環利用が行われないものの適正な処分を確保することにより、天然資源の消費を抑制し、環境への負荷ができる限り低減される社会のことです。
浄化槽汚泥	浄化槽に貯留されている汚泥のことです。
食品ロス	未開封食品、未利用食品残渣や食べ残しなど、本来食べられるにも関わらず捨てられてしまう食べ物のことです。
3R	「リデュース（Reduce）＝発生抑制、リユース（Reuse）＝再使用、リサイクル（Recycle）＝再生利用」という言葉の頭文字の“3つのR”をとって作られた言葉です。

【た行】

用語	解説
堆肥化	人の手によって堆肥化生物（主に微生物）にとって有利な環境（酸素、水分、温度、pH、炭素／窒素比など）を整え、有機物（動物の排泄物、生ごみ、落ち葉など）を微生物の働きによって分解・発酵させ、堆肥へと変化させるプロセスです。
厨芥類	調理・飲食等に伴って発生する動植物性の残さを指し、主として調理くず、食べ残し、廃棄された食品などからなる廃棄物です。
中間処理	ごみを焼却、破碎等して減量化（減容化）もしくは資源化処理を行うことです。
店頭回収	店頭などに設置された専用の回収ボックスに投入された資源物を回収し、資源物回収業者に引き渡す活動のことです。
東京たま広域資源循環組合	多摩地域25市1町（組織団体）によって構成・運営され、一般廃棄物の最終処分、焼却残渣などの処理を広域的に行うことを目的として設置された一部事務組合です。
東京都資源循環・廃棄物処理計画	持続可能な社会の実現に向けて、東京都が策定した計画であり、「持続可能な資源利用の実現」、「廃棄物処理システムのレベルアップ」、「社会的課題への果敢なチャレンジ」の3つの柱を中心に、限りある資源を有効に活用し、廃棄物を適切な処理することで、環境への負荷を減らし、快適で安心な暮らしを守ることを目的としています。

【は行】

用語	解説
廃棄物	廃棄物は大きく「一般廃棄物」と「産業廃棄物」に分類されます。「産業廃棄物」とは、事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（廃棄物処理法）及び同施行令で定められた20種類の廃棄物を指します。これら以外の廃棄物は「一般廃棄物」とされ、家庭から生じた廃棄物（家庭系一般廃棄物）や、事業活動に伴って生じた産業廃棄物以外の廃棄物（事業系一般廃棄物）が含まれ、一般廃棄物は市町村が排出者責任を持ちます。
廃棄物 家庭系一般廃棄物	家庭から排出される廃棄物のことです。
廃棄物 事業系一般廃棄物	家庭系一般廃棄物以外で、事業活動に伴って発生する廃棄物のうち、産業廃棄物に該当しない廃棄物のことです。基本的には事業者自らの責任で処理することが義務付けられています。
廃棄物処理基本方針	廃棄物処理法第5条の2第1項に基づき、廃棄物の減量、資源化、適正処理を総合的かつ計画的に推進するための環境省が定める指針です。
廃棄物の処理及び清掃に関する法律	廃棄物処理法（昭和45年12月25日法律第137号）とも略称されます。廃棄物の排出抑制、適正な分別・保管・収集・運搬・再生・処分などの処理を通じて、生活環境の保全と公衆衛生の向上を図ることを目的とした法律です。一般廃棄物及び産業廃棄物の処理に関する基本的な枠組みを定めており、排出事業者や処理業者の責任、自治体の役割、処理施設の技術基準などが規定されています。
PDCAサイクル	Plan、Do、Check、Actionの頭文字を取ったもので、組織が環境方針及び環境負荷を低減する目的・目標を定め、その実現のための計画（Plan）を立て、それを具体的に実施（Do）します。その結果を点検（Check）し、さらに次のステップを目指して見直し（Action）を行うことです。
不法投棄	廃棄物の処理及び清掃に関する法律に違反して、廃棄物を投棄することです。
ペーパーレス化	紙の使用量を減らし、文書や資料を電子化することにより、森林資源の保護や廃棄物、紙の使用を削減し環境負荷を低減することに加え、業務効率化、コスト削減を進める取組のことです。
包括連携協定 締結団体	市民サービスの向上や、地域が抱える社会課題の解決に向け、協定を結んでいる市内及び近隣の大学や企業のことです。

【ま行】

用語	解説
見える化	わかりやすく図解したり、情報をデジタル表示したりするなど、視覚的なわかりやすさに重点を置き、市民や事業者にわかりやすく、客観的に捉えられるものとすることです。

【ら行】

用語	解説
ライフスタイル	個人がそれぞれの社会的、文化的、経済的条件のもとで示す、価値観・習慣などを含めた生活様式のことです。
リサイクル	3Rの一つで、廃棄されるものから再利用できるものを資源とし、再び使用して製品などを生産することです。
リデュース	3Rの一つで、ごみになるものはもらわない・買わないなど、ごみになるものを元から減らすことです。
リユース	3Rの一つで、一度使用された製品を、そのまま、又は製品の一部品をそのまま再度使用すること、もしくは修理して使用することです。

小金井市食品ロス削減推進計画 案

令和8年3月
小金井市

目 次

第1章 計画策定の概要	1
第1節 計画策定の趣旨と目的	1
第2節 計画の位置付けと対象期間	2
第2章 食品ロスの現状と課題	3
第1節 国及び東京都の食品ロスの現状	3
第2節 小金井市の現状と課題	7
第3章 計画の理念、スローガン・目標	14
第1節 計画の理念、スローガン	14
第2節 食品ロス削減に係る目標	14
第4章 目標達成のための推進施策	15
第1節 計画体系、取組の主体との役割、本市が展開する施策	15
第2節 食品ロス削減のための施策	17
第5章 計画の推進体制及び進行管理	20

用語、数値の取扱い及び表記方法は、特に断りのない限り、次のとおりとします。

1. 数値の端数処理

- 数値は原則として四捨五入により端数処理を行っているため、図表中の内訳の合計と総数が一致しない場合があります。

2. 期間の表示

- 年度は、元号表記を併記「和暦〇〇年(西暦〇〇〇〇年)」で表示します。

3. 資料の出典

- 特に出典を明示していない数値は、小金井市の統計資料又は関係部局の集計によるものです。
- 他機関の統計や資料を引用する場合は、原則として出典を明記しています。

4. その他

- 掲載されているデータや図表は、計画策定時点の情報に基づくものであり、最新の状況とは異なる場合があります。

第1章 計画策定の概要

第1節 計画策定の趣旨と目的

食品ロスとは、本来食べられるにもかかわらず廃棄されている食品のことをいいます。食品ロスは、生産から消費にわたるサプライチェーンの各段階で発生するものであり、国際的な問題となっています。

平成27年（2015年）9月の国連サミットでは、「持続可能な開発のための2030アジェンダ」の持続可能な開発目標（以下「SDGs」という。）において食品ロスに関して言及されており、「令和12年（2030年）までに小売・消費レベルにおける世界全体の一人当たりの食料廃棄の半減」が目標設定されています。更に、国連環境計画（UNEP）の「食品廃棄指標報告2024」では、食品ロスの問題は、気候変動や生物多様性の喪失、汚染を深刻化させる要因となっていることを強調しており、単なる「もったいない」ということだけではなく、社会のさまざまなシステムに波及する課題であるといえます。

日本でも、SDGsの国際目標の達成に向け、令和元年（2019年）10月に「食品ロスの削減の推進に関する法律」が施行されています。事業系食品ロス及び家庭系食品ロスそれぞれで、令和12年（2030年）度までに平成12年（2000年）度比で半減目標を設定し、国、地方公共団体、国民、事業者などの各主体が食品ロス削減に取り組むこととされており、各主体による取組が推進されているところです。なお、事業系食品ロスの削減目標（令和12年（2030年）度までに半減）については、令和4年（2022年）度に達成したことを踏まえ、令和12年（2030年）度までに平成12年（2000年）度比で60%削減とする目標が新たに設定されています。

小金井市（以下「本市」という。）においては、食品廃棄物¹の肥料化等事業の推進に向け生ごみ減量化処理機器の生成物を肥料化する試みにいち早く着手するなど、これまでも厨芥類の削減に取り組んできました。また、国が掲げる令和12年（2030年）度の食品ロス量削減の目標達成に貢献すべく、市内コンビニエンスストアにおけるてまえどりPOP掲出や食品ロス削減マッチングサービス「小金井カメすけ」の普及拡大等、本市の特性に応じ、「未開封食品」、「未利用食品」、「食べ残し」²の削減を最優先とし、市民や事業者の皆様とコミュニケーションをとりながら、食品ロスの削減に努めているところです。

今後は、市民、事業者、行政がそれぞれの役割をこれまで以上に認識し、更なる連携をとりながら、一層の食品ロスの削減に取り組むことを目的として、この度、小金井市食品ロス削減推進計画（以下「本計画」という。）を策定します。

¹ 食品ロスに加え、魚・肉の骨等、食べられない部分（不可食部）を含むもの。なお、本計画における食品ロスとは、「未開封食品」、「未利用食品」、「食べ残し」のことを言う。

² 「未開封食品」は、全く使われなかった未開封の食材・食品・飲料、「未利用食品」は、使われなかった開封済みの食材・自家農作物・一部食材等、「食べ残し」は、一部食べたり飲んだりしてある食品や飲料を指す。詳細はごみ組成調査結果の項目にて示す。

第2節 計画の位置付けと対象期間

1. 計画の位置付け

本計画は、「食品ロスの削減の推進に関する法律」及び「食品ロスの削減の推進に関する基本的な方針」（以下「食品ロス削減推進基本方針」という。）に基づき策定し、食品ロスの削減に向けた本市の目標や方針等を定めるものです。

また、本計画は、市の廃棄物処理やごみ減量に関する施策の方向性を示した「小金井市一般廃棄物処理基本計画」と整合性を図るとともに、上位計画である「小金井市基本構想・基本計画」や「小金井市環境基本計画」等の各種計画と調和が保たれたものとします。



図 1-1 本計画の位置付け

2. 計画対象期間

本計画は、一般廃棄物処理基本計画と整合を図り、令和8年（2026年）度から令和12年（2030年）度までの5年間を計画期間とします。なお、計画期間中であっても社会情勢の大きな変化、法制度の改正など計画の前提となる諸条件に大きな変動があった場合などは、必要に応じて本計画の見直しを行うものとします。



図 1-2 計画対象期間

第2章 食品ロスの現状と課題

第1節 国及び東京都の食品ロスの現状

1. 国の現状

日本の食品ロスは令和5年（2023年）度推計値で464万トン（うち家庭系233万トン、事業系231万トン）であり、令和4年（2022年）度の472万トンから8万トン減少しているという状況です。食品ロスの量は、推計を開始した平成24年（2012年）度より、ほぼ右肩下がり減少傾向を示しています。



出典：農林水産省 HP、環境省 HP、消費者庁 HP より作成

図 2-1 食品ロス発生量の推移

(1)第五次循環型社会形成推進基本計画(環境省)

第五次循環型社会形成推進基本計画（以下「第五次基本計画」という。）は、循環型社会形成推進基本法に基づき、循環型社会の形成に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために定められています。第五次基本計画においては、第四次循環型社会形成推進基本計画で設定している削減目標を踏襲し、食品ロス量を令和12年（2030年）度までに平成12年（2000年）度比で半減させるという目標を設定しています。

(2)食品循環資源の再生利用等の促進に関する基本方針(農林水産省)

食品循環資源の再生利用等の促進に関する基本方針（以下「食品リサイクル法に基づく基本方針」という。）は、食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（以下「食品リサイクル法」という。）に基づき、再生利用等の促進の基本的方向、再生利用等を実施すべき量に関する目標、再生利用等の促進のための措置に関する事項について定められています。食品リサイクル法に基づく基本方針は、主に、食料・農業・農村政策審議会食料産業部会 食品リサイクル小委員会（農林水産省）及び中央環境審議会循環型社会部会 食品リサイクル専門委員会（環境省）が見直しの検討を行い、令和7年（2025年）度に改定版が公表されています。

改定版においては、令和12年（2030年）度までに平成12年（2000年）度比で半減するという事業系食品ロスの削減目標を令和4年（2022年）度に達成したことを踏まえ、令和12年（2030年）度までに平成12年（2000年）度比で60%削減とする目標が新たに設定されています。新たな目標の達成には、食品関連事業者による取組の推進とともに、消費者の理解や取組が鍵であることから、国、地方公共団体、食品関連事業者、消費者等の様々な関係者が連携して、サプライチェーン全体で推進することの必要性や、食品の種類や業種等によって、食品ロス削減の余地が異なるとともに、サプライチェーンが一体となって取り組む必要があることから、サプライチェーン全体の目標とすることが示されています。

(3)食品ロスの削減の推進に関する基本的な方針(消費者庁)

食品ロス削減推進基本方針では、食品ロスの削減の推進に関する法律に基づき、食品ロスの削減の推進の意義及び基本的な方向、推進の内容、その他食品ロスの削減の推進に関する重要事項を定めています。

食品ロス削減推進会議（消費者庁）において、食品ロス削減推進基本方針の見直し行われ、令和7年（2025年）度に第2次基本方針が定められました。第2次基本方針では、第五次基本計画や、食品リサイクル法に基づく基本方針で設定されている削減目標の達成を目指し、総合的に取組を推進するとともに、食品ロス問題を認知して削減に取り組む消費者の割合を80%とすることを定めています。

(4)第 4 次食育推進基本計画(厚生労働省)

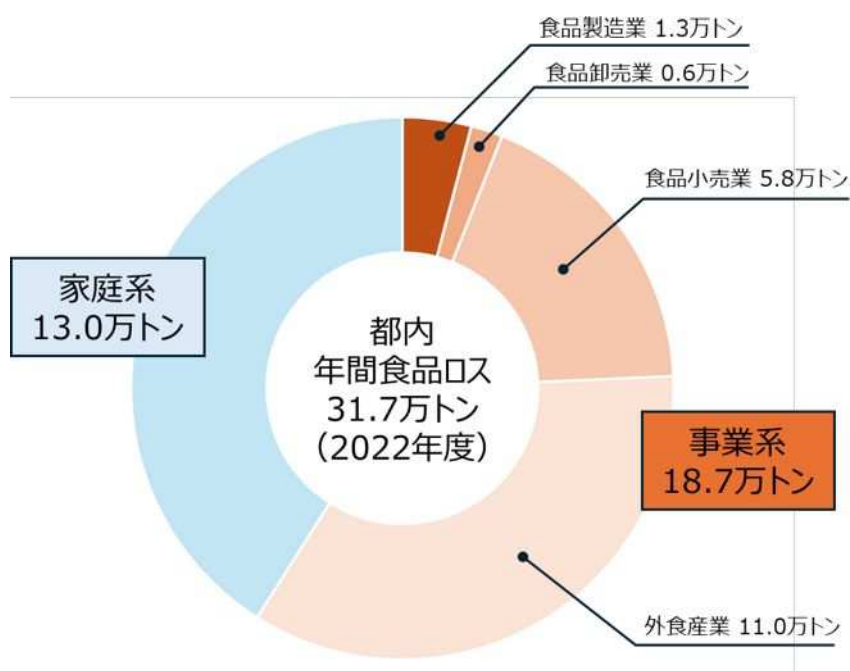
第4次食育推進基本計画は、食育基本法に基づき、食育に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、食育を通じて国民の健康と持続可能な社会を実現するための重点事項を定めています。

第4次食育推進基本計画は、食育の推進に当たっての目標の一つとして、食品ロス削減のために何らかの行動をしている国民を増やすことを掲げており、令和元年（2019年）度に76.5%であったものを、令和7年（2025年）度までに80%以上とすることを目指すことが示されています。

2. 東京都の現状

東京都は、令和3年（2021年）3月に「東京都食品ロス削減推進計画」を策定し、令和12年（2030年）度までに平成12年（2000年）度比で食品ロスを半減する目標を掲げています。令和4年（2022年）度の都内食品ロス発生量は31.7万トンで、その内訳は事業系が18.7万トン、家庭系が13.0万トンとなっています。

都内は、飲食店や食品製造業、卸売業、小売業などの事業活動が活発に行われており、特に外食産業からの食品ロスが多い傾向にあります。主な原因は賞味期限切れや売れ残りとされており、東京都は、事業者との連携を強化し、食品ロス削減の取組を推進していくこととしています。



出典：東京都食品ロス削減パートナーシップ会議（令和7年（2025年）2月7日）より作成

図 2-2 東京都内の年間食品ロス量（令和4年（2022年）度）

第2節 小金井市の現状と課題

1. アンケート調査結果から抽出された課題

生ごみ、食品ロスに関する市が行っている取組についての認知度は、全体的に低い傾向にあります。また、生ごみ減量化処理機器購入費補助制度の認知度は約61%であるのに対し、生ごみ減量化処理機器購入費補助制度を利用・活用したことがある人の割合は約11%に留まっており、補助制度の在り方について検討が必要です。

普段捨てていると思う「食品ロス」については、消費期限（安全に食べることができる期限）が切れてしまった食品が最も多く、使い残した野菜・青果、鮮魚・鮮肉などの食材、食べ残したおかず・そうざいなどを合わせると約76%に及びます。市民から事業者に対しては、賞味期限が近い商品を購入することの特典や、必要量だけの販売・提供（少量パック、量り売り、小盛など）を望む割合が多いことや、事業者から市に対しては飲食店と連携したキャンペーンの実施を求められていることから、事業者も含めた食品ロスの削減に向けた取組が必要です。

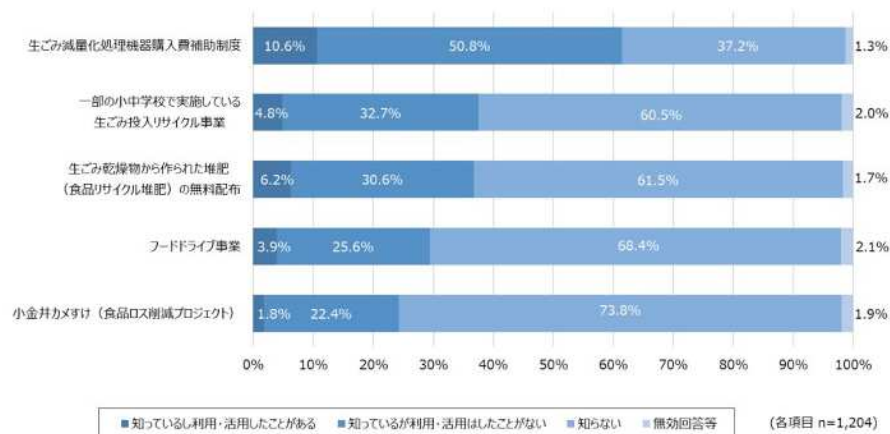


図 2-3 食品ロスに関する取組の認知度【市民】（単一回答）

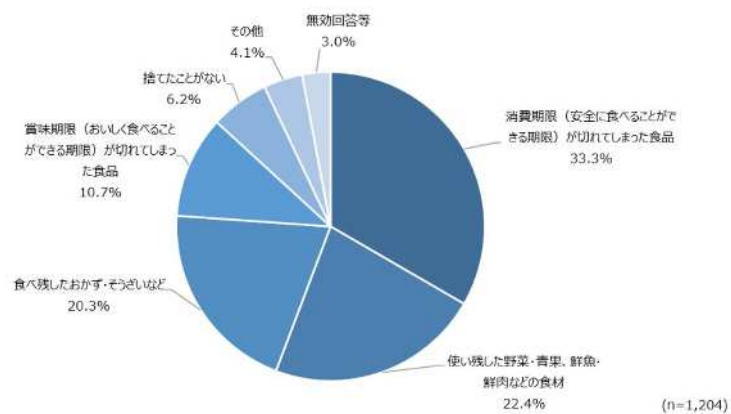


図 2-4 食品ロスに関する排出状況【市民】³（複数回答可）

³ 全回答数に対する各選択肢の回答数の割合を表示（複数回答可）

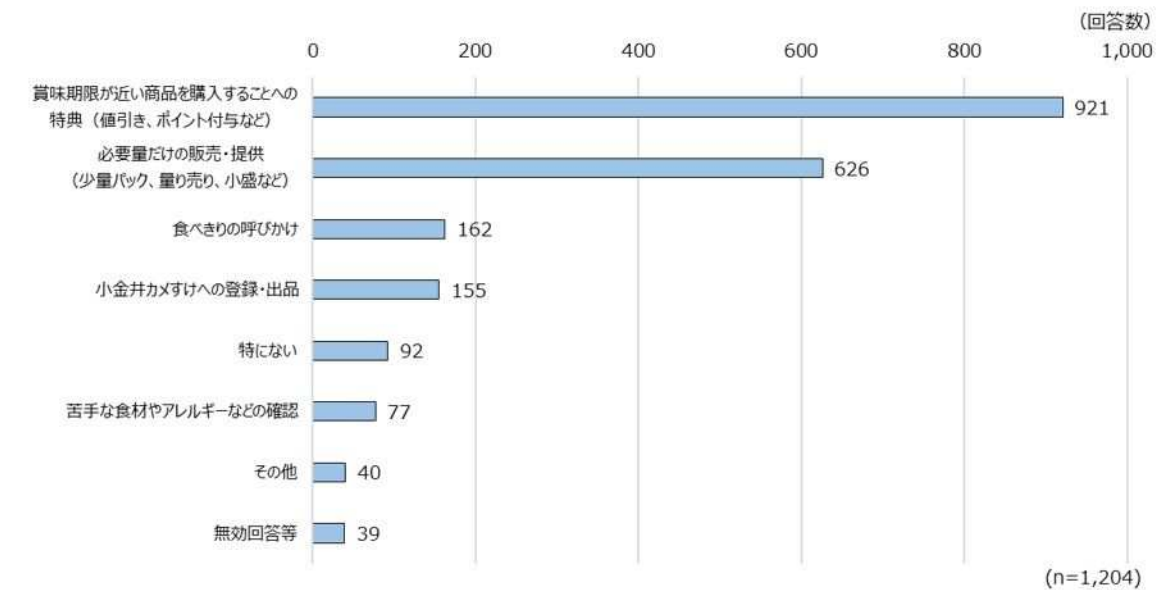


図 2-5 食品ロス削減のために事業者を実施してほしい取組【市民】（複数回答可）

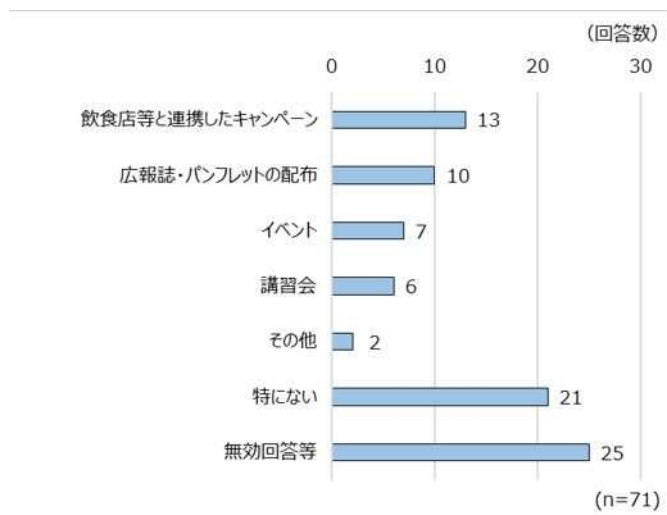


図 2-6 食品ロス削減のために市に実施してほしい取組【事業所】（複数回答可）

2. ごみ組成調査に基づく現状整理と抽出された課題

(1) 家庭系燃やすごみ

家庭系燃やすごみのうち、厨芥類は約41%であり、非可食部・調理くず約29%を除く約13%が食品ロスとなります。厨芥類のうち、食品ロスは約31%です。

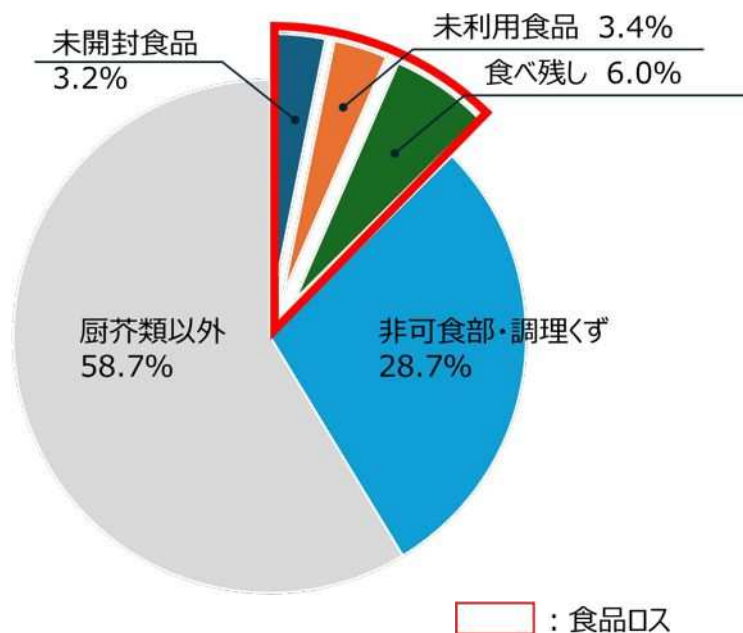


図 2-7 家庭系燃やすごみの調査結果（単純平均）⁴



図 2-8 家庭系燃やすごみ、食品ロスの排出実態例
（左：未開封食品、右：未利用食品）

⁴ ごみ組成調査はパッカー車で収集したごみを湿ベース重量で調査

家庭系：収集された燃やすごみが調査対象

事業系：許可業者が収集した事業系燃やすごみが調査対象

（以下、燃やさないごみも同条件）

表 2-1 家庭系燃やすごみの調査結果

分 類 項 目			割合（％）
厨芥類			41.3
	未開封食品		3.2
		素材	1.4
		調理済み食品	1.6
		飲料	0.2
	未利用食品		3.4
		素材	1.0
		自家製農作物	0.3
		一部の素材	1.5
		調理済み食品	0.6
	食べ残し		6.0
		食べ残し	5.8
		飲み残し	0.3
	非可食部・調理くず		28.7
物理的可食（潜在可食）		10.2	
非可食（調理くず・非可食）		18.6	
厨芥類以外			58.7

【参考】食品ロスの分類項目について

未開封食品	■ 素材	パッケージ（トレイ・容器含む）入りの生鮮（青果、生肉、鮮魚）、穀物、加工品等（未開封）・未開封冷凍食品のうちミックスベジタブル等
	■ 調理済み食品	パッケージ入り未開封のカップ麺、缶詰、菓子パン等
	■ 飲料	未開封飲料
未利用食品	■ 素材	食パン1枚等、野菜・果物丸のまま（プチトマト1個、バナナ1本等）、鮮魚・生肉、加工品（ちくわ1本・厚揚げ1枚）、開封後の手つかず納豆等
	■ 自家製農作物	多量排出される畑や庭から直行と見なされる野菜等
	■ 一部の素材	生米、野菜・果物の部分（玉ねぎ1/4、きのこ株半分等）、加工品（バラの乾麺、包丁で切られた食パン半分、豆腐半分、全部残っていないシリアル等）
	■ 調理済みの食品	丸のままの菓子パン、菓子1つ、箱に半分残ったホールケーキ等
食べ残し	■ 食べ残し	一部食べてある食品
	■ 飲み残し	飲み残しの飲料
調理くず・非可食部	■ 物理的可食	野菜くず（大根の皮、葉物の芯、レタス・キャベツの上葉）、廃食油、魚や肉の皮、脂身（牛脂等）、パンの耳、椎茸の足、長ネギの青いところ等
	■ 非可食	果物の皮、果物の芯、ぶどうのつる、玉ねぎ・とうもろこしの皮、トマト・なすなどの葉やヘタ、種、コーヒーがら・茶殻等、骨、卵の殻、貝殻等

出典：環境研究総合推進費 終了研究成果報告書 3-1805 SDGs12.3 指標の提案に向けた、食品ロスの実態の解明（JPMEEF20183005）より作成

次に、居住形態別の結果からは、戸建て住宅、ファミリー向け集合住宅からの厨芥類排出割合が約50%程度であることが確認されました。また、単身向け集合住宅については、燃やすごみに占める厨芥類の割合は約26%と、他の居住形態に比べると低い割合となっているものの、未開封食品や食べ残しの割合が他の居住形態とほとんど変わらず、厨芥類に占める食品ロスの割合が高いことも確認されました。

生活スタイルの異なる様々な市民に対して、無理なく生活に取り入れることができる行動に関する啓発や施策が必要となります。

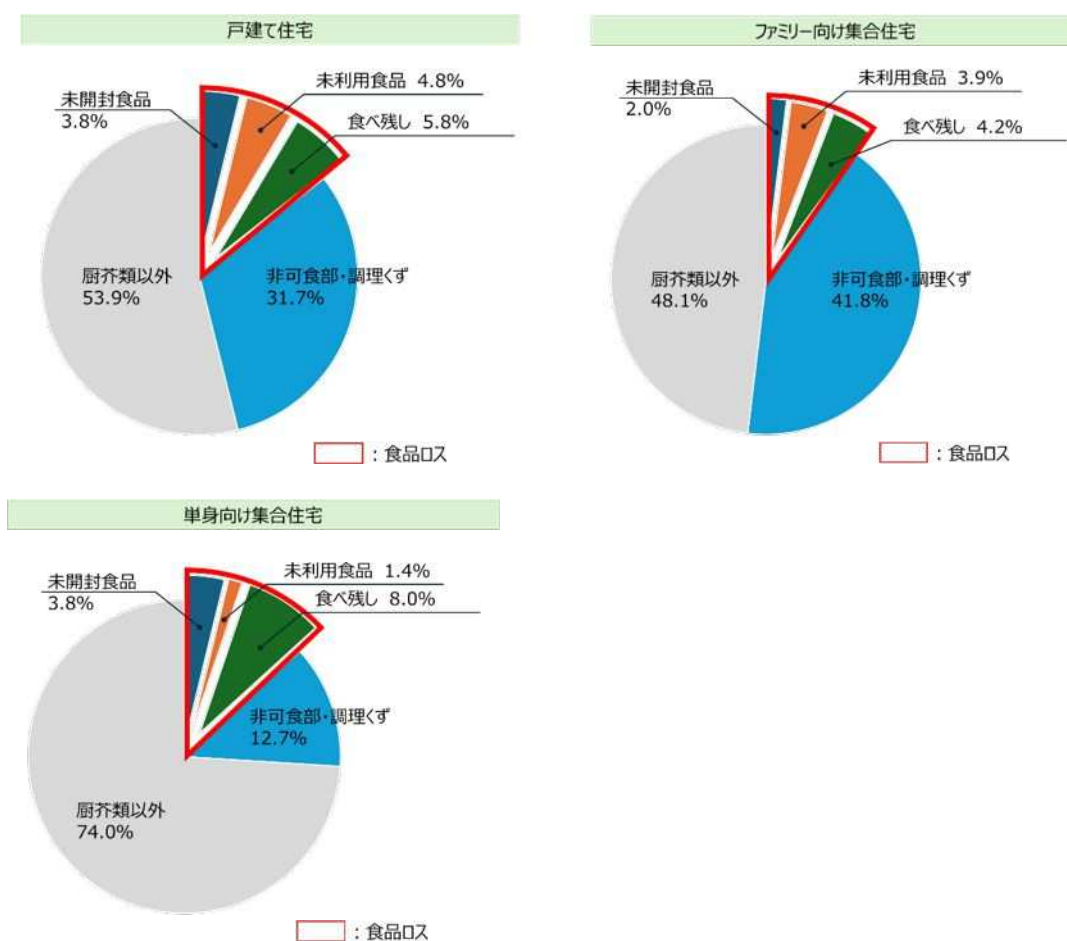


図 2-9 居住形態別 家庭系燃やすごみの調査結果

(2)事業系燃やすごみ

事業系燃やすごみのうち、厨芥類は半数を超える約53%であり、非可食部・調理くず約16%を除く約38%が食品ロスとなります。厨芥類の中では食べ残しが最も多く、厨芥類のうち約53%を占めています。

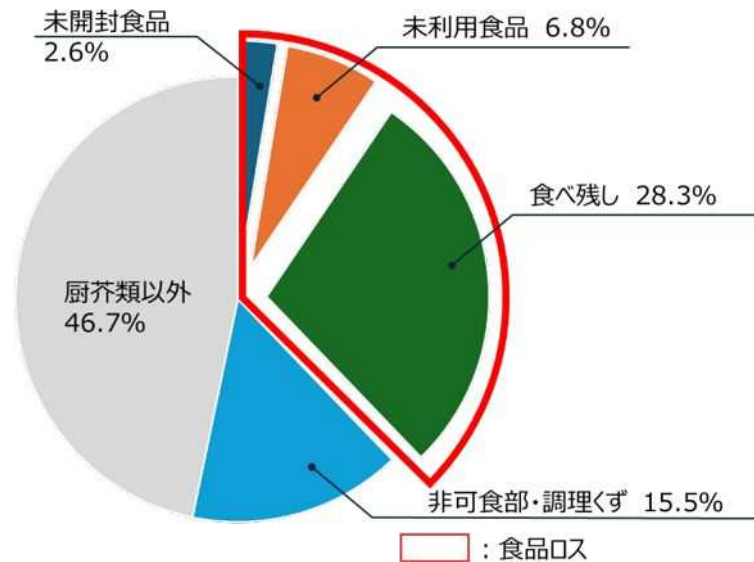


図 2-10 事業系燃やすごみの調査結果

表 2-2 事業系燃やすごみの調査結果

分 類 項 目			割合（％）
厨芥類			53.3
	未開封食品		2.6
		素材	0.5
		調理済み食品	2.1
		飲料	0.0
	未利用食品		6.8
		素材	2.6
		自家製農作物	0.0
		一部の素材	4.1
		調理済み食品	0.2
	食べ残し		28.3
		食べ残し	28.3
		飲み残し	0.0
	非可食部・調理くず [※]		15.5
		物理的可食（潜在可食）	13.7
非可食（調理くず・非可食）		1.8	
厨芥類以外			46.7

3. 課題を踏まえた方針

(1)発生抑制を第一に掲げた家庭系食品ロスの削減及び生ごみ有効利用の推進

市民アンケート調査やごみ組成調査から、多くの食品が、食べられることなく捨てられていることが明らかになっています。とりわけ、実際には期限切れや、使い残しの生鮮食品を排出しているというアンケートの回答が多く、日々の買い物や保存の工夫によって未然に防ぐことができる食品ロスが一定程度存在していることがうかがえます。

こうした傾向を踏まえ、市民一人ひとりが無理なく実践できる「必要な分だけ買う」、「使い切る」習慣づくりを後押しする情報提供や環境整備が、今後の発生抑制に向けた鍵となります。適量購入を促す広報や、保存方法・食材活用の工夫を共有する取組など、日常生活に寄り添った支援を進めていくことが重要です。

(2)事業者との協働による食品ロス削減に向けた取組及び生ごみ有効利用の推進

食品ロス削減に向けては、市民、行政だけでなく、流通・小売・飲食等の事業者との連携も欠かせません。市民アンケートでは、賞味期限が近い商品の値引き販売や、少量・小分け商品の充実など、購入段階での選択肢の拡充を求める声が多く寄せられました。一方で、事業者からは、店頭でのPOP掲示や啓発活動への協力の意向も示されており、連携の素地は一定程度整っているといえます。

こうした状況を踏まえ、今後は、事業者が無理なく取り組みやすい仕組みづくりや、取組の見える化、広報支援などを通じて、地域全体での食品ロス削減の機運を高めていくことが重要です。

(3)食品ロス削減に向けた取組を行うための啓発・情報提供

本市では、食品ロス削減に向けたさまざまな施策や情報提供を行っているものの、市民アンケートの結果からは、それらの施策について「知っているが利用・活用したことはない」との回答も多く見られ、認知から行動につながっていない現状が一部で確認されました。

今後は、生活に無理なく取り入れられるような仕組みづくりや行動を後押しする仕組みの工夫とあわせて、より身近な形での啓発・情報提供を展開していくことが重要です。

第3章 計画の理念、スローガン・目標

第1節 計画の理念、スローガン

食品ロス みんなで減らして 豊かな生活

本市では、本市の特性に応じ、食品ロス（「未開封食品」、「未利用食品」、「食べ残し」）の発生抑制を第一に取り組み、それ以外の厨芥類についても有効利用することを理念に、身近な問題である食品ロスについて実態を知り、問題への理解を深めるとともに、市民、事業者、行政が一体となり、食品ロス削減を推進していく社会を目指します。

第2節 食品ロス削減に係る目標

国の食品ロスの削減目標は、家庭系は第五次基本計画において、事業系は、食品リサイクル法に基づく基本方針において、それぞれ平成12年（2000年）度比で令和12年（2030年）度までに、家庭系は食品ロス量を半減、事業系は60%削減させるとしています。

本計画においても、これらの目標にならい、平成12年（2000年）度比で令和12年（2030年）度までに、家庭系は食品ロス量を半減、事業系は60%削減させることを目指します。



図 3-1 目標項目、目標値⁵

⁵ 図中のイラストは Microsoft365 Copilot により生成

第4章 目標達成のための推進施策

第1節 計画体系、取組の主体との役割、本市が展開する施策

本市が目指す食品ロス削減の取組は、市民、事業者、行政による社会全体での協働を前提としています。市民の暮らしの中にあるちょっとした工夫や配慮、事業者の創意工夫による食品提供・販売方法の改善、そして行政による支援と情報提供が、相互に補完し合うことで、地域に根ざした持続可能な取組へとつながっていきます。

このような考えの下、本計画では、食品ロス削減に向けた取組を「①家庭から出る食品ロスの発生抑制」、「②事業者との協働による削減」、「③啓発と情報提供の推進」という三つの柱に整理し、それぞれの柱の中で市民、事業者、行政が果たすべき役割や期待される行動を明確にしました。

たとえば、家庭においては買いすぎ・作りすぎの抑制やライフスタイルに応じた調理・保存の工夫など、身近な行動を通じた食品ロスの発生抑制を重視しています。事業者に対しては、販売・提供方法の改善やフードドライブの実施といった、社会的責任を踏まえた取組を促進します。そして行政は、これらを支える制度づくりや広報活動などを通じて、市民、事業者の行動を後押ししていきます。

また、これら三つの柱に対応する具体的な施策を10項目に整理しています。既存の取組を効果的に発展させることにも重きを置き、実効性と継続性を両立させることを意識した構成としています。

次ページに、これらの考え方を整理した計画の全体像を示します。市民、事業者、行政が連携しながら、それぞれの役割を果たし、具体的な取組を後押しすべく、施策を展開していきます。

小金井市食品ロス削減推進計画



市民、事業者、行政が一体となり、食品ロス削減を推進していく社会を目指す

図 4-1 計画体系

第2節 食品ロス削減のための施策

1. 発生抑制を第一に掲げた家庭系食品ロスの削減及び生ごみ有効利用の推進

生活に根差した食品ロスの削減を推進するため、日常の買い物・調理・保存・食事における「ちょっとした工夫」を後押しする施策を重点的に展開します。

施策 1－1 「買いすぎ・作りすぎゼロ」への支援

具体的な取組例

- 市報やSNSによる「家庭でできる食品ロス削減術（買い物・保存・使い切り）」の発信
- 「食べきりカレンダー」や「冷蔵庫マグネット」など、家庭内で活用できるツールの調査・研究
- 自治会等を対象とした出張講座の検討

施策 1－2 ライフスタイルに応じたきめ細かな支援

具体的な取組例

- 単身世帯や高齢者を対象とした食材活用講座の実施
- 子育て世代、ファミリー層を対象としたイベントの企画・実施

施策 1－3 家庭でできる生ごみ有効利用施策の展開

具体的な取組例

- 生ごみ資源化モデル事業の実施
- 地域イベントでの展示・説明ブース設置

2. 事業者との協働による食品ロス削減に向けた取組及び生ごみ有効利用の推進

市内事業者との協働を通じて、地域全体で食品ロス削減に向けた雰囲気づくりを推進します。

施策 2 - 1 食品ロス削減推進協力店拡充・支援

具体的な取組例

- 市内小売・飲食店舗等の希望事業者を対象とした「食品ロス削減推進協力店」に係る制度及び店舗の認知度向上
- 市ホームページや市報での協力店の取組紹介、ポスターやステッカーの配布
- 割引販売、てまえどりや小盛対応などの好事例の周知
- 食べ残しの持ち帰り推進に向けた関係機関との協議・検討支援

施策 2 - 2 事業者に寄り添った支援

具体的な取組例

- 分別・排出削減に関する相談支援体制の充実
- 事業規模、業種別（飲食、小売、製造など）に応じた情報提供・働きかけ

施策 2 - 3 フードドライブ事業等の普及拡大と地域連携による有効活用

具体的な取組例

- 食品ロス削減マッチングサービス「小金井カメすけ」の普及拡大
- 環境イベントや民間企業等と連携したフードドライブの実施

施策 2 - 4 発生抑制・リサイクル・有効利用の推進

具体的な取組例

- 保育園、小・中学校との連携による食品残さリサイクルの推進
- 食品リサイクル法への遵法徹底の指導
- 市内中小事業者に対する資源化促進の働きかけ

3. 食品ロス削減に向けた取組を行うための啓発・情報提供

施策の効果を高めるためには、行動につながる情報提供や、地域の力を活用した継続的な啓発が不可欠です。本市では、「わかりやすく」「やってみたくなる」啓発を心がけ、次のような取組を進めます。

施策３－１ 市民生活に密着した広報・特集の展開

具体的な取組例

- 市報や市ホームページ、SNS（公式X・Instagramなど）の活用
- 各種媒体への食品ロス削減に関する特集記事等の掲載

施策３－２ 地域イベントと連動した事業者参加型啓発

具体的な取組例

- 事業者と協力した啓発展示の実施
- 事業者と連携した「食べきり週間」や「食品ロスゼロキャンペーン」等の展開

施策３－３ 小・中学校、子育て世代との連携による実践的啓発

具体的な取組例

- 学校を通じた児童生徒・保護者向けの、情報発信の実施
- こども家庭センター等における、離乳食・作りすぎ・買いすぎ防止など、乳幼児世帯向けの情報提供強化

第5章 計画の推進体制及び進行管理

PDCAサイクルに基づき、Plan（計画・施策の立案、目標の設定）、Do（計画に沿った施策の実施）、Check（市民、事業者、行政それぞれの取組状況、施策の進捗状況、目標達成状況などについて3者の連携の中で点検・評価）、Action（点検・評価に基づき必要に応じて、施策の改善を検討、目標達成に向けた計画の見直し）を行っていきます。更に、関係法令の改正や社会状況の変化などに柔軟に対応していきます。

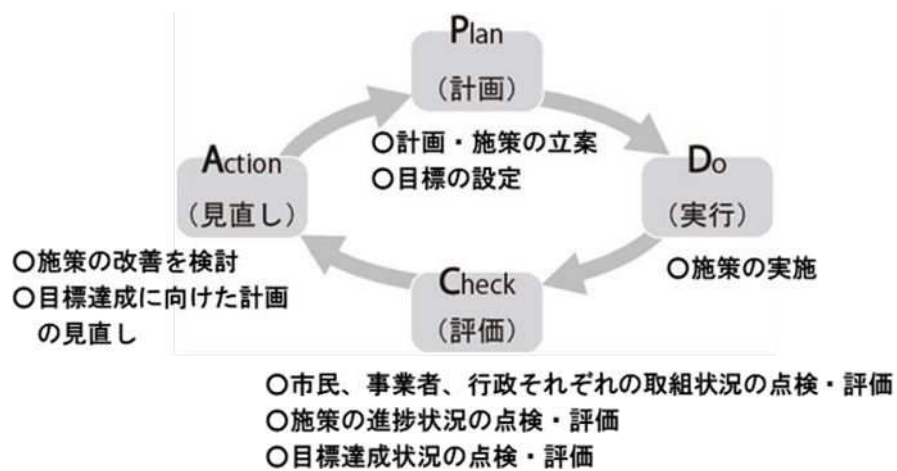


図 5-1 PDCA サイクル

資料編

第 1 章 ごみ組成調査結果(概要)	1
第 1 節 調査の概要	1
第 2 節 ごみの種類組成別分析結果	3
第 2 章 市民アンケート・事業所アンケート調査結果(概要)	6
第 1 節 調査の概要	6
第 2 節 市民アンケート	7
第 3 節 事業所アンケート	12
第 3 章 計画策定過程	18
第 1 節 小金井市廃棄物減量等推進審議会	18
第 2 節 パブリックコメント概要	20

資料編

第1章 ごみ組成調査結果(概要)

第1節 調査の概要

本調査は、一般廃棄物処理基本計画及び食品ロス削減推進計画の策定にあたって、家庭系ごみ（居住形態別）・事業系ごみの排出状況や資源化可能物の混入状況等を確認し、ごみの排出実態の把握・課題抽出に資する情報を得ることを目的として、実施したものです。

1. 実施日及び実施場所

表 1-1 ごみ組成調査の実施日及び実施場所

実施日	実施場所	対象ごみ
令和7年4月15日（火）	浅川清流環境組合 可燃ごみ処理施設	家庭系・事業系燃やすごみ
令和7年4月22日（火）	小金井市野川クリーンセンター	家庭系燃やさないごみ
令和7年5月12日（月）	小金井市野川クリーンセンター	家庭系燃やさないごみ
令和7年5月15日（木）	浅川清流環境組合 可燃ごみ処理施設	家庭系燃やすごみ

2. 対象

(1)対象としたごみ

家庭系及び事業系の燃やすごみ

家庭系燃やさないごみ

(2)調査対象地域及び調査対象試料

家庭系は居住形態を「戸建て住宅」、「ファミリー向け集合住宅」、「単身向け集合住宅」、事業系は「事業所」と定め、家庭系はそれぞれ2地域ずつ選び、各地域から燃やすごみは200kg以上（袋数で約80～100袋）、燃やさないごみは約100kg以上（袋数で約40～50袋）を目安に試料を調達しました。事業系燃やすごみも家庭系と同じく200kg以上（袋数で約80～100袋）を目安に試料を調達しました。

3. 調査内容

収集した試料の組成ごとに分類（70分類）を行い、組成別に重量割合（湿ベース）を算出しました。この結果から、家庭系は居住形態別の燃やすごみ及び燃やさないごみの組成を、事業系は燃やすごみの組成をまとめています。

第2節 ごみの種類組成別分析結果

1. 燃やすごみ

表 1-2 に燃やすごみの全分類項目の組成分析結果を示します。

家庭系燃やすごみの居住形態別に特徴を見ると、ファミリー向け集合住宅では、厨芥類が半分を占めており、戸建て住宅でも半分近くの割合を占めています。その一方で、単身集合住宅から排出される厨芥類はファミリー向け集合住宅の約半分の割合となっています。また、居住形態によらず、厨芥類の中では、非可食（調理くず・非可食）が特に多く、次いで物理的可食（潜在可食）が多い状況であり、社会的に大きな課題となっている未開封食品、未利用食品、食べ残しといった食品ロスの混入も見られます。紙類の容器包装やプラスチック類の容器包装などリサイクル可能なものも排出されている状況であり、特に単身集合住宅で多く見られます。

事業系では、家庭系と同様、厨芥類の占める割合が多く、特に食品ロスである食べ残しが多く排出されています。プラスチック類では製品プラスチック（市の「プラスチックごみ」の対象）の割合が家庭系よりも多い状況です。

2. 燃やさないごみ

表 1-3に燃やさないごみの全分類項目の組成分析結果を示します。

燃やさないごみの特徴を見ると、居住形態によらず、プラスチック類、ゴム・皮革類のくつ・かばん・ベルトが多く排出されており、容器包装プラスチック類やゴム・皮革類のくつ・かばん・ベルトは、特に単身集合住宅から多く排出されています。一方で、プラスチック類では製品プラスチック（市の「プラスチックごみ」の対象）が戸建て住宅、ファミリー向け集合住宅から特に多く排出されています。

戸建て住宅、単身集合住宅からは、びん、ガラス類がファミリー向け集合住宅に比べ多く排出されており、金属類はどの居住形態からも多く排出されています。

表 1-2 燃やすごみの組成分析結果（重量割合％）

分類項目			No.	①戸建て住宅		②ファミリー向け 集合住宅		③単身集合住宅		①②③単純平均		事業系	
厨芥類	未開封食品	素材 ※前回の項目名は丸ごと素材	1	2.57	46.08	0.86	51.90	0.78	26.00	1.40	41.30	0.50	53.28
		調理済み食品	2	1.22		1.09		2.35		1.60		2.14	
		飲料 ※前回は未利用食品に分類	3	0.00		0.00		0.69		0.20		0.00	
	未利用食品	素材	4	2.63		0.40		0.03		1.00		2.60	
		自家製農作物 ※前回は未開封食品に分類	5	0.00		0.95		0.00		0.30		0.00	
		一部の素材 ※前回は未開封食品に分類	6	1.41		2.01		0.94		1.50		4.05	
		調理済み食品	7	0.76		0.52		0.43		0.60		0.18	
	食べ残し	食べ残し	8	5.82		4.24		7.20		5.80		28.33	
		飲み残し	9	0.00		0.00		0.85		0.30		0.00	
	非可食部・ 調理くず	物理的可食（潜在可食）	10	13.49		14.04		3.02		10.20		13.72	
		非可食（調理くず・非可食）	11	18.18		27.79		9.71		18.70		1.76	
	生ごみ処理乾燥物 分類不能		12	0.00		0.00		0.00		0.00		0.00	
			13	0.00		0.00		0.00		0.00		0.00	
紙類	容器包装	紙バック	14	0.42	0.46	0.87	0.60	0.14					
		段ボール	15	0.25	0.25	1.40	0.60	0.64					
		その他容器包装	16	3.19	1.55	5.97	3.60	3.90					
	古紙 （容器包装 以外）	新聞	17	0.73	0.93	0.61	0.80	1.72					
		雑誌・本	18	0.30	0.20	0.19	0.20	0.00					
		チラシ	19	0.48	0.95	1.22	0.90	0.38					
		OA用紙	20	0.65	0.25	0.18	0.40	0.97					
		難再生古紙	21	1.06	1.98	1.52	1.50	2.55					
		シュレッダー紙	22	0.00	0.03	0.00	0.00	0.67					
		その他紙類	23	1.74	1.16	2.55	1.80	2.53					
	草木類	枝木、雑草、剪定枝など	24	0.55	0.71	0.75	1.29	0.08	0.09	0.50	0.70	1.37	3.01
落ち葉		25	0.16	0.54	0.02	0.02	0.20	1.63					
繊維類	布類（リユース可） ※前回は布類（リサイクル可）	26	1.86	0.40	1.33	1.20	0.04	2.23	1.58	1.33	2.14	2.00	0.08
	布類（リユース不可） ※前回は布類（リサイクル不可）	27	0.36	1.18	0.81	0.80	0.03						
プラスチック類	容器包装	白色発泡トレイ	28	0.02	0.01	0.08	0.00	0.00	8.73	7.43	12.79	9.70	4.94
		色付き発泡トレイ	29	0.03	0.00	0.08	0.00	0.00					
		未発泡トレイ	30	0.04	0.01	0.08	0.00	0.10					
		その他のボトル	31	0.13	0.08	0.78	0.30	0.06					
		プラスチック容器その他	32	1.28	0.53	4.29	2.00	0.34					
		ペットボトル	33	0.05	0.01	0.95	0.30	0.02					
		レジ袋	34	0.68	0.30	0.89	0.60	0.04					
		レジ袋以外の店頭で無料配布される袋	35	1.00	1.47	0.52	1.00	0.04					
		袋・ラップ・フィルム	36	4.03	3.59	3.53	3.70	1.64					
		梱包材 ※前回は容器包装以外に分類	37	0.01	0.01	0.05	0.00	0.02					
		容器包装以外	製品（市の「プラスチックごみ」の対象）	38	1.38	1.34	1.38	1.40					
	製品（市の「プラスチックごみ」の対象以外）		39	0.08	0.07	0.15	0.10	0.02					
容器包装以外その他	40		0.00	0.00	0.00	0.00	0.00						
ゴム・皮革類		くつ・かばん・ベルト	41	0.16	0.27	0.00	0.00	0.00	0.10	0.00	0.10	0.00	0.20
		その他	42	0.11		0.02	0.08	0.10	0.20				
ゴム・皮革類以外			43	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	
金属類	容器包装	アルミ缶	44	0.00	0.00	0.00	0.08	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.05
		スチール缶	45	0.03	0.04	0.03	0.00	0.00					
		その他金属製缶類	46	0.00	0.00	0.01	0.00	0.00					
	容器包装以外	金属製の家庭用品（鉄・ステンレス・アルミ・銅など）	47	0.00	0.02	1.56	0.50	0.00					
		その他鉄類	48	0.02	0.00	0.03	0.00	0.01					
		その他非鉄類	49	0.19	0.13	0.11	0.10	0.04					
びん、 ガラス類	容器包装	リターナブルびん	50	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.50	0.00	
		白色びん	51	0.00	0.00	0.66	0.20	0.00					
		茶色びん	52	0.00	0.00	0.11	0.00	0.00					
		その他雑びん	53	0.00	0.00	0.47	0.20	0.00					
	容器包装以外	ガラス製品など	54	0.00	0.03	0.17	0.10	0.00					
使用済紙おむつ			55	1.43	1.43	4.81	4.81	5.75	5.75	4.00	4.00	0.43	0.43
陶磁器、石類			56	0.00	0.00	0.04	0.04	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
乾電池（使い捨て）			57	0.00	0.00	0.00	0.00	0.04	0.04	0.00	0.00	0.00	0.00
充電電池			58	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
蛍光灯等			59	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.01	0.01
小型家電製品（コード有り）			60	0.00	0.00	0.00	0.00	0.02	0.02	0.00	0.00	0.00	0.00
小型家電製品（コード無し/電池あり）			61	0.00	0.00	0.00	0.00	0.13	0.13	0.00	0.00	0.00	0.00
小型家電製品（コード無し/電池なし）			62	0.00	0.00	0.00	0.00	0.03	0.03	0.00	0.00	0.00	0.00
電子たばこ・加熱式たばこ			63	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
複合製品			64	0.15	0.15	0.10	0.10	0.25	0.25	0.20	0.20	0.22	0.22
その他可燃（衛生上燃やすもの、わた入りの製品等）			65	30.69	30.69	24.07	24.07	33.46	33.46	29.50	29.40	23.56	23.56
その他不燃（電球、汚れが落ちないプラスチック類・容器等）			66	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
小型家電製品を除く粗大ごみ			67	0.00	0.00	0.10	0.10	0.01	0.01	0.00	0.00	0.00	0.00
指定袋			68	0.67	0.67	0.56	0.56	1.23	1.23	0.80	0.80	0.00	0.00
廃食油			69	0.00	0.00	0.11	0.11	0.22	0.22	0.10	0.10	0.72	0.72
全分類に含まれていないもの			70	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
合計					100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00

表 1-3 燃やさないごみの組成分析結果（重量割合％）

分 類 項 目			No.	①戸建て住宅		②ファミリー向け 集合住宅		③単身集合住宅		①②③単純平均	
厨芥類	未開封食品	素材 ※前回は項目名は丸ごと素材	1	0.00		0.18		0.08		0.10	
		調理済み食品	2	0.25		0.88		1.91		1.00	
		飲料 ※前回は未利用食品に分類	3	0.00		0.00		0.00		0.00	
	未利用食品	素材	4	0.00		0.00		0.08		0.00	
		自家製農作物 ※前回は未開封食品に分類	5	0.00		0.00		0.00		0.00	
		一部の素材 ※前回は未開封食品に分類	6	0.00		0.03		0.00		0.00	
		調理済み食品	7	0.02	0.27	0.04	1.71	0.27	2.82	0.10	1.60
	食べ残し	食べ残し	8	0.00		0.00		0.46		0.20	
		飲み残し	9	0.00		0.00		0.00		0.00	
	非可食部・ 調理くず	物理的可食（潜在可食）	10	0.00		0.00		0.02		0.00	
		非可食（調理くず・非可食）	11	0.01		0.60		0.00		0.20	
	生ごみ処理乾燥物		12	0.00		0.00		0.00		0.00	
	分類不能		13	0.00		0.00		0.00		0.00	
紙類	容器包装	紙バック	14	0.03		0.00		0.00		0.00	
		段ボール	15	0.14		0.00		0.07		0.10	
		その他容器包装	16	0.31		0.66		0.80		0.60	
	古紙 （容器包装 以外）	新聞	17	0.16		0.00		0.10		0.10	
		雑誌・本	18	1.07	2.48	0.40	2.06	0.00	1.59	0.50	2.00
		チラシ	19	0.07		0.03		0.02		0.00	
		OA用紙	20	0.00		0.03		0.00		0.00	
		難再生古紙	21	0.12		0.17		0.44		0.20	
		シュレッダー紙	22	0.00		0.00		0.00		0.00	
		その他紙類	23	0.57		0.77		0.16		0.50	
草木類	枝木、雑草、剪定枝など		24	0.00		0.00		0.00		0.00	
	落ち葉		25	0.03	0.03	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
繊維類	布類（リユース可） ※前回は布類（リサイクル可）		26	0.56		0.27		0.75		0.50	
	布類（リユース不可） ※前回は布類（リサイクル不可）		27	2.71	3.27	2.16	2.42	1.58	2.33	2.20	2.70
プラスチック類	容器包装	白色発泡トレイ	28	0.02		0.01		0.11		0.00	
		色付き発泡トレイ	29	0.01		0.01		0.05		0.00	
		未発泡トレイ	30	0.07		0.04		0.00		0.00	
		その他のボトル	31	2.37		1.41		2.36		2.00	
		プラスチック容器その他	32	2.98		1.99		5.42		3.50	
		ペットボトル	33	0.19		0.08		0.05		0.10	
		レジ袋	34	0.28	27.03	0.25	20.25	0.46	19.10	0.30	22.20
		レジ袋以外の店頭で無料配布される袋	35	0.14		0.06		0.09		0.10	
		袋・ラップ・フィルム	36	2.43		0.93		2.98		2.10	
		梱包材 ※前回は容器包装以外に分類	37	0.02		0.02		0.08		0.00	
	容器包装以外	製品（市の「プラスチックごみ」の対象）	38	13.16		9.54		4.64		9.20	
		製品（市の「プラスチックごみ」の対象以外）	39	5.36		5.92		2.88		4.70	
		容器包装以外その他	40	0.00		0.00		0.00		0.00	
ゴム・皮革類	くつ・かばん・ベルト		41	16.10	19.68	12.88	13.14	26.63	29.01	18.60	20.60
	その他		42	3.58		0.26		2.38		2.10	
ゴム・皮革類以外	くつ・かばん・ベルト		43	2.14	2.14	1.05	1.05	0.35	0.35	1.20	1.20
金属類	容器包装	アルミ缶	44	0.00		0.00		0.00		0.00	
		スチール缶	45	0.06		0.15		0.73		0.30	
		その他金属製缶類	46	0.33	4.70	0.01	5.36	0.00	5.47	0.10	5.20
	容器包装以外	金属製の家庭用品（鉄・ステンレス・アルミ・銅など）	47	2.88		5.05		3.36		3.80	
		その他鉄類	48	0.57		0.00		1.02		0.50	
		その他非鉄類	49	0.85		0.14		0.35		0.40	
びん、 ガラス類	容器包装	リターナブルびん	50	0.00		0.00		0.00		0.00	
		白色びん	51	1.00		0.00		0.55		0.50	
		茶色びん	52	0.08	2.92	0.00	0.99	0.24	3.82	0.10	2.60
		その他雑びん	53	0.10		0.00		0.00		0.00	
	容器包装以外	ガラス製品など	54	1.73		0.99		3.03		1.90	
使用済紙おむつ			55	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
陶磁器、石類			56	8.21	8.21	16.20	16.20	2.66	2.66	9.10	9.00
乾電池（使い捨て）			57	0.02	0.02	0.25	0.25	0.08	0.08	0.10	0.10
充電電池			58	0.03	0.03	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
蛍光灯等			59	0.00	0.00	0.03	0.03	0.00	0.00	0.00	0.00
小型家電製品（コード有り） ※前回は小型家電製品に分類			60	11.79	11.79	16.83	16.83	6.16	6.16	11.70	11.60
小型家電製品（コード無し/電池あり） ※前回は小型家電製品に分類			61	0.02	0.02	0.66	0.66	0.43	0.43	0.40	0.40
小型家電製品（コード無し/電池なし） ※前回は小型家電製品に分類			62	1.35	1.35	1.55	1.55	2.23	2.23	1.70	1.70
電子たばこ・加熱式たばこ			63	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
複合製品			64	11.33	11.33	10.16	10.16	8.53	8.53	10.10	10.00
その他可燃（衛生上燃やすもの、わた入りの製品等）			65	3.19	3.19	4.29	4.29	7.01	7.01	4.80	4.80
その他不燃（電球、汚れが落ちないプラスチック類・容器等）			66	0.09	0.09	0.00	0.00	0.13	0.13	0.10	0.10
小型家電製品を除く粗大ごみ			67	0.64	0.64	2.46	2.46	7.14	7.14	3.40	3.40
指定袋			68	0.81	0.81	0.57	0.57	1.14	1.14	0.80	0.80
廃食油			69	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
全分類に含まれていないもの			70	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
合計				100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00

第2章 市民アンケート・事業所アンケート調査結果(概要)¹

第1節 調査の概要

本調査は、市民及び事業所を対象に、ごみの減量及び資源化の推進に向けた取組の実態や傾向を的確に把握し、本計画の策定に資する重要な基礎資料を得るために実施したものです。

1. 調査期間

令和7年1月14日～2月16日

2. 調査対象及び調査方法

以下の条件により調査対象を決定し、郵送による送付を行いました。回答は、郵送、インターネット、FAXによるものとしました。

表 2-1 アンケート実施概要

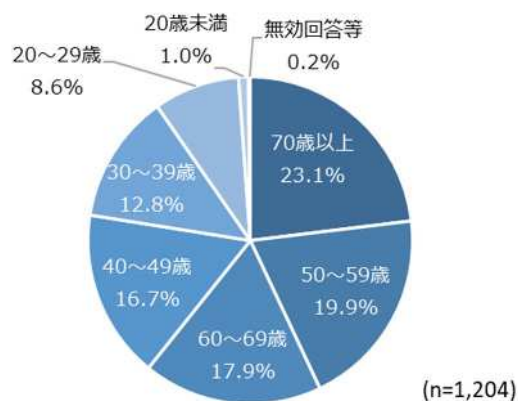
対象	抽出条件	発送数	回収数	回収率
市民	小金井市民の満 18 歳以上を 住民基本台帳より無作為抽出	3,080	1,204	39.1%
(日本人)		3,000	1,106	36.9%
(外国人)		80	16	20.0%
(無記載等により不明)		—	82	—
事業所	市内事業所を産業分類別に 無作為抽出	200	71	35.5%

¹ 実施したアンケートのうち、食品ロスに関連する設問のみ掲載

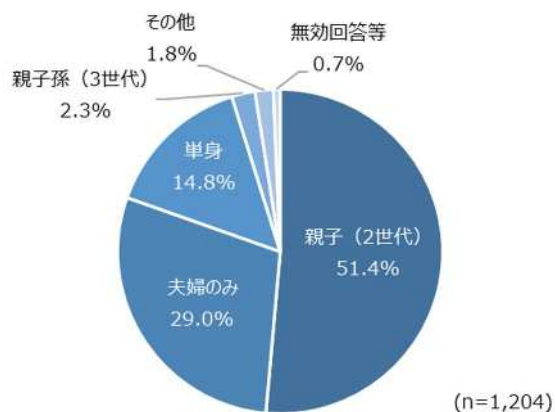
第2節 市民アンケート

1. 回答者属性

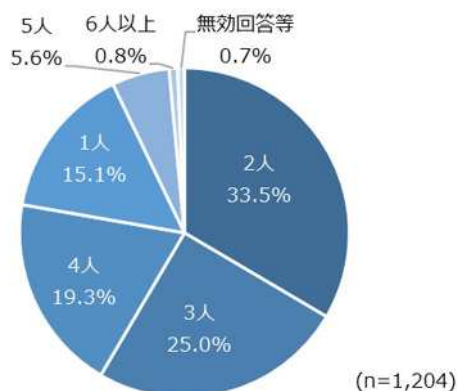
(1) 年齢



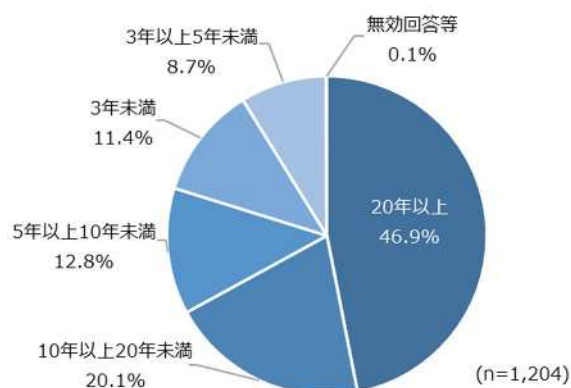
(2) 世帯構成



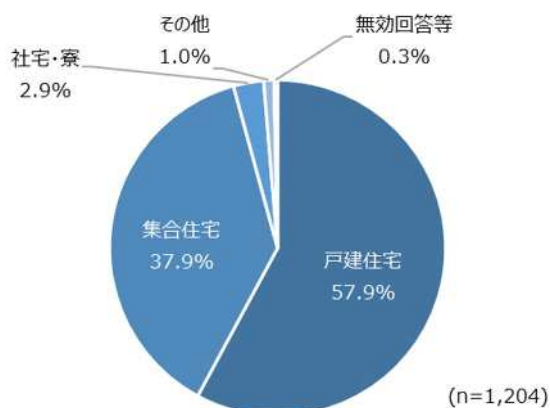
(3) 世帯人数



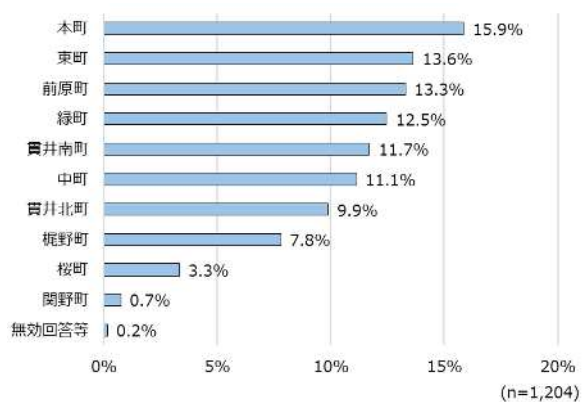
(4) 居住年数



(5) 居住形態



(6) 居住地区

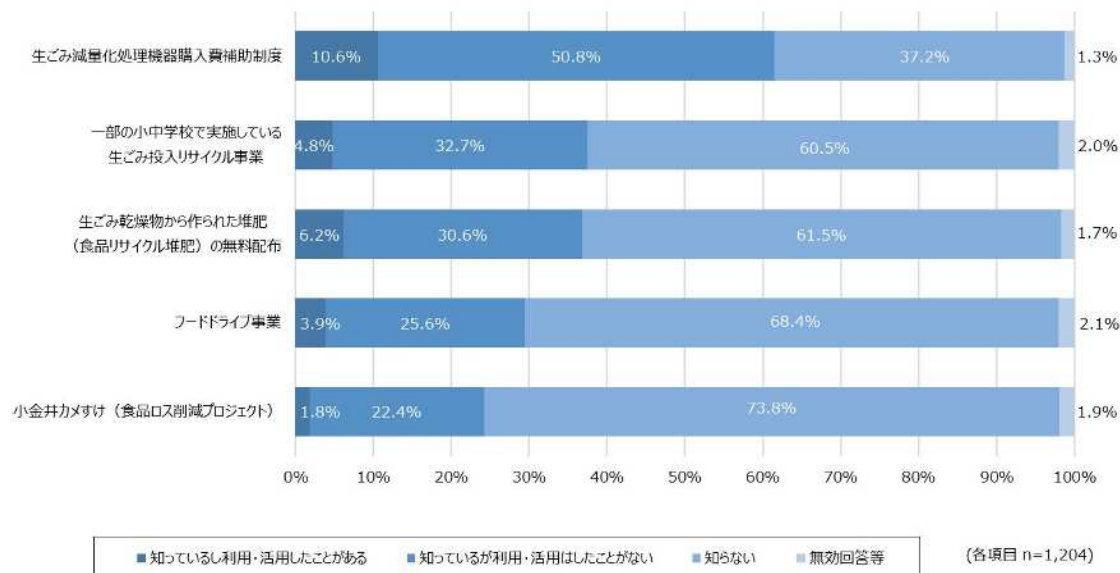


※端数処理のため合計が100%にならない場合もある（以下同様）。

2. 設問別結果

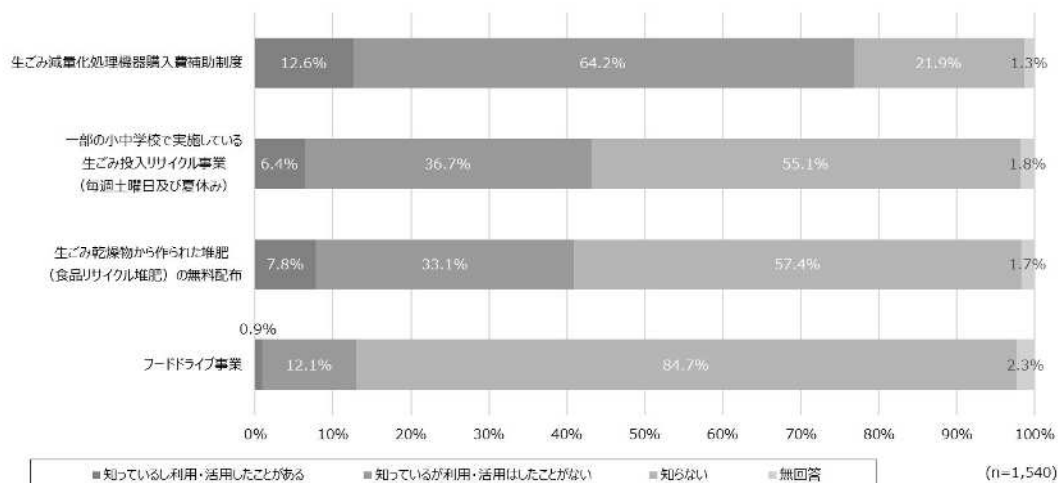
Q9 「生ごみ」や「食品ロス」に関する①～⑤の設問について、当てはまるものを選んでください。

- ① 市が行っている生ごみや食品ロスに関する取組はご存知ですか。それぞれの取組について、項目ごとに当てはまる番号を1つ選んでください。

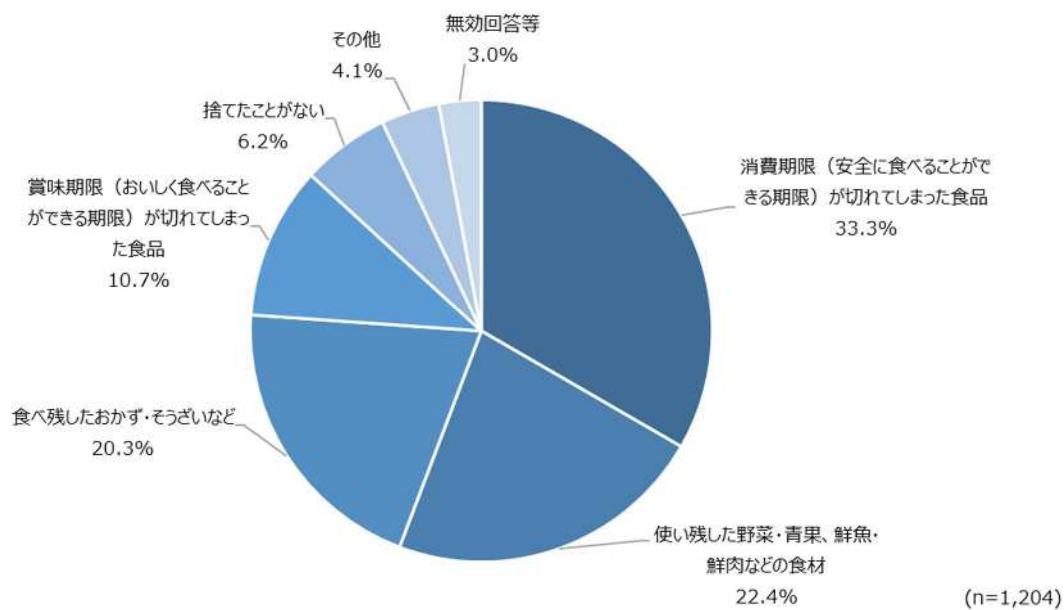


（参考）令和元年実施アンケート

【設問】市が行っている生ごみに関する取り組みはご存じですか？それぞれの取り組みについて、項目ごとに当てはまる番号を1つ選んでください。

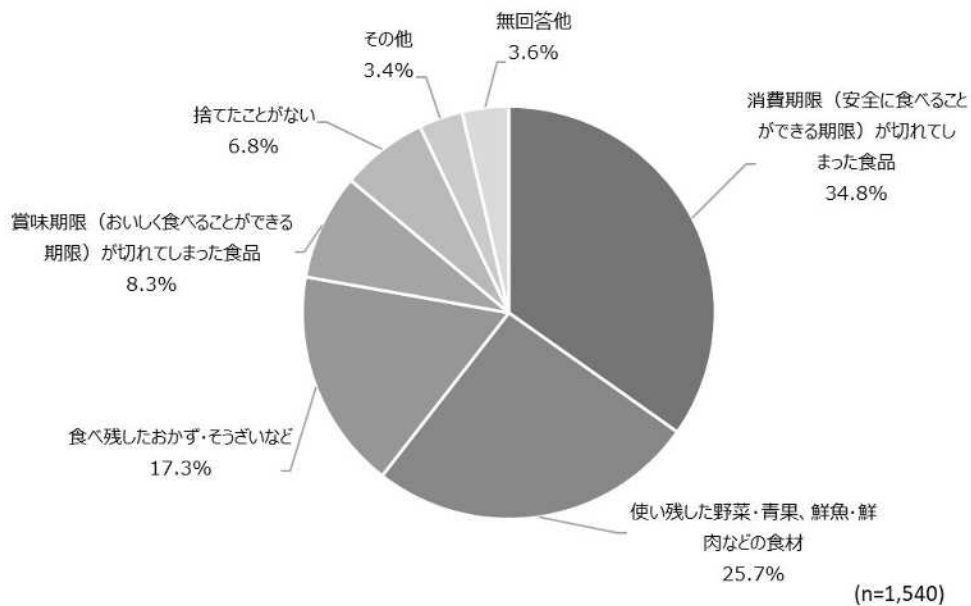


② 普段あなたが捨てていると思う「食品ロス」はどれですか。（〇は多いものを3つまで）

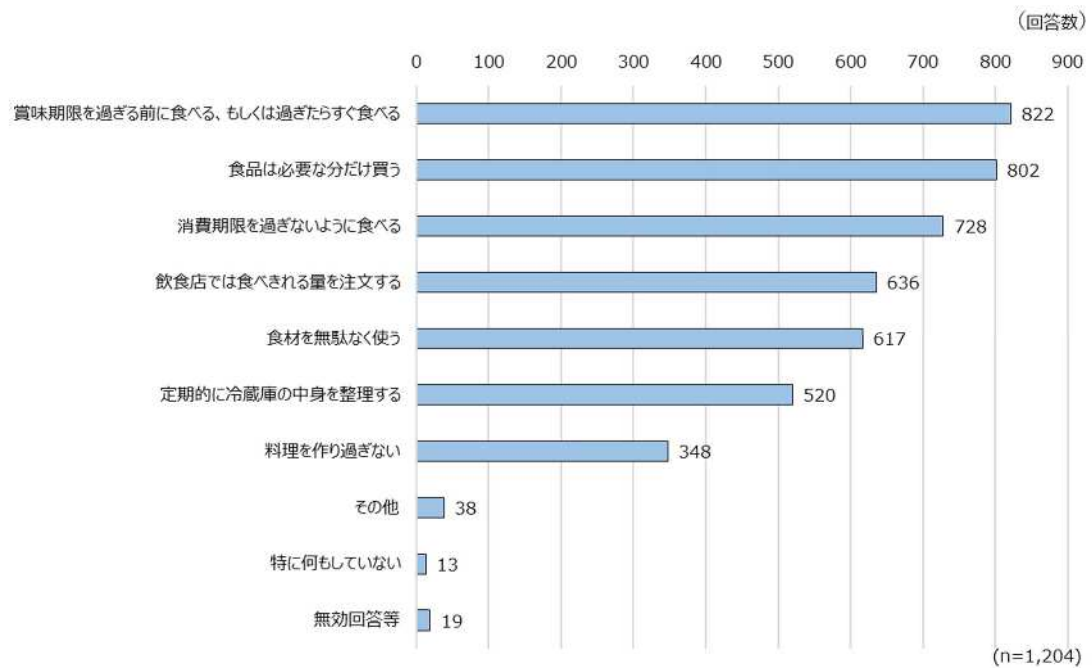


（参考）令和元年実施アンケート

【設問】あなたがこれまでもっとも捨てた量が多いと思う「食品ロス」はどれですか？（〇は1つ）

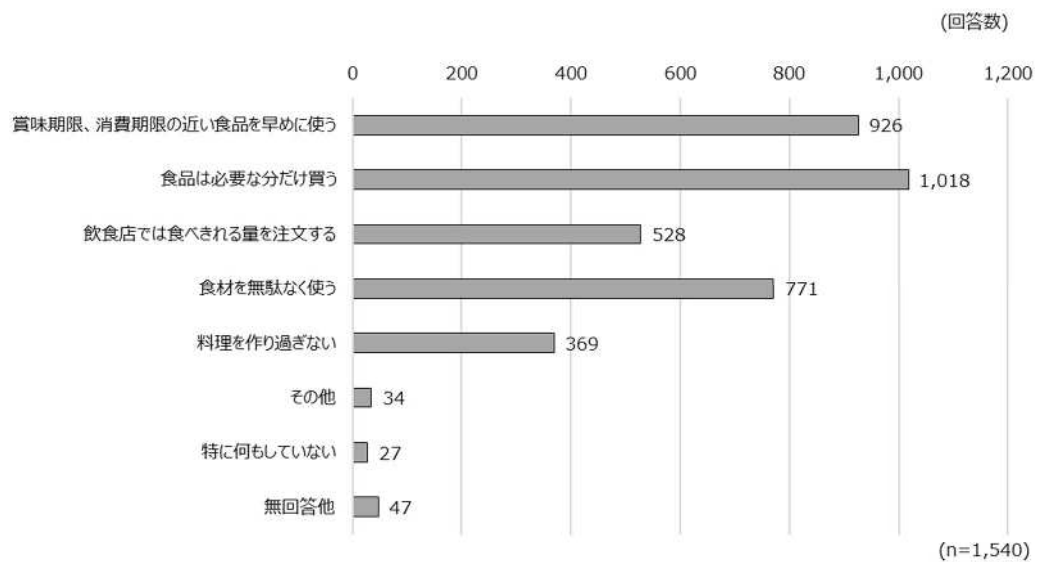


③ 食品ロスを出さないために、日頃の生活の中で行っていることはありますか。（〇はいくつでも）

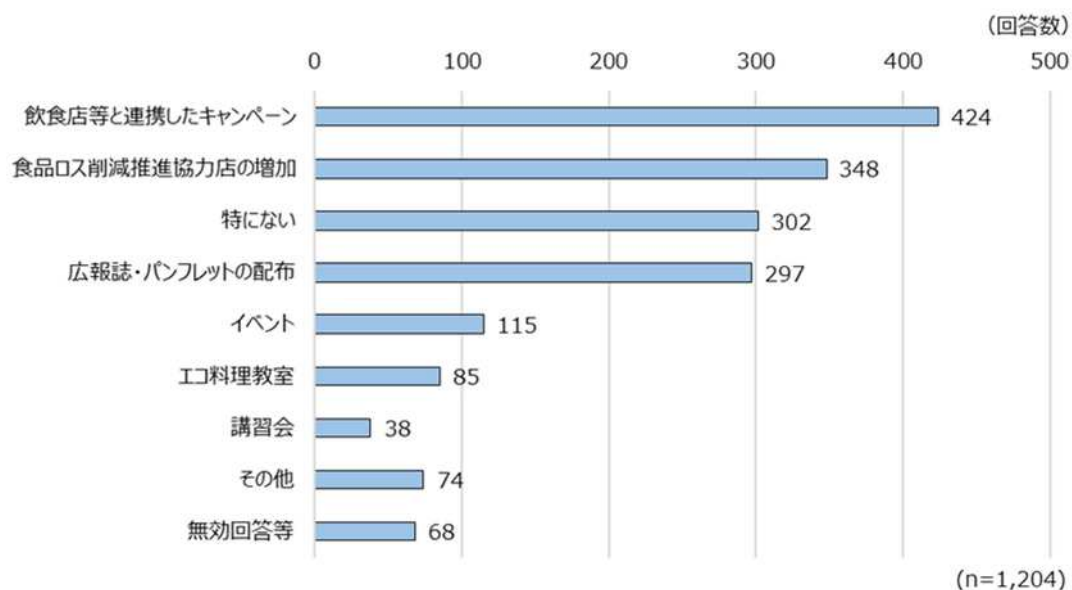


(参考) 令和元年実施アンケート

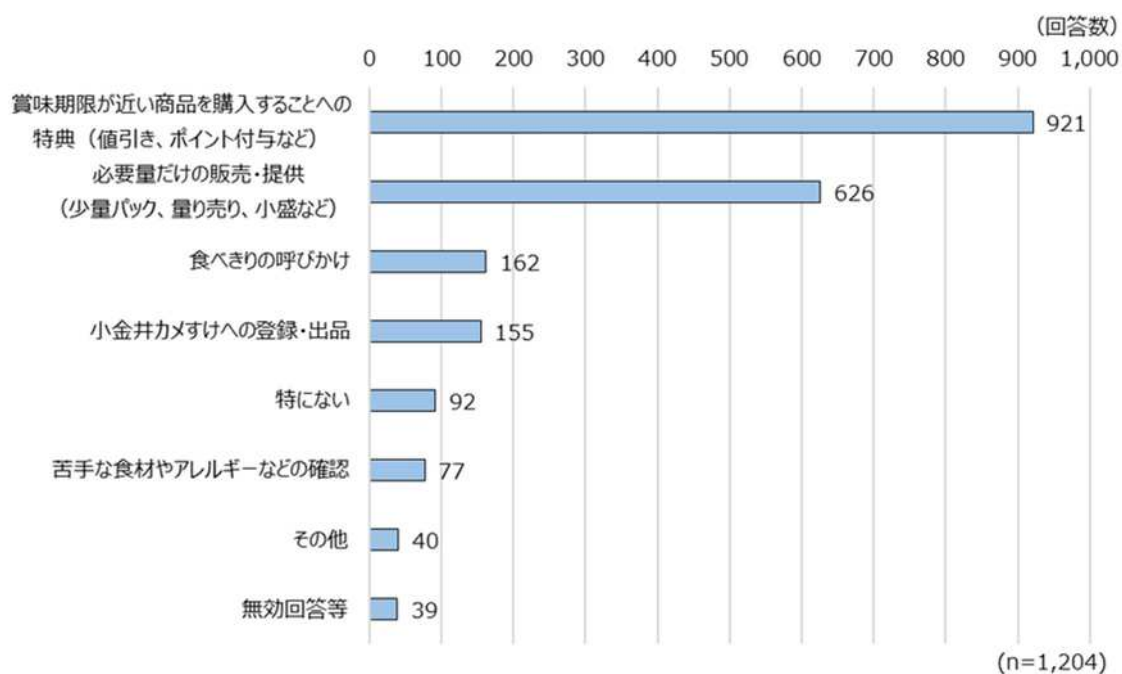
【設問】「食品ロス」を出さないために、心がけていることはありますか？（〇は3つまで）



④ 食品ロス削減のための取組として、市に実施してほしいものは何ですか。（〇は3つまで）



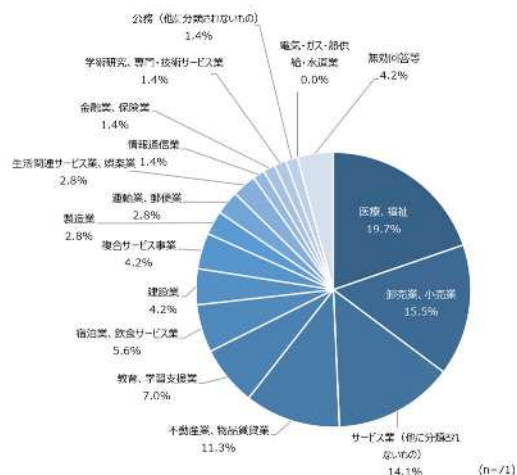
⑤ 食品ロスを減らすために、事業者（小売店・メーカー等）に取り組んでほしいことはありますか。（〇はいくつでも）



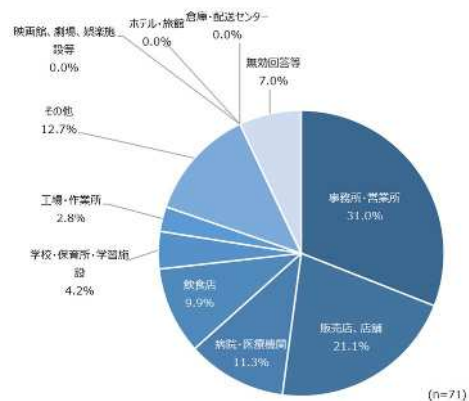
第3節 事業所アンケート

1. 回答者属性

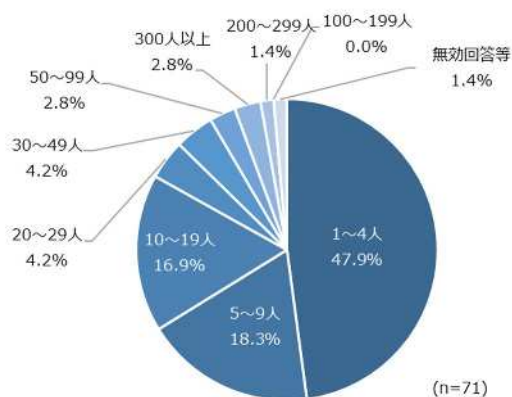
(1) 業種



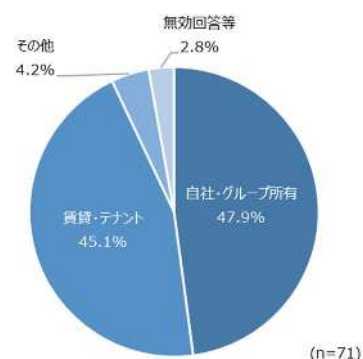
(2) 事業形態



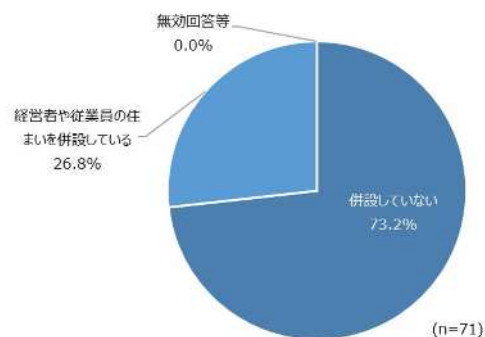
(3) 従業員数



(4) 事業所の所有形態



(5) 住宅併設



2. 設問別結果

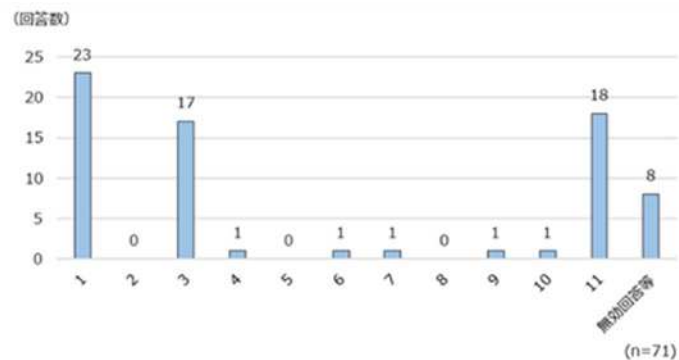
Q1 貴事業所では、事業活動に伴い発生するごみや資源物について、どのように分別・処理していますか。

(○は1つ)

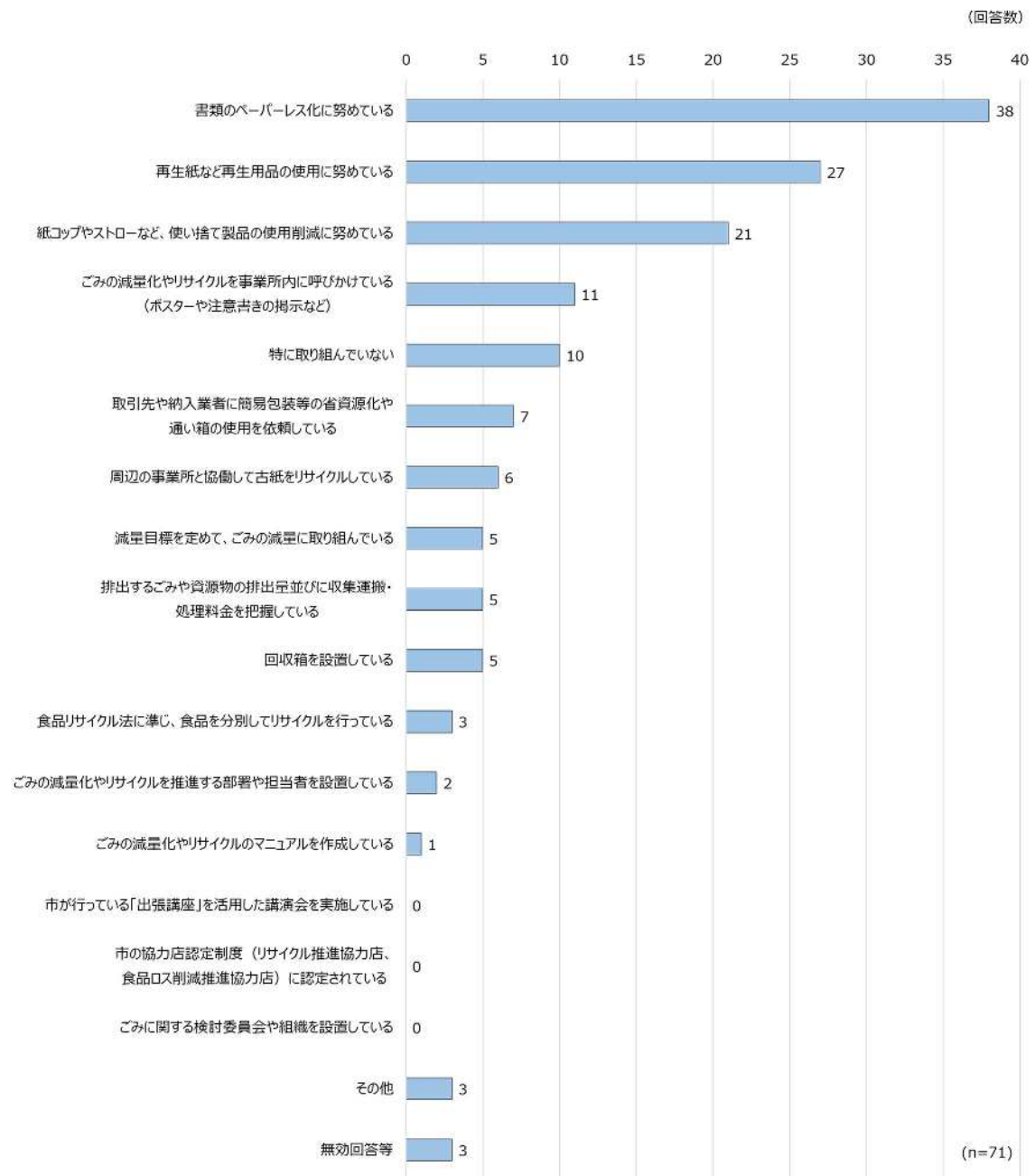
【選択肢】

1. 一般廃棄物収集運搬業許可業者にごみとして出している
2. 一般廃棄物収集運搬業許可業者に資源物として出している
3. 事業用指定収集袋で出している
4. 産業廃棄物処理業者に処理を委託している
5. リサイクル業者に売却している
6. 処理費用を支払って直接リサイクル業者に資源化を依頼している
7. 企業内・企業グループ内でリサイクルしている
8. 納入業者（販売者）が回収している
9. 本社（本店）が一括しているので分からない
10. 建物の管理会社に任せているので分からない
11. 発生しない

① 生ごみ・食品廃棄物



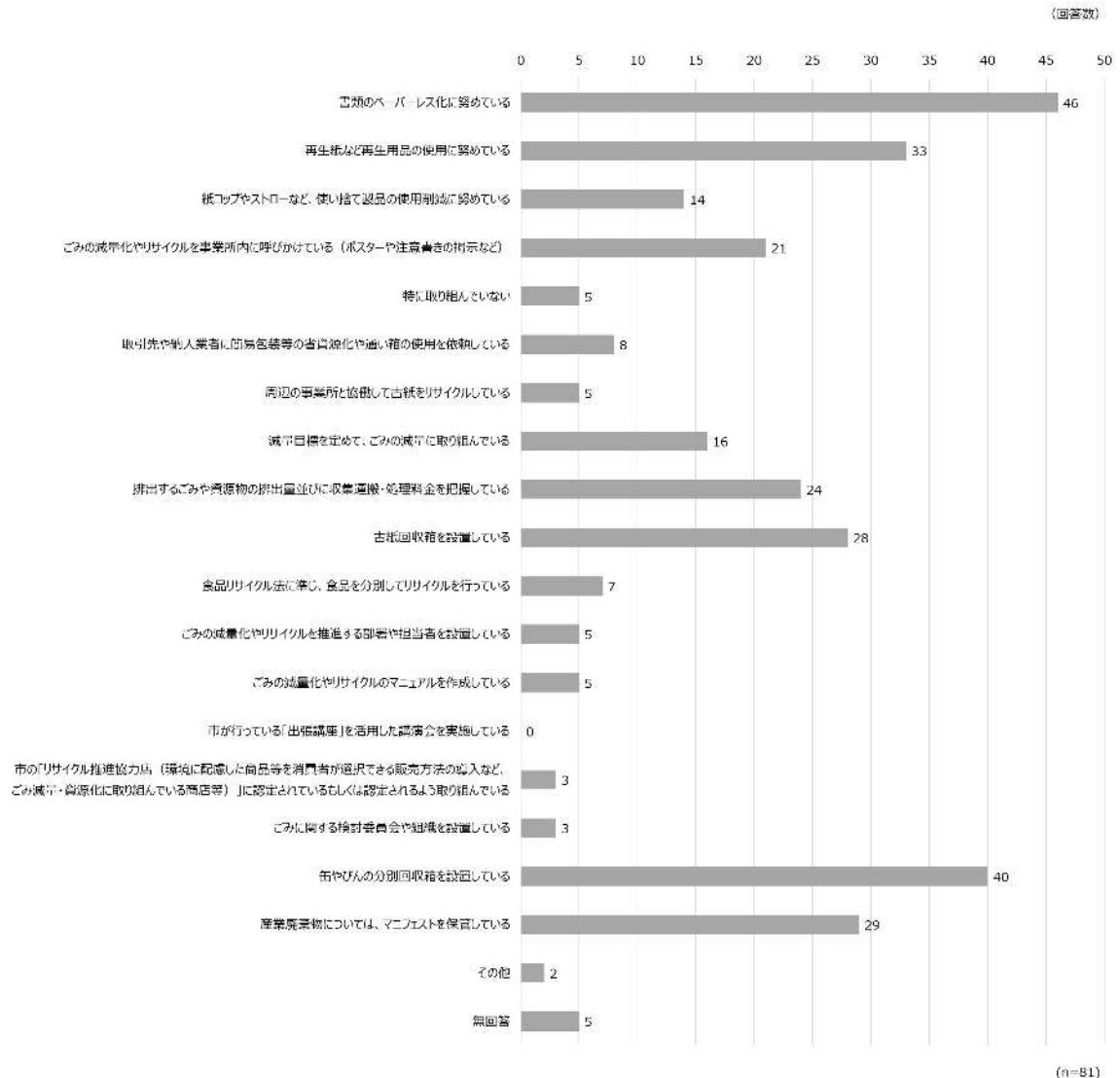
Q3 貴事業所では、ごみ減量・リサイクルに関してどのような取組を行っていますか。（〇はいくつでも）



(参考) 令和元年実施アンケート

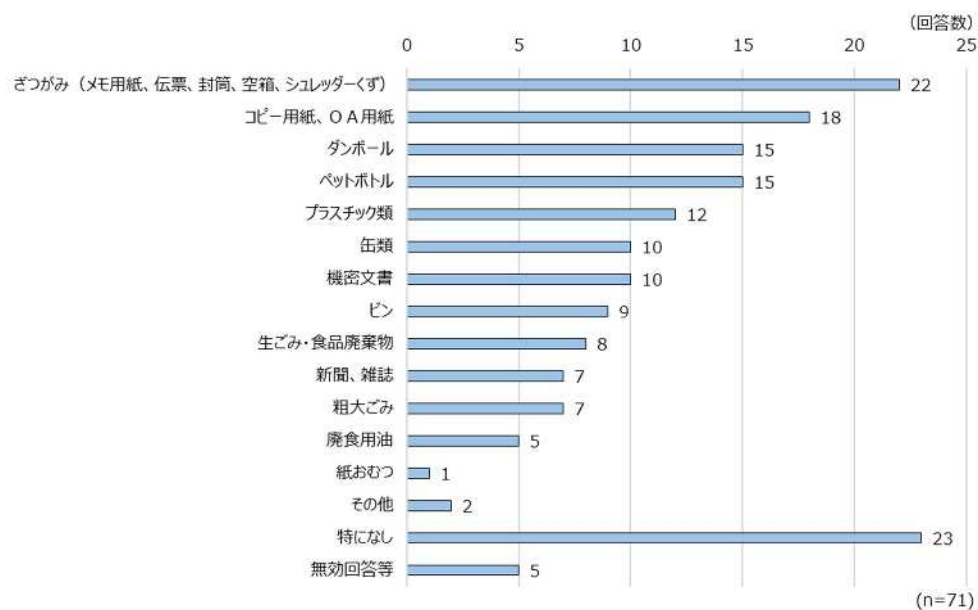
【設問】貴事業所では、ごみ減量・リサイクルに関してどのような取組を行っていますか。

(〇はいくつでも)



Q8 貴事業所で、今後排出量を減らしたり、リサイクルに回したいと考えている品目はありますか。

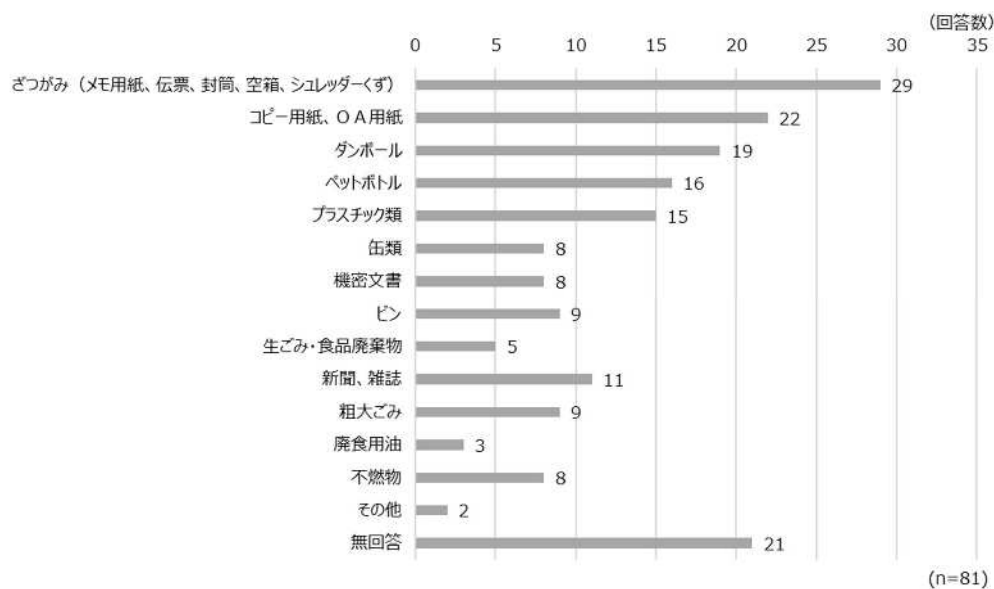
(〇はいくつでも)



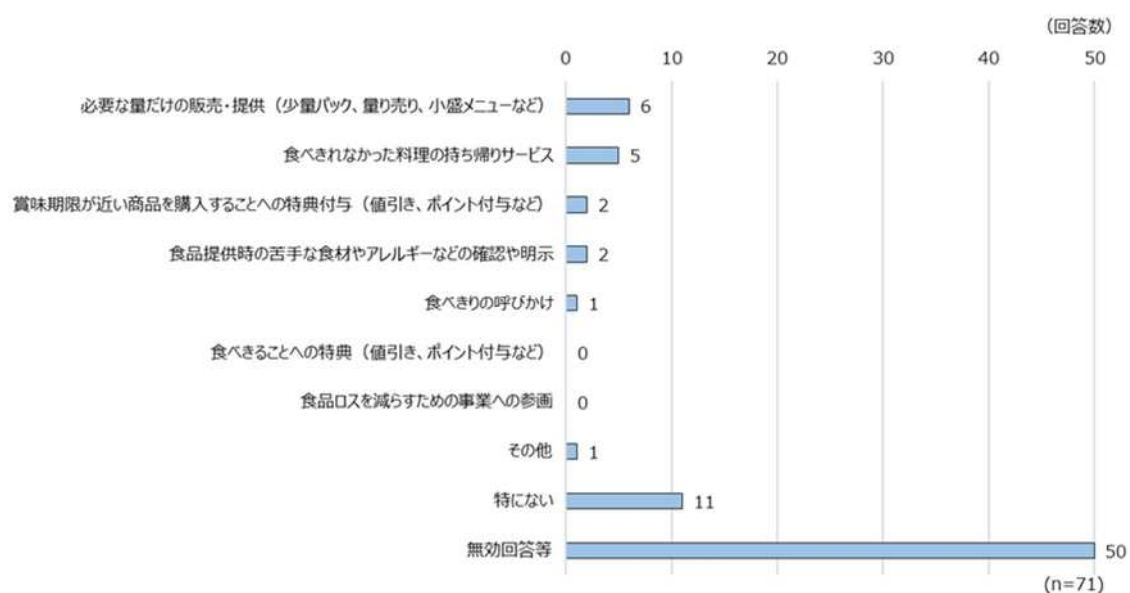
(参考) 令和元年実施アンケート

【設問】貴事業所で、今後排出量を減らしたり、リサイクルに回したいと考えている品目はありますか。

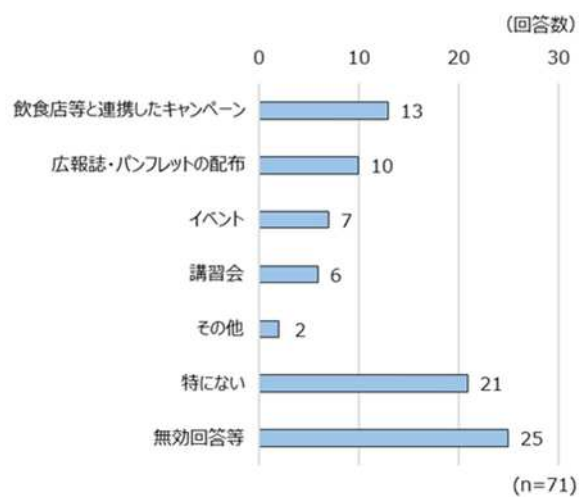
(〇はいくつでも)



Q9 食品を提供している事業所（小売店・飲食店・メーカー等）の方にお聞きます。食品ロスを減らすために取り組んでいることはありますか。（〇はいくつでも）



Q10 食品ロス削減のための取組として市に実施してほしいものは何ですか。（〇はいくつでも）



第3章 計画策定過程

第1節 小金井市廃棄物減量等推進審議会

1. 委員名簿

表 3-1 小金井市廃棄物減量等推進審議会委員名簿

選出委員	選出区分
◎ 渡辺 浩平	学識経験者
○ 岡山 朋子	
溝入 茂	
岸野 勝利	公募市民
光明 圭介	
中村 光志	
橋爪 文彦	
林 和夫	
平川裕美子	集団回収実践団体代表
多田 典子	
清家 洋子	消費者団体代表
保谷 匠	事業者代表
長友 優佳	
石原 秀一	ごみゼロ化推進員代表
井上真紀子	

◎：会長 ○：副会長

2. 審議過程

表 3-2 小金井市廃棄物減量等推進審議会審議過程

回	開催日	主な内容
第1回	R6.7.4	会長、副会長の選任及び事務局紹介 小金井市廃棄物減量等推進審議会規則の確認 策定スケジュールの説明
第2回	R6.8.23	策定スケジュール及びポイントについて報告
第3回	R6.10.9	市民・事業所向けアンケート調査の内容について審議
第4回	R6.11.13	市民・事業所向けアンケート調査の内容について報告
第5回	R6.12.26	小金井市食品ロス削減推進計画の構成について審議
第6回	R7.2.13	小金井市食品ロス削減推進計画について審議
第7回	R7.4.24	組成分析調査計画書について報告 市民・事業所向けアンケート調査の結果について報告 策定スケジュールについて報告
第8回	R7.6.26	小金井市食品ロス削減推進計画について審議 市民・事業所向けアンケート調査の結果について報告
第9回	R7.7.30	小金井市食品ロス削減推進計画について審議
第10回	R7.9.10	小金井市食品ロス削減推進計画について審議
第11回	R7.10.8	小金井市食品ロス削減推進計画について審議
第12回	R8.2.5	パブリックコメントの結果報告 小金井市食品ロス削減推進計画について審議
第13回	R8.3.4	小金井市食品ロス削減推進計画について答申

第2節 パブリックコメント概要

1. 施策の名称

小金井市食品ロス削減推進計画（素案）

2. 対象・実施期間

○対象：市内に在住・在勤・在学する方、市内に事務所や事業所を有する法人又はその他の団体

○実施期間：令和7年11月4日（火）～令和7年12月15日（月）まで

3. 意見の募集方法

本市ホームページ、ごみ対策課（市役所第二庁舎4階）、広報秘書課広聴係（市役所第二庁舎1階）、情報公開コーナー（市役所第二庁舎6階）、メタウォーターサステナブルパークこがねい（資源物処理施設）、野川クリーンセンター、公民館各館、婦人会館、総合体育館、図書館（本館）、保健センター、東小金井駅開設記念会館に素案を公開しました。素案に対する意見は、直接、郵送、FAXまたは専用フォームで募集しました。

4. 意見の提出状況

○FAX：1名

○専用フォーム：1名　計2名

意見総数：13件

5. 提出された意見と検討結果

パブリックコメントの意見及び検討結果は表 3-3に示すとおりです。なお、提出された意見は、原則として全文を原文のまま掲載しています。

表 3-3 パブリックコメントに寄せられた意見及び意見に対する検討結果

番号	項目	寄せられた意見	意見に対する検討結果
1	全般	他の自治体では、食品ロスの計画は、基本計画に含まれていることが多いと思いますし、可燃ごみの多くが食品ロスであることから考えても、内容が重複することが多いと思いますが、食品ロスの計画を分けた理由はなんですか。	一般廃棄物処理基本計画に内包することも可能ですが、食品ロス削減が本市にとって特に重要であることを明確にお示しすべく、個別の計画として策定しています。
2	全般	非可食部調理は、食品ロスにしていないようですが、「物理的可食」の中には食品ロスとは言えないものがあります。例えばパンの耳はパン屋さんで販売しています。大根やニンジンの皮、長ネギの青いところ、魚の皮などは栄養価も高く食している方がいるのではないのでしょうか。私の家庭では食べています。これらの食品も調理次第では食べられることを啓発してはいかがでしょうか。	啓発の内容に関しては、効果的なものとなるよう、いただいた御意見を参考に、検討してまいります。
3	P7 第2章 第2節 1.アンケート調査結果から抽出された課題	アンケート結果（7ページ）では、普段捨てていると思う「食品ロス」については、消費期限（安全に食べることができる期限）食品が最も多く、使い残した野菜・青果、鮮魚・鮮肉などの食材、食べ残しおかずなど合わせると約76%及びます。」とあります。使い残した野菜は野菜保存袋に入れるなどの対策、野菜の皮などはベジブロスという野菜のだしにする等の工夫があります。また、料理すれば必ずと言ってよいほど料理残渣が出ます。これは生ごみ処理機器で乾燥させるなり、堆肥化する、生ごみ分別回収事業の拡大で燃やすごみの減量になります。 一方、生ごみ減量化処理機器認知度は61%であるのに対して利用したことがある割合は11%（7ページ）と低い。利用する人を増やすには、啓発・宣伝の強化とともに、利用続けられる生ごみ処理機器アドバイス制度及び食品ロス削減を兼ねた生ごみ処理機器講習会	日頃から食品ロス削減に取り組んでいただけていることに感謝申し上げます。 市では、令和4年に発出した気候非常事態宣言を踏まえ、温室効果ガス発生緩和策の一環として令和5年度から市立保育園の給食調理残渣の処理方式を大型生ごみ乾燥処理機から民間処理施設での直接処理に変更し、令和6年度からは市立小中学校でも同様の措置を講じてきています。 また、令和7年度からは生ごみ資源化モデル事

番号	項目	寄せられた意見	意見に対する検討結果
		の開催も必要です。生ごみ処理機器アンケート調査をしていますが入入後 2 年経過した人が対象であり、3 年～5 年経過後はどうなのか対象を広げることも必要です。また、生ごみ処理機器購入補助金額の上限と補助率を下げたことにより、申し込み者を減らすことにもなっています。上限 5 万円、補助率 80%のもとに戻してください。	業として市内 2 施設に回収拠点を整えるとともに 81 世帯の御協力の下、戸別回収を試験的に開始し、今後の事業拡大に向けた課題整理に着手したところです。 このように生ごみ資源化に係る施策は様々あるところ、本市の人口も他自治体と同様、中長期的に総人口の減少が見込まれており、高齢者人口の増加への対応や少子化対策が求められる一方、生産年齢人口の減少に伴う税収の減少が予想されています。そうした中であっても、持続可能な行政サービスを展開できるよう、各施策については総合的に勘案して検討する必要があります。いただいた御意見につきましては、慎重に検討してまいります。
4	P9 第 2 章 第 2 節 2. 生ごみ組成調査に基づく現状整理と	1. 資料（データ）の根拠と分かりやすく示していただきたい。 家庭系燃やすごみ組成調査では「家庭系燃やすごみのうち、厨芥類約 41%を占める結果となっています。厨芥類の中では非可食部・調理くずが最も多く、全体の約 29%を占めています。厨芥類の中では、食品ロスが約 31%を占めています」（9 ページ）とあります。 ① 組成分析の実施方法、実施期間、実施内容等を記載してください 「ごみ組成調査はパッカー車で収集したごみを湿ベースで調査」とありますがいつ調査をし	①の前段に関して、ごみ組成分析調査結果の実施方法等については、小金井市一般廃棄物処理基本計画（令和 2 年 3 月以下基本計画）同様、資料編にてお示しします。 ①の後段及び②に関して、今回のごみ組成分析調査は、食品ロス量が大幅に減り得る事業規

番 号	項目	寄せられた意見	意見に対する検討結果																													
	抽 出 され た 課題	たのかどのような調査かわかりません。小金井市一般廃棄物処理基本計画（令和 2 年 3 月以下基本計画）での可燃ごみ組成分析では実施期間、対象、調査内容など詳しく記載しています。 燃やすごみ組成分析厨芥類 食品ロス削減計画（素案）と一般廃棄物処理基本計画比較（％） <table><tr><th rowspan="2">計画</th><th colspan="2">家庭系</th><th colspan="2">事業系</th></tr><tr><th>食ロス計画 （素案）</th><th>一般廃棄 物基本計 画</th><th>食ロス計画 （素案）</th><th>一般廃棄 物基本計 画</th></tr><tr><td>未利用食品</td><td>3.4</td><td>3.7</td><td>3.7</td><td>4.5</td></tr><tr><td>未開封食品</td><td>3.2</td><td>3.0</td><td>2.6</td><td>0</td></tr><tr><td>食べ残し</td><td>6.0</td><td>6.2</td><td>28.3</td><td>2.6</td></tr><tr><td>計</td><td>12.6</td><td>12.9</td><td>37.7</td><td>7.1</td></tr></table> * 令和 2 年 3 月一般廃棄物処理計画 食品ロス削減計画（素案）と基本計画の事業系厨芥類組成分析を比較すると、事業系食べ残しについては、食品ロス削減計画（素案）28.3％一般廃棄物基本計画は2.6％、約 11 倍に増えています。なぜこように急増したのか、食品ロス削減取り組みの検証が必要です。 ② 組成分析のサンプリングについて	計画	家庭系		事業系		食ロス計画 （素案）	一般廃棄 物基本計 画	食ロス計画 （素案）	一般廃棄 物基本計 画	未利用食品	3.4	3.7	3.7	4.5	未開封食品	3.2	3.0	2.6	0	食べ残し	6.0	6.2	28.3	2.6	計	12.6	12.9	37.7	7.1	模を中心にサンプルを収集したことによる影響もあると考えられます。なお、家庭系ごみのごみ組成分析調査については、経時変化を確認できるよう、サンプリング方法等を統一して実施しております。今後、食品ロス削減推進計画と一般廃棄物処理基本計画策定のための調査は、国や東京都の動向も注視しつつ、引き続き検討してまいります。 ③に関して、表現については御指摘いただいた内容を踏まえて修正いたします。
計画	家庭系			事業系																												
	食ロス計画 （素案）	一般廃棄 物基本計 画	食ロス計画 （素案）	一般廃棄 物基本計 画																												
未利用食品	3.4	3.7	3.7	4.5																												
未開封食品	3.2	3.0	2.6	0																												
食べ残し	6.0	6.2	28.3	2.6																												
計	12.6	12.9	37.7	7.1																												

番号	項目	寄せられた意見	意見に対する検討結果
		液体と違って可燃ごみの組成分析は、サンプリング方法によって大きく結果は異なります。 今回の食品ロス削減計画にあたっての組成分析と一般廃棄物処理基本計画での組成分析とでは組成分析結果が異なっています。廃棄物の場合サンプリングした地域・季節・サンプリング方法によって分析結果は大きく異なります。比較する場合これらのことを統一することが必要です。 ③ 食品ロス約 31%について 「厨芥類の中では、食品ロスが約 31%を占めています」とあります。厨芥類は 41.3%の中で非可食部・調理くず 28.7%を除く、未開封食品、未利用食品、食べ残しの合計は 12.6 %となり、厨芥類の中での食品ロスは 30.5%となります。このように分かりやすくしてください。	
5	P12 第 2 章 第 2 節 2. (2) 事業系燃やすごみ	事業系燃やすごみ組成分析では、厨芥類のうち食品ロスが約 71%と、家庭系食品ロス約 31%に比べ 2.2 倍。特に「食べ残し」が 28.3%と家庭系（5.8%）に比べ約 4.9 倍となっています。 外食での市民への啓発、事業者への指導、「小盛りへのお聞き」「小分け・量売り・少量パックなどニーズの応える商品展開（16 ページ）が重要です。また、食品ロス削減推進協力店は令和 7 年度ごみリサイクルカレンダー（以下カレンダー）のよると 25 店舗、「小金井カメすけ」協力店は 13 店舗とまだまだ途上にあります。「分別・排出削減の関する相談支援体制の充実」「事業規模、業種規模、業種別に応じた情報提供・働きかけ」による施策の展開を強力に進めてください。	本計画に基づき、市民、事業者、行政が連携しながら、それぞれの役割を果たし、具体的な取組を後押しする施策を展開してまいります。
6	P14	P14 食品ロスの削減目標は平成 12 年度比ということですが、平成 12 年度の食品ロス	平成 12 年度の食品ロス量は、当時のごみ排

番号	項目	寄せられた意見	意見に対する検討結果
	第3章 第2節 食品ロス削減に係る目標	量はどこで確認することができますか。また、当時は「食品ロス」という考え方、とくに未利用品や未開封品などは一般ではなかったと思いますが、どのようにして比較するのでしょうか。	出量や過去のごみ組成分析の結果などを基に、本計画内で設定した推計値です。 また、比較については、食品ロス量全体を比較しています
7	P14 第3章 第2節 食品ロス削減に係る目標	P14 家庭系・事業系ごみ共に、削減目標の起点が平成12年度、終点が令和12年度になっています。起点と終点の単純比較で達成状況を見るのでしょうか。 特に人口割のできない事業系の食品ロス量は、平成12年度と令和12年度では、広域支援前後、まちの開発状況で大きく異なるはずです。事業所の規模、業種等、様々な分母がある中で、量だけで達成状況を判断することが、事業者において食品ロス削減活動を推進できた、あるいはできなかった、ということになるのでしょうか。	お見込みのとおり起点と終点の単純比較で達成状況を見る想定です。 目標値については、国が定める目標設定方法に倣い、食品ロス総量での削減目標として設定しています。
8	P17 第4章 第2節 1.発生抑制を第一に掲げた家庭系食品ロスの削減及び生ごみ有効利	P17 生ごみ資源化モデル事業は、本格実施の予定はありますか。	家庭生ごみ資源化（堆肥化）モデル事業の評価を行い、その結果を踏まえて検討してまいります。

番号	項目	寄せられた意見	意見に対する検討結果
	用の推進		
9	P18 第4章 第2節 2.事業者との協働による食品ロス削減に向けた取組及び生ごみ有効利用の推進	P18 に地域全体で食品ロス削減に向けた雰囲気づくりを推進とありますが、メリットがなければ事業所に協力を仰ぐのは難しいと思いますし、具体的な取組例では一部の事業者に偏ってしまうのではないかと思います、いかがでしょうか。	本計画に基づき、市民、事業者、行政が連携しながら、それぞれの役割を果たし、具体的な取組を後押しする施策を展開してまいります。
10	〃	P18 民間企業と連携したフードドライブの実施というのは、企業から食品ロスになりそうな食品の提供を受けるのでしょうか。それとも、企業に実施してもらうのでしょうか。また、単純に考えても今までより集まる量が増えると思いますが、市内だけで循環されるのでしょうか。	食品ロスを削減するための市内循環体制を構築することを目的として、民間企業との連携を深めたいと考えています。
11	〃	小金井市のフードドライブ事業は、小金井市社会福祉協議会前で毎月第2水曜日、午後2時から午後3時30分までの1時間半実施していますが、月1回1時間半だけでなく常設受付にして下さい。福祉会館は閉鎖され、新福祉会館建設の見通しも不明確になっており、大変なこともありますが、「環境イベントや民間等と連携したフードドライブの実施」(18ページ)も重要です。	フードドライブに御協力いただきやすい環境をお求めの御意見として参考にさせていただきます。
12	その他	リサイクル推進協力認定の店舗はスーパーを中心に17店舗(同カレンダー)となってい	事業者との協働の重要性を理解し、いただいた

番号	項目	寄せられた意見	意見に対する検討結果
		ますが、年間の店頭回収量全体のおよその量・種類を知りたい。店頭回収の促進に向け、広報媒体等より力を入れていただきたい。	御意見を参考に、施策を展開してまいります。
13	その他	賞味期限は「おいしく食べれる期間」であり、安全性を見込んで商品は 80%がけ、品物によっては 60%がけになっています。消費者庁は、加工食品のガイドラインや Q&A で 0.8 以上の数字（安全係数）を推奨しています。国は安全係数について、食品の特性に応じて、商品の品質バラツキや条件を考慮して決め利ことを勧めています。賞味期限を少し過ぎたからと言って捨ててしまわないようにする配慮の大切です。組成分析の中に未開封食品とありますが、賞味期限を少し過ぎたものも含んでいるのかどうか見る必要があります。土曜生ごみ市民投入で廃食油回収も行っていましたが、賞味期限が過ぎたと言って、大量の未開封の食用油が持ち込まれることがありました。 賞味期限についても丁寧な啓発が必要です。また、お客の中には新しい品物を買いたいため、手前取りではなく陳列している奥の方を取り出す方がいます。対策として、奥の方に古いものを置くスーパーもあります。	賞味期限についても丁寧な啓発が必要というのはまさにそのとおりと考えております。 御指摘の点については、貴重な御意見として、今後の啓発での参考とさせていただきます。

小金井市災害廃棄物処理計画 (案)

平成 31 年 3 月
(令和 8 年 3 月改定)
小金井市

目 次

第 1 章 基本的事項	1
第 1 節 背景	1
第 2 節 計画の目的	2
第 3 節 計画の位置付け	3
第 4 節 計画の対象	4
1. 対象とする災害	4
2. 被害規模の想定	4
3. 対象とする廃棄物	5
第 5 節 基本方針	6
第 6 節 処理目標期間の設定	7
1. 災害廃棄物合同処理本部の立ち上げ	7
2. 仮置場の概要	8
第 7 節 各主体の役割	10
1. 市の役割	10
2. 市民の役割	10
3. ごみゼロ化推進員の役割	10
4. 災害ボランティアの役割	10
5. 民間事業者の役割	11
6. 一部事務組合の役割	11
7. 東京都の役割	11
8. 国の役割	11
9. 協定事業者の役割	12
第 8 節 発災前後の業務の流れ	13
第 2 章 平常時の対策	14
第 1 節 組織体制の構築	14
第 2 節 協力体制・受援体制の構築	15
1. 国及び東京都との連携	16
2. 一部事務組合等との連携	16
3. 他自治体、民間事業者等との協定	16
4. 災害ボランティアとの連携体制の構築	16
5. 市民との協力体制	16
6. 広域連携体制の構築	16
第 3 節 災害時に発生する廃棄物の処理の検討	17
1. 災害時に発生する廃棄物処理の全体像	17
2. 生活ごみ・避難所ごみの処理	21
3. し尿の処理	22

4. 災害廃棄物の処理	23
第4節 一次仮置場等候補地の検討	26
第5節 職員への教育訓練	27
第6節 本計画の見直し	27
第3章 初動期（発災後約1か月まで）	28
第1節 発災～24時間まで	28
1. 廃棄物処理に関する組織の設置	28
2. 廃棄物処理に関する情報収集	28
3. 災害時に発生する廃棄物の処理方針の決定	30
4. 周知・広報	30
第2節 発災24時間～72時間まで	32
1. 生活ごみ・避難所ごみ・し尿の処理の検討	32
2. 災害廃棄物発生量の推計	32
3. 片付けごみの収集体制の構築	33
4. 地区集積所の開設・運営	33
5. 災害廃棄物等の受入調整	34
第3節 発災72時間～1週間まで	35
1. 収集・運搬の実施	35
2. 一次仮置場の開設・運営	35
3. 支援の要請、広域連携体制の判断	36
第4節 発災1週間～1か月まで	37
1. 公費解体等の実施判断・準備	37
2. 災害廃棄物処理実行計画の策定（処理期間及び処理スケジュールの検討）	38
3. 補正予算編成及び補助金導入の検討	38
第4章 応急対策期～災害復旧・復興期	39
第1節 災害廃棄物処理実行計画の見直し	39
1. 災害廃棄物の発生量、処理可能量の見直し	39
2. 処理スケジュール・処理フローの見直し	39
3. 組織体制、協力体制の見直し	39
4. 一次仮置場等の見直し、閉鎖・返還方法の検討	39
第2節 被災家屋の解体撤去	40
第3節 国庫補助金業務	40
第4節 災害廃棄物処理の進捗管理	40

第 1 章 基本的事項

第 1 節 背景

平成 23 年 3 月に発生した東日本大震災では、膨大な災害廃棄物の発生に加え、津波による処理の困難性が加わり、廃棄物の処理や生活基盤の再建に多大な影響を及ぼしました。令和 6 年 1 月に発生した令和 6 年能登半島地震では、道路の寸断や廃棄物処理施設の被災により、廃棄物処理に大きな支障が生じました。これらのほかにも、近年、全国各地で大規模な地震や集中豪雨により膨大な災害廃棄物が発生しています。

国は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（昭和 45 年法律第 137 号。以下「廃棄物処理法」という。）及び「災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）」の一部改正や、「廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針」への災害廃棄物対策事項の追加といった制度的な対応を行いました。さらに、東日本大震災等の災害で得られた様々な経験や知見を踏まえ、平成 30 年 3 月に「災害廃棄物対策指針」を改定する等、地方公共団体における災害対応力の強化に取り組んでいます。

東京都は、令和 4 年 5 月に「首都直下地震等による東京の被害想定（令和 4 年東京都防災会議。以下「都の被害想定」という。）」の見直しを行いました。また、近年風水害が増加していることを踏まえ、災害廃棄物処理の実効性向上や風水害等への対応強化等を図るため、令和 5 年 9 月に「東京都災害廃棄物処理計画」を改定する等、災害廃棄物への対応力の強化に取り組んでいます。

表 1-1 これまでの大規模災害における災害廃棄物の発生量及び処理期間

災害名	発生年月	災害廃棄物発生量	処理期間
東日本大震災	2011 年 3 月	3,100 万トン (津波堆積物を含む。)	約 3 年 (福島県を除く。)
阪神・淡路大震災	1995 年 1 月	1,500 万トン	約 3 年
令和 6 年能登半島地震	2024 年 1 月	422 万トン (2025 年 1 月時点)	約 2 年※
平成 28 年熊本地震 (熊本県)	2016 年 4 月	311 万トン	約 2 年
平成 30 年 7 月豪雨 (岡山県、広島県、愛媛県)	2018 年 7 月	190 万トン	約 2 年
令和元年台風第 19 号	2019 年 9～10 月	109 万トン	約 2.5 年
新潟県中越地震	2004 年 10 月	60 万トン	約 3 年
令和 2 年 7 月豪雨	2020 年 7 月	42 万トン	約 2.5 年

参考：令和 6 年度災害廃棄物対策推進検討会資料より抜粋（令和 6 年度 環境省）

※ 令和 6 年度災害廃棄物対策推進検討会開催時において石川県が設定した処理目標期間を示します。

第 2 節 計画の目的

災害時には、被災家屋の後片付けにより生じる廃棄物、損壊家屋の解体・撤去により発生する廃棄物、避難拠点等から排出される避難所ごみ等に加えて、家庭から排出される生活ごみ等を同時に処理しなくてはなりません。これらの廃棄物の処理が滞ると、市民の健康や生活環境に重大な影響を生じさせるおそれがあります。また、その後の復旧・復興の妨げにもなります。

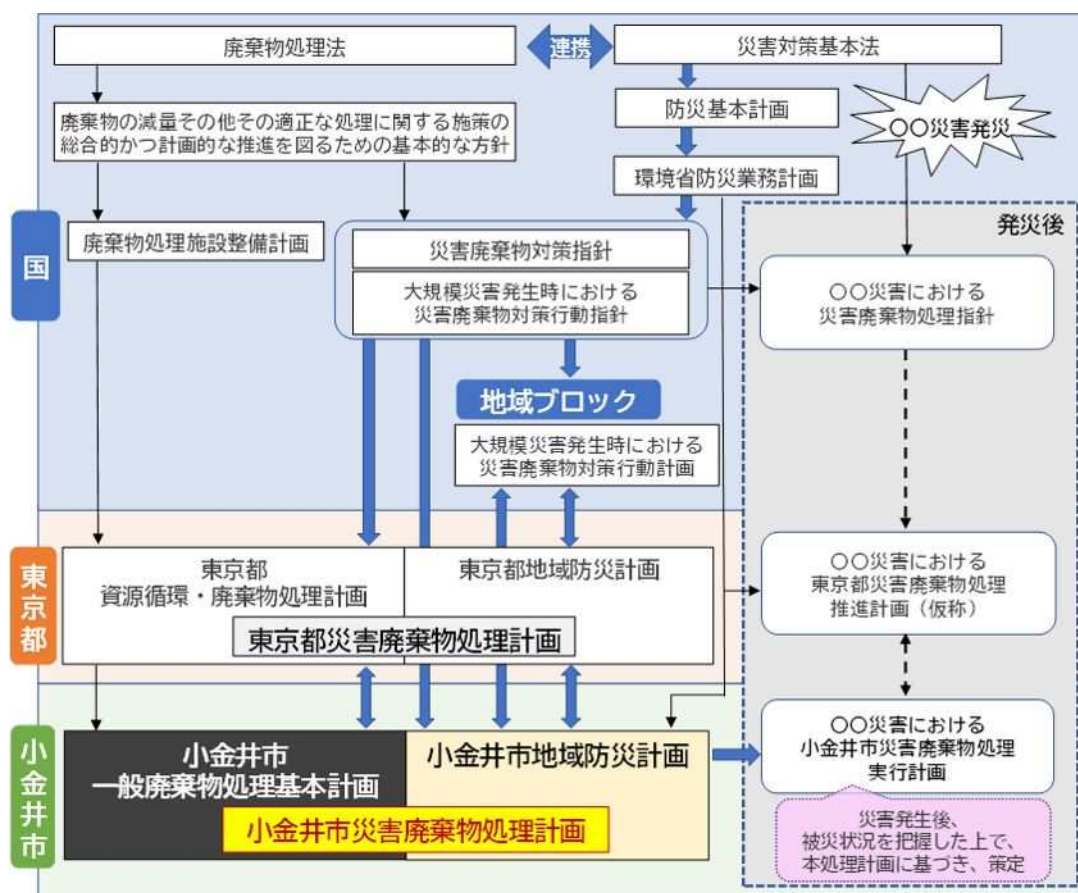
「小金井市災害廃棄物処理計画」（以下「本計画」という。）は、大規模災害の発生時に、膨大に発生する廃棄物を適正かつ円滑・迅速に処理するため、市民の生活環境の保全、公衆衛生上の被害を防止するとともに、早期の復旧・復興に資するための基本的事項を定めるものです。

発災後、市は、本計画に基づき初動対応を実施します。その後、災害の規模や被害状況等に応じた災害廃棄物処理実行計画を策定し、災害時に発生する廃棄物の適正かつ円滑・迅速な処理を推進します。

第3節 計画の位置付け

本計画は、国が定める「廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針」に基づき、地方公共団体が策定する災害廃棄物処理計画です。同じく、国が定めた「災害廃棄物対策指針」を踏まえ、「東京都災害廃棄物処理計画」、「小金井市地域防災計画」等の関連計画等と整合を図り、災害時に発生する廃棄物の処理に関する基本的な考え方や処理方法等を示すものです。

各計画や法令等との相互関係は図 1-1 に示すとおりです。



出典：東京都災害廃棄物処理計画（令和5年9月 東京都）を基に一部加筆

図 1-1 本計画の位置付け

第4節 計画の対象

1. 対象とする災害

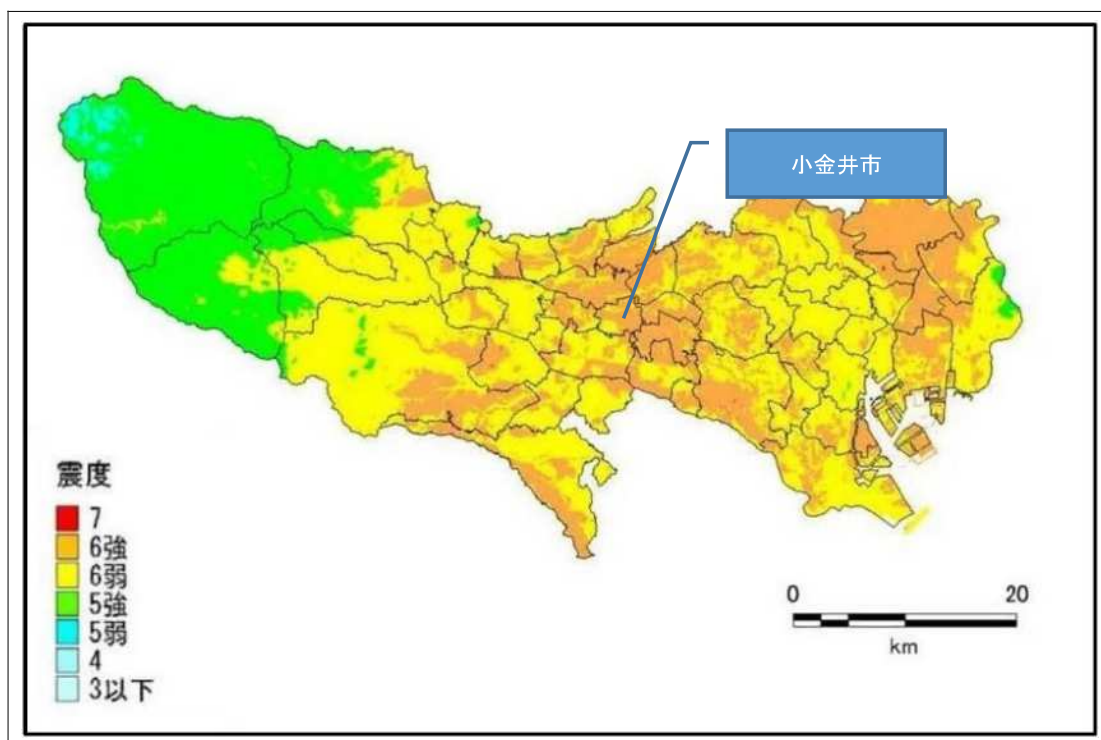
本計画は、地震災害、風水害、土砂災害及び火山災害を対象とします。(対象とする災害の詳細は巻末資料 p.1 参照)

2. 被害規模の想定

風水害等による被害は地震と比較して限定的となることが想定されるため、本計画では、主に地震災害による最大規模の被害を想定します。令和4年5月に見直された都の被害想定における市の最大規模の被害(図1-2 多摩東部直下地震)として、家屋の全壊被害 445 棟、半壊被害 1,567 棟などにより約 20 万トンの災害廃棄物が発生する見込みです。(被害規模の詳細は巻末資料 p.8 参照)

風水害により発生する廃棄物は、水を含んでいて腐敗が早い、台風の通過後すぐに後片付けが始まり一斉に排出されるといった特徴があります。風水害特有の課題については、それぞれの項目において特記します。

※風水害への対応箇所については「★」により示します。



出典：東京都災害廃棄物処理計画（令和5年9月 東京都）を基に一部加筆

図 1-2 多摩東部直下地震（M7.3、最大震度 6 強）

3. 対象とする廃棄物

災害廃棄物は、一般廃棄物に位置付けられるものであり、市域内で発生した災害廃棄物は、市が包括的な処理責任を負います。災害時には平常時に排出される廃棄物に加え、被災家屋の後片付けによって発生する片付けごみ、被災家屋等の解体により発生する解体ごみ及び被災者や避難者の生活に伴い発生する生活ごみ・避難所ごみ等が発生します。

発災後においても、被災を免れた家屋から発生する生活ごみは、被災状況を勘案した上で、原則として平常時と同様に処理します。ただし、平常時と同様の処理が困難な場合は、生活環境を悪化させないように配慮し、収集するごみの種類、排出場所等に制限を設けて処理を行うこともあります。

本計画で対象とする廃棄物は、表 1-2 の赤枠で示すとおりです。

事業系一般廃棄物については、原則、排出者責任のもと事業者が処理を行うこととします。平常時において市が収集・運搬している小規模事業者等の事業系一般廃棄物については、処理施設等への搬入が困難になる場合は必要に応じて排出抑制や一時的な保管に関して協力を要請します。

火山噴火が発生すると膨大な火山灰の発生が懸念されますが、火山灰は廃棄物処理法における廃棄物には該当しません。ただし、市の地域防災計画では灰の処理に関する対策を定めていることから、灰の処理や、火山灰と災害廃棄物が混合状態となり分離が難しくなった際の対応については、国や東京都と協議して指示を得ながら庁内他課と連携して対応に当たります。

表 1-2 本計画で対象とする廃棄物

廃棄物の種類		内容
一般 廃棄物	災害廃棄物	・被災家屋から排出される家財道具等（片付けごみ） ・被災建築物の解体撤去で発生する廃棄物（解体ごみ） ・道路啓開や救助捜索活動に伴い生じる廃棄物 ・仮設トイレからのし尿 ・その他、災害に起因する廃棄物
	避難所ごみ等	・被災した市民の排出する生活ごみ、使用済携帯トイレ等（通常生活で排出される生活ごみを除く。） ・避難施設で排出される生活ごみ（避難所ごみ）
	家庭ごみ、し尿	・通常生活で排出される生活ごみ・し尿
	事業系一般廃棄物	・事業活動に伴う廃棄物（産業廃棄物を除く。）
産業廃棄物		・廃棄物処理法第2条第4項に定める事業活動に伴って生じた廃棄物

出典：東京都災害廃棄物処理計画（令和5年9月 東京都）を基に一部加筆・変更

第5節 基本方針

本計画は、災害廃棄物処理を進めるに当たって、市民の生活環境を保全する「安全で安心できる処理」、都市機能を取り戻す「復旧・復興に資する処理」、災害を克服した後も「持続性を確保できる処理」の実現を重視します。この考え方に即し、次の7つを基本方針として定めます。

表 1-3 基本方針

安全で安心できる処理	復旧・復興に資する処理	持続性を確保できる処理
		
① 計画的な対応・処理	災害廃棄物発生量、道路や施設の被災状況や処理能力等を逐次把握した上で、計画的に処理を推進します。	
② 迅速な対応・処理	早期の復旧・復興を図るため、時々刻々と変化する状況に対応しながら迅速な処理を行います。	
③ 環境に配慮した処理	災害時の混乱した状況下においても、環境に配慮し、適正処理を推進します。	
④ 衛生的な処理	悪臭、害虫の発生等を考慮し、衛生的な処理を図ります。	
⑤ 安全の確保	住宅地での解体作業や仮置場での搬入、搬出作業において周辺市民や処理従事者の安全の確保を徹底します。	
⑥ 再資源化の推進	膨大な量の災害廃棄物の発生が見込まれる中、徹底した分別・選別により可能な限り再資源化を推進し、最終処理量の削減を図ります。	
⑦ 経済性に配慮した処理	膨大な量の災害廃棄物の発生が見込まれる中、コスト意識を持ち、可能な限り経費の削減に努めます。	

参考：東京都災害廃棄物処理計画（令和5年9月 東京都）を基に一部加筆

第6節 処理目標期間の設定

災害時は、生活ごみ、避難所ごみ、し尿の収集運搬・処理を優先します。発災後、廃棄物処理体制に係る問題を確認し、支障がある場合はそれを解消し、速やかに生活ごみ、避難所ごみ、し尿の収集運搬・処理を再開します。

早期の復旧・復興に向け、片付けごみ、解体ごみ等の災害廃棄物の処理は、可能な限り早期の完了を目指します。

処理目標期間は、災害の規模に応じて個別に設定しますが、過去の大規模災害における処理期間を踏まえ、最長で3年とします。

なお、個別の災害の処理期間について国の指針等が示された場合は、その期間と整合性を図り設定します。

1. 災害廃棄物合同処理本部の立ち上げ

大規模な災害が発生した場合、廃棄物処理において一部事務組合を構成し処理している構成自治体と一部事務組合で、災害廃棄物を合同で処理するための組織（災害廃棄物合同処理本部）を立ち上げて対応します。

大規模な災害が発生した際は膨大な災害廃棄物が発生することから、平常時の廃棄物処理施設等だけでは処理目標期間内に災害廃棄物を処理できないことが想定されます。災害廃棄物処理を加速化させるため、災害廃棄物合同処理本部や東京都等の各主体と連携して、広域処理することを検討します。

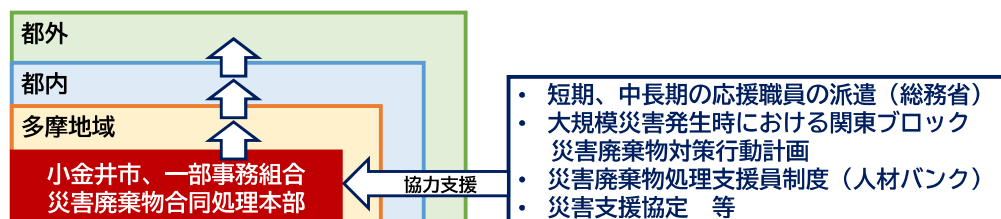


図 1-3 各主体との連携の考え方

2. 仮置場の概要

仮置場とは、被災家屋等の後片付け、損壊家屋の解体等により発生した災害廃棄物のうち、処理施設に直接搬入できないものを一時的に保管するため臨時に設置するものです。

市は、発災時に発生する膨大な量の災害廃棄物を処理目標期間内に適正に処理するために、緊急仮置場、地区集積所、一次仮置場の3種類の仮置場を設置します。また、甚大な被害が発生した場合は複数自治体により合同で二次仮置場も設置することを検討します。

仮置場の分類は表 1-4 のとおりです。

表 1-4 仮置場の分類

分類	役割・特徴
緊急仮置場	・市による戸別収集の対象になる災害廃棄物（地区集積所に持ち込めない大型家具等の片付けごみ）の、緊急排出先とする。 ・原則、平常時にごみを排出している場所（自宅前等）とし、市民（災害ボランティアを含む）自らが排出することとする。ただし、救助捜索活動や緊急車両など通行の妨げにならないよう注意する。 ・平常時のごみ収集が再開された際は、生活ごみと混合化しないよう片付けごみと表記をする等、この段階でできる限り分別して排出する。 ★水害等で被害が局地的な災害の場合、片付けごみの戸別収集（緊急仮置場への排出のみ）で対応する場合もある。
	開設時期・使用期間
	・収集体制を速やかに構築し、可能な限り早期に市が指定 ・被災家屋等の後片付けが終わり、一次仮置場への搬出が終わるまでの数週間
分類	役割・特徴
地区集積所	・被災家屋から発生した災害廃棄物（小型家電等の片付けごみ）を一時的に集積する。 ・原則、市民（災害ボランティアを含む。）自らが排出することから、可能な限り被災地域全域に設置する。 ・自主防災組織等が市と協議し選定・管理する集積所を含め、市が選定した中規模な市内の公園等を地区集積所とする。 ・市が指定する品目を分別して集積する。（分別例：廃家電（家電4品目以外）、金属（40cm以上）、プラごみ（40cm以上）、布団、危険物等） ※冷蔵庫の中身や使用済携帯トイレ等の腐敗性ごみ、衛生ごみは、地区集積所には出さずに生活ごみとして排出する。 ・ごみゼロ化推進員の協力のもと、市が地区集積所を管理・運営する。
	開設時期・使用期間
	・市民が早期に後片付けを開始できるように可能な限り早期に開設 ・被災家屋等の後片付けが終わり、一次仮置場への搬出が終わるまでの数か月

※東京都災害廃棄物処理計画で定められている「集積所」を、市では「緊急仮置場」と「地区集積所」に細分類しています。

分類	役割・特徴
一次仮置場	・主に市の民間委託事業者や家屋解体事業者等が地区集積所や被災現場等から搬入する。災害廃棄物の前処理(粗選別、破碎等)を行い、中間処理施設等へ積み替える拠点としての機能を持つ。 ・大規模な市内の公園や運動場等に設置する。 ・緊急仮置場や地区集積所から災害廃棄物を一次仮置場に集積した後、手作業、重機作業によりコンクリートがら、木くず、可燃物、不燃物、家電4品目等に分別して集積する。 ・協定事業者等による運営を想定し、市は開設した一次仮置場を巡回管理する。
	開設時期・使用期間
	・片付けごみの戸別収集が開始される前までに開設 ・災害廃棄物処理が完了するまで開設（1年以上に及ぶことがある。） ・中間処理施設等への搬出が終了し、使用終了箇所から順次廃止

分類	役割・特徴
二次仮置場	・一次仮置場での分別・選別が不十分である場合や一次仮置場の保管能力が不足している場合、必要に応じて複数自治体により合同で設置する。 ・一次仮置場からの災害廃棄物を集積し、破碎、選別を行い、焼却施設や再資源化施設への搬出拠点として設置する。 ・二次仮置場は甚大な被害が発生し、膨大な災害廃棄物が一度に発生した場合等に設置するもので、仮設処理施設の設置を含めて東京都に委託することもある。
	開設時期・使用期間
	・被害が甚大な場合、被災後数か月以内に開設 ・搬入された災害廃棄物を全て搬出するまで開設（1年以上に及ぶことがある。）

参考：災害廃棄物対策指針（平成30年3月 環境省）

※緊急仮置場・地区集積所・一次仮置場・二次仮置場の総称を「仮置場」とします。

第7節 各主体の役割

1. 市の役割

災害廃棄物は、一般廃棄物に位置付けられるものであり、市が包括的な処理責任を負っています。市は、市域内で発生した災害廃棄物について、必要に応じて収集し、処理・処分まで一時的に保管するための地区集積所・一次仮置場（以下「一次仮置場等」という。）の管理・運営を行います。並行して、生活ごみ、避難所ごみ、し尿等の収集・運搬を行います。災害廃棄物等の処理については、平常時から災害時の対応について一部事務組合等と協議し、協力・連携体制を構築します。

2. 市民の役割

被災地域の市民は被災者であり、かつ廃棄物の排出者です。まずは自らの生命と安全な生活を確保することが第一ですが、災害時に発生する廃棄物の適正な処理のためには、排出段階での分別の徹底等の役割を果たすことが求められます。

また、後片付けに便乗して災害に起因した廃棄物以外のものを出さない、定められた一次仮置場等以外の場所に勝手に出さないなど、緊急時だからこそ、モラルのある排出が求められます。

自主防災組織等で、独自の地区集積所候補地を平常時から検討する場合は、市と協議・情報共有しながら候補地を選定する等、協力・連携体制の構築に協力することが求められます。

3. ごみゼロ化推進員の役割

市民の代表として、排出段階での分別の徹底などを率先して実行することが求められます。災害時に市が周知・広報する内容を市民に広げる役割も期待されます。

また、災害時に市が開設する地区集積所の管理・運営について、市の協力要請にのっとり、管理・運営の補助を行うことが求められます。

4. 災害ボランティアの役割

災害ボランティアは、社会福祉協議会が立ち上げる災害ボランティアセンターに登録し、支援ニーズのある被災者宅に派遣されます。被災家屋の後片付け等の被災者支援を行う際は、市が定めた分別による排出や、市が指定している排出先に持ち込む等の協力が求められます。

被災した市民は心身ともに疲弊した状態であることから、被災市民に寄り添った行動が求められます。

5. 民間事業者の役割

民間事業者は、原則として排出者責任に基づき、事業に伴い排出される廃棄物の処理を行います。また、危険物、有害物等を含む廃棄物その他の適正処理が困難な廃棄物を排出する可能性のある事業者は、これらの適正処理に主体的に努めることが求められます。

ただし、平常時と同様の処理が困難な場合などは、排出抑制や一時的な保管に関する要請に応じるなど、市の廃棄物処理に協力することが求められます。

6. 一部事務組合の役割

浅川清流環境組合は、平常時から災害時に発生した廃棄物の受入れに関して市と協議を行い、災害時には適正かつ円滑・迅速に廃棄物の処理を行います。

また、組合施設での処理が困難な場合は、他の処理施設での処理について検討・調整する必要があることから、平常時より東京都と災害時の対応に関して調整を行います。

7. 東京都の役割

東京都は、各自治体が適正に災害廃棄物を処理できるよう、被災状況や対応状況等を踏まえた技術的支援、他道府県への広域処理の要請等の各種調整を行います。

また、災害により甚大な被害を受け、市における廃棄物所管部署の執行体制が喪失した場合などに、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 252 条の 14 の規定に基づく事務委託を受けて、市に代わって東京都が処理主体として直接、廃棄物処理を担うことがあります。

8. 国の役割

国（環境省）は、災害廃棄物処理支援ネットワーク（D.Waste-Net）、災害廃棄物処理支援員制度（人材バンク）等（詳細については巻末資料 p.24 参照）をはじめとした被災自治体への支援の枠組みを整備・構築します。発災後は、必要に応じて環境省職員の現地派遣や東京都を通じた技術的助言を行うなど、処理主体である市が適正に災害廃棄物を処理できるよう支援します。あわせて、大規模災害発生時における特例措置の検討、処理事業費の概算の考え方、財政措置の事務手続の簡素化、速やかな交付等、制度面・財政面からも必要な支援を実施します。

また、市において災害廃棄物処理の対応が困難な場合には、災害対策基本法第 86 条の 5 の規定に基づく市からの要請を受けて、代行の可否を確認した上で、国による代行処理が行われることがあります。

9. 協定事業者の役割

協定事業者等は、市と締結した協定内容に基づき、可能な範囲で災害時に発生した廃棄物処理に必要な車両・人員・資機材等の確保・調達に係る支援を行うなど、市と協力して災害時の廃棄物処理対応に当たります。また、廃棄物処理の知見、能力を有する事業者は、東京都及び市が実施する災害廃棄物処理に対して協力するなど、その知見や能力をいかした役割を果たすことが求められます。

第8節 発災前後の業務の流れ

平常時及び発災後に市が取り組むべき業務の流れを以下に示します。なお、災害の種類により優先順位、対応方針等が変わるため、様々な状況での業務の流れを整理し、災害廃棄物対策マニュアルの作成を進めます。



図 1-4 発災前後の業務の流れ

第 2 章 平常時の対策

災害時に発生する廃棄物を適正かつ円滑・迅速に処理するため、発災時の様々な状況を想定して対策を検討し準備する必要があります。以下に平常時における対策を示します。

第 1 節 組織体制の構築

災害時に発生する廃棄物を適正に処理するには、速やかな庁内組織体制の構築及び指揮命令系統の確立が必須です。東京都をはじめとした各主体と連携するとともに、各々の担当が共通認識の下で日々の業務を行っていく必要があります。

「小金井市地域防災計画」で規定された災害対策各部の分掌事務を踏まえた組織体制は図 2-1 のとおりです。災害時に発生する廃棄物処理の組織体制の主体は、災害対策環境部清掃班とし、東京都との連携を円滑に行うため、東京都の体制を踏まえた、総務、資源管理、処理、受援の 4 つのグループで対応に当たります。

また、発災の時間帯等により職員の参集が困難な場合など、人員が不足する場合には、代理の総括責任者を置く等の対応が必要になるため、平常時から様々な場面を想定した組織体制を構築できるよう、その他災対部との連携強化も図り、各種協定や国の支援制度等も活用して、他自治体等からの人的支援も想定します。（災害対策本部の組織体制や清掃班の業務分掌は巻末資料 p. 20 参照）

★ 風水害の場合、局所的な被害となる場合が多く、被害のない地域では平常時と同様の生活が営まれます。平常時の業務と災害廃棄物処理業務を同時並行で進めることが必要なことから、原則として平常時の体制の延長で対応します。

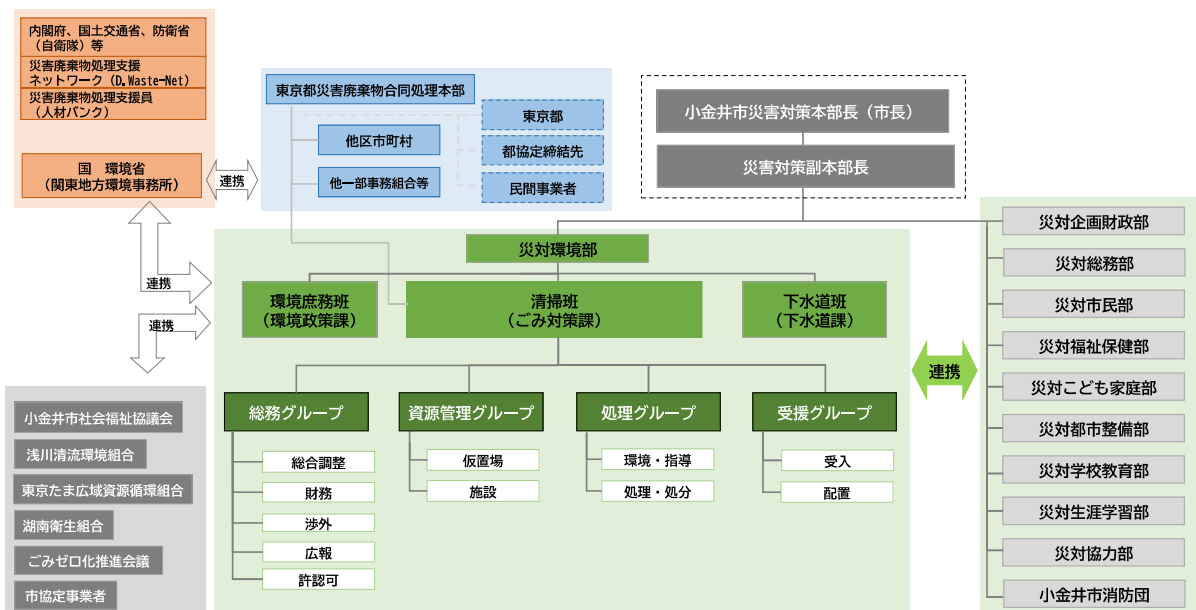


図 2-1 大規模災害時の災害廃棄物処理に関する組織体制

第2節 協力体制・受援体制の構築

災害時に発生する廃棄物を適正に処理するため、関係行政機関だけでなく市民・災害ボランティア・事業者等も含め、関係主体との協力・連携体制を速やかに構築する必要があります。市が締結している各種協定に基づき、関係主体と連携を図りながら、適正かつ円滑・迅速に災害廃棄物の処理を推進します。（各種協定は巻末資料 p.31 参照）

被災した場合は、協定や相互支援の枠組み等に基づき様々な主体からの支援が想定されます。これらの支援を円滑に受け入れるための受援体制を、発災後早期に構築します。他自治体等からの支援が開始されるまでに一定の時間を要することを踏まえ、対応事項に優先順位を付け、受援体制を構築します。「いつ」「誰から」「何を」「どうやって」支援を受けるかを明確にし、支援を最大限活用します。

平常時には国や東京都が実施する研修等を通じて、国や東京都との連携体制、他自治体等（近隣及び遠隔地の自治体）、民間事業者等との連携体制を強化・顔の見える関係を構築します。

表 2-1 想定される支援内容及び支援主体

支援内容（例）		国・都・ 学識経験者	他自治体	民間事 業者	災害 ボランティア
総合調整	対応方針検討、各種業務調整等		○		
実行計画策定	災害廃棄物処理実行計画策定の補助等		○	○	
設計・積算	発注に係る設計、積算補助等		○	○	
契約	契約事務補助等		○		
書類作成	災害報告書、査定資料等の作成補助等		○		
ごみの排出	被災家屋からのごみ出し、分別作業 避難拠点等での分別補助		○	○	○
収集・運搬	生活ごみ、避難所ごみ、し尿等の 収集・運搬		○	○	
情報収集 現地確認	発災後の対応状況等に係る情報収集 一次仮置場等の状況に係る現地確認		○	○	
一次仮置場等の 管理・運営	一次仮置場等の運営 管理状況の監督等		○	○	
窓口対応	窓口問合せ対応等		○		
広報	市民への広報		○		

1. 国及び東京都との連携

国や東京都との連携体制を構築し、常に災害廃棄物に関する最新情報を得るよう努めます。

また、被害が甚大な場合、「災害対策基本法」第 86 条の 5 に基づく代行処理を迅速に行えるようにします。

2. 一部事務組合等との連携

一部事務組合及びその構成市町とともに、災害廃棄物に関する協議を進め、合同処理のための連携体制を速やかに構築します。

3. 他自治体、民間事業者等との協定

災害廃棄物を速やかに処理するため、他自治体（近隣及び遠隔地の自治体）や民間事業者等と、災害廃棄物の処理や物資の提供等に関する協定を締結するよう努めます。

4. 災害ボランティアとの連携体制の構築

発災後のニーズに即したボランティア活動が展開できるよう、小金井市社会福祉協議会や東京都災害ボランティアセンターとの連携を強化するとともに、災害ボランティアへの協力依頼事項を速やかに提示します。

5. 市民との協力体制

発災後の混乱した状況下においても、市民に正確な情報を伝え、速やかに災害廃棄物処理を行うため、ごみゼロ化推進員をはじめとした市民との協働を図り、役割を明確にした初期対応に当たれるよう協力体制の構築を進めます。

6. 広域連携体制の構築

大規模な災害の発生に備え、国や東京都、一部事務組合（構成市町を含む。）、協定締結自治体、民間事業者等との広域連携体制を構築するとともに、国等からの支援の活用を行います。

第3節 災害時に発生する廃棄物の処理の検討

1. 災害時に発生する廃棄物処理の全体像

時間の経過に応じて変化する災害廃棄物の発生量（図 2-2）に示すとおり、発災直後から処理完了までの間には様々な対応が求められます。安定的かつ着実に災害廃棄物処理対応に当たるためにも、災害時に発生する廃棄物の処理フローを平常時から検討し、災害時に被害状況に応じて適切に対応に当たります。

また、発災後の時期区分によって発生する廃棄物の種類や量も異なるため、時期区分に応じた対応が必要です。特に発災初動期での対応遅れはその後の対応全てに影響し、処理目標期間での処理が困難となることから、発災初動期に対応すべき事項は事前に整理する必要があります。発災後の時期区分に応じた対応のポイントは表 2-2 のとおり、災害時に発生する廃棄物処理の全体スケジュールは図 2-3 のとおりです。



写真出典：災害廃棄物対策フォトチャンネル（環境省）

図 2-2 時間の経過に応じて変化する災害廃棄物の発生量

表 2-2 発災後の時期区分に応じた対応のポイント

時期区分	対応のポイント
初動期	・安全及び組織体制の確保・決定 ➢ 通信手段の確保、安否情報・参集状況の確認、災害時組織体制への移行 ・情報収集、当面の処理の見通しに係る判断 ➢ 被災状況に係る情報収集、災害廃棄物発生量の推計に向けた情報収集、被災状況に応じた支援要請 ・生活ごみ、避難所ごみ、し尿の処理体制の確保、処理方針の決定 ➢ 収集・運搬体制の確保、処理施設等の搬入先の確保、市民・災害ボランティア等へのごみ出しルール等の周知、腐敗性ごみ・衛生ごみなど優先度の高い廃棄物から収集・運搬の実施 ・災害廃棄物の処理体制の構築、処理方針の決定 - 一次仮置場等設置場所の確保、災害廃棄物の収集方法の検討・決定、車両・資機材・人員の確保、市民・災害ボランティア等への周知、地区集積所の開設
応急対応 (前半)	・継続的な一般廃棄物処理体制の確保 ➢ 継続的な処理体制への移行、人員増強の検討 ・災害廃棄物の適正処理及び一次仮置場等の適切な管理・運営 ➢ 災害廃棄物発生量の推計、災害廃棄物の継続的な収集・処理、一次仮置場等の管理・運営 ・災害廃棄物処理事業費の確保及び各種契約事務 - 補正予算の編成、災害等廃棄物処理事業費補助金対応、災害報告書の作成、車両・人員・業務委託等に係る契約事務対応、支出管理
応急対応 (後半)	・災害廃棄物処理実行計画の策定 ➢ 災害廃棄物発生量の推計（見直し）、処理フローの精査、処理期間及び処理スケジュールの検討 ・損壊家屋の公費解体等に係る体制構築 ➢ 技術職（土木・建築）や税務担当等も含めた庁内体制整備、対象案件の選定、要綱・様式等の作成、発注準備、市民等への周知、申請窓口の設置 ・処理ルートの整備 - 複数自治体による合同で設置する二次仮置場への災害廃棄物の搬入、処理施設での適正処理、搬出先の拡大
復旧・復興	・災害廃棄物処理事業の実施・進捗管理 ・全体管理（撤去進捗、処理進捗等）

参考：「災害時の一般廃棄物処理に関する初動対応の手引き」（令和3年3月改訂、環境省）、「市町村向け災害廃棄物処理行政事務の手引き」（平成30年3月、環境省東北地方環境事務所 関東地方環境事務所）、「東京都災害廃棄物処理計画」（令和5年9月 東京都）

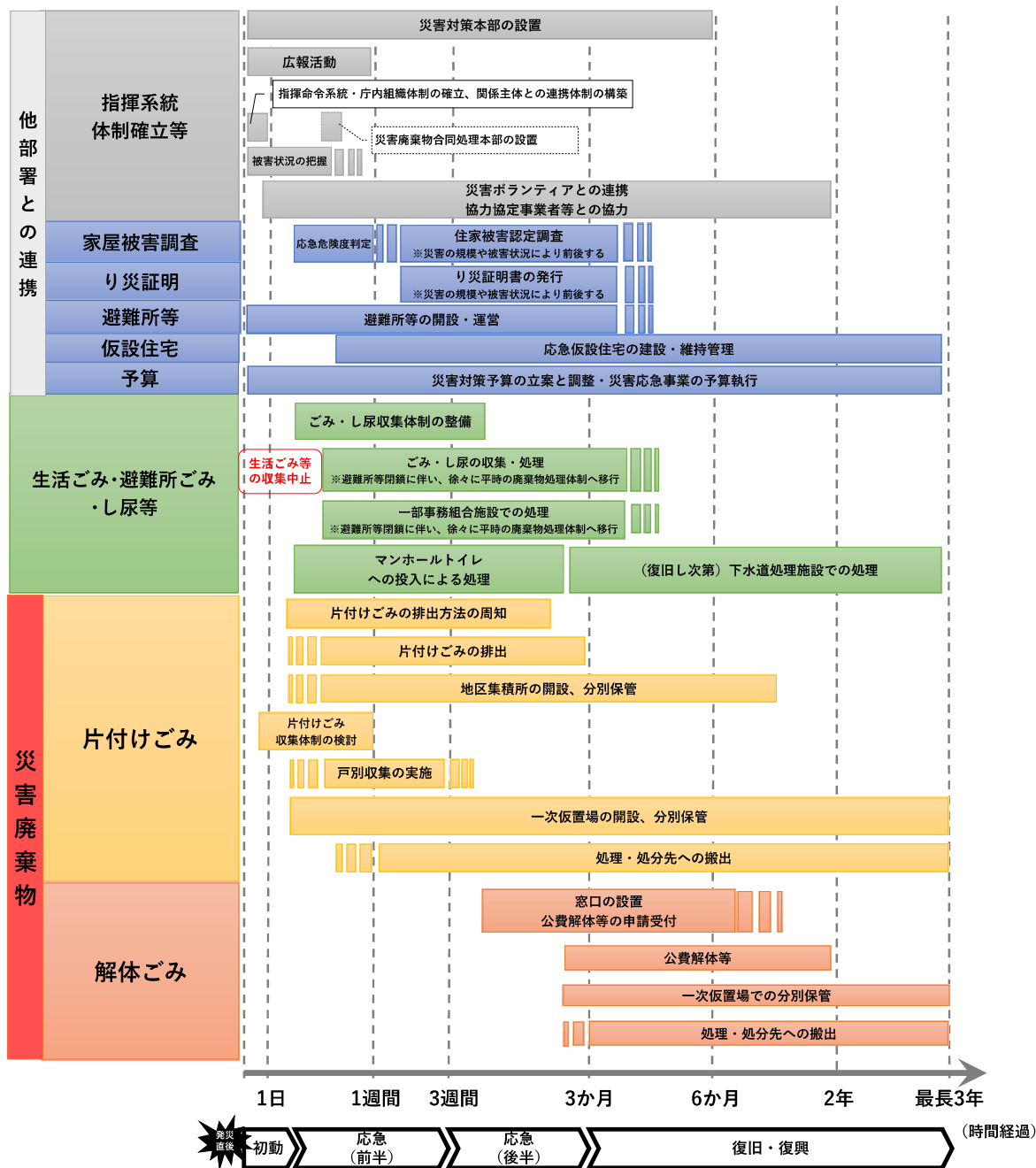


図 2-3 災害時に発生する廃棄物処理の全体スケジュール

2. 生活ごみ・避難所ごみの処理

大規模地震が発生した場合、発災直後は生活ごみの収集を中止し、被災状況の把握などの緊急対応を優先的にを行うことを原則とします。道路状況や避難所の開設状況などを情報収集したのち、避難所ごみを含めた収集・運搬ルートの方策等初動体制を確立し、被災状況に応じた生活ごみ・避難所ごみの収集を速やかに実施します。

停電時・断水時に発生が予想される冷蔵庫の中身（腐敗性ごみ）や、使用済携帯トイレ等（衛生ごみ）の保管方法・排出方法については、発災後速やかに市から広報・周知します。

発災時は生活環境の保全及び公衆衛生上の観点から、腐敗性ごみ、衛生ごみを最優先で収集します。その後、体制が整い次第速やかに燃やさないごみ等の収集を再開します。

（1）生活ごみ・避難所ごみの処理フロー

生活ごみについては、可能な限り平常どおりの収集としますが、被災状況に応じて分別区分や収集頻度を変更する等、収集方法等を含め検討します。また、道路の被災状況等により著しく収集効率が低下した場合は、一部事務組合等と協議し、可能な場合は早朝・夜間収集等により対応します。（生活ごみの収集に関する留意点は巻末資料 p. 27 参照）

発災時であってもごみの分別を行うことがその後の処理をよりスムーズにし、早期の復興に寄与すると考えられるため、避難所においても可能な限り平常時と同様の分別区分で排出を行えるよう対応を検討します。ただし、発災直後、避難所は混乱していると考えられます。平常時と同様の分別を行うことが困難であることが想定されるときは、被災状況、避難者数を考慮し、避難所ごみの分別区分を決定します。（避難所ごみの分別に関する留意点は巻末資料 p. 27 参照）

被災状況によっては平常時の収集体制での対応が困難となることも想定されるため、必要に応じて他市町村等へ支援を要請し、車両を確保します。

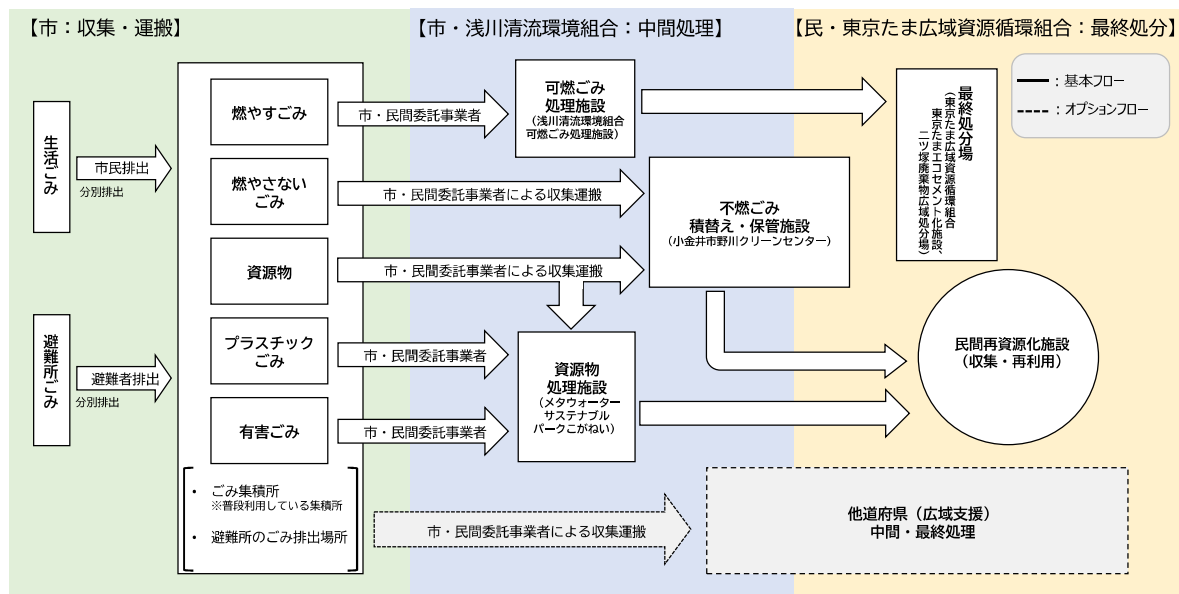


図 2-4 生活ごみ・避難所ごみの処理フロー

3. し尿の処理

平常時においては、避難者数をあらかじめ予測した上で、避難所の位置や仮設トイレ（マンホールトイレを含む。）の備蓄数を担当課と連携して把握するなど、し尿処理体制を検討します。発災時には、公共下水道等の生活排水処理施設が使用できなくなることも想定されるため、これらの状況にも耐えられるよう対応方法を検討します。（し尿収集必要量、仮設トイレ必要基数は巻末資料 p. 13 参照）

し尿処理施設が被災した場合、発災初動期には携帯トイレ等を活用します。膨大に発生する使用済携帯トイレ等の収集・処理方法については、一部事務組合等と平常時から検討します。

(1) し尿処理フロー

し尿処理は、可能な限り平常どおり公共下水道又は一部事務組合等のし尿処理施設で行います。災害によりし尿処理施設が被災した場合や、要処理量が処理能力を上回った場合などでは、「災害時における水再生センターへのし尿搬入及び受入れに関する覚書」に基づき、東京都下水道局が指定する水再生センター（北多摩一号水再生センター）で処理します。

マンホールトイレを除く仮設トイレ等のし尿収集については、「災害時におけるし尿の収集及び運搬の協力に関する協定書」を締結している収集運搬事業者、場合によってはそれ以外の一般廃棄物収集運搬業許可業者が行います。被災状況によって収集・運搬車両が不足する場合は、近隣自治体、東京都及び関連団体に支援を要請します。

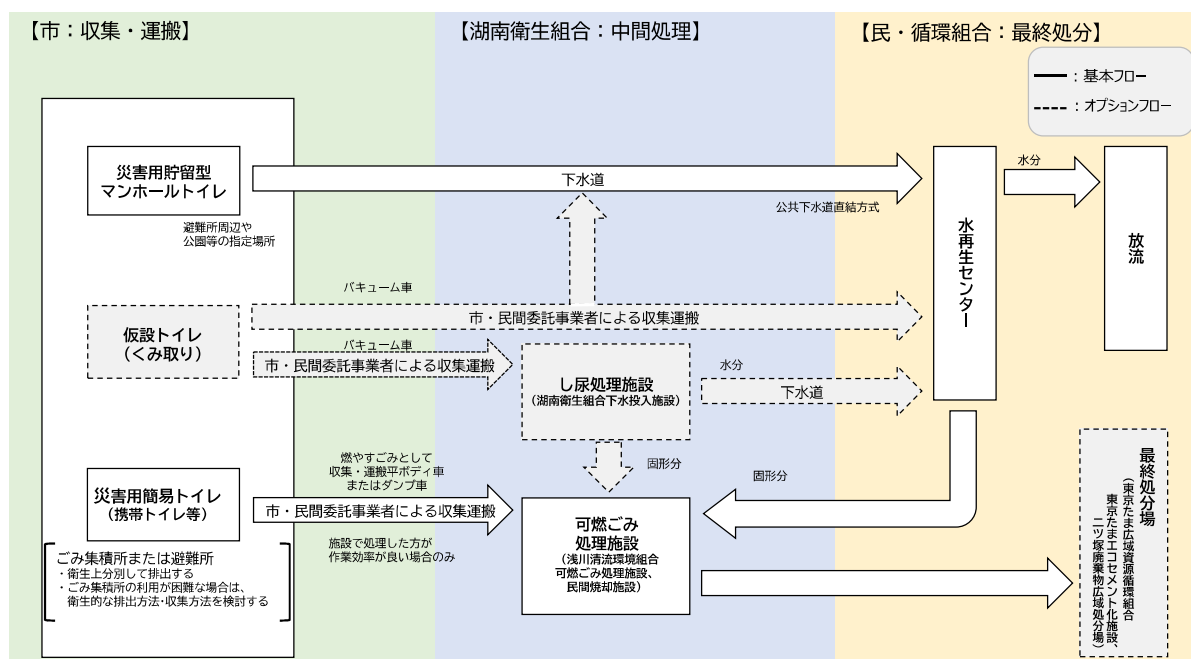


図 2-5 し尿処理フロー

(2) 応急仮設トイレの設置状況等

要配慮者に配慮したトイレ（洋式トイレ等）の確保状況について担当課から情報収集し、し尿収集必要量に応じた対策を平常時から検討します。避難所となる公共施設のマンホールトイレの設置・改修状況について、担当課と連携して把握します。（マンホールトイレ等の概要については巻末資料 p. 26 参照）

4. 災害廃棄物の処理

(1) 災害廃棄物の処理フロー

市民が自宅の後片付けを行った際に排出される片付けごみや、公費解体等に伴い生じる解体ごみ等の災害廃棄物は、処理先への搬出までの間、市が設置する一次仮置場等で分別した上で一時的に保管します。

災害の規模や被害状況等を踏まえ、必要に応じて二次仮置場を設置し、一次仮置場から搬入される廃棄物を破碎・選別し、焼却や資源化等を行います。焼却・資源化できない廃棄物は最終処分します。

片付けごみ・解体ごみ等の処理は、時間経過に応じて対応に注力する廃棄物の種類・量が異なることから、片付けごみ・解体ごみ等の処理フローは発災後の時期区分に応じて作成します。

発災初動期から応急対応（後半）までは、住居の後片付けを行った際に排出される片付けごみの対応に注力します。地区集積所に持ち込まれた片付けごみを搬出できるよう一次仮置場を早期に設置します。

復旧・復興期以降は、解体ごみへの対応が中心となり、一次仮置場への搬入量も増えることから、応急対応（後半）までと同様、一次仮置場の保管面積を常に確保・維持できるよう、解体現場において分別を徹底するほか、廃棄物の種類ごとに処理先候補を定める等の対策を講じます。

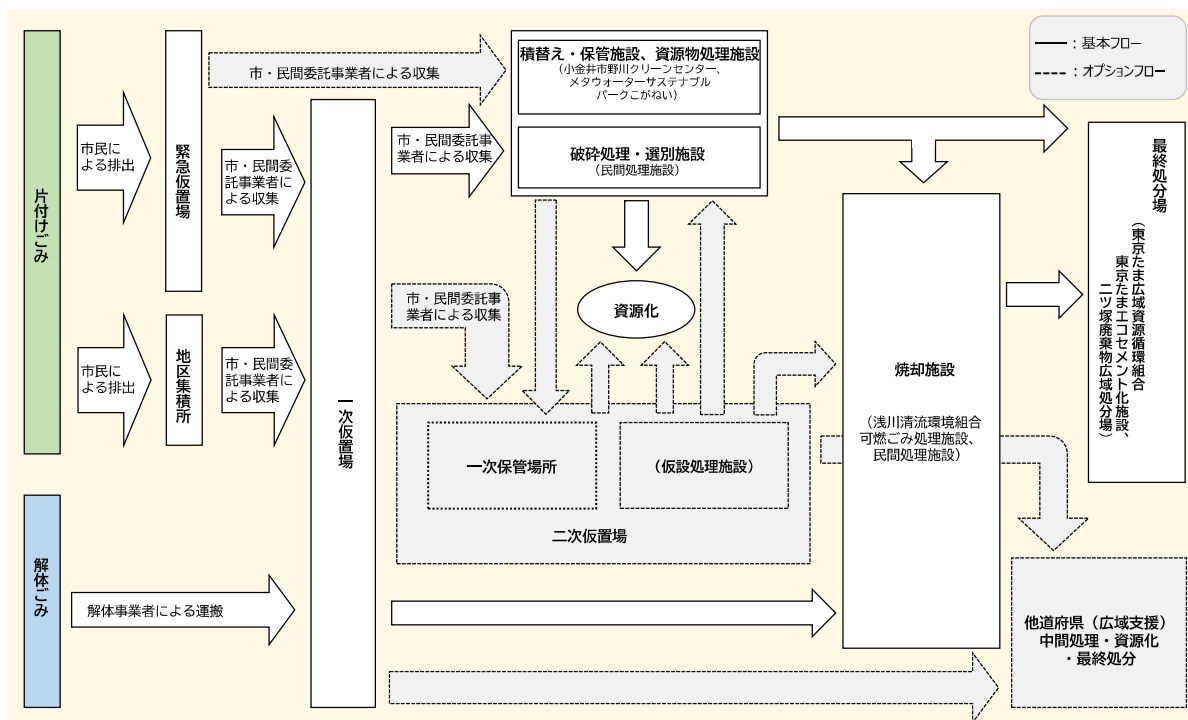


図 2-6 災害廃棄物の処理フロー

(1) 片付けごみの収集方法の検討

市の地域特性を踏まえると、一定面積以上の一次仮置場の複数設置は困難であることから、設置した一次仮置場の保管面積を常に確保・維持できるよう、排出段階での分別区分を明確化するほか、ごみの種類ごとに処理方法・処理先候補を定める等の対策を講じる必要があります。

市は早期に市民が片付けごみを排出できるよう地区集積所の開設を優先的に進めるとともに、緊急仮置場に排出された片付けごみを戸別収集する体制を構築します。市民は小型家電や平常時に市が収集していない危険物等の廃棄物を周辺の地区集積所に持ち込み、市は持ち込まれた片付けごみを原則一次仮置場に搬出します。

また、市民が片付けごみを持ち込む地区集積所の候補地も限られることから、大型家具や大型家電等に品目を限定して、市は緊急仮置場に排出した片付けごみの戸別収集を実施します。市民は、袋に入る平常時の分別品目に該当する片付けごみ（災害に起因して割れた食器やガラス等）を平常時の収集が再開するまで自宅で保管し、市は収集再開後に袋に入る片付けごみを生活ごみと併せて収集します。

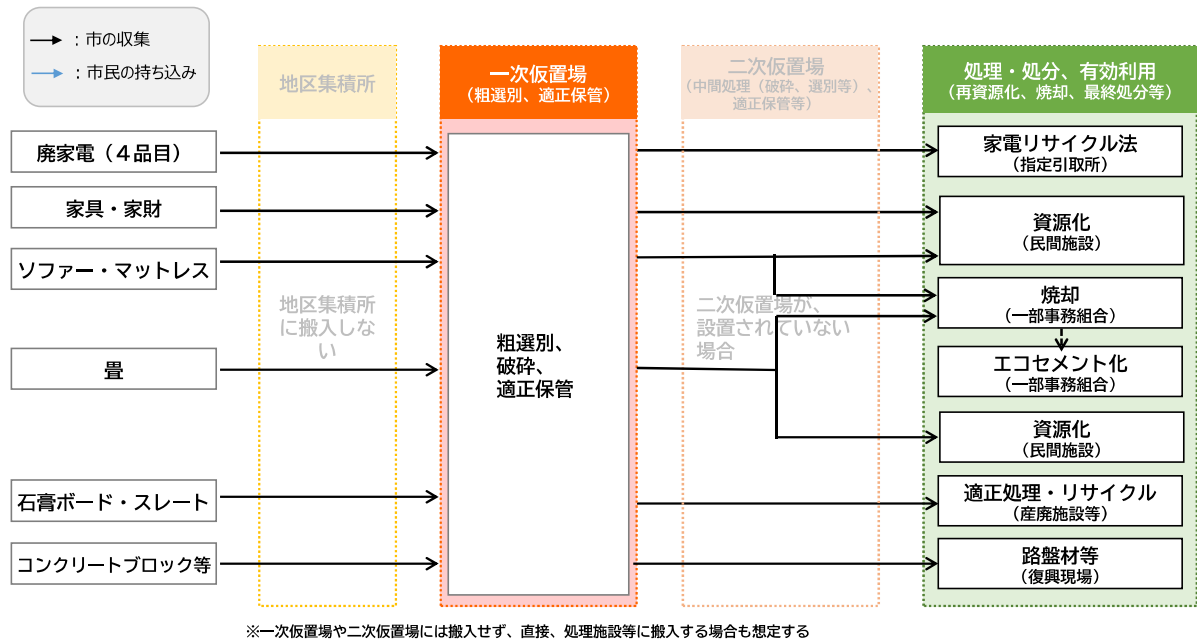


図 2-7 各廃棄物の収集フロー（緊急仮置場へ排出された片付けごみの戸別収集）

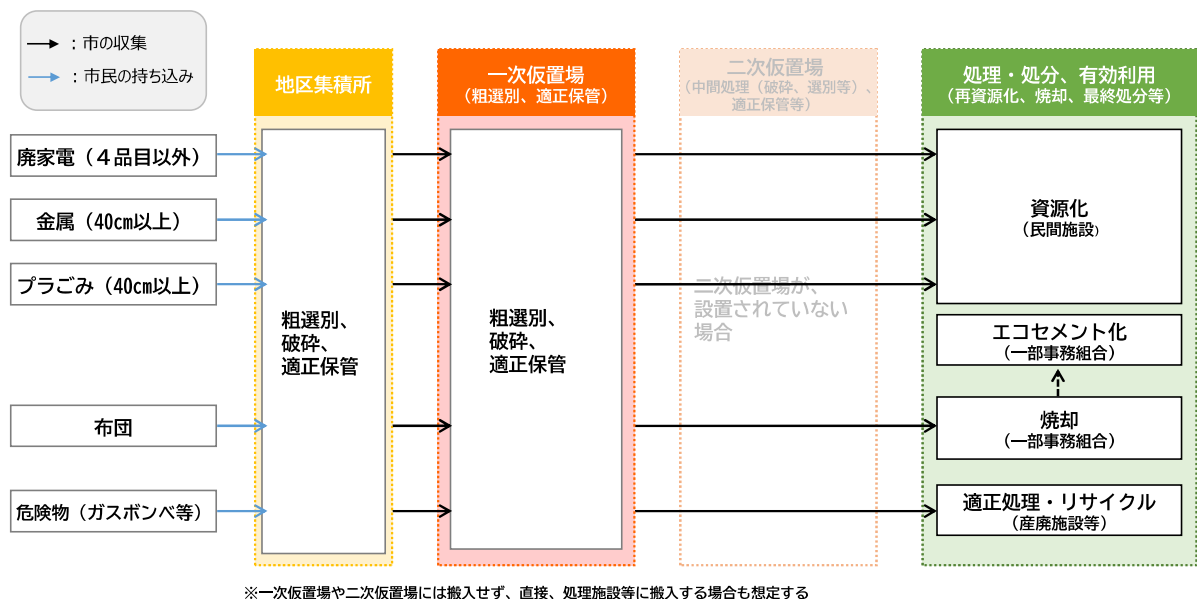


図 2-8 各廃棄物の収集フロー（地区集積所へ持ち込まれた片付けごみの収集）

第4節 一次仮置場等候補地の検討

本市における災害廃棄物の発生量は、最大で約 20 万トンと見込まれています。発災後早期に一次仮置場等を設置できるよう、平常時から市内の一次仮置場等候補地を検討します。小金井市地域防災計画では令和 5 年 3 月現在、中間処理場（貫井北町 1-8-25）及び空缶・古紙等処理場（中町 3-19-16）等を一次仮置場とすることを想定していますが、清掃関連施設整備事業の完了に伴い、小金井市野川クリーンセンター（東町 1-7-19）及びメタウォーターサステナブルパークこがねい（貫井北町 1-8-25）は災害廃棄物の一時保管場所である地区集積所として活用することとなります。これまでの大規模災害時の事例から、災害リスクを考慮し複数の一次仮置場設置が必要になることが考えられることから、自主防災組織等が市と協議して選定した地区集積所も含めて複数箇所を一次仮置場等候補地としてリスト化します。

なお、二次仮置場については、発災後の被災状況や処理状況等を踏まえ、東京都と協議の上、広域連携体制での設置も検討します。

発災時には、実際の建物被害棟数を把握した上で、災害廃棄物の発生量の推計方法に従い仮置場の必要面積を推計します。（仮置場の面積の計算方法については巻末資料 P16 参照）

第5節 職員への教育訓練

発災後に適正に災害廃棄物処理を実施するため、本計画が災害時に有効に活用されるよう記載内容を職員に周知します。

業務を担当する職員は、国や東京都が実施する研修や訓練へ積極的に参加し、災害対応力の向上を図ります。また、訓練等の参加によって得られた気づきや課題等を関係団体等にも情報共有することで、平常時から担当者間の連携強化を図ります。

表 2-3 主な研修・訓練

項目	対象	実施時期	実施内容
初任者研修	関係職員新任者	年度当初	・本計画の内容周知 ・基礎的な知識の習得
国や東京都が実施する定期研修	ごみ対策課と関係部署	随時	・本計画の点検、実効性の検証 ・他団体の事例確認 ・視察 ・その他
国や東京都が実施する情報伝達訓練	ごみ対策課と関係団体	随時	・協定内容の再確認 ・各団体の状況確認 ・要請手順の確認
市民に向けた情報提供	ごみ対策課とごみゼロ化推進員、自治会等の市民	随時	・災害時の廃棄物の排出に関する協力依頼事項の周知 ・地区集積所の管理方法の検討・協議 ・その他

第6節 本計画の見直し

本計画の実効性を高めるため、関係する法令や指針、東京都災害廃棄物処理計画の見直し、研修や災害訓練の結果等を踏まえ、必要に応じて本計画の見直しを行います。

第 3 章 初動期（発災後約 1 か月まで）

第 1 節 発災～24 時間まで

1. 廃棄物処理に関する組織の設置

（1）職員の安否確認、参集状況の確認

市職員・民間委託事業者等の安否確認を行います。集約した情報は速やかに市災害対策本部に報告します。

（2）災害時の組織体制への移行

小金井市地域防災計画に定められている設置基準に基づき、災害対策本部が設置された場合、平常時に検討した庁内組織体制を基に、職員の参集状況に応じて役割分担を決定し、速やかに災害廃棄物処理体制に移行します。

★水害の場合は局所的な被害となる場合が多く、被害のない地域では平常時と同様の生活が営まれていることから、平常時の業務と災害廃棄物処理業務を同時並行で進めることが必要です。小規模な水害等の場合は、原則平常時の体制の延長で対応しますが、必要に応じて専門チームの構築を検討します。

2. 廃棄物処理に関する情報収集

災害廃棄物の処理方針を決定するため、国や東京都、災害対策本部等からの情報について、災害対策環境部清掃班において一元管理するとともに、関係部署と情報共有します。

また、これらの情報は、被災状況が明らかになるにつれて刻々と更新されるため、常に最新の情報を収集、把握します。

（1）市内の被害状況の把握

平常時の廃棄物収集・処理体制の維持が可能かを判断するため、収集・運搬車両や運搬ルート等の被災状況の確認に努めます。

また、被災道路や建物被害棟数等の情報を、災害対策本部や建物等の被害調査を行う担当課から情報収集・整理します。

(2)避難所の開設状況の把握

災害対策本部や避難所運営担当課等を通じて、避難所・福祉避難所等の開設状況を把握し、各避難所等のごみの排出状況や災害用トイレの排出状況等を確認します。また、緊急医療救護所・医療救護所の開設状況も併せて把握します。

(3)処理施設の被害状況の確認

平常時に廃棄物の処理を行っている施設等の被災状況及び復旧見通しを把握し、災害対策本部に報告します。

(4)収集・運搬車両等の被害状況の確認

廃棄物の収集・運搬体制を確保するため、市所有の収集・運搬車両の被災状況及び雇上業者（人員・車両）・市内の一般廃棄物収集運搬業許可業者・資源物回収委託事業者の被災状況を把握し、収集・運搬車両等の被災状況を災害対策本部に報告します。

(5)東京都、国への情報共有

収集した建物被害棟数や収集・運搬車両、廃棄物処理施設等の被災状況等を集約し、東京都を通じて国へ報告します。被災状況の報告は継続的に行い、東京都、国との情報共有を図ります。

3. 災害時に発生する廃棄物の処理方針の決定

平常時に検討した災害時に発生する廃棄物の処理フローを基に、被災状況を鑑みた災害時に発生する廃棄物の処理方針を検討・決定します。

処理方針を検討する際は、災害廃棄物合同処理本部とも協議の上で処理方針を決定します。

4. 周知・広報

市民・災害ボランティアに対して、ごみ出しに係る情報（例：排出場所、排出可能期間、分別区分等）を速やかに伝達できるよう、様々な情報伝達方法等を検討し周知・広報を行います。情報は予定も含めて随時更新します。

市民・災害ボランティアは市が周知・広報する情報を随時確認し、その情報に基づいてごみを排出することが求められます。

表 3-1 情報伝達方法（例）

情報伝達方法	内容
デジタル媒体	市ホームページ、ごみ分別アプリ、こがねい安全・安心メール、Yahoo!防災速報、SNS（X等）
アナログ媒体	紙媒体：市報、自治会だより、パンフレット 掲示物：ポスター、広報掲示板、避難所掲示板
マスメディア	緊急速報メール、新聞（地方欄）、ケーブルテレビ、ラジオ
説明会、講座等	学校、事業所、自治会、管理組合等への出張講座
その他	防災行政無線（自動音声応答サービス）、広報車、ごみゼロ化推進員等を通じた広報等

（1）生活ごみに関する市民等への広報

大規模な災害が発生した場合、発災直後に生活ごみの収集を中止する旨の周知を行います。また、臨時的な分別区分に変更する場合は、排出方法等の情報提供を速やかに行います。

高層マンションでは、停電等によりエレベーターが停止した場合、上層階に居住する市民は集積所にごみを排出することが困難になることが予想されるため、市民同士で助け合って順番にごみ出しするようにするなど、協力を求めます。

(2)し尿に関する市民等への広報

下水道の機能に支障が生じている場合には、あらかじめ備蓄している携帯トイレ等を使用します。使用済携帯トイレ等の排出場所・排出方法等を周知します。使用済携帯トイレ等は、市からの排出に係る案内があるまでベランダなどに保管するように周知します。

下水道が被災している地域では、住宅のトイレが使用可能であっても住宅のトイレは使用せずに、下水道の復旧までは携帯トイレ等の使用のほか、避難所のマンホールトイレを利用するよう周知します。

(3)避難所ごみに関する市民等への広報

避難所におけるごみの排出場所・排出方法等について、避難所の管理担当を通じて周知します。

★大型台風等の接近に伴い避難所を開設する場合には、避難所が開設されたと同時にごみの排出場所・排出方法等を周知します。

(4)片付けごみに関する市民等への広報

生活ごみの収集体制の再構築を優先するため、発災から一定期間は片付けごみの排出を控えるように市民に周知を行います。なお、片付けごみの排出場所や分別方法等については、被災状況を踏まえ、速やかに周知することとします。

災害ボランティアは、被災家屋の後片付けを支援することが多いため、片付けごみが混合状態で排出されないよう、災害ボランティアセンターを通じて、災害ボランティアに対しても片付けごみの排出場所や分別方法等を周知します。

★特に水害時は、水が引いた直後から片付けごみが排出されることが想定されるため、ごみの排出・収集に係る情報を速やかに周知します。

1. 生活ごみ・避難所ごみ・し尿の処理の検討

(1) 避難所ごみの発生量、必要な仮設トイレの数量の概算

避難所避難者数に基づき、避難所ごみの発生量を推計します。（避難所ごみの発生量に関しては巻末資料 p. 13 参照）

また、携帯トイレの発生見込量や必要な仮設トイレ数を概算します。（仮設トイレの必要基数の推計に関しては巻末資料 p. 13 参照）

(2) 仮設トイレの設置検討

初動期は携帯トイレ等とマンホールトイレの活用を優先しますが、マンホールトイレが設置できない場合や、携帯トイレ及びマンホールトイレだけでは不足する場合は、避難所等に仮設トイレを設置することを設置・管理担当課に提案し、協議します。

仮設トイレが設置された場合は、設置場所や使用状況について設置・管理担当課と随時情報交換を行います。

(3) 収集・運搬体制の構築

収集・運搬等に係る協定事業者等の被災状況、推計した発生量を基に、収集・運搬体制を構築し、収集・運搬作業に係る計画を策定します。

避難所の開設状況や仮設トイレの設置状況に応じて収集・運搬体制を構築し、作業計画を作成します。

平常時の収集・運搬ルートが通行できない場合は、臨時のルートを検討します。

市所有及び雇上事業者の収集・運搬車両だけでは必要台数を確保できない場合は、東京都等へ支援要請を行います。

2. 災害廃棄物発生量の推計

発災後の建物被害棟数等のデータから災害廃棄物の発生量を推計します。（災害廃棄物の発生量に関しては巻末資料 p. 9 参照）

災害廃棄物の発生量は、最新情報を用いて適宜見直しを行います。見直した結果は東京都に都度情報共有を行います。

3. 片付けごみの収集体制の構築

(1) 片付けごみの収集方法の検討

前述の処理方針に基づき、市民が排出する片付けごみの収集方法を決定します。

また、市内道路の被災状況・復旧状況等を踏まえ、収集ルートを選定します。

★風水害時は、被害は限定的ながらも、災害が収まった直後から片付けごみが排出されることが想定されるため、速やかに収集体制を構築します。処理に当たっては、一次仮置場等を設置しない場合は、小金井市野川クリーンセンター、メタウォーターサステナブルパークこがねいの敷地に搬入し、敷地内で分別を行います。

(2) 片付けごみの収集体制の構築

市所有及び雇上事業者、協定事業者の車両を確保し、地区集積所に持ち込まれた片付けごみ・戸別収集による片付けごみ両方に必要な収集体制を構築します。必要台数を確保できない場合には、東京都等へ支援要請を行います。

(3) 不法投棄対策

宅地や空き地、仮置場への不法投棄対策を行います。具体的には、警察等と連携した市内巡回パトロールや、可能な場合には敷地の出入口を封鎖するなど、不法投棄を未然に防ぐための対策を講じます。また便乗ごみ対策として、受付で搬入物をチェックし、ルールを逸脱したものに関しては、持ち帰ってもらうなどの対策を徹底します。

4. 地区集積所の開設・運営

(1) 地区集積所の確保

市民や災害ボランティア等が片付けごみを持ち込むことができるよう、できる限り生活圏に近い場所に候補地を選定し、災害対策本部と調整して最終決定します。候補地は、平常時に検討した候補地を基本とし、被災状況に応じて選定します。

(2) 地区集積所の管理・運営体制の構築

地区集積所の管理に必要な人員は、庁内連携により確保します。

運営体制はごみゼロ化推進員の協力を受け構築することを前提としますが、人員体制が不足する場合は協定事業者等の協力を得て確保します。

(3)地区集積所の開設・運営

適切に人員・資機材を配置し、地区集積所を開設します。

地区集積所は、原則として市が管理するものとし、ごみゼロ化推進員の協力の下、適正に管理します。

地区集積所で問題が生じる（不法投棄の頻発、生活ごみと片付けごみの混在、通行障害）場合には、体制強化等の必要な対応を検討しますが、それでも問題が改善しない場合には、地区集積所の一時的な閉鎖等を検討します。

5. 災害廃棄物等の受入調整

(1)災害廃棄物等の受入れ協議

災害時に発生した廃棄物は、可能な限り資源化を行った上で、資源化できないものは平常時の処理先である廃棄物処理施設等で適正に処理を行います。平常時の処理先である廃棄物処理施設等では処理が困難な廃棄物は、民間事業者の協力を得て処理し、それでも不足する場合には、東京都外での広域処理等を検討します。

(2)処理困難物の対応検討

処理が困難な廃棄物については、被災地の生活環境の保全に支障を来さないよう処理を進める必要があります。

平常時の処理先である廃棄物処理施設等では処理できないものは、東京都内の民間事業者の協力を得て適正処理を推進します。

1. 収集・運搬の実施

(1)生活ごみ・避難所ごみ

前述のとおり、生活ごみ、避難所ごみの収集・運搬を行います。再開時は、生ごみを含む燃やすごみの収集・運搬を優先的に行います。

収集した燃やすごみは、原則として浅川清流環境組合可燃ごみ処理施設に搬入します。

(2)し尿及び使用済携帯トイレ等

前述のとおり、し尿の収集・運搬を行います。使用済携帯トイレ等は、燃やすごみとして収集する場合があります。ただし、避難所や高層マンション等では、膨大な使用済み携帯トイレ等の排出が見込まれるため、他の燃やすごみとは分けて、使用済携帯トイレ等のみを収集する体制を構築します。収集した使用済携帯トイレ等は、浅川清流環境組合と協議の上、搬入方法等を検討します。

仮設トイレ等が設置された場合は、し尿等の収集計画を検討し、協定事業者等の吸上車（バキューム車）により収集します。搬入先は原則として湖南衛生組合し尿処理施設としますが、被災状況等に応じ、東京都が管理する北多摩一号水再生センターや指定マンホールに投入します。

(3)片付けごみ

検討した収集方法に基づき片付けごみの収集を行います。

収集した片付けごみは、原則として一次仮置場に搬入します。ただし、民間施設を含めた平常時の処理先である廃棄物処理施設に搬入することが可能な場合（品目が限定的で混合状態となっていない場合など）、施設管理者と調整し、施設に直接搬入します。

2. 一次仮置場の開設・運営

(1)一次仮置場の確保

必要な面積を確保できるよう、あらかじめ選定した候補地リストから発災後の状況に応じて速やかに一次仮置場や地区集積所の候補地を選定し、災害対策本部等と協議して最終決定します。

一次仮置場は使用期間が1年以上に及ぶことが想定されるため、公有地や公園、遊休地、駐車場等の長期にわたって使用できる平坦な場所で、幹線沿いや幹線に近い場所で選定します。（仮置場選定の留意点については巻末資料 p.15 参照）

（2）一次仮置場の管理・運営体制の構築

一次仮置場の管理・運営は、必要資機材・重機等の確保・調達を含め、原則、民間事業者に委託します。

ただし、開設直後から民間事業者の支援が得られるとは限らないことから、発災当初一定期間は市職員が管理・運営する場合があります。

（3）一次仮置場の開設・管理・運営

一次仮置場の開設後は、その管理・運営を民間事業者に委ね、市はその状況を監理（監督）します。

3. 支援の要請、広域連携体制の判断

市が構築した体制では対応が困難と判断した場合に、広域連携体制に移行します。

（1）収集・運搬の支援要請

市の構築した収集・運搬体制では対応が困難と判断した場合、片付けごみの種類及び量等を踏まえ、支援が必要な収集・運搬車両の種類や台数を検討し、東京都に対して臨時車両の要請を行います。また、関東ブロック協議会で策定した「大規模災害時における災害廃棄物対策行動計画」の枠組みの活用も検討します。

（2）広域処理の要請

災害廃棄物は、可能な限り平常時の処理先である廃棄物処理施設内での処理を原則としますが、処理の加速化のため、東京都とも連携し、広域処理の要請についても検討します。

第4節 発災1週間～1か月まで

1. 公費解体等の実施判断・準備

(1) 公費解体等の実施判断・準備

損壊した建物等の解体・撤去は、原則として建物等の所有者が実施します。ただし、倒壊のおそれがある建物等については、建物等の所有者と協議・調整の上、市の判断で撤去等を行う場合があります。

また、被災状況によっては公費解体や費用償還（自費解体）の実施について、東京都や国の助言等を参考に検討します。

東京都と調整し、公費解体を円滑に進めるため、発注方法等について協議します。（公費解体の事務処理手順の概略については巻末資料 p. 28 参照）

表 3-2 公費解体等の概要

制度	概要
公費解体	● 災害等廃棄物処理事業費補助金の対象として、原則的には全壊判定とされた家屋等を対象に市が解体・撤去を実施する事業。 （特定非常災害に指定された場合、被災者の生活の早期再建を促進するため、半壊判定の家屋等も含めて対象となる。） ● 半壊が国の補助制度の対象とならない場合は、市が独自で解体・撤去を実施するか検討する。
費用償還 （自費解体）	● 損壊家屋等の所有者が、自ら被災家屋を解体した場合にその費用を償還する制度。 ● 対象は基本的に公費解体と同様となる。損壊家屋等の解体・撤去費用以外の費用等は償還の対象外となる場合があることに留意が必要。

(2) 申請方法等の通知

公費解体等を実施する場合、制度に係る要綱・様式等を作成し、周知・広報を行います。

(3) 公費解体等の申請受付

公費解体等の申請受付に係る庁内体制を構築し、受付対応を行います。申請状況を踏まえ、必要に応じ、新たな職員配置や窓口業務の委託化等の体制強化に係る措置を講じます。

2. 災害廃棄物処理実行計画の策定（処理期間及び処理スケジュールの検討）

初動対応終了後、実際の被災状況に応じて、災害廃棄物の処理方法、処理体制等を定めた、「災害廃棄物処理実行計画」（以下「実行計画」という。）を策定します。

実行計画の記載事項は、おおむね下記（表 3-3）のとおりです。処理スケジュールは、本計画の発災前後の業務の流れに基づき、実際の被害状況を踏まえて策定します。また、災害廃棄物の処理フローについても図 2-6 を参考に災害廃棄物の発生状況により策定します。

表 3-3 災害廃棄物処理実行計画の記載事項（例）

第1節 計画の基本的事項	第2節 処理計画
1. 実行計画策定の目的	1. 集積計画
2. 計画の位置付け	2. 運搬計画
3. 役割分担	3. 受入基準
4. 災害廃棄物処理に関する基本方針	4. 作業計画
5. 被災状況及び処理見込量	第3節 処理スケジュール
6. 分別及び処理方法	第4節 計画の見直し
7. 処理期間	第5節 処理フロー

3. 補正予算編成及び補助金導入の検討

災害廃棄物の処理費用を算定し、場合により補正予算を編成します。また、災害廃棄物の処理費用や被災家屋の解体費等の補助金確保に向けて備えることとします。

第 4 章 応急対策期～災害復旧・復興期

第 1 節 災害廃棄物処理実行計画の見直し

復旧・復興段階では、被害の詳細が明らかになることから、それに応じて実行計画の見直しを行います。

1. 災害廃棄物の発生量、処理可能量の見直し

被害状況に応じて災害廃棄物の発生量を見直します。また、各処理施設の復旧見込み時期や稼働状況を踏まえ処理可能量を見直します。

2. 処理スケジュール・処理フローの見直し

災害廃棄物の発生量等を見直しとともに、処理スケジュールや処理フローを見直します。

3. 組織体制、協力体制の見直し

組織体制を本格的な災害廃棄物処理体制に移行させます。また、国・東京都・関係機関等との協力関係も本格的な体制に移行させます。特に被害が甚大な場合は、近隣市と協力して災害廃棄物処理を行うとともに、東京都へ事務委託することを検討します。

復旧・復興期には、災害廃棄物の処理状況に応じて、徐々に平常時の組織体制に移行させます。

4. 一次仮置場等の見直し、閉鎖・返還方法の検討

災害廃棄物の処理効率を上げるため、できる限り一次仮置場等の開設箇所を集約するよう努めます。

復旧・復興期には早期の仮置場の閉鎖を目指します。そのため、原状回復方法や返還時期等を検討します。

第2節 被災家屋の解体撤去

損壊家屋の撤去等に当たっては、安全確保に努めるとともに、石綿等を始めとした有害物の飛散防止策を徹底します。

解体ごみは、可能な限り分別した状態で一次仮置場に搬入します。ただし、状況によっては、解体・撤去現場から直接二次仮置場や処理施設に搬入することも検討します。



出典：首相官邸震災復興サイト

第3節 国庫補助金業務

国庫補助には、災害等廃棄物処理事業費、廃棄物処理施設災害復旧費の二つがあります。平常時において補助対象の範囲を十分に把握した上で、「災害関係業務事務処理マニュアル」（令和5年12月改訂 環境省）を参考とし、実際の災害に備えます。

第4節 災害廃棄物処理の進捗管理

災害廃棄物処理の完了時期を見据えながら、災害廃棄物処理の進捗管理を随時行っています。

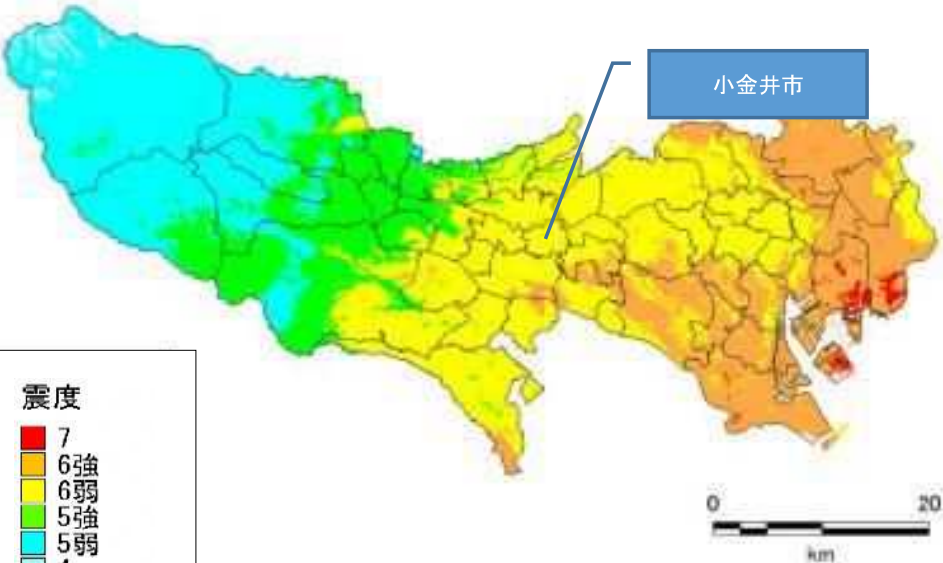
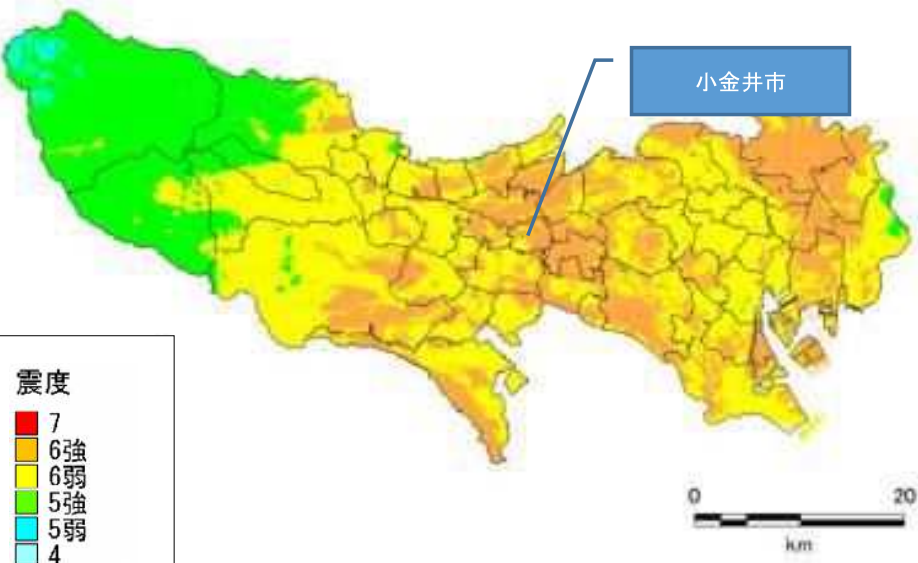
<巻末資料>

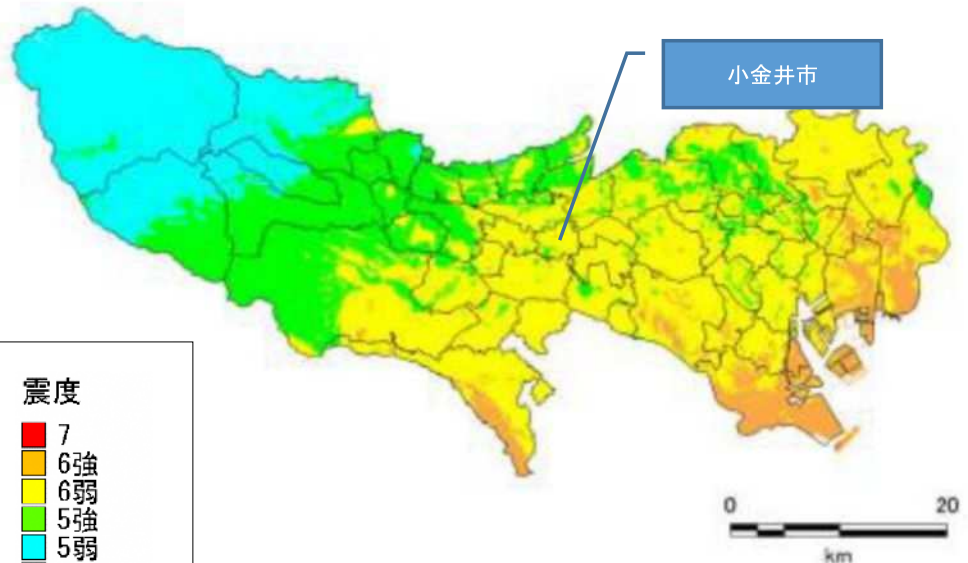
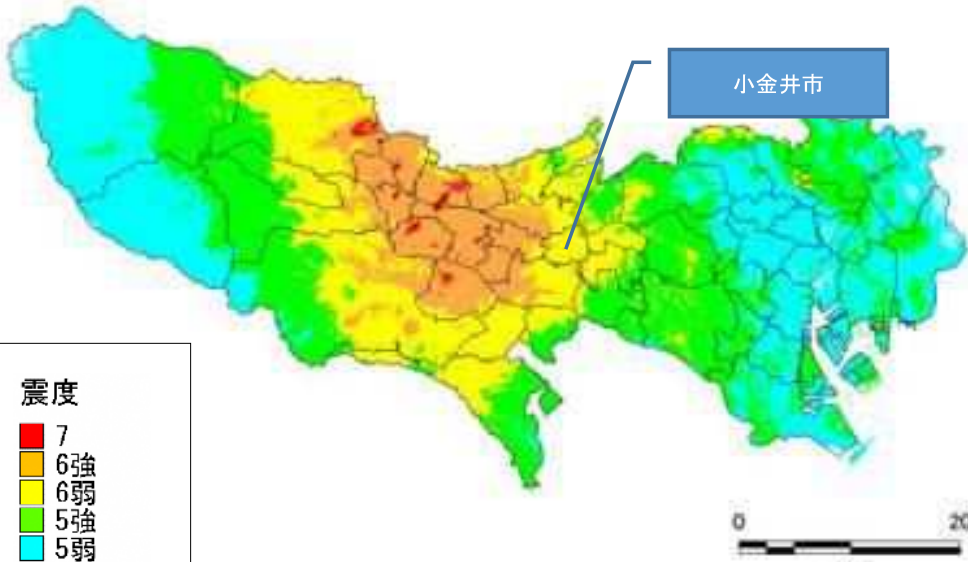
1. 想定災害、発生する廃棄物等	1
1) 想定災害と発生する廃棄物の性状	1
2) 廃棄物の性状（災害の種類別）	5
3) 廃棄物の性状（災害廃棄物）	6
4) 地震災害に関する被災状況	8
2. 災害廃棄物等発生量及びし尿収集必要量、仮設トイレ必要基数等の推計	9
1) 被災家屋からの災害廃棄物発生量	9
2) 避難所ごみ発生量	13
3) し尿収集必要量、仮設トイレ必要基数	13
3. 仮置場	15
1) 仮置場選定の留意点	15
2) 仮置場運営の留意点	15
3) 仮置場の面積	16
4) 仮置場の設置例	16
5) 仮置場の選定から供用開始、返還までの流れ	17
6) 仮置場のレイアウト	18
7) 仮置場の環境モニタリングにおける留意点	19
4. 組織体制の構築	20
1) 災害対策本部の組織体制（例）	20
2) 清掃班の主な業務内容	21
5. 広域連携体制	22
1) 本市から都への事務委託スキーム	22
2) 広域連携体制（案）	23
3) 災害廃棄物処理支援ネットワーク（D.Waste-Net）の災害時の支援の仕組み ..	24
4) 災害廃棄物処理支援員制度（人材バンク）の災害活用の流れ	25
6. 災害用トイレの種類	26
7. 生活ごみ、避難所ごみの分別の留意点	27
1) 生活ごみの収集に関する留意点	27
2) 避難所ごみの分別例及び留意点	27
8. 被災家屋の解体撤去	28
1) 公費解体の事務処理手順の概略	28
2) 費用償還（自費解体）の事務処理手順の概略	29
3) 被災家屋の解体の主な留意点	30
4) 石綿含有建材が含まれる家屋の確認	30
9. 災害時の廃棄物対応に活用することが想定される協定一覧	31
10. 計画策定過程	32

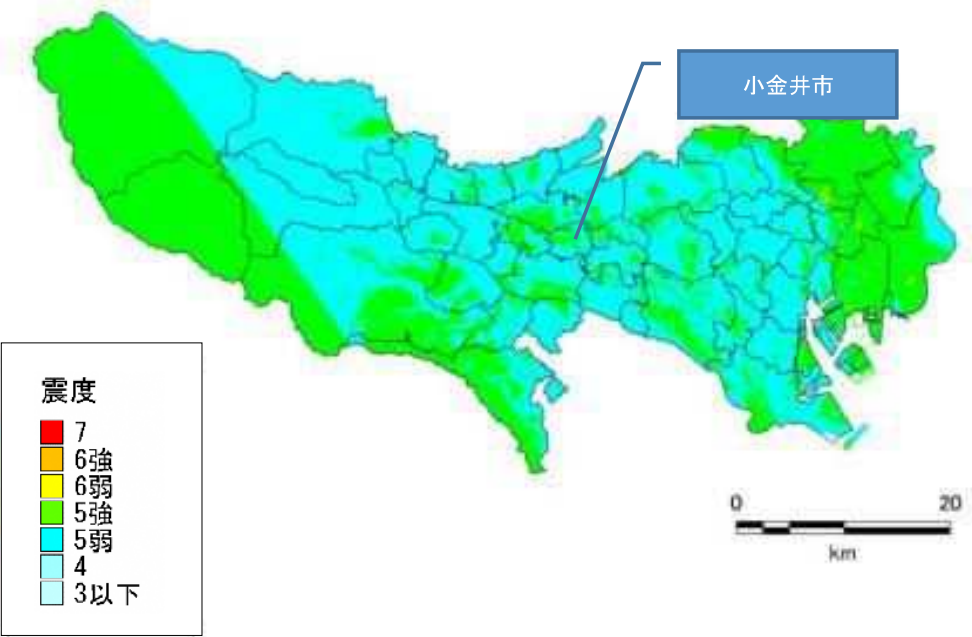
1) 小金井市廃棄物減量等推進審議会	32
2) パブリックコメント概要	34
1 1. 用語集	36

1. 想定災害、発生する廃棄物等

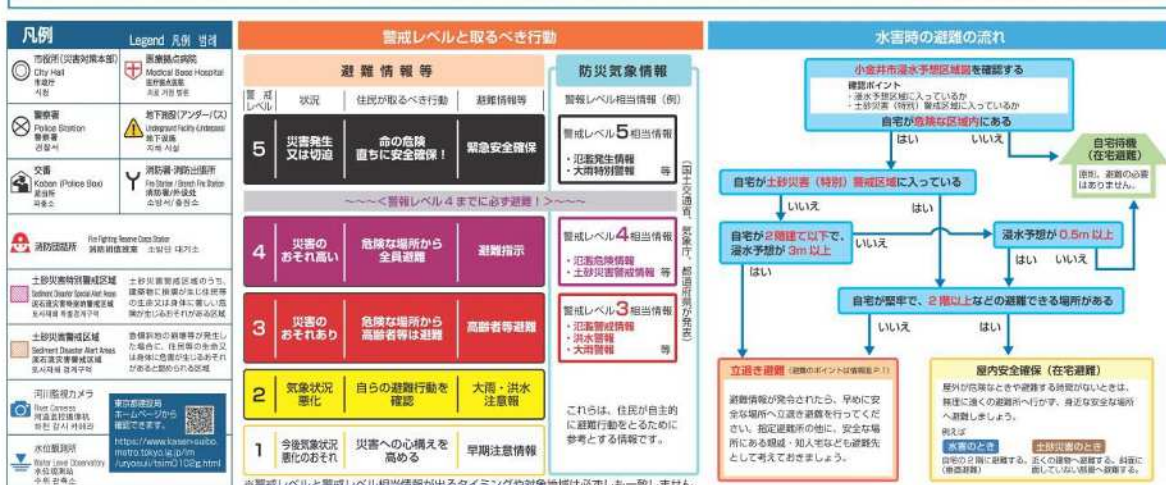
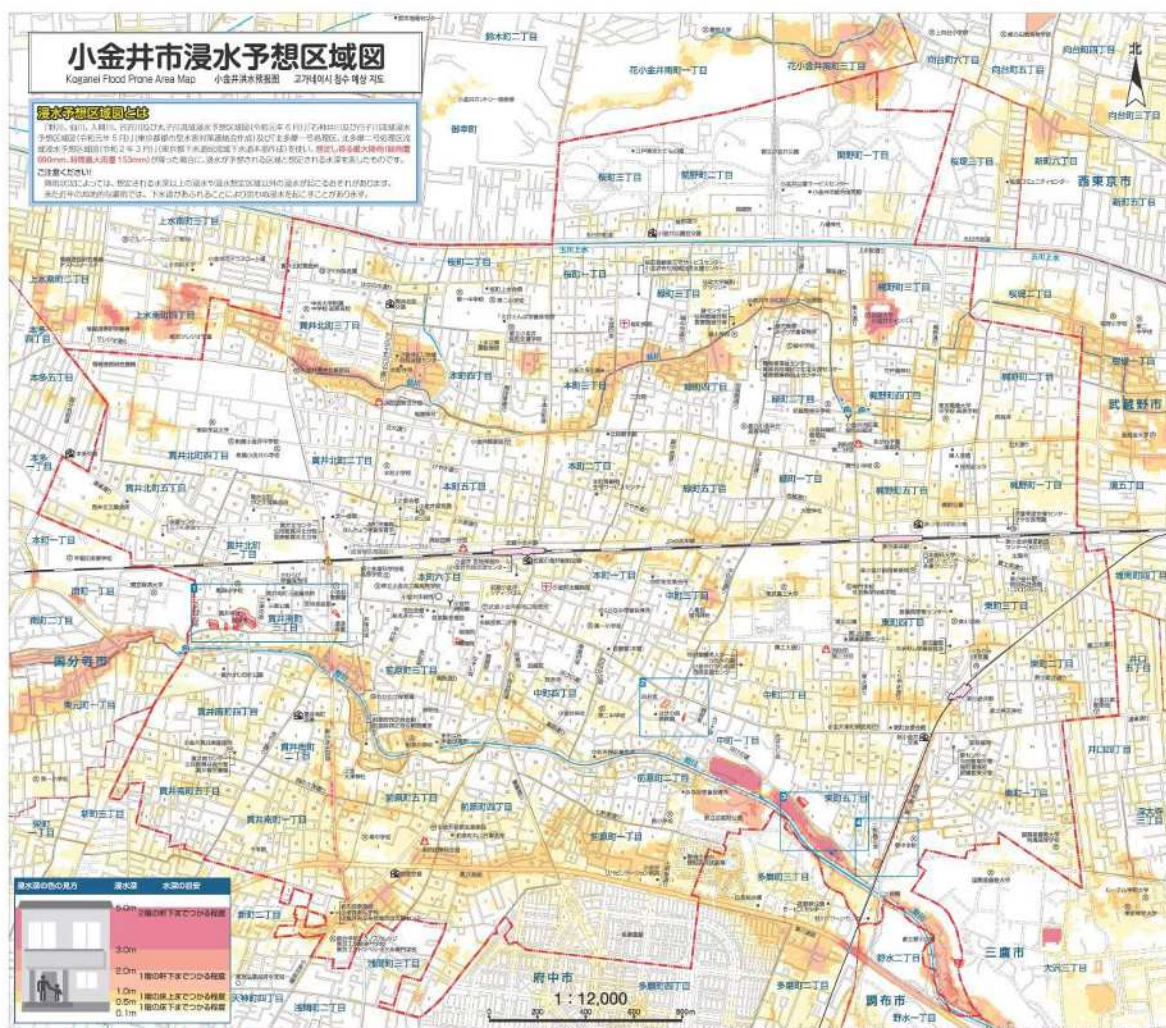
1) 想定災害と発生する廃棄物の性状

区分	内容
地震 災害	・ 都心南部直下地震（M7.3、最大震度 7）による家屋の倒壊・火災  震度 7 6強 6弱 5強 5弱 4 3以下
	・ 多摩東部直下地震（M7.3、最大震度 6 強）による家屋の倒壊・火災  震度 7 6強 6弱 5強 5弱 4 3以下

区分	内容
地震 災害	・大正関東地震（M8、最大 6 強）による家屋の倒壊・火災  震度 7 6強 6弱 5強 5弱 4 3以下
	・立川断層帯地震(M7.4、最大 7)による家屋の倒壊・火災  震度 7 6強 6弱 5強 5弱 4 3以下

区分	内容
地震 災害	・南海トラフ巨大地震(M9、最大5強)による家屋の倒壊・火災  震度 7 6強 6弱 5強 5弱 4 3以下 0 20 km 東京都内で想定される大規模な地震災害等。
風水害・ 土砂災害	特別警報基準に達するような災害規模の台風・竜巻による被害や豪雨被害、河川氾濫、土砂災害等。(浸水範囲は主に次ページの小金井市防災マップを参照)
火山災害	富士山等の噴火による降下ばいじんによる被害。富士山の噴火により本市でも2～10cm程度の降下ばいじんが積もると想定されている。

出典：首都直下地震等による東京の被害想定（令和4年5月25日公表、東京都防災会議）



出典：小金井市防災マップ（令和7年3月 小金井市）

図1 本市の浸水予想区域図

資料-4

2) 廃棄物の性状（災害の種類別）

災害の種類	内容	写真
地震	・片付けごみや損壊した家屋の撤去（必要に応じて解体）に伴う廃棄物が主となる。 ・比較的性状がきれいな廃棄物が排出される。 ・住民に対する広報や分別指導によって排出をコントロールできれば、比較的分別された状態で排出される。	
風水害 （河川氾濫等）	・含水率が高く、土砂分を含む廃棄物が排出される。 ・住民に対する広報や分別指導によってコントロールできれば、比較的分別された状態で排出される。 ・水分を含んだ畳、動かなくなった家電や自動車等が排出される。 ・洪水・土砂によりなぎ倒された根っこが着いたままの樹木等が発生する。	
竜巻	・さまざまな種類の廃棄物がミンチ状に混ざった混合廃棄物が多く発生する。 ・倒木被害等による生木（抜根木も含む）の割合が多い。	
火山災害	・火山・有毒ガスにより腐食した自動車や家電等が排出される。 ・灰にまみれた廃棄物等が排出される。 ・岩石等による破損したものが排出される。 ・噴火活動終息まで処理着手困難。	

出典：災害廃棄物対策フォトチャンネル（環境省）

3) 廃棄物の性状（災害廃棄物）

廃棄物の種類・品目	概要・特徴	写真
可燃物/ 可燃系混合物	・繊維類、紙、木くず・木材、プラスチック等が混在した可燃系の廃棄物。 ・可燃物の腐敗・発酵が進むと内部の温度が上昇し、火災発生のおそれがある。	
木くず/木材	・柱・梁・壁材。 ・リサイクル先に搬出するためには、釘・金具等の除去が必要。 ・火災防止措置を検討する必要がある。	
畳/布団	・被災家屋から搬出される畳・布団であり、被害を受け、使用できなくなったもの。 ・腐敗・発酵が進むと悪臭を発するほか、内部の温度が上昇し、火災発生のおそれがある。	
不燃物/ 不燃系混合物	・分別することができない細かなコンクリートやガラス、屋根瓦などが混在する不燃系の廃棄物。	
コンクリート がら等	・コンクリート片やコンクリートブロック、アスファルトくず等。 ・リサイクル先に搬出するためには、可燃物・鉄筋類の除去・破碎等が必要。	
金属くず	・鉄骨や鉄筋、アルミ材等。 ・スチール家具等が含まれる。	

廃棄物の種類・品目	概要・特徴	写真
廃家電等	・家電リサイクル法の対象製品（エアコン、テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機）や小型家電等で、災害により使用できなくなったもの。	
有害廃棄物/危険物	・石綿含有廃棄物、P C B、感染性廃棄物、化学物質、フロン類・C C A（クロム銅砒素系木材保存剤使用廃棄物）・テトラクロロエチレン等の有害物質、医薬品類・農薬類等の有害廃棄物、太陽光パネル・蓄電池・消火器・ボンベ類などの危険物等。	
廃自動車等	・災害により使用できなくなった自動車、自動二輪車、原動機付自転車。	
その他、処理が困難な廃棄物	・ピアノ、マットレス等の地方公共団体の施設では処理が困難なもの（レントゲンや非破壊検査用の放射線源を含む。）、石膏ボード、塩ビ管等。	

出典：災害廃棄物対策フォトチャンネル（環境省）

4) 地震災害に関する被災状況

地震災害に関する被災状況を以下に示します。本計画で対象とするのは、4つの地震災害のうち最大の被害（最大の災害廃棄物量）が生じる多摩東部直下地震とします。

詳細は「首都直下地震等による東京の被害想定（令和4年5月25日 東京都防災会議）」を参考とします。

小金井市災害被害予想			単位	都心南部直下地震	多摩東部直下地震	大正関東地震	立川断層帯地震
ゆれ・液状化、急傾斜地崩壊による建物被害	原因別建物全壊棟数	ゆれ	棟	211	444	60	172
		液状化	棟	1	1	1	1
		急傾斜地崩壊	棟	0	0	0	0
	原因別建物半壊棟数	計	棟	212	445	61	173
		ゆれ	棟	1,360	1,556	611	1,184
		液状化	棟	7	10	10	5
火災延焼による建物被害	焼失棟数（風速8m/s）	急傾斜地崩壊	棟	1	1	1	1
		計	棟	1,368	1567	622	1,190
		夕方	棟	551	1,565	393	760
	焼失棟数（風速4m/s）	昼	棟	299	632	230	294
		早朝	棟	228	537	176	228
		夕方	棟	548	1,556	391	757
災害廃棄物量	冬・夕方（風速8m/s）	昼	棟	297	628	229	293
		早朝	棟	226	534	175	227
		被害建物床面積	万m ²	29	46	14	28
	冬・昼（風速8m/s）	重量	万トン	14	20	7	13
		体積	万m ³	22	32	10	20
		被害建物床面積	万m ²	26	36	12	23
	冬・早朝（風速8m/s）	重量	万トン	14	18	6	12
		体積	万m ³	21	28	9	18
		被害建物床面積	万m ²	25	35	12	22
	冬・夕方（風速4m/s）	重量	万トン	14	18	6	12
		体積	万m ³	20	27	9	18
		被害建物床面積	万m ²	29	46	14	28
	冬・昼（風速4m/s）	重量	万トン	14	20	7	13
		体積	万m ³	22	32	10	20
		被害建物床面積	万m ²	26	36	12	23
	冬・早朝（風速4m/s）	重量	万トン	14	18	6	12
		体積	万m ³	21	28	9	18
		被害建物床面積	万m ²	25	35	12	22
	冬・早朝（風速4m/s）	重量	万トン	14	18	6	12
		体積	万m ³	20	27	9	18
		被害建物床面積	万m ²	25	35	12	22
上下水道被害	上水道断水率		-	12.5	21.1	7	10.3
	下水道管さよ被害率		-	2.4	4.6	2.4	2.5
避難者・帰宅困難者数	冬・夕方（風速8m/s）	避難人口	人	11,117	21,091	6,265	10,682
		帰宅困難者数	人	19,806	19,806	19,806	19,806
		都内滞留者数	人	107,142	107,142	107,142	107,142
	冬・昼（風速8m/s）	避難人口	人	10,075	17,398	5,577	8,743
		帰宅困難者数	人	19,806	19,806	19,806	19,806
		都内滞留者数	人	107,142	107,142	107,142	107,142
	冬・早朝（風速8m/s）	避難人口	人	9,780	17,011	5,349	8,467
		帰宅困難者数	人	-	-	-	-
		都内滞留者数	人	-	-	-	-
	冬・夕方（風速4m/s）	避難人口	人	11,104	21,056	6,256	10,670
		帰宅困難者数	人	19,806	19,806	19,806	19,806
		都内滞留者数	人	107,142	107,142	107,142	107,142
	冬・昼（風速4m/s）	避難人口	人	10,068	17,375	5,572	8,737
		帰宅困難者数	人	19,806	19,806	19,806	19,806
		都内滞留者数	人	107,142	107,142	107,142	107,142
	冬・早朝（風速4m/s）	避難人口	人	9,775	17,000	5,345	8,462
		帰宅困難者数	人	-	-	-	-
		都内滞留者数	人	-	-	-	-

2. 災害廃棄物等発生量及びし尿収集必要量、仮設トイレ必要基数等の推計

1) 被災家屋からの災害廃棄物発生量

ア 本処理計画における推計

<災害廃棄物発生量の推計式>

$$\begin{aligned}
 \text{災害廃棄物発生量 (t)} = & (\text{木造全壊棟数} + \text{木造半壊棟数}/2) \times (1 \text{ 棟当たり床面積}) \times \\
 & (\text{木造床面積当たり瓦礫重量}) \\
 & + (\text{非木造全壊棟数} + \text{非木造半壊棟数}/2) \times (1 \text{ 棟当たり床面積}) \times \\
 & (\text{非木造床面積当たり瓦礫重量}) \\
 & + (\text{焼失棟数}) \times (1 \text{ 棟当たり床面積}) \times (\text{焼失面積当たり瓦礫重量}) \\
 & + (\text{津波による全壊棟数} + \text{津波による半壊棟数}/2) \times \\
 & (\text{津波損失棟数当たり瓦礫重量})
 \end{aligned}$$

参考：首都直下地震等による東京の被害想定（令和4年5月 東京都防災会議）

【推計条件】

建物区分	被害区分	被害棟数(棟)※	1 棟当たり床面積(㎡)	床面積当たり瓦礫重量(t/㎡)
木造	全壊	353	106.96	0.6
	半壊	1,263		
	焼失	1,535		0.23
非木造	全壊	92	403.55	1.0
	半壊	304		

参考：首都直下地震等による東京の被害想定（令和4年5月 東京都防災会議）

※：小数点以下は四捨五入

【組成割合】

種類	木造 (%)	非木造 (%)	焼失 (%)
コンクリートがら等	50.4	94.1	54.4
木くず	24.3	0.7	2.3
金属くず	2.5	3.1	4.1
可燃物	2.4	1.1	0.3
不燃物	20.4	1.0	38.9

出典：東京都災害廃棄物処理計画（令和5年9月 東京都）

【推計結果】

木造建物解体に伴い発生する災害廃棄物量		非木造建物解体に伴い発生する災害廃棄物量		火災焼失に伴い発生する災害廃棄物量	
63,180	トン	98,494	トン	37,764	トン
合計				199,438	トン

【推計結果（組成別）】

種類	木造（t）	非木造（t）	焼失（t）	合計（t）
コンクリートがら等	31,843	92,683	20,544	145,069
木くず	15,353	689	869	16,911
金属くず	1,580	3,053	1,548	6,181
可燃物	1,516	1,083	113	2,713
不燃物	12,889	985	14,690	28,564
合計	63,180	98,494	37,764	199,438

※端数処理のため合計があわない場合もある。

イ 発災時における推計

令和5年4月に、国から新たな災害廃棄物発生量の推計式が示されたため、発災時には、以下の推計式を用いて災害廃棄物発生量の推計を行います。

【推定式の種類とその適用範囲】

種類	地震災害 (揺れ)	地震災害 (津波)	水害	土砂災害
災害廃棄物全体量	推定式①			
片付けごみ発生量	推定式②			

出典：災害廃棄物対策指針技術資料【技 14-2】災害廃棄物等の発生量の推計方法から一部抜粋及び改変

<①災害廃棄物全体量の推計式>

$$Y = Y1 + Y2$$

Y : 災害廃棄物全体量 (t)

Y1 : 建物解体に伴い発生する災害廃棄物量 (t)

Y2※1 : 建物解体以外に発生する災害廃棄物量 (t)

※1 Y2については、状況に応じて、推計式2を活用することを検討する。

$$Y1 = (X1 + X2) \times a \times b1 + (X3 + X4) \times a \times b2$$

被災棟数 (棟) X1、X2、X3、X4

添え字 1 : 住家全壊、2 : 非住家全壊、3 : 住家半壊、4 : 非住家半壊

a : 災害廃棄物発生原単位 (t/棟)

$$a = A1 \times a1 \times r1 + A2 \times a2 \times r2$$

A1※2 : 木造床面積 (㎡/棟)、A2※2 : 非木造床面積 (㎡/棟)

※2 発災時は最新の「東京都統計年鑑」を基に算出することとする。

a1 : 木造建物発生原単位 : 0.5 (t/㎡)

木造 (焼失) 建物発生原単位※3 : 0.3 (t/㎡)

a2 : 非木造建物発生原単位 : 1.2 (t/㎡)

非木造 (焼失) 建物発生原単位※3 : 1.0 (t/㎡)

※3 火災焼失に伴う災害廃棄物発生量を推計する際には、火災焼失に伴う建物の減量率を掛け合わせた発生原単位を用いて算出することとする。

r1 : 解体棟数の構造内訳 (木造) (—)

r2 : 解体棟数の構造内訳 (非木造) (—)

倒壊棟数の木造・非木造比率 木造 : 87.1%、非木造 : 12.9%

b1 : 全壊建物解体率※4 (—)

地震 (揺れ) : 0.75 (1)、地震 (津波) : 1.00、水害及び土砂災害 : 0.5

※4 対象が焼失した建物の場合は、全壊建物解体率を1に設定する等実態に併せて全壊建物解体率を修正することとする。

b2：半壊建物解体率^{※5}（一）

地震（揺れ）：0.25、地震（津波）：0.25、水害及び土砂災害：0.1

※5 市が半壊建物の解体ごみを処理しない場合は、半壊建物解体率をゼロに設定する等実態に併せて半壊建物解体率を修正することとする。

$$Y2 = (X1 + X2) \times CP$$

CP：片付けごみおよび公物等量発生原単位（t／棟）

地震（揺れ）：53.5、地震（津波）：82.5、水害：30.3、土砂災害：164

参考：東京都災害廃棄物処理計画（令和5年9月 東京都）

<②片付けごみ発生量の推計式>

【地震】

$$C = (X1 + X2 + X3 + X4 + X5) \times c$$

【水害】

$$C = (X1 + X2 + X3 + X4 + X5 + X6 + X7) \times c$$

C：片付けごみ発生量（t）

被災棟数（棟） X1、X2、X3、X4、X5、X6、X7

添え字 1：住家全壊、2：非住家全壊、3：住家半壊、4：非住家半壊、
5：住家一部破損、6：床上浸水、7：床下浸水

c：片付けごみ発生原単位（t／棟）

地震（揺れ）および地震（津波）：2.5、水害および土砂災害：1.7

参考：東京都災害廃棄物処理計画（令和5年9月 東京都）

2) 避難所ごみ発生量

<避難所ごみ発生量の推計方法>

$$\text{避難所ごみ発生量} = \text{避難者数}^{\ast 1} (\text{人}) \times \text{避難者 1 人 1 日あたりの排出量}^{\ast 2} (\text{g/人} \cdot \text{日})$$

参考：災害廃棄物対策指針技術資料【技 14-3】避難所ごみの発生量、し尿収集必要量等の推計方法から一部抜粋および改変

【推計条件】

項目	採用値	根拠
避難者数 (避難所生活者数)	21,091 人	小金井市地域防災計画(令和4年度)
避難者 1 人 1 日あたりの 排出量	533.30 g/人・日	一般廃棄物処理実態調査(令和4年度) における生活系ごみ搬入量の「収集 量」と「直接搬入量」の合計 ※合計値 =粗大ごみ以外の収集量(25,148－ 906)＋直接搬入量(0) =24,242(t) ※発生源単位 =24,242t÷124,539人÷365日× 1,000,000 =533.30g/人・日

【推計結果】

避難所ごみ発生量	
11.2	トン/日

3) し尿収集必要量、仮設トイレ必要基数

<し尿収集必要量の推計方法>

$$\begin{aligned} \text{し尿収集必要量} &= \text{災害時におけるし尿収集必要人数} \times 1 \text{ 日 1 人平均排出量} \\ \text{災害時におけるし尿収集必要人数} &= \text{避難者数} + \text{断水による仮設トイレ必要人数} \\ \text{断水による仮設トイレ必要人数} &= (\text{総人口} - \text{避難者数}) \times \text{上水道支障率} \times 1/2 \end{aligned}$$

参考：災害廃棄物対策指針技術資料【技 14-3】避難所ごみの発生量、し尿収集必要量等の推計方法から一部抜粋および改変

<仮設トイレ必要基数の推計方法>

$$\begin{aligned} \text{仮設トイレ必要基数} &= \text{災害時におけるし尿収集必要人数} / \text{仮設トイレ設置目安} \\ \text{仮設トイレ設置目安} &= \text{仮設トイレの容量} / \text{し尿の 1 人 1 日平均排出量} / \text{収集計画} \end{aligned}$$

参考：災害廃棄物対策指針技術資料【技 14-3】避難所ごみの発生量、し尿収集必要量等の推計方法から一部抜粋および改変

【推計条件】

項目	採用値	根拠
避難者数 (避難所生活者数)	21,091 人	小金井市地域防災計画(令和4年度)
総人口	124,539 人	小金井市地域防災計画(令和4年度)
断水率	21.1 %	小金井市地域防災計画(令和4年度)
避難者1人1日あたりの 排出量	1.7 L/人・日	「災害廃棄物対策指針_技術資料 14-3」(環境省、平成30年度)
し尿の収集計画	3 日毎	
仮設トイレ平均的容量	400 L/基	

【推計結果】

し尿収集必要量		仮設トイレ必要設置数	
54.4	kL/日	408	基

この推計された結果は、小金井市地域防災計画で避難者数の最大数が想定される初動期に、仮設トイレが必要になる想定人数全員（避難者に加え、自宅のトイレが使用できない住民を含む被災者数）に対し必要となる仮設トイレ数を示したものです。なお、初動期には、携帯トイレとマンホールトイレの使用を優先します。マンホールトイレ等だけでは必要数が不足する場合に、上記の推計式を用いて仮設トイレの追加設置を設置・管理担当課と協議します。

詳細は「避難所におけるトイレの確保・管理ガイドライン（平成28年4月 内閣府）」を参考とします。



出典：環境省ホームページ

3. 仮置場

1) 仮置場選定の留意点

留意点	・仮置場候補地は、避難所など仮置場以外の用途に使用される可能性があるため、災害対策本部と調整して選定しする。
	・重機による選別作業、簡易破碎機の導入等を考慮し、できる限り広い面積を確保する。
	・災害廃棄物の主たる発生地が予測が困難なため、できる限り分散させるように複数個所を選定する。ただし、面積の狭い小規模な候補地を多数選定すると管理が困難になる恐れがある。
	・大型車両の搬出入があるため、周辺に一定の幅（4m（片側車線）ないし 6m（対面通行）以上）の道路が必要であり、できる限りコンクリートまたはアスファルト敷の場所を選定する。
	・長期間利用できる場所を優先して選定する。
	・公有地だけでは足りない場合は、民有地を利用することも検討する。
	・周辺住民、環境、地域の基幹産業への影響が大きい地域はできるだけ避ける。
	・土壌汚染の恐れがあるため、農地はできるだけ避ける。
	・水害による災害廃棄物は、汚水を発生する恐れがあることから水源に留意し、近接する場所は避ける。
	・仮置場の運営・管理に必要な消火用水、電源等が確保できる場所を優先して選定する。

2) 仮置場運営の留意点

留意点	・人員の確保に時間を有することが多いため、あらかじめ庁内で応援体制を構築する。
	・仮置場への搬出入に際しては、可能な限り収集車両専用路を確保する。
	・住民が仮置場へ廃棄物を搬入する際は、小金井市民であることを確認できる証明を可能な限り提示してもらう。
	・仮置場の場内ルートを整備し、誘導員の配置や案内を掲示するなどにより、搬入車両の円滑な動きを誘導する。
	・仮置場には、災害廃棄物の受入れ、搬入物の監視、指導、保管、管理等を行うために監視員を配置する。
	・搬入された災害廃棄物の計量、処理、分別保管、移動・運搬等を行うため、必要な資機材を投入する。
	・仮置場では、日報を作成し、搬入台数、ごみの種類別の搬入量、搬出量等を記録する。
	・夜間の不法投棄等を避けるため、夜間における出入口の施錠や監視カメラを設置する。
	・仮置場周辺の環境を保全するため、臭気や騒音・振動等の項目に対し環境モニタリングを行う。特に、有害物質や危険物等が混在する災害廃棄物の仮置場では、周辺環境だけでなく、作業員や近隣住民の健康への影響、労働災害の予防措置のための環境モニタリングを実施し、周辺環境への影響等が大きいと考えられる場合は、さらなる対策を講じて影響を最小限に抑える。また、返却時には土壌汚染対策を行い原状回復させる。
	・未舗装の仮置場には砕石や鉄板設置、仮舗装等により車両・重機の通行確保や汚水の浸透を防止する。

3) 仮置場の面積

発災時は、災害廃棄物対策指針技術資料【技 18-2】で示された必要面積の算定方法のうち、処理期間を通して一定の割合で災害廃棄物の処理が続くことを前提とした算定方法に基づき一次仮置場の必要面積を算定します。

<仮置場面積の推計方法>

仮置場必要面積 (㎡)

= 仮置量 ÷ 見かけ比重 ÷ 積み上げ高さ × (1 + 作業スペース割合)

仮置量 (t)

= 災害廃棄物の発生量 - 処理量

処理量 (t)

= 災害廃棄物の発生量 ÷ 処理期間 × 搬入期間

・ 見かけ比重：可燃物 0.4(t/m³)、不燃物 1.1(t/m³)

・ 実質処理期間：3 年

・ 積み上げ高さ：5 m 以下が望ましい。

・ 作業スペース割合：100%

参考：災害廃棄物対策指針技術資料【技 18-2】仮置場の必要面積の算定方法から一部抜粋及び改変
(平成 31 年 4 月 環境省)

4) 仮置場の設置例

仮置場では、災害廃棄物をできるだけ分別して集積します。分別の徹底は、処理期間の短縮、最終処分量や処理費用の削減に繋がることから、作業員を配置し分別案内・指導等を行います。



出典：災害廃棄物初動対応の要点：生活ごみと仮置場を中心に(国立環境研究所 平成 30 年 7 月)

図 2 仮置場の設置例

5) 仮置場の選定から供用開始、返還までの流れ

仮置場の選定から供用開始、返還までの流れを以下のとおりとします。

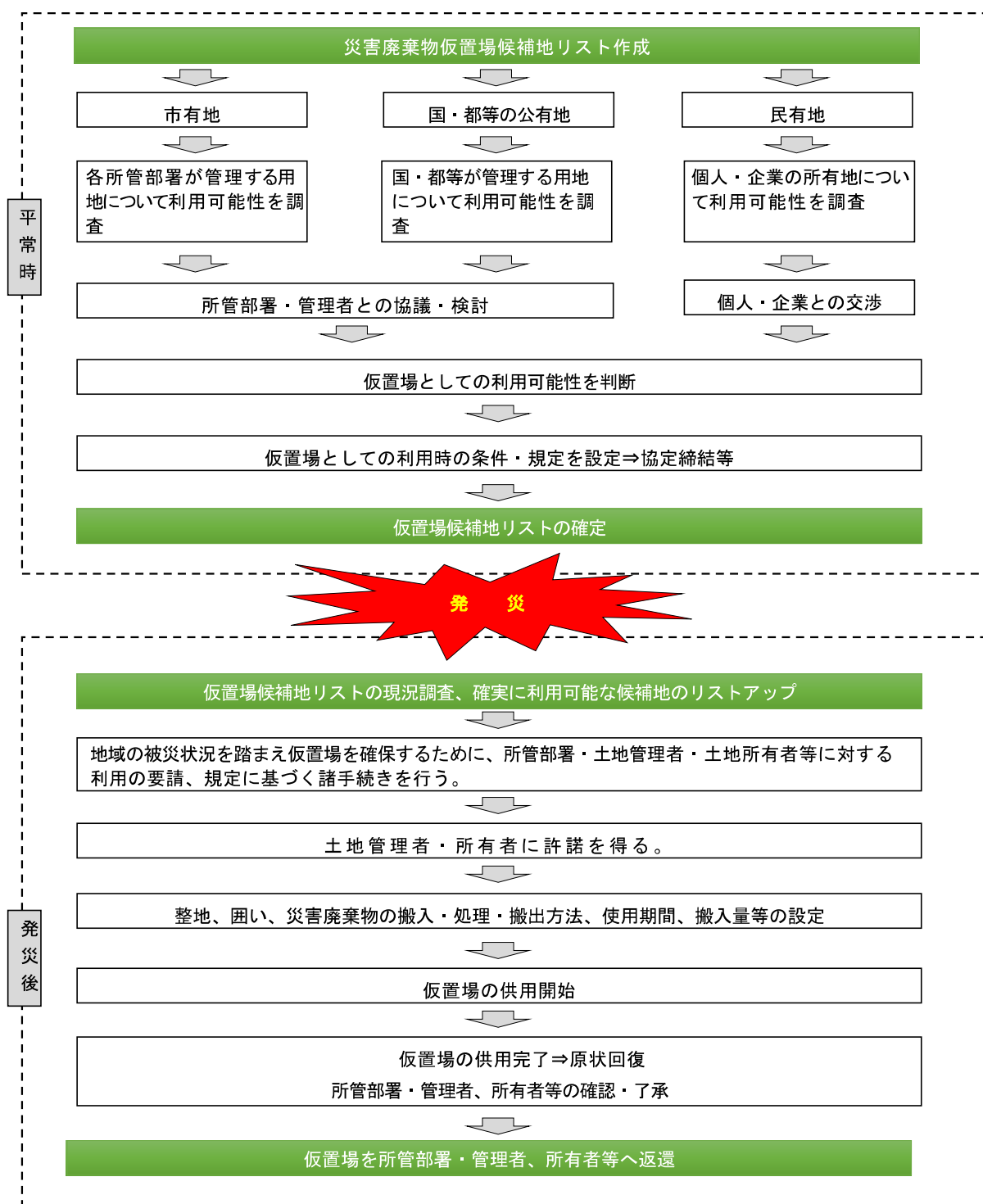
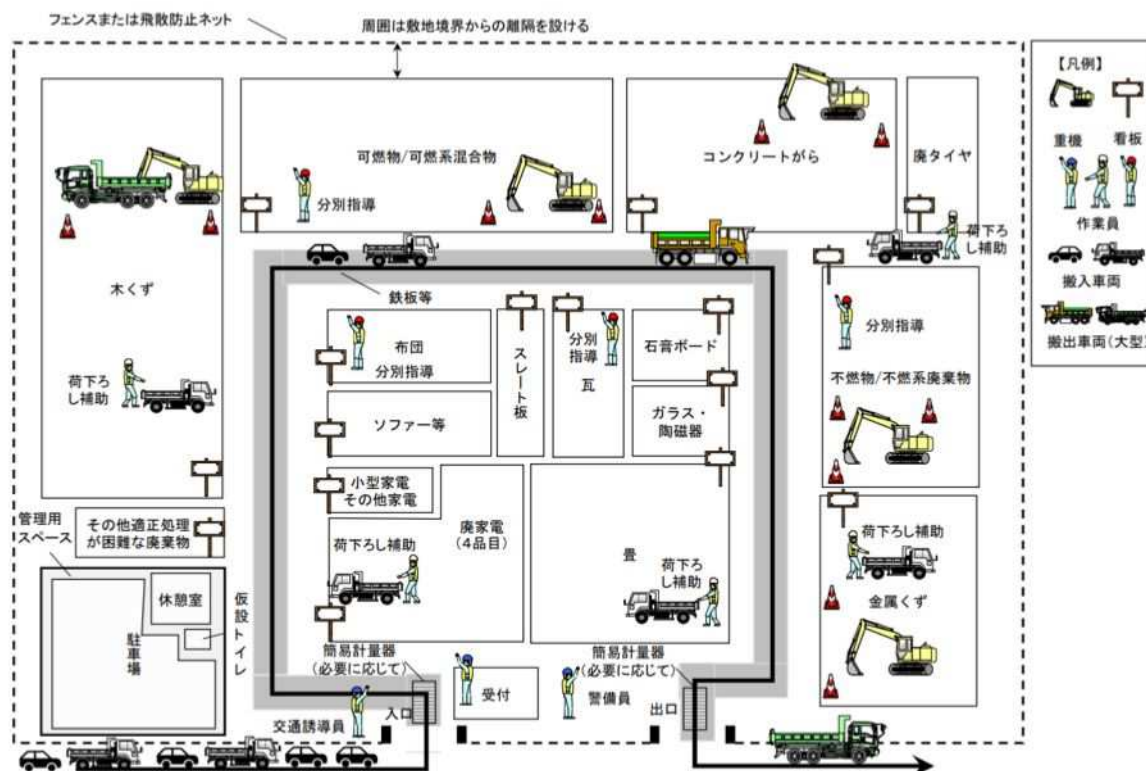


図3 仮置場の選定から供用開始、返還までの流れ

6) 仮置場のレイアウト

仮置場（一次仮置場）のレイアウトは以下の図を参考とします。

なお、詳細は「災害廃棄物対策指針_技術資料 18-3 仮置場の確保と配置計画に当たっての留意事項（令和5年1月改定 環境省）」を参考とします。



出典：災害廃棄物対策指針_技術資料 18-3 仮置場の確保と配置計画に当たっての留意事項
（令和5年1月改定 環境省）

図 4 一次仮置場のレイアウト案

7) 仮置場の環境モニタリングにおける留意点

仮置場の管理の一環として委託事業者に環境モニタリング⁽¹⁾を行うよう依頼します。モニタリングの項目や留意点は以下の表を参考とします。

影響項目	環境影響	対策例	留意点
大気	- 解体・撤去、仮置場作業における粉じんの飛散 - 石綿含有廃棄物(建材等)の保管、処理による飛散 - 災害廃棄物保管による有害ガス、可燃性ガスの発生	- 定期的な散水の実施 - 保管、選別、処理装置への屋根の設置 - 周囲への飛散防止ネットの設置 - フレコンバッグへの保管 - 搬入路の鉄板敷設等による粉じんの発生抑制 - 運搬車両の退出時のタイヤ洗浄 - 収集時分別や目視による石綿分別の徹底 - 作業環境、敷地境界での石綿の測定監視 - 仮置場の積み上げ高さ制限、危険物分別による可燃性ガス発生や火災発生の抑制	- 破砕機など粉じん発生施設の位置、住居や病院など環境保全対象、主風向等に配慮すること。 - 環境影響が大きいと想定される場所が複数ある場合は、モニタリング地点を複数点設定する。
臭気	災害廃棄物からの悪臭	- 腐敗性廃棄物の優先的な処理 - 消臭剤、脱臭剤、防虫剤の散布、シートによる被覆等	- 腐敗性廃棄物がある場合はその位置、住居や病院など環境保全対象、主風向等に配慮すること。 - 環境影響が大きいと想定される場所が複数ある場合は、モニタリング地点を複数点設定する。
騒音振動	- 撤去・解体等処理作業に伴う騒音・振動 - 仮置場への搬入、搬出車両の通行による騒音・振動	- 低騒音・低振動の機械、重機の使用 - 処理装置の周囲等に防音シートを設置	- 騒音や振動の大きな破砕機など「特定施設」の位置を踏まえたモニタリングを行う。 - 環境影響が大きいと想定される場所が複数ある場合は、モニタリング地点を複数点設定する。
土壌	災害廃棄物から周辺土壌への有害物質等の漏出	- 敷地内に遮水シートを敷設 - P C B等の有害廃棄物の分別保管	利用前に汚染の状況を調査する。
水質	災害廃棄物に含まれる汚染物質の降雨等による公共水域への流出	- 敷地内に遮水シートを敷設 - 敷地内で発生する排水、雨水の処理 - 水たまりを埋めて腐敗防止	土壌汚染の恐れのある災害廃棄物が仮置きされていた箇所を調査する。

出典：災害廃棄物対策指針_技術資料 18-5 環境対策、モニタリング、火災防止策（平成 31 年 4 月 環境省）

⁽¹⁾ 有害物質や危険物が混在する災害廃棄物の仮置場では、周辺環境への影響、作業者や近隣住民の健康への影響、労働災害の予防措置のための環境モニタリングを実施します。

4. 組織体制の構築

1) 災害対策本部の組織体制（例）



参考：小金井市地域防災計画（令和4年度 小金井市）

2) 清掃班の主な業務内容

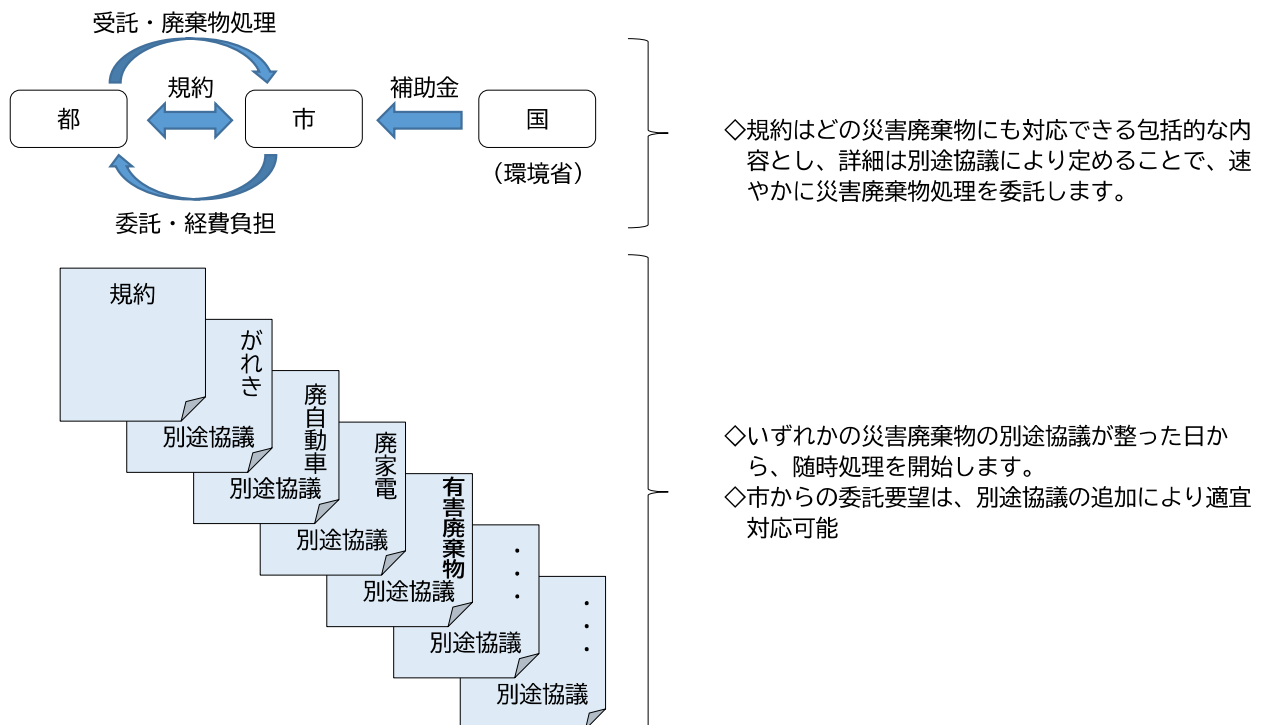
担当グループ・担当区分		業務内容
総務	総合調整	職員の参集状況の確認と配置の決定
		指揮命令、総括および調整会議の運営
		災害対策本部、災対各部等との連絡調整
		災害廃棄物処理実行計画の策定 ・ 災害廃棄物の発生量・要処理量の把握・推計 ・ 必要な仮置場の面積等の把握
		全般に関する進行管理
	財務	予算管理（要求、執行状況の把握等）
		各種業務の契約手続、支払業務等
		国庫補助等に係る各種手続、災害報告書の作成等
	渉外	関係行政機関との連絡調整、協議、情報提供
		民間事業者との連絡調整、協議、情報提供
	広報	市民等への災害時に発生する廃棄物処理に関する広報
		市民からの問合せ、苦情への対応
		広報等パブリシティ
資源管理	仮置場	仮置場の確保、設置・運営、撤去
		仮置場の環境モニタリング
	施設	一部事務組合との相互連携、被害情報の把握
		小金井市清掃関連施設との相互連携、被害情報の把握
処理	処理・処分	収集車両の被災状況の把握
		生活ごみ・避難所ごみの収集・運搬、処理
		し尿の収集・運搬、処理、仮設トイレの設置必要数の把握
		道路啓開に伴う廃棄物対応
		公共施設の解体対応
		公費解体等への対応（窓口業務、リ災証明書交付業務との連携、撤去現場立会等）
		災害廃棄物の収集・運搬、処理
		復興資材利用先に関する調整、選別後物の品質管理
		処理困難物の処理に関する指導
		処理全般に関する進行管理（処理済量、搬出予定量）
	環境・指導	民間事業者の指導
		不法投棄、不適正排出対策
受援	受入	支援の受入管理（学識経験者、他自治体、事業者団体、災害ボランティア等）、災害廃棄物処理支援ネットワーク（D.Waste-Net）との連携、受援内容の記録
	配置	受け入れた応援の配置先管理、応援側と受援側のマッチング

5. 広域連携体制

1) 本市から都への事務委託スキーム

近年では災害が激甚化しており、膨大な量の災害廃棄物も発生したため、被災自治体だけでは災害廃棄物を処理することができなくなり、過去には地方自治法第252条の14の規定に基づき、都道府県が市区町村から災害廃棄物処理の事務の一部の委託を受けて、処理主体として災害廃棄物を処理した事例があります。

災害により甚大な被害を受け、市における廃棄物所管部署の執行体制が喪失した場合などに、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の14の規定に基づく事務委託を受けて、市に代わって東京都が処理主体として直接、廃棄物処理を担うことがあります。

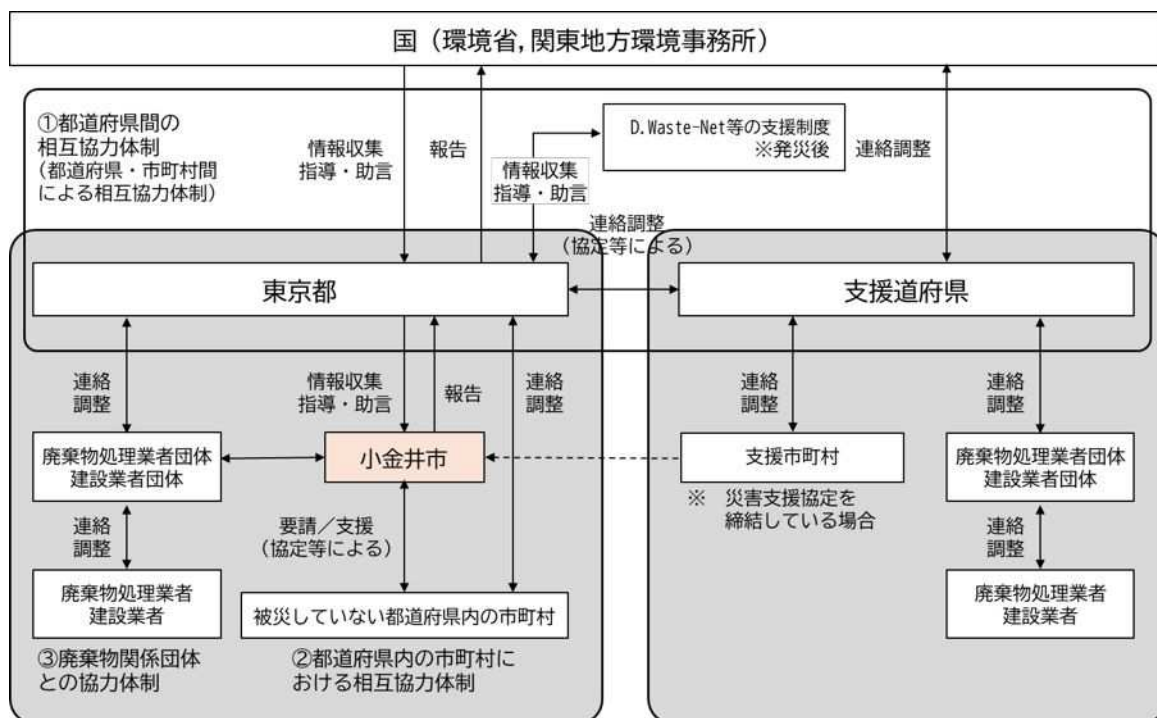


参考：災害廃棄物処理業務の記録（平成26年 宮城県）

2) 広域連携体制（案）

都市部で大規模災害が発生した際には、被災地が複数の都道府県にまたがり、一時に膨大な災害廃棄物が発生し、市町村内、都道府県内での対応が困難と想定されます。したがって、市町村、都道府県、廃棄物関係団体、国（環境省）がそれぞれの役割分担をもとに、広域的な相互協力体制を整備することが必要となります。

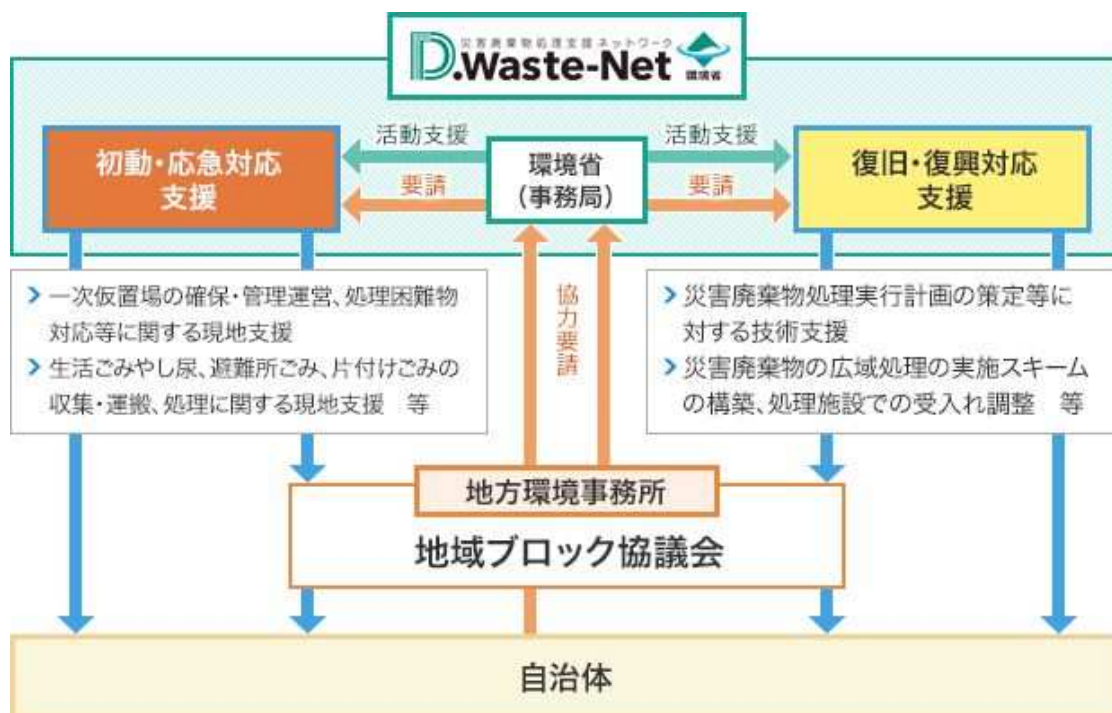
災害時に都道府県域を越えた広域体制を確保するために、平常時から都道府県・市町村間による相互協力体制を協定締結等により整備します。



備考：災害廃棄物処理に係る広域体制整備の手引き（平成 22 年 3 月 環境省）を一部修正

3) 災害廃棄物処理支援ネットワーク（D.Waste-Net）の災害時の支援の仕組み

災害廃棄物処理支援ネットワーク（D.Waste-Net）とは、国が集約する知見、技術を有効に活用し、各地における災害対応力向上につなげるため、その中心となる関係者により構成される人的な支援ネットワークです。



出典：環境省災害廃棄物対策情報サイトホームページ（令和7年10月）

【D.Waste-Net 発災時の機能・役割】

初動・応急対応 （初期対応）	研究・専門機関
	被災自治体に専門家・技術者を派遣し、処理体制の構築、生活ごみ等や片付けごみの排出・分別方法の周知、片付けごみ等の初期推計量に応じた一次仮置場の確保・管理運営、悪臭・害虫対策、処理困難物対応等に関する現地支援 等
	一般廃棄物関係団体
	被災自治体にごみ収集車等や作業員を派遣し、生活ごみやし尿、避難所ごみ、片付けごみの収集・運搬、処理に関する現地支援 等 （現地の状況に応じてボランティア等との連携も含む）
復旧・復興対応 （中長期対応）	研究・専門機関
	被災状況等の情報及び災害廃棄物量の推計、災害廃棄物処理実行計画の策定、被災自治体による二次仮置場及び中間処理・最終処分先の確保に対する技術支援 等
	廃棄物処理関係団体、建設業関係団体、輸送関係団体等
	災害廃棄物処理の管理・運営体制の構築、災害廃棄物の広域処理の実施スキームの構築、処理施設での受入れ調整 等

出典：環境省災害廃棄物対策情報サイトホームページ（令和7年10月）

4) 災害廃棄物処理支援員制度（人材バンク）の災害活用の流れ

災害廃棄物処理支援員制度（人材バンク）とは、災害廃棄物処理を経験した地方公共団体職員を「災害廃棄物処理支援員」として登録し、発災時に被災地を支援することを目的とした制度です。

被災地のニーズを踏まえた現場の目線で災害廃棄物処理を適切かつ円滑に行えるようマネジメントの支援を行うもので、現場作業員としての派遣ではありません。

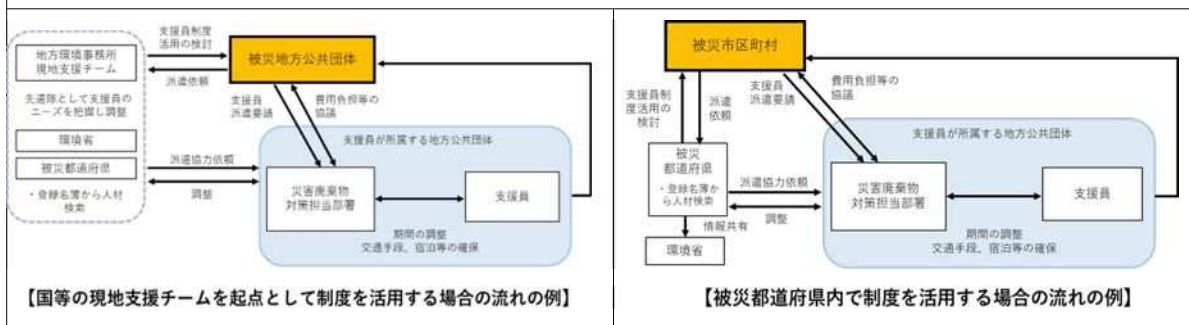
【支援内容】

災害廃棄物処理の方針に係る助言・調整

被災自治体が行う災害廃棄物処理の方針を立てることができるよう、知見・経験を基に助言、情報提供および関係者との調整を行う。

個別課題の対応に係る助言・調整

災害廃棄物の収集運搬、仮置場の開設・管理・運営、処理、災害廃棄物処理実行計画策定等の個別課題の対応に対して、知見・経験を基に助言、情報提供および関係者との調整を行う。



出典：災害廃棄物処理支援員制度について【解説】（令和4年4月 環境省）より一部抜粋および改変

6. 災害用トイレの種類

名称	特徴	概要	現地での処理	備蓄性※
携帯トイレ 	吸収シート方式 凝固剤等方式	最も簡易なトイレ。調達の容易性、備蓄性に優れる。	保管・回収	◎
簡易トイレ	ラッピング型 コンポスト型 乾燥・焼却型等	し尿を機械的にパッキングする。 設置の容易性に優れる。	保管・回収	○
組立トイレ 	マンホール貯留・流下型	避難所等に設置された下水道本管に接続しているマンホールトイレシステムの直上に便器及び仕切り施設等の上部構造物を設置するもの。	下水道	○
	地下ピット型	いわゆる汲取トイレと同じ形態。	汲取り	○
	便槽一体型	—	汲取り	○
ワンボックストイレ 	簡易水洗式 被水洗式	イベント時や工事現場の仮設トイレとして利用されているもの。	汲取り	△
自己完結型 	循環式	比較的大型の可搬式トイレ。	汲取り	△
	コンポスト型		コンポスト	△
車載トイレ 	トイレ室・処理装置一体型	平ボディのトラックでも使用可能な移動トイレ。	汲取り 下水道	△

※ ◎：省スペースで備蓄 ○：倉庫等で備蓄できる △：一定の敷地が必要
参考：災害廃棄物対策指針（平成30年3月 環境省）

7. 生活ごみ、避難所ごみの分別の留意点

1) 生活ごみの収集に関する留意点

留意点	・分別区分は可能な限り平常どおりとする。
	・平常時の収集体制の確保が困難な場合、緊急性を考慮し、市民への広報を行った上で、発災直後は生活ごみの収集を中止し、腐敗性の高い生ごみ等を優先して収集する。
	・腐敗性の低い生活ごみは、できる限り各家庭での保管を呼びかけ、体制が整い次第速やかに収集を再開する。
	・災害により既存焼却施設の復旧に時間がかかる場合は、他市町村等に処理を委託するため、必要に応じて支援要請を行う。
	・不適正排出や道路・公園等への不法投棄を未然に防止するため、広報及び仮置場を中心としたパトロール等を行う。

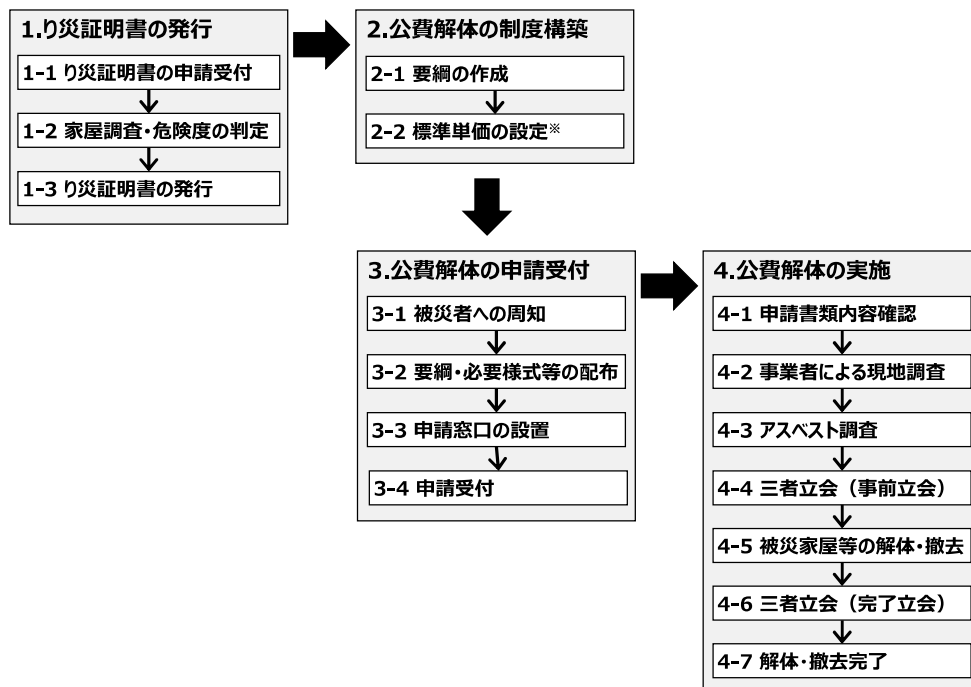
2) 避難所ごみの分別例及び留意点

種類		留意点
燃やすごみ		・生ごみは、衛生面を考慮した上で袋に入れて保管し、早急に処理する。 ・携帯トイレ等に排出されたし尿は吸水ポリマーで固められるため保管が可能だが、感染や臭気対策のため、密閉して保管する。その際は他の燃やすごみと袋を分ける等工夫して管理する。
プラスチックごみ		・再資源化のため、できる限り分別し、袋に入れて保管する。ただし、衛生上の理由などにより分別できない場合は、処理先の状況に応じて定めたルールに従い保管する。
燃やさないごみ		・危険物が混入しないよう、安全面を考慮した上で袋に入れて保管する。 ・感染性廃棄物（注射針等）は医療機関と調整し、保管のための専用容器を用い、別途処理する。
資源物	・古紙（雑紙、段ボール、新聞、雑誌、紙パック等） ・布 ・びん ・缶 ・金属類 ・ペットボトル ・スプレー缶等	・古紙は、段ボール、新聞、雑誌等に分別し、紐でしばるか袋に入れて保管する。 ・スプレー缶、カセット式ガスボンベ等は、できる限り中身を使い切り、袋に入れて保管する。 ・その他の資源物は、種類ごとに分別し、袋に入れて保管する。
有害ごみ		・乾電池、水銀体温計などは、それぞれ袋に入れて保管する。

8. 被災家屋の解体撤去

1) 公費解体の事務処理手順の概略

1. り災証明書の発行
 - ・ 災害による家屋の被害程度等を証明する、り災証明書の申請・発行。
 - ・ 家屋調査や危険度の判別。
2. 公費解体の制度構築
 - ・ 具体的な対象事例・工作物の絞り込みによる、公費解体の対象案件の選定。
 - ・ 公費解体の主旨・目的、用語の定義等の要綱や書類様式の制定。
 - ・ 解体前に申請者が実施すべき事項の整理。
 - ・ 解体後発生する廃棄物の受入・処分体制の確認。
3. 公費解体の申請受付
 - ・ 公費解体の方法について、広報紙、本ホームページ等で広報を行う。
 - ・ 要綱・必要様式等の配布。
 - ・ 申請者数の規模や被災自治体の人員体制を考慮した受付体制の構築・設置。
4. 公費解体の実施
 - ・ 本市指定の解体業者の一覧を公表する。
 - ・ 申請者、解体事業者及び自治体の三者で現地立会を行い、工事スケジュールの決定や申請者の要望確認等を行う。
 - ・ 三者立会の結果を踏まえた費用算定の結果に基づき、解体工事に着手する。



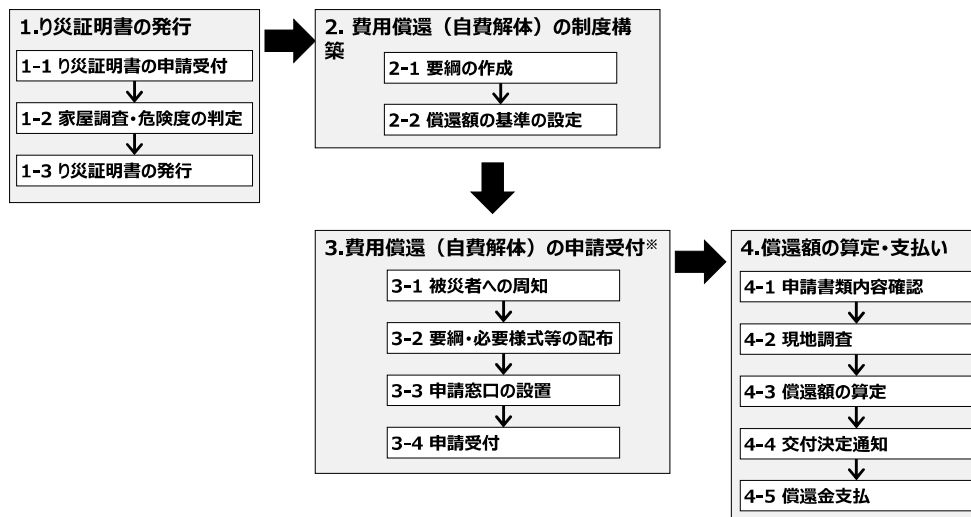
※ 被害規模が大きく広範囲が被災した災害の場合、都が標準単価を設定する場合もある。

出典：災害廃棄物対策指針（改定版）参考資料【参 31-1】解体・撤去に係る手順と必要書類の例
（令和5年1月 環境省）

図5 公費解体の事務処理手順の概略

2) 費用償還（自費解体）の事務処理手順の概略

1. り災証明書の発行
 - ・ 災害による家屋の被害程度等を証明する、り災証明書の申請・発行。
 - ・ 家屋調査や危険度の判別。
2. 費用償還（自費解体）の制度構築
 - ・ 具体的な対象事例・工作物の絞り込みによる、費用償還（自費解体）の基準の設定。
 - ・ 費用償還（自費解体）の主旨・目的、用語の定義等の要綱や書類様式の制定。
 - ・ 解体前に申請者が実施すべき事項の整理。
3. 費用償還（自費解体）の申請受付
 - ・ 費用償還（自費解体）の方法について、広報紙、本ホームページ等で広報を行う。
 - ・ 要綱・必要様式等の配布。
 - ・ 申請者数の規模や被災自治体の人員体制を考慮した受付体制の構築・設置。
4. 償還額の算定・支払い
 - ・ 申請書類・現地調査の結果を踏まえた費用算定の結果に基づき、償還額を支払う。
（※区市町村が所有者等に対して支出する費用の全額が災害等廃棄物処理事業の補助対象とならない場合もある。）



※ 費用償還（自費解体）の申請受付時において、既に損壊家屋等の解体を個人が事業者へ発注して行われていることを想定している。

出典：災害廃棄物対策指針（改定版）参考資料【参 31-1】解体・撤去に係る手順と必要書類の例（令和5年1月 環境省）

図6 費用償還（自費解体）の事務処理手順の概略

3) 被災家屋の解体の主な留意点

留意点	・可能な限り所有者等へ連絡を行い、調査計画を事前に周知した上で被災物件の立入調査を行う。
	・一定の原型を留めた建物及び倒壊の危険があるものは土地家屋調査士を派遣し、建物の価値について判断を仰ぐ。
	・建物内の貴金属やその他の有価物等の動産及び位牌、アルバム等の個人にとって価値があると認められるものは、一時又は別途保管し、所有者に引き渡す機会を提供する。
	・撤去及び解体作業においては、安全確保に留意し、適宜散水を行うとともに、適切な保護具を着用して作業を実施する。
	・廃棄物を仮置場へ撤去する場合は、木くず、がれき類、金属くず等の分別に努め、できるだけ焼却及び埋立の処分量の減量化に努める。
	・作業者や関係者の安全確保に心がけ、警報等が発令された際の情報源確保（ラジオの配布）や避難場所等の情報の事前確認、消火器の配置等を行う。
	・粉塵の防止や石綿飛散防止のため、適宜散水して作業を行う。また、作業員や立会い者は、防じんマスクやメガネ等の保護具を着用し、安全を確保する。

4) 石綿含有建材が含まれる家屋の確認

発災後、道路啓開や救助捜索活動で発生する災害廃棄物を撤去するとともに、倒壊の危険性のある損壊家屋等を優先的に解体します。解体作業に当たっては、石綿含有建材が含まれる家屋等について、「災害時における石綿飛散防止に係る取扱いマニュアル（令和5年4月）」（環境省）を参考とし、適切に処理が行われることとします。

9. 災害時の廃棄物対応に活用することが想定される協定一覧

協定等の名称	相手先	内容
災害時における水再生センターへのし尿搬入及び受入れに関する覚書	東京都下水道局 流域下水道本部	し尿処理への協力
災害時におけるし尿の収集及び運搬の協力に関する協定書	株式会社調布清掃	災害時におけるし尿の収集及び運搬に関する協力
災害時におけるし尿の収集及び運搬の協力に関する協定書	志賀興業株式会社	災害時におけるし尿の収集及び運搬に関する協力
災害時におけるし尿の収集及び運搬の協力に関する協定書	株式会社加藤商事	災害時におけるし尿の収集及び運搬に関する協力
災害時における廃棄物の収集及び運搬の協力に関する協定書	株式会社調布清掃	災害時における廃棄物の収集及び運搬に関する協力
災害時における廃棄物の収集及び運搬の協力に関する協定書	志賀興業株式会社	災害時における廃棄物の収集及び運搬に関する協力
災害時における廃棄物の収集及び運搬の協力に関する協定書	株式会社加藤商事	災害時における廃棄物の収集及び運搬に関する協力

参考：小金井市地域防災計画（令和4年度 小金井市）

10. 計画策定過程

1) 小金井市廃棄物減量等推進審議会

(1) 委員名簿

小金井市廃棄物減量等推進審議会委員名簿

選出委員	選出区分
◎ 渡辺 浩平	学識経験者
○ 岡山 朋子	
溝入 茂	
岸野 勝利	公募市民
光明 圭介	
中村 光志	
橋爪 文彦	
林 和夫	
平川 裕美子	集団回収実践団体代表
多田 典子	
清家 洋子	消費者団体代表
保谷 匠	事業者代表
長友 優佳	
石原 秀一	ごみゼロ化推進員代表
井上 真紀子	

◎：会長 ○：副会長

(2)審議過程

小金井市廃棄物減量等推進審議会審議過程

回	開催日	主な内容
第1回	R6. 7. 4	会長、副会長の選任及び事務局紹介 小金井市廃棄物減量等推進審議会規則の確認 策定スケジュールの説明
第2回	R6. 8. 23	策定スケジュール及びポイントについて報告
第3回	R6. 10. 9	災害廃棄物処理計画改定の流れについて報告 小金井市災害廃棄物処理計画等について諮問
第5回	R6. 12. 26	現行計画の課題を踏まえた対応方針について報告 災害廃棄物発生量・仮置場必要面積の推計について報告
第6回	R7. 2. 13	災害時に発生する廃棄物の対応方針の検討について報告
第7回	R7. 4. 24	小金井市災害廃棄物処理計画について審議 策定スケジュールについて報告
第9回	R7. 7. 30	小金井市災害廃棄物処理計画について審議
第11回	R7. 10. 8	小金井市災害廃棄物処理計画について審議
第12回	R8. 2. 5	パブリックコメントの結果報告 小金井市災害廃棄物処理計画について審議
第13回	R8. 3. 4	小金井市災害廃棄物処理計画について答申

2) パブリックコメント概要

(1) 施策の名称

小金井市災害廃棄物処理計画（素案）

(2) 対象・実施期間

○対象：市内に在住・在勤・在学する方、市内に事務所や事業所を有する法人又はその他の団体

○実施期間：令和7年11月4日（火）～令和7年12月15日（月）まで

(3) 意見の募集方法

本市ホームページ、ごみ対策課（市役所第二庁舎4階）、広報秘書課広聴係（市役所第二庁舎1階）、情報公開コーナー（市役所第二庁舎6階）、メタウォーターサステナブルパークこがねい（資源物処理施設）、野川クリーンセンター、公民館各館、婦人会館、総合体育館、図書館（本館）、保健センター、東小金井駅開設記念会館に素案を公開しました。素案に対する意見は、直接、郵送、FAXまたは専用フォームで募集しました。

(4) 意見の提出状況

○専用フォーム：1名 計1名

意見総数：4件

(5) 提出された意見と検討結果

パブリックコメントの意見及び検討結果は次ページに示すとおりです。なお、提出された意見は、原則として全文を原文のままで掲載しています。

パブリックコメントに寄せられた意見及び意見に対する検討結果

番号	項目	寄せられた意見	意見に対する検討結果
1	P8 第1章 第6節 処理目標期間の設定	地区集積所について、P8に「自主防災組織等が市と協議し選定・管理する集積所を含め、」とあります。これを読む限り、ごみ対策課が協議するように読み取れますが、ごみ対策課が協議するのでしょうか。それとも、地域安全課など、他の課と連携して協議するのでしょうか。	ごみ対策課が主導しますが、必要に応じて関係他課を交えて協議することを想定しています。
2	P8 第1章 第6節 処理目標期間の設定	P8に「ごみゼロ化推進員の協力の下」とありますが、ごみゼロ化推進員にはどのように話を進めていくのでしょうか。今は、いくつかの部会で分かれて活動されているようですが、部会に関係なく協力体制を組むということですか。図上訓練のようなことはしないのでしょうか。ごみゼロ化推進員がいない町会・自治会や、町会・自治会がない区域はどのようにするのでしょうか。	ごみゼロ化推進会議の全体会議の場において、災害発生時に御協力を賜ることについては了承いただいています。 引き続き、実運用に向けた詳細協議に取り組んでまいります。
3	P16 第2章 第2節 協力体制・受援体制の構築	災害ボランティアの受け入れは社会福祉協議会が担当するようですが、災害前に計画に則して協議を行ったりしますか。社会福祉協議会も訓練などに参加するのでしょうか。	本計画の改定に当たり、多種多様な関係者（庁内関係他課、浅川清流環境組合・構成市、災害協定締結団体、市民等）との連携強化、改定計画に関する認識共有を図ることを目的の一つとしています。 災害ボランティアへの協力依頼事項の事前整理等を通じて、連携強化を進めてまいります。
4	P22 第2章 第3節 災害時に発生する廃棄物の処理の検討	小金井市の備蓄量では、簡易トイレの数が足りないのは明白ですが、各家庭で用意してもらうための具体的な方策はありますか。	市では令和7年3月に小金井市防災マップの全面改訂を行いました。小金井市防災マップは、いざというときの避難場所や避難所の場所などを地図で示すとともに、市民の皆様自身が備えておくべきことなど、防災情報について掲載しており、家庭での「日常備蓄」と「非常持ち出し品」のうち、携帯トイレについては、準備として1人当たり7日分（約35回分）の備蓄を推奨しています。

11.用語集

用語	説明
(か行)	
解体ごみ	損壊家屋等の解体により発生する廃棄物。 片付けごみに比べて長期間発生し、量も多い傾向にある。
仮設処理施設	災害廃棄物処理のために仮置場に設置する仮設の破碎施設、選別施設、焼却炉等。
片付けごみ	災害により家具や家電等の家財が廃棄物になったもの。 災害発生後の早い時期に発生する傾向がある。
家電リサイクル法 (特定家庭用機器再商品化法)	家庭から排出される特定の家電製品について、再資源化（リサイクル）を促進するための法律。家電製品の廃棄を減らし、資源の有効利用と環境負荷の低減を目的としている。
仮置場 緊急仮置場	市による戸別収集の対象になる災害廃棄物の緊急排出先。 原則、平常時にごみを排出している場所とし、市民（災害ボランティアを含む。）自らが排出する場所。
仮置場 地区集積所	生活環境を保全する上で、被災現場から廃棄物を搬出する先で、一時的に、廃棄物を保管する場所。 市が指定した中規模な市内の公園等に設置され、市民（災害ボランティアを含む。）自らが排出する場所。
仮置場 一次仮置場	生活環境を保全する上で、被災現場から廃棄物を搬出する先で、一時的に、廃棄物を保管する場所。 大規模な市内の公園や運動場等に設置され、原則市民の立入は禁止される。
仮置場 二次仮置場	廃棄物の再資源化等、適正な中間処理（破碎・選別等）を行うために整備される場所。 一次仮置場での分別・選別が不十分である場合や一次仮置場の保管能力が不足している場合、必要に応じて複数自治体により合同で設置される。
環境モニタリング	廃棄物処理現場（建物の解体現場や仮置場等）における労働災害の防止、その周辺における地域住民の生活環境への影響を防止するため、大気、騒音・振動、土壌、臭気、水質等について定期的に調査を行い、その環境の人への影響を評価すること。
関東ブロック	環境省の地方支分部局である関東地方環境事務所が管轄する茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、山梨県及び静岡県で構成される区域。
関東ブロック災害廃棄物処理支援チーム	環境省の地方支分部局である関東地方環境事務所と被災地近隣の自治体が連携し、被災自治体の災害廃棄物処理に係る業務（主に事務支援）等を支援する組織。

用語	説明
広域処理	全国の廃棄物処理施設で、被災地で処理しきれない災害廃棄物を処理すること。
公費解体	個人等が所有する家屋等で被害を受けたものについて、所有者の申請に基づき、区市町村が所有者に代わって実施する解体。
(さ行)	
災害対策本部	災害対策基本法第 23 条、第 23 条の 2 に基づき、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合において、防災の推進を図るため必要があると認めるときに、市長が設置する組織。
災害廃棄物処理計画	発災前に策定される計画であり、災害発生時における廃棄物処理の基本的な方針や具体的な手順を明示し、各主体の役割や処理方針等を事前に定めた計画。
災害廃棄物処理実行計画	発災後に策定される計画であり、被災地域の様相を考慮した上で、実際に災害廃棄物を処理する方法等について記載した計画。
災害廃棄物処理指針	発災後、当該災害について処理の方針や対応を示すために国が策定する指針。
災害廃棄物対策指針	東日本大震災をはじめ全国各地で発生した災害に伴う廃棄物処理での経験を踏まえ、環境省が必要事項を整理し、策定した指針。都道府県及び市町村における災害廃棄物処理計画の作成に資することを目的に、今後発生が予測される大規模地震や津波、水害及びその他自然災害による被害を抑止、軽減するための災害予防並びに発生した災害廃棄物（避難所ごみ等を含む。）の処理を適正かつ迅速に行うための応急対策及び復旧・復興対策について記述。
災害廃棄物対策マニュアル	災害廃棄物処理を行う上で、詳細な処理方法や事務的な対応方法、様式等について整理した手引。
災害廃棄物対策本部	災害発生時に各局の人員を含んで設置される災害廃棄物処理に関する事項を専門的に取り扱う組織。
災害報告書	災害等廃棄物処理事業報告書の略称。発災後、被災市町村が取りまとめ、都道府県を通じて環境省に提出するものであり、各市町村の被災状況について記載した報告書。
事務委託	地方公共団体が、他の地方公共団体の求めに応じて協議により規約を定め、他の地方公共団体の事務の一部を代替執行すること又は代替執行を依頼すること。
受援体制	地方公共団体が、災害に備えて、受援対象業務を特定し、内部体制の整備を図り、応援要請先の指定や応援要請の手順等、外部からの人的・物的支援を円滑に受け入れるための体制。
処理可能量	廃棄物処理施設において、平常時の廃棄物を処理した上で、更に余分に処理を行うことができる量。
性状	廃棄物の性質と状態。災害廃棄物は、災害の種類によって発生する性質や状態が異なる。

用語	説明
選別	仮置場や廃棄物処理施設等に搬入された廃棄物を適正に処理するため、重機やふるい機等の利用のほか手作業でいくつかの品目に分ける工程。
(た行)	
地域防災計画	災害対策基本法第 40 条又は第 42 条の規定に基づき、市町村防災会議が策定する計画。
道路啓開	災害時に道路損壊、崩土、道路上への落下倒壊物、放置された車両などの交通障害物により通行不可能となった道路において、それらの障害物を除去の上、簡易な応急復旧の作業をし、避難、救護、救急対策等のための初期の緊急輸送機能の回復を図ること。
(は行)	
費用償還 (自費解体)	区市町村が行う公費解体よりもやむを得ず早く解体を行った被災者を救うために、被災区市町村の判断で設けられる解体費用を償還する制度。
便乗ごみ	災害廃棄物の回収に便乗した、災害とは関係のない通常ごみ、事業ごみ、危険物等。
復興資材	復興過程から生み出され、建設資材として、復興工事へ適切に利用されるべきもの。災害廃棄物等の混合物を分離、選別して得られた「分別土砂」や、コンクリートがらを破碎、選別して得られた「コンクリート再生碎石」等。
(ら行)	
り災証明	市が住家（居住のために使用している建物）被害認定調査を行い、確認した被害程度（全壊、半壊等）について交付する証明書。
(アルファベット)	
D.Waste-Net	災害廃棄物処理支援ネットワーク。国が集約する知見、技術を有効に活用し、各地における災害対応力向上につなげることを目的として構築された、有識者、地方自治体関係者、関係機関の技術者、関係業界団体等を主なメンバーとして構成する人的支援ネットワーク。

小金井市災害廃棄物処理計画

発行：令和８年３月 小金井市

編集：環境部ごみ対策課

〒184-8504 東京都小金井市本町６丁目６番３号

TEL 042-387-9835 FAX 042-383-6577

<http://www.city.koganei.lg.jp/>

古紙を配合しています。

令和 8 年度小金井市一般廃棄物処理計画

(答申案)

循環型都市『ごみゼロタウン小金井』

～ごみを出さないライフスタイルへ～



令和 8 年 4 月 1 日

小金井市

目次

はじめに	1
計画の位置付け	3
小金井市のスローガン	3
第1章 基本計画に基づく施策の展開	4
第2章 一般廃棄物処理計画の実施状況	8
1. 令和6年（2024年）度までの一般廃棄物処理量	8
2. 令和7年（2025年）度一般廃棄物処理計画に掲げた施策	9
第3章 令和8年（2026年）度一般廃棄物処理計画	13
1. 一般廃棄物処理計画	13
2. プラスチック資源循環促進法への対応	14
第4章 ごみ処理体制	16
1. 家庭系一般廃棄物	16
2. 事業系一般廃棄物	21
第5章 ごみ処理施設等に関する事項	23
1. 可燃ごみ処理施設	23
2. 不燃・粗大ごみ積替え・保管施設	23
3. 資源物処理施設	24
4. 最終処分場	24
第6章 動物の死体処理	25
1. 市へ届け出るもの	25
2. 市が収集するもの	25
3. 処理方法	25
第7章 その他一般廃棄物の処理に関し必要な事項	26
1. 市が収集しない一般廃棄物について	26
2. 処理方法の変更	26
3. 災害廃棄物	26
第8章 生活排水処理	27
1. 収集運搬	27
2. 処理	27

発生抑制に最優先に取り組み最大限のごみ減量を

はじめに

小金井市（以下「本市」という。）では、令和２年（２０２０年）３月に策定した「小金井市一般廃棄物処理基本計画」（以下「基本計画」という。）について、計画策定から６年が経過し、本計画を効果的に運用していくため、計画策定時の前提条件や社会情勢の大きな変動等を踏まえ、令和８年（２０２６年）３月、中間年次における改定を行いました。

本市の可燃ごみ処理については、ごみ処理施設の設置及び運営等を共同で行うことを目的として、日野市、国分寺市とともに設立した浅川清流環境組合可燃ごみ処理施設において、令和２年（２０２０年）４月から共同処理を行っています。施設の所在する日野市の住民及び関係者に厚く御礼申し上げます。本市としては、与えられた役割を誠実に遂行し、その責任を果たしてまいります。

また、可燃ごみを焼却処理した後に発生する焼却灰については、本市を含む２５市１町で構成される東京たま広域資源循環組合が運営する東京たまエコセメント化施設にて、エコセメントの原料としてリサイクル処理されています。施設の所在する日の出町の住民及び関係者に厚く御礼申し上げます。

清掃関連施設の整備については、令和４年８月の不燃ごみ・粗大ごみの積替え保管施設「小金井市野川クリーンセンター」の稼働に続き、令和７年３月にプラスチックごみ・ペットボトル・空き缶・びん等の資源物処理施設が旧中間処理場敷地内に「メタウォーターサステナブルパークこがねい」として稼働を開始しています。このことをもって平成３０年３月策定の「小金井市清掃関連施設整備計画」の目的であった循環型社会形成に資する施設の再配置及び適正処理の維持を図るための整備を完了しました。その後、施設運営に関する大きな苦情が寄せられることなく、市民の皆様にごみの処理について身近に感じ、学んでいただける施設としての存在意義も発揮しながら、適切な施設運営を行っています。本事業の推進に際し、当該施設周辺地域にお住まいの皆様及び関係者に深く感謝申し上げます。

新型コロナウイルス感染症により制限されていた社会経済活動も、令和５年５月８日に「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成１０年法律第１１４号）」における新型コロナウイルス感染症の位置付けが５類感染症に分類されたことにより、テレワーク等の普及に伴う商品運搬用の箱や容器など増加傾向にあった家庭から排出されるごみも、令和５年度以降はコロナ禍以前の量まで減少してきています。

一方、武蔵小金井駅南口地区市街地再開発事業や東小金井駅北口土地区画整理

事業等、市内全域でまちづくりが進んでいることにより、市内の事業活動が活性化していることから、事業所からのごみの排出量が増加しています。今後は事業所から排出されるごみの発生抑制・資源化にも取り組んでいく必要があります。

また、食品ロスの削減の推進に関する法律（令和元年法律第19号）では、食品ロス削減推進計画の策定は自治体の努力義務であるところ、本市においては、令和8年3月に小金井市食品ロス削減推進計画（計画期間は令和8年（2026年）度～12年（2030年）度。以下「食ロス計画」という。）を策定し、家庭系食品ロスを2030年度までに半減（2000年度比）、事業系食品ロスを2030年度までに60%（2000年度比）、削減することを目標として掲げ、家庭から出る食品ロスの発生抑制、事業者との協働による削減、啓発と情報提供の推進という三つの柱に整理し、市民、事業者、行政が連携しながら食品ロスを削減するための取組を展開していきます。

令和4年4月には、プラスチックの資源循環を総合的に推進するためのプラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律（令和3年法律第60号。以下「プラスチック資源循環促進法」という。）が施行され、容器のみならずプラスチック製品の再資源化、再商品化に向けた新たな仕組みの構築に迫られていましたが、本市では、従前からプラスチックごみを分別回収していたことに加え、「メタウォーターサステナブルパークこがねい」の稼働により、新たなプラスチック製品や化学製品の原料としての利用に適したベール処理が可能となったことから、プラスチックの資源循環に資する取組として、公益財団法人日本容器包装リサイクル協会との再商品化委託により循環型社会の形成に向け取り組んでいます。

こうした状況を踏まえながら、循環型社会の形成を目指すとともに、市内外の各施設周辺住民及び関係者の負担を少しでも軽減できるように、より一層のごみの減量及び資源化に努めるため、基本計画・食ロス計画に基づき、市民・事業者・行政が一体となって発生抑制を最優先に取り組み、最大限のごみ減量を目指し、本計画を策定します。

計画の位置付け

本計画は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第6条第1項の規定に基づき策定した基本計画を具体的実施するために年度ごとに定める実施計画です。

基本計画に掲げられた「循環型都市『ごみゼロタウン小金井』」を目指す将来像として、3Rを推進する持続可能な循環型社会の形成を目指します。

小金井市のスローガン



循環型都市『ごみゼロタウン小金井』
～ごみを出さないライフスタイルへ～

基本計画における『目指す将来像』であり、非常事態宣言のサブタイトルでもあった「循環型都市『ごみゼロタウン小金井』」をスローガンとしています。サブタイトルには、3Rの中でも「リデュース（発生抑制）」が最も重要であることから、ごみを出さないライフスタイルを市民の皆様の日常生活の中に定着させたいという思いを込めています。

第1章 基本計画に基づく施策の展開

基本方針と計画項目

「基本計画」では、「発生抑制を最優先とした3Rの推進」と「各段階における安全・安心・安定的な体制確立の推進」を基本方針として、この基本方針ごとに計画項目を定めています。

【基本計画における基本方針と計画項目】

- 「発生抑制を最優先とした3Rの推進」では、次の8つを計画項目として定め、取組を展開します。
 - ① ごみを出さないライフスタイルの推進（リデュース）
 - ② 再使用の促進（リユース）
 - ③ 資源循環システムの構築（リサイクル）
 - ④ 分別・啓発活動の強化
 - ⑤ 環境教育・環境学習の推進
 - ⑥ 市民・事業者との協働による3Rの推進
 - ⑦ 事業活動における3Rの推進
 - ⑧ 行政における3Rの推進
- 「各段階における安全・安心・安定的な体制確立の推進」では、次の3つを計画項目として定め、取組を展開します。
 - ① 安全・安心・安定的な収集・運搬の推進
 - ② 安全・安心・安定的な処理・処分の推進
 - ③ 廃棄物処理を支える体制の強化

（１） 発生抑制を最優先とした3Rの推進

可燃ごみの処理については、令和2年（2020年）4月から日野市、国分寺市とともに、浅川清流環境組合可燃ごみ処理施設において共同処理が始まりました。また、不燃・粗大ごみ、資源物などの処理については、「小金井市清掃関連施設整備基本計画」に基づき、不燃・粗大ごみ積替え・保管施設として小金井市野川クリーンセンターが令和4年（2022年）8月に本格稼働を開始し、空き缶・ペットボトル・びん・プラスチックごみなどの資源物処理施設としてメタウォーターサステナブルパークこがねいが令和7年

（２０２５年）３月に本格稼働を開始しています。各処理施設の周辺住民及び関係者の負担を少しでも軽減するために、市民・事業者・行政が一丸となり引き続きごみ減量と資源化の取組を実践することが重要です。

基本計画では、本市における課題を踏まえ各取組内容を「充実」「強化」「重点」に区分していますが、その中でも特に『発生抑制を最優先とした３Ｒの推進』の各計画項目において「重点」と位置付けた項目の施策については、積極的に展開していく必要があります。

１．ごみを出さないライフスタイルの推進（リデュース）

取 組 内 容
（１）食品ロス削減の推進【重点】
（２）生ごみ水切り及び自家処理の推進
（３）マイバッグ・マイボトル・マイはしの使用促進
（４）ごみを出さないライフスタイルを推進するための啓発

２．再使用の促進（リユース）

取 組 内 容
（１）くつ・かばん類の有効活用の推進
（２）民間リユース事業との連携
（３）リユース食器の有効活用
（４）リユース活動を推進するための周知・啓発

３．資源循環システムの構築（リサイクル）

取 組 内 容
（１）リサイクルルートの構築と円滑な運用・利用しやすさ向上の推進
（２）生ごみ資源化施策の推進
（３）生ごみ減量化処理機器購入費補助制度の継続

４．分別・啓発活動の強化

取 組 内 容
（１）正しい分別方法の周知と徹底【重点】
（２）転入者を対象とした啓発の強化
（３）清掃指導員による分別指導の徹底
（４）わかりやすさを重視した情報提供の強化

(5) 施策や取組の「見える化」の強化

5. 環境教育・環境学習の推進

取 組 内 容
(1) 小・中学生を対象とした環境教育の推進
(2) 町会・自治会・子供会などの団体への環境学習の支援と推進

6. 市民・事業者との協働による3Rの推進

取 組 内 容
(1) ごみゼロ化推進員の活動の支援と推進
(2) 集団回収事業の支援と周知
(3) 商工会及び包括連携協定締結団体などとの連携の強化

7. 事業活動における3Rの推進

取 組 内 容
(1) 事業者自らの責任による法令を遵守した適正処理の支援と推進
(2) 事業系一般廃棄物の発生抑制の推進【重点】
(3) 中小規模事業者に対する分別指導の実施
(4) 事業用大規模建築物の所有者に対する立入指導の実施
(5) 認定事業所の周知と拡大
(6) 店頭回収・自主回収等の推進

8. 行政における3Rの推進

取 組 内 容
(1) 市職員に対するごみ減量・分別の周知徹底
(2) 効果的な3Rを推進するための組成分析及び調査・研究の実施
(3) 環境負荷低減の推進

(2) 各段階における安全・安心・安定的な体制確立の推進

安全・安心・安定的な体制確立の推進に向けて、「安全・安心・安定的な収集・運搬の推進」「安全・安心・安定的な処理・処分の推進」「廃棄物処理を支える体制の強化」という3つの計画項目を定め、各施策の展開を図ります。

1. 安全・安心・安定的な収集・運搬の推進

取 組 内 容
(1) 安全・安心・安定的な収集・運搬体制の確保
(2) ふれあい収集の推進

2. 安全・安心・安定的な処理・処分の推進

取 組 内 容
(1) 安全・安心・安定的な処理・処分体制の確保
(2) 中間処理量の削減・埋立ゼロの継続
(3) 市が収集・処理していない廃棄物への対応
(4) 不法投棄防止体制の確立
(5) 施設の維持・管理のための組成分析の実施

3. 廃棄物処理を支える体制の強化

取 組 内 容
(1) 浅川清流環境組合及び構成市との連携
(2) 多摩地域の自治体・一部事務組合及び国・都との連携
(3) 市民・事業者・行政の連携体制の強化
(4) 災害廃棄物処理計画に基づく体制の整備
(5) 一般廃棄物処理事業に係るコスト管理と情報公開
(6) 環境基金の有効活用



～ 3市ごみ減量推進市民会議について～

浅川清流環境組合の構成市である3市（日野市・国分寺市・小金井市）の市民等が参加して平成30年（2018年）から活動しており、令和32年（2050年）までに3市の可燃ごみ焼却量をゼロに近づけることを目標に掲げて、ごみ減量施策、情報発信等についての検討、意見交換等を行っています。

第2章 一般廃棄物処理計画の実施状況

1. 令和6年（2024年）度までの一般廃棄物処理量

（1）一般廃棄物排出量（項目別）の推移

単位：t

	分別区分	R2	R3	R4	R5	R6
家庭系 一般廃棄物	燃やすごみ	12,408	12,304	11,985	11,579	11,450
	燃やさないごみ	1,636	1,552	1,400	1,314	1,340
	プラスチックごみ	2,375	2,317	2,223	2,129	2,038
	粗大ごみ	1,084	994	906	870	840
	有害ごみ	46	43	43	38	36
	資源物	9,139	8,784	8,591	8,161	7,975
	集団回収	1,384	1,340	1,299	1,229	1,142
	小計	28,072	27,334	26,447	25,320	24,821
事業系 一般廃棄物	燃やすごみ	1,447	1,571	1,788	1,849	2,327
	燃やさないごみ	0	0	0	0	0
	小計	1,447	1,571	1,788	1,849	2,327
合計		29,519	28,905	28,235	27,169	27,148

※ 令和2年（2020年）度以降、家庭系一般廃棄物は減少傾向ですが、事業系一般廃棄物は増加傾向です。事業系一般廃棄物増加の要因は、令和2年（2020年）に浅川清流環境組合可燃ごみ処理施設が稼働したことで、それまで民間処理施設で処理されていた事業系一般廃棄物が、同組合の施設で処理することが可能となったことに加え、コロナ禍後の事業活動の再開や、市内まちづくりの進展によるものと考えられます。

（2）市民1人1日当たりの一般廃棄物排出量（項目別）の推移

単位：g/人・日

	分別区分	R2	R3	R4	R5	R6
家庭系 一般廃棄物	燃やすごみ	275	270	263	254	251
	燃やさないごみ	36	34	31	29	29
	プラスチックごみ	53	51	49	47	45
	粗大ごみ	24	22	20	19	18
	有害ごみ	1	1	1	1	1
	小計（※）	390	378	363	349	344
	資源物	203	193	189	179	175
	集団回収	31	29	29	27	25
	小計	234	222	218	206	200
	合計	623	601	580	555	544
事業系 一般廃棄物	燃やすごみ	32	35	39	41	51
	燃やさないごみ	0	0	0	0	0
	小計	32	35	39	41	51
総合計（※）		655	635	620	595	594

※ 小数点第1位を四捨五入しているため、計数は一致しない場合があります。

2. 令和7年（2025年）度一般廃棄物処理計画に掲げた施策

令和7年（2025年）度は、基本計画に基づき、「充実」「強化」「重点」に区分された中から、特に『発生抑制を最優先とした3Rの推進』の計画項目において「重点」と位置付けた項目の施策について、積極的に施策の展開を図りました。

令和7年（2025年）度 重点項目に対する各取組の展開

取組内容	年度の活動目標	実施した具体的な取組	取組結果
食品ロス削減の推進	食品ロス削減マッチングサービス「小金井カメすけ」協力事業者の拡大	「小金井カメすけ」協力事業者拡大に向けた店舗訪問・事業説明 - 市公式SNSを活用した事業の普及促進	「小金井カメすけ」協力店 13店舗→16店舗 「小金井カメすけ」による食品ロス削減量 25,375g→61,172g 「小金井カメすけ」利用者拡大に向けた店舗訪問 - キャラクターを活用した市報、ごみ分別アプリ、SNS等を活用した啓発の実施
リユースルートの構築と円滑な運用の推進	「おいくら」利用促進及び野川クリーンセンターにおけるリユース事業「ゆづる輪」の継続実施 - 粗大ごみオンライン申請の試行実施 - 家電4品目の自宅回収サービスの周知啓発	「ゆづる輪」の本格実施に向けた検討 - リユース品目の拡大 「おいくら」利用件数の拡大 - 粗大ごみオンライン申請の試行実施に向けた検討 - 市公式SNSを活用した事業の普及促進	「ゆづる輪」成立件数 175件→315件 「おいくら」への査定依頼数 846件→960件 - 粗大ごみオンライン申請の試行実施（全体申請件数の約60%を対象とできるように品目を設定） - キャラクターを活用した市報、ごみ分別アプリ、SNS等を活用した啓発の実施
生ごみ資源化施策の推進	一部戸建世帯での生ごみの戸別回収及び拠点回収の試行実施	- 生ごみ資源化モデル事業の実施 - 集合住宅向け生ごみ資源化モデル事業の検討	- 戸別回収世帯数 81世帯 - 拠点回収 2か所35回実施 延べ585人 - 公務員宿舍小金井住宅7棟で生ごみ資源化モデル事業を令和8年度実施予定
施策や取組の「見える化」による効果的な啓発の強化	- イベントへの出展 - ごみ分別外国人対応の強化 - 施策・取組の実施状況を複数媒体に掲載 - ワークショップ・講演会の実施	- 啓発媒体の内容刷新及びデジタル化 - 外国人向けごみ分別啓発チラシ作成及びごみ分別アプリの対応言語追加 - 市公式SNSを活用した周知啓発	- ごみ分別啓発チラシ 5か国語対応（ネパール語追加） - ごみ分別アプリ 5か国語対応（ネパール語・ベトナム語追加） - 市公式インスタグラムの開始（フォロワー1,118人）

取組内容	年度の活動目標	実施した具体的な取組	取組結果
小・中学校を対象とした環境教育の推進	・ワークショップの実施 ・環境教育の実施 ・清掃関連施設（可燃ごみ処理施設、野川クリーンセンター、メタウォーターサステナブルパークこがねい、最終処分場等）見学会の推進	・市内小学校による施設見学の実施 ・メタウォーターサステナブルパークこがねい及び野川クリーンセンターでの環境学習・ワークショップの定期的な実施	・市内小学校施設見学 浅川清流環境組合 小学校9校 メタウォーターサステナブルパークこがねい 小学校4校 ・ワークショップ 年10回 講演会 年1回
町会・自治会・子供会などの団体への環境学習の支援と推進	・出張講座 ・講習会の実施 ・清掃施設見学会の実施	・施設見学会の実施	・出張講座 7回→6回 ・浅川清流環境組合施設見学会の実施
ごみゼロ化推進員の活動の支援と推進	・ごみゼロ化推進員に関する広報・啓発 ・ごみゼロ化推進会議の開催支援 ・ごみ相談員制度の活用検討	・研修会の実施	・市報への掲載 ・研修会、施設見学会、講演会の実施
事業系ごみの発生抑制の推進	・個別指導の実施	・排出状況の把握、個別指導の実施 ・大規模事業所立入調査	・定期的な搬入物検査の実施（月1回） ・3Rアドバイザー事業を活用した大規模事業所立入調査の実施
市職員に対するごみ減量・分別の周知徹底	・小金井市施設ごみゼロ化行動基本計画に基づく令和7年度小金井市施設ごみゼロ化行動実施計画の策定	・排出量削減に向けた取組の実施 ・新任職員研修の実施	・市施設のごみ実態調査の実施 ・新任職員向け研修の実施

※ 取組結果の集計期間（比較）：左：令和6年1月1日～令和6年12月31日

右：令和7年1月1日～令和7年12月31日

※ 各取組内容は前期基本計画における「重点項目」について取組結果を示したものです。前期基本計画において「重点項目」としていない「充実」「強化」の各項目についても、様々な取組を展開していますが、本計画では「重点項目」についてのみ抜粋しています。他の取組内容については前期基本計画を御参照ください。

令和7年（2025年）度は、前年度に続き「よりわかりやすい啓発」を念頭に、活動目標に向けた各事業を展開しました。幅広い世代に向けた講演会やワークショップを定例的に開催し、その様子を広報することで、市民参加を促進するとともに、小金井市野川クリーンセンターや本格稼働したメタウォーターサステナブルパークこがねいの認知度向上に努めました。メタウォーターサステナブルパークこがねいの本格稼働により施設見学者数は順調に増加し、ご

みについて学べる施設のひとつとして重要な役割を担っています。また、若年世代の関心度合いが高いツールを活用し、より多くの方へ情報発信を行うため、ごみ減量キャラクターを活用した、本市では初の試みとなる公式Instagramアカウントの開設を行いました。これまで市からの情報発信については、市報やチラシといった紙媒体での周知や、HP、X及びLINEによる広報を行ってきたところですが、写真や動画中心の情報発信を行えるInstagramを活用することで、より伝わりやすい啓発や広報が行えるようになりました。

食品ロス削減の推進に向けては、食品ロス削減マッチングサービス「小金井カメすけ」の普及及び利用者の拡大を目指し、市内事業者の店舗に直接訪問して食品ロス削減推進協力店への認定に向けた支援の実施及び本事業の周知・協力を呼び掛けるなど積極的な働きかけを行ったことで、協力店の増加と「小金井カメすけ」の利用を促進しました。

また、粗大ごみの処理申込みの際にリユースショップとの仲介を行うサービスである「おいくら」を紹介するなど、リユース事業の更なる推進を図りました。

気候非常事態宣言を発している本市にあっては、環境負荷の低減を図る必要があるため、生ごみ資源化施策の見直しを進めており、家庭から排出される生ごみを対象とした一部戸建世帯での生ごみの戸別回収及び拠点回収をモデル事業として実施しました。モデル事業を実施する中で、戸別回収に御協力いただいた一部戸建世帯及び市内2か所（小金井市野川クリーンセンター及びメタウォーターサステナブルパークこがねい）での拠点回収に御協力いただいた市民へのアンケート調査から、拠点回収及び戸別回収における市民の要望や、モデル事業参加者への堆肥配布方法等の課題を抽出し、事業の見直しを進めました。

家庭から排出されるごみは、市民の皆様の御理解、御協力によりコロナ禍以前と同程度まで減少しましたが、事業所等から排出されるごみは、浅川清流環境組合可燃ごみ処理施設の本格稼働**以前、一時的に民間処理施設で行われていた処理が**再び搬入されるようになったこと及び市内事業活動の活発化などに伴い、年々増加しています。

ごみ量の増加状況等を踏まえ、コロナ禍で中止となっていた市内大規模事業所の事業系一般廃棄物の排出状況に係る実地確認について、昨年度に引き続き、東京都の3Rアドバイザー事業を活用し、再資源化率の向上に向けた資源化促進及び分別におけるより専門的なアドバイス等を実施しました。

また、事業系一般廃棄物に関しては、浅川清流環境組合可燃ごみ処理施設にて事業系一般廃棄物の搬入物検査を実施して分別指導を行いました。今後も重

点項目である「事業系一般廃棄物の発生抑制の推進」について、効果的な事業展開を図ることを課題とし、引き続き取組の実施と検討を行います。

さらに、令和7年（2025年）度は基本計画の計画期間の前期最終年度となることから、ごみ量実績・処理経費、市民アンケート調査結果、**ごみ組成調査から抽出された課題及び国の動向・人口動態からの**課題を整理の上、各施策の見直しを進め基本計画を改定するとともに、食品ロスの削減の推進に関する法律（令和元年法律第19号）に基づく食ロス計画を策定しました。

同時に、小金井市災害廃棄物処理計画について、環境省「災害廃棄物対策指針」及び「災害廃棄物処理計画策定・点検ガイドライン」に沿った点検を進め、平成31年（2019年）3月に策定した小金井市災害廃棄物処理計画における見直すべき項目を整理し、同計画を改定しました。

第3章 令和8年（2026年）度一般廃棄物処理計画

1. 一般廃棄物処理計画

本年度及び令和12年（2030年）度における一般廃棄物処理計画（量）を、以下に示します。

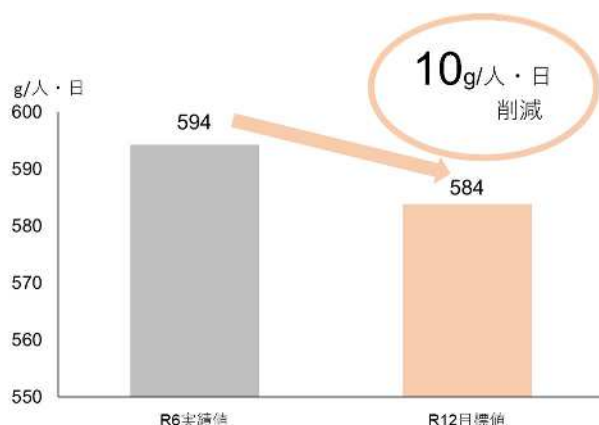
（1）一般廃棄物処理計画（量）

単位：t

	分別区分	R6実績値	R8計画値	R12目標値
家庭系 一般廃棄物	燃やすごみ	11,450	11,370	11,231
	燃やさないごみ	1,340	1,338	1,336
	プラスチックごみ	2,038	2,035	2,032
	粗大ごみ	840	839	838
	有害ごみ	36	36	36
	資源物	7,975	7,940	7,953
	集団回収	1,142	1,140	1,139
	小計（※）	24,821	24,699	24,565
事業系 一般廃棄物	燃やすごみ	2,327	2,230	2,035
	燃やさないごみ	0	0	0
	小計	2,327	2,230	2,035
合計（※）		27,148	26,928	26,600

※ 小数点第1位を四捨五入しているため、計数は一致しない場合があります。

（2）目標値（市民1人1日当たりのごみ排出量）



【1人1日当たりのごみ排出量
（集団回収を含む）】

令和12年度までに

584g/人・日以下

【目標設定の考え方】

食ロス計画を策定し、食品ロスの削減に力を入れていくタイミングであることに加え、近年、市内のまちづくりの進展に併せて事業系一般廃棄物が増加していることを鑑み、家庭系・事業系一般廃棄物を合わせた市民1人1日当たりのごみ排出量（集団回収を含む）を目標値として設定します。基本方針、基本理念実現のため、発生抑制を最優先に取組み、新たな施策の展開、既存の取組の充実を図ることで、令和12年（2030年）度目標値として584g/人・日以下を目指します。

2. プラスチック資源循環促進法への対応

令和4年(2022年)4月から施行された「プラスチック資源循環促進法」において、家庭から排出されるプラスチックごみの一括回収(本市においては実施済み。)と、資源循環の促進等への取組が求められています。

本市では、令和7年(2025年)3月に本格稼働を開始したメタウォーターサステナブルパークこがねいにおいて容器包装プラスチック及び製品プラスチックを混合ベール化し、公益財団法人日本容器包装リサイクル協会に引き渡すことで再商品化を行っています。

3. 施策の展開

令和8年(2026年)度も、引き続き基本計画に基づき「発生抑制を最優先とした3Rの推進」と「各段階における安全・安心・安定的な体制確立の推進」を基本方針として各施策の展開を図ります。

また、令和7年(2025年)度末に策定した一般廃棄物処理基本計画、災害廃棄物処理計画及び食品ロス削減推進計画に基づき、3Rと適正処理を推進します。

(1) 発生抑制を最優先とした3Rの推進

ごみの種類に合わせて積極的に施策の展開を図り、より効果的に発生抑制を進めます。令和8年(2026年)度における「重点項目」に対する各取組の展開は下表のとおりです。

令和8年(2026年)度 重点項目に対する各取組の展開

取組内容	実施する具体的な取組	年度の活動目標
食品ロス削減の推進	・食品ロス削減に関するイベントや講演会の実施 ・民間企業等と連携したフードドライブの実施検討 ・「小金井カメすけ」協力事業者拡大に向けた店舗訪問・事業説明 ・組成分析調査の実施	・各種広報媒体及びイベントなどを通じた市民の意識醸成 ・食品ロス削減に関する民間企業との連携 ・食品ロス削減推進協力店の普及拡大 ・組成分析調査の実施による食品ロス排出状況の実態把握

取組内容	実施する具体的な取組	年度の活動目標
正しい分別方法の周知と徹底	・ごみ・リサイクルカレンダー、ごみ分別アプリ、各種広報媒体を活用した分別方法の周知徹底 ・啓発チラシの配布等による、プラスチックやリチウムイオン電池を含む充電式電池の正しい分別方法の周知徹底	・各種広報媒体を活用した、市民の正しい分別方法に関する意識向上
事業系一般廃棄物の発生抑制の推進	・廃棄物の減量及び再利用に関する計画書兼実績報告書を活用した、事業者へのごみ減量・分別徹底の個別指導の実施 ・市報や市ホームページ、ごみ分別アプリ、SNS（公式X・Instagramなど）を活用した啓発 ・事業系一般廃棄物処理手数料の見直しの検討	・排出状況の把握、個別指導の実施による事業系一般廃棄物の発生抑制 ・事業系一般廃棄物処理手数料改定に係る調査・検討

※ 基本計画において「重点項目」としていない「充実」「強化」の各項目についても、様々な取組を展開する予定ですが、本計画では「重点項目」についてのみ抜粋しています。他の取組内容については基本計画を御参照ください。

（２）各段階における安全・安心・安定的な体制確立の推進

「各段階における安全・安心・安定的な体制確立の推進」に関しては、基本計画策定後、令和３年度に「災害廃棄物処理計画」を踏まえた市職員用「災害廃棄物処理初動対応マニュアル」を策定したほか、令和４年（２０２２年）度に小金井市野川クリーンセンターの本格稼働、令和６年（２０２４年）度末には小金井市資源物処理施設であるメタウォーターサステナブルパークこがねいが稼働開始するなど、着実に施策の展開を進めてまいりました。令和８年（２０２６年）度は、令和７年（２０２５年）度末に改定した災害廃棄物処理計画に基づき、災害発生時の体制整備に向けた検討を進めると共に、今後も引き続き、基本計画に基づき、各段階における安全・安心・安定的な体制確立の推進に向けて、「安全・安心・安定的な収集・運搬の推進」、「安全・安心・安定的な処理・処分の推進」、「廃棄物処理を支える体制の強化」という３つの計画項目について、各施策の展開を図ります。

第4章 ごみ処理体制

1. 家庭系一般廃棄物

(1) 戸別収集（回収）

家庭系一般廃棄物を、「燃やすごみ、燃やさないごみ、プラスチックごみ、粗大ごみ、有害ごみ、資源物」の区分に分類しています。分別区分のうち「燃やすごみ、燃やさないごみ、プラスチックごみ」は家庭用指定収集袋を使用して排出することとし、「粗大ごみ」は粗大ごみ処理券を品目ごとに貼って排出することとしています。また、分別区分ごとに排出された一般廃棄物は、戸別収集（回収）しています。戸建て住宅では道路に面した建物敷地内の収集しやすい場所に、集合住宅では敷地内の専用ごみ集積所に、朝8時30分までに排出されたものを収集（回収）しています。家庭系一般廃棄物の戸別収集（回収）の分別区分、排出方法などは、以下のとおりです。

分別区分		内容	回数/体制	排出方法
燃やすごみ		生ごみ・衛生上燃やすもの・特殊な紙など	週2回/委託	指定収集袋（黄）
燃やさないごみ		ゴム製品・ガラス・せともの、複合品など	2週に1回/委託	指定収集袋（青）
プラスチックごみ		プラマークの有無にかかわらず材質が100%プラスチック製品のもの	週1回/委託	指定収集袋（青）
粗大ごみ		家具・収納用品・自転車・ふとん・ベッド・敷物など	随時/委託	<申込制> 粗大ごみ処理券
有害ごみ		電池類・蛍光灯（電球型を含む。）・水銀体温計・ライター類・電池が取り外せないもの（充電式を含む。） 注	2週に1回/委託	透明又は半透明の袋
資源物	びん	飲料用・食料品用ガラスびん、化粧びん	2週に1回/委託	かごなどに入れる。
	スプレー缶	スプレー缶・エアゾール缶・卓上カセットボンベ	2週に1回/委託	かごなどに入れる。
	空き缶	アルミ缶・スチール缶（飲料缶・菓子缶・茶缶など）	2週に1回/委託	かごなどに入れる。
	金属	鍋・やかん・フライパンなど	2週に1回/委託	かごなどに入れる。
	ペットボトル	飲料用・酒類用・調味料用（しょうゆ・みりんなど）	2週に1回/委託	かごなどに入れる。

分別区分		内容	回数/体制	排出方法
	古紙・布	雑誌・本	週 1 回/委託	紙ひもで縛る。
		ざつがみ	週 1 回/委託	雑誌の間に挟み込むか、紙袋などにまとめて入れる。
		新聞	週 1 回/委託	紙ひもで縛る。
		段ボール	週 1 回/委託	紙ひもで縛る。
		紙パック	週 1 回/委託	紙ひもで縛る。
		シュレッダー紙	週 1 回/委託	透明又は半透明の袋
		布	週 1 回/委託	透明又は半透明の袋
	枝木・ 雑草類・ 落ち葉	枝木（長さ 1 m 以内・1 本の太さ 1 5 cm 以内・束の直径 3 0 cm 以内）・ 雑草類・落ち葉	2 週に 1 回/委託	<u>枝木</u> ひもで縛る。 <u>雑草類・落ち葉</u> 4 5 リットル以内の 透明又は半透明の袋 に入れるか、かごな どに入れる。
	生ごみ 乾燥物	家庭用生ごみ減量化処理機器（乾燥 型）から生成されたもの	週 1 回/直営	< 申込制 > 市指定の専用容器に 入れる（一部対象外 あり）。

注 充電式電池（リチウムイオン電池など）が使用されている電化製品は収集車両、処理施設での火災の原因となります。充電が切れていたり、使用できない状態でも発火や爆発のおそれがありますので、外側がプラスチックの場合でも、必ず「有害ごみ」として排出しなければなりません。

※ 家庭生ごみ資源化（堆肥化）モデル事業を令和 7 年（2 0 2 5 年）5 月 1 日から実施しています（週 1 回／委託）。

※ 指定収集袋：化石資源の保護及び温室効果ガスの一つである二酸化炭素（CO₂）の増加を抑制して環境負荷の低減を図るため、令和 5 年（2 0 2 3 年）度からバイオマス素材を原材料とした家庭系指定収集袋を導入しています。

(2) 拠点回収

家庭から排出される資源物の一部については、分別区分ごとに拠点回収場所へ排出された資源物を回収する拠点回収も実施しています。

拠点回収を実施している資源物の分別区分などは、以下のとおりです。

分別区分		内容	回数/体制
資源物	食品トレイ	発泡スチロール製トレイ	随時/委託
	紙パック	紙パック（内側が白いもののみ）	随時/委託
	難再生古紙	防水加工された紙・感熱紙・写真・紙製緩衝材・アルミ付紙パックなど	随時/委託・直営
	ペットボトル	飲料用・酒類用・調味料用（しょうゆ・みりんなど）	随時/委託
		飲料用	随時/ ゼブン・イレブン店頭回収
	ペットボトルキャップ	ペットボトルのキャップ	随時/直営
	生ごみ乾燥物	家庭用生ごみ減量化処理機器（乾燥型）から生成されたものなど	随時/直営
	くつ・かばん類	くつ類（左右ペア）・かばん類・ベルト・ぬいぐるみ	月1回/直営
	ステンレス製ボトル	ステンレス製ボトル（水筒）	随時/直営
	コンタクトレンズ空ケース	使い捨てコンタクトレンズ空ケース	随時/直営

- ※ 家庭生ごみ資源化（堆肥化）モデル事業を令和7年（2025年）5月1日から実施しています（週1回/直営・委託）。
- ※ 上記のほかに地域の実情に合わせて、地域住民などの管理の下、拠点回収を実施している場合があります。
- ※ 市内の拠点回収場所は、小金井市ホームページのほか、小金井市ごみ・リサイクルカレンダーに掲載しています。
- ※ 膨張変形したリチウムイオン電池製品については、小金井市野川クリーンセンター及びメタウォーターサステナブルパークこがねいで回収しています。

ごみ量削減に向けた取組事例

○マイバッグの利用
（レジ袋Lサイズ1枚：約7g）



○ばら売り・量り売りの利用
○店頭回収の利用
（トレイ1枚：約3g）



○マイボトルの利用
（テイクアウト用コーヒー
紙コップ1個：約12g）



（ペットボトル1本（500mL）
：約18g）



(3) 適正処理方法

家庭系一般廃棄物の適正処理方法については、次のとおりです。

分別区分	中 間 処 理			最終処理（処分）
	処 理 方 法		処理場所	
燃やすごみ	焼却処理 （一部事務組合）		浅川清流環境 組合可燃ごみ 処理施設	焼却後エコセメント化 （一部事務組合）
燃やさない ごみ	積替え （委託）	金属・プラス チック類等の 複合品など	野川クリーン センター	金属・プラスチック類等の複合品な どを資源化、熱回収（民間処理施 設）
プラスチック ごみ	選別・ べール化 （委託）	プラスチック 製品及び容器 包装リサイク ル法対象の廃 プラスチック	メタウォータ ーサステナブ ルパークこが ねい	プラスチック製品及び容器包装リサ イクル法対象の廃プラスチックを資 源化（公益財団法人日本容器包装リ サイクル協会）
粗大ごみ （可燃系）	選別・ 解体 （委託）	木質家具、ふ とんなど	野川クリーン センター・浅 川清流環境組 合可燃ごみ処 理施設	木質家具などを熱回収（民間処理施 設）
				ふとんを焼却後エコセメント化 （一部事務組合）
				粗大ごみの一部は補修し、リユース （野川クリーンセンター）
粗大ごみ （不燃系）	選別・ プレス （委託）	自転車など大 部分が金属の もの	野川クリーン センター・メ タウォータ ーサステナブ ルパークこが ねい	自転車など大部分が金属のものを資 源化（民間処理施設）
	選別 （委託）	上記以外の複 合素材・小型 家電製品・衣 装ケース・ゴ ルフクラブな ど		小型家電製品・衣装ケース・ゴルフ クラブは資源化、その他品目は熱回 収（民間処理施設）
				粗大ごみの一部は補修し、リユース （野川クリーンセンター）
有害ごみ	選別（委託）		メタウォータ ーサステナブ ルパークこが ねい	資源化・一部埋立（民間処理施設）
				小型家電製品を資源化 （民間処理施設）
びん	破碎・選別（委託）		メタウォータ ーサステナブ ルパークこが ねい	資源化（民間処理施設）
スプレー缶	積替え（委託）		メタウォータ ーサステナブ ルパークこが ねい	資源化（民間処理施設）

分別区分	中 間 処 理		最終処理（処分）
	処 理 方 法	処理場所	
空き缶	選別・プレス(委託)	メタウォーター ーサステナブル パークこが ねい	資源化（民間処理施設）
金属	選別・プレス(委託)		資源化（民間処理施設）
ペットボトル	選別・ペール化(委託)		資源化（公益財団法人日本容器包装 リサイクル協会）
古紙			資源化（民間処理施設）
布	積替え(委託)	野川クリーン センター	資源化（民間処理施設）
枝木・雑草類・ 落ち葉	選別(委託)	民間処理施設	資源化（民間処理施設）
生ごみ乾燥物	積替え(直営・委託)	メタウォーター ーサステナブル パークこが ねい	堆肥化（民間処理施設）
トレイ	選別(委託)	民間処理施設	資源化（民間処理施設）
ペットボトル キャップ	積替え(直営)	野川クリーン センター	資源化（民間処理施設）
くつ・ かばん類	積替え(直営)	野川クリーン センター	資源化（民間処理施設）
難再生古紙	選別(委託)	民間処理施設	資源化（民間処理施設）

2. 事業系一般廃棄物

(1) 事業活動における 3 R の推進

事業者は、自らの責任においてごみを適正に処理することが原則であること
を踏まえ、拡大生産者責任に基づく責任を果たすとともに、事業活動において、
発生抑制を最優先とした 3 R の推進に取り組まなければなりません。製品、容
器などの製造、加工及び販売の際、それらがごみとなった場合、適正処理が困
難にならないような取組が必要です。また、リサイクル推進協力店及び食品ロ
ス削減推進協力店の認定要件であるレジ袋の削減、簡易包装への取組、ばら売
り・量り売りへの取組、食品ロスの削減、水切りの徹底、トレイ・ペットボト
ル・紙パックなどの店頭回収などに取り組むことが重要です。

(2) 排出方法

事業所から排出される一般廃棄物については、事業者自らの責任において、
自己処理することが原則となります。法令を遵守して、独自に又は他の事業者
と共同して適正に処理しなければなりません。

ただし、1 日平均 10 kg 未満又は臨時に 100 kg 未満の量を排出する事業所
は、事業用指定収集袋を使用して事業系一般廃棄物を排出することができます。
粗大ごみについては市では収集していません。なお、資源物のうち古紙、枝木・
雑草類・落ち葉については、少量の場合に限り、無料で排出することができます。
また、排出された事業系一般廃棄物は家庭系一般廃棄物と併せて収集（回
収）していることから、家庭系一般廃棄物に準じて適正処理を行っています。
1 日平均 10 kg 未満又は臨時に 100 kg 未満の量を排出する事業所が、事業用
指定収集袋を使用して排出する場合の分別区分及び排出方法は次のとおりで
す。

分別区分		排出方法
燃やすごみ		事業用指定収集袋（赤）（紙おむつを含む。）
燃やさないごみ		事業用指定収集袋（青）
プラスチックごみ		事業用指定収集袋（青）
粗大ごみ		市では収集していません。
資源物	びん	事業用指定収集袋（青）
	スプレー缶	
	空き缶	
	金属	
	ペットボトル	
	布	

分別区分		排出方法
資源物	古紙	家庭から通常排出される程度の量を排出することができる。 <例> ・シュレッダー紙（4 5 L 以内の透明又は半透明の袋、1 回に 2 袋まで） ・段ボール（みかん箱サイズを目安とする、1 回に 5 枚程度まで）
	枝木・雑草類・ 落ち葉	3 束（袋）まで排出することができる。 枝 木：ひもで縛る。 雑草類：透明又は半透明の袋 落ち葉：透明又は半透明の袋

（３）適正処理方法

事業系一般廃棄物は、生活環境の保全上支障が生じないうちに自ら運搬し、一般廃棄物処理施設にて処分し、又は一般廃棄物収集運搬許可業者に運搬させ、市長が指定した場所又は一般廃棄物処理施設（オリックス資源循環株式会社（埼玉県寄居町）、株式会社アルフォ（大田区）、バイオエナジー株式会社（大田区）、株式会社ジェイ・アール・エス（埼玉県所沢市）、西東京リサイクルセンター（羽村市）、エルエス工業株式会社（栃木県那須塩原市）、株式会社アクト・エア（神奈川県愛川町）、ニューエナジーふじみ野株式会社（埼玉県ふじみ野市）、比留間運送株式会社（武蔵村山市）、株式会社イズミ環境（八王子市）など）にて適正に処理しなければなりません。

第5章 ごみ処理施設等に関する事項

1. 可燃ごみ処理施設

本市の可燃ごみについては、ごみ処理施設の設置及び運営等を共同で行うことを目的に設立された浅川清流環境組合（構成市：日野市、国分寺市、本市）において、令和2年（2020年）4月から共同処理を行っています。

- (1) 施設名称：浅川清流環境組合可燃ごみ処理施設
- (2) 所在地：東京都日野市石田一丁目210番地の2
- (3) 処理能力：約228t／日（全連続燃焼式ストーカ炉）



2. 不燃・粗大ごみ積替え・保管施設

平成29年（2017年）度に策定した「小金井市清掃関連施設整備基本計画」に基づき、二枚橋焼却場跡地に、不燃・粗大ごみの積替え・保管施設を整備し、令和4年（2022年）8月から本格稼働しています。

- (1) 施設名称：小金井市野川クリーンセンター
- (2) 所在地：小金井市東町一丁目7番19号



3. 資源物処理施設

平成29年（2017年）度に策定した「小金井市清掃関連施設整備基本計画」に基づき、旧中間処理場敷地に、プラスチックごみ・ペットボトル・空き缶・びんなどの資源物処理施設を整備し、令和7年（2025年）3月から本格稼働しています。

- (1) 施設名称：メタウォーターサステナブルパークこがねい
- (2) 所在地：小金井市貫井北町一丁目8番25号
- (3) 処理能力：25.9t／5h



4. 最終処分場

焼却施設で可燃ごみを焼却処理した後に発生する焼却灰は、本市を含む25市1町で構成される東京たま広域資源循環組合において、平成18年（2006年）から稼働している東京たまエコセメント化施設で、エコセメントの原料としてリサイクルすることで、二ツ塚廃棄物広域処分場の延命化が図られています。なお、平成30年（2018年）度以降は、構成団体^{では}埋立ごみの搬入を行っておりません。

- (1) 施設名称：二ツ塚廃棄物広域処分場・東京たまエコセメント化施設
- (2) 所在地：東京都西多摩郡日の出町大字大久野字玉の内

第6章 動物の死体処理

1. 市へ届け出るもの

占有者が、その土地又は建物内の動物の死体を自らの責任で処分できない時は、市に届け出る必要があります。

2. 市が収集するもの

占有者又は管理者が自らの責任で行うもののほかは、届出により市が収集します。

3. 処理方法

占有者又は管理者が自らの責任で行うもののほかは、火葬により処分します。

第7章 その他一般廃棄物の処理に関し必要な事項

1. 市が収集しない一般廃棄物について

(1) ブラウン管テレビ、液晶テレビ、プラズマテレビ、有機ELテレビ、冷蔵庫、冷凍庫、洗濯機、衣類乾燥機、エアコン

ア 特定家庭用機器再商品化法（平成10年法律第97号）に基づき販売店により回収

イ 小金井市家電リサイクル受付センターに回収を依頼

ウ 令和7年（2025年）1月末に市と連携協定を締結した小型家電リサイクル法認定事業者を通じた家電4品目小売事業者による自宅回収サービスの利用

エ 郵便局で家電リサイクル券を購入し、指定引取場所に持込み

(2) パソコン

資源の有効な利用の促進に関する法律（平成3年法律第48号）に基づきメーカーにより自主回収又は資源有効利用促進法の認定事業者による宅配回収

(3) 適正処理困難物又はそれに準ずるもの

ドア、畳、床材、壁材、土、砂、灰、瓦、レンガ、石材、ブロック、ピアノ、電子オルガン、耐火金庫、風呂釜、浴槽、バッテリー、タイヤ、モーター、ホイール、ボウリングの球、プロパンガスボンベ、消火器、灯油、廃油、農薬、薬品、塗料、ペット用トイレ砂（燃やせる素材を除く。）、フロンガスが充填されている製品など

（危険及び有害などで市の施設では適正処理できないため、市民及び関係事業者の協力を得て専門の処理業者により回収・処理）

(4) オートバイ

メーカーにより自主回収

(5) 在宅医療に伴う注射器・注射針

市内薬局及び医療機関により自主回収

2. 処理方法の変更

天候その他の特別な事情がある時は、収集運搬及び処分の方法を変更することがあります。

3. 災害廃棄物

「小金井市災害廃棄物処理計画」にて、災害廃棄物の処理方法について示しています。

第8章 生活排水処理

1. 収集運搬

生活排水（し尿及び浄化槽汚泥）の収集運搬に関する事項は、以下のとおりです。

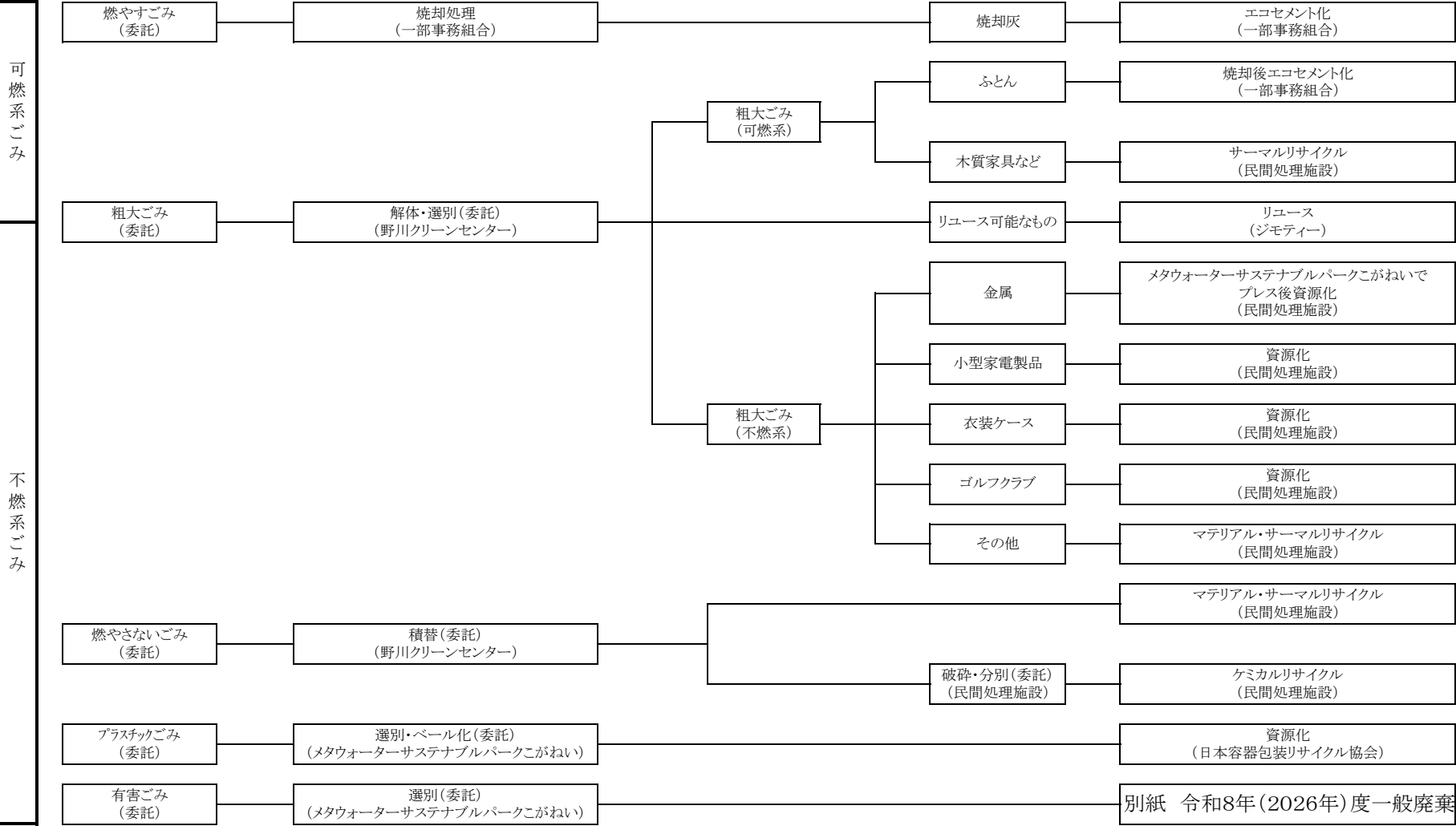
し尿及び 浄化槽汚泥	収集運搬 推計量 (KL/年)	収集地域	収集回数	収集方法
	76.5	市内全域	随 時	バキューム車に よる収集(委託)

2. 処理

本市で発生する生活排水（し尿及び浄化槽汚泥）は、立川市、武蔵野市、小平市、国分寺市、東大和市、武蔵村山市及び本市の7市で構成する一部事務組合（湖南衛生組合）で共同処理しています。令和5（2023年）年4月1日より、湖南衛生組合の構成市が増加したこと等によって、湖南衛生組合し尿処理施設へのし尿搬入量は増加傾向です。処理水は、混合水槽内で希釈し公共下水道に放流しています。

- (1) 施設名称：湖南衛生組合下水投入施設
- (2) 所在地：武蔵村山市大南5丁目1番地
- (3) 処理能力：7.0KL/日
- (4) 処理方式：前処理希釈方式

別紙 令和8年(2026年)度一般廃棄物処理計画 ごみ処理フロー図(令和8年4月1日現在)



資源物

